

平成 2 1 年 旭 市 議 会 第 1 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (3月2日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	2
説明のため出席した者.....	2
事務局職員出席者.....	2
開 会.....	3
議長報告事項.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期の決定.....	4
議案上程.....	4
議案第 1 号 平成 2 1 年度旭市一般会計予算の議決について	
議案第 2 号 平成 2 1 年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について	
議案第 3 号 平成 2 1 年度旭市老人保健特別会計予算の議決について	
議案第 4 号 平成 2 1 年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について	
議案第 5 号 平成 2 1 年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について	
議案第 6 号 平成 2 1 年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について	
議案第 7 号 平成 2 1 年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について	
議案第 8 号 平成 2 1 年度旭市水道事業会計予算の議決について	
議案第 9 号 平成 2 1 年度旭市病院事業会計予算の議決について	
議案第 1 0 号 平成 2 1 年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決について	
議案第 1 1 号 平成 2 0 年度旭市一般会計補正予算の議決について	
議案第 1 2 号 平成 2 0 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について	
議案第 1 3 号 平成 2 0 年度旭市後期高齢者医療特別会計補正予算の議決について	
議案第 1 4 号 平成 2 0 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について	
議案第 1 5 号 平成 2 0 年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について	
議案第 1 6 号 平成 2 0 年度旭市水道事業会計補正予算の議決について	

議案第 17 号	平成 20 年度旭市病院事業会計補正予算の議決について	
議案第 18 号	平成 20 年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について	
議案第 19 号	旭市庁舎整備基金条例の制定について	
議案第 20 号	旭市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について	
議案第 21 号	旭市海上キャンプ場の設置及び管理に関する条例の制定について	
議案第 22 号	旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 23 号	旭市税条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 24 号	旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 25 号	旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 26 号	旭市国民宿舎事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 27 号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	
議案第 28 号	指定管理者の指定について（あさひ健康福祉センター）	
議案第 29 号	指定管理者の指定について（海上ふれあいサポートセンター）	
議案第 30 号	指定管理者の指定について（飯岡福祉センター）	
議案第 31 号	指定管理者の指定について（旭市福祉作業所）	
議案第 32 号	市道路線の認定、廃止及び変更について	
施政方針並びに提案理由の説明		6
議案の補足説明		22
散 会		78

第 2 号（3月4日）

議事日程	79
本日の会議に付した事件	79
出席議員	79
欠席議員	79
説明のため出席した者	80
事務局職員出席者	80

開 議	8 1
議案質疑	8 1
常任委員会議案付託	1 2 9
常任委員会陳情付託	1 2 9
散 会	1 3 0

第 3 号 (3 月 5 日)

議事日程	1 3 1
本日の会議に付した事件	1 3 1
出席議員	1 3 1
欠席議員	1 3 1
説明のため出席した者	1 3 1
事務局職員出席者	1 3 2
開 議	1 3 3
一般質問	1 3 3
5 番 林 七 巳	1 3 3
2 1 番 高 橋 利 彦	1 4 1
2 番 島 田 和 雄	1 6 5
9 番 嶋 田 哲 純	1 8 7
8 番 滑 川 公 英	1 9 4
散 会	2 1 2

第 4 号 (3 月 9 日)

議事日程	2 1 3
本日の会議に付した事件	2 1 3
出席議員	2 1 3
欠席議員	2 1 3
説明のため出席した者	2 1 3
事務局職員出席者	2 1 4
開 議	2 1 5

一般質問.....	2 1 5
1 1 番 木 内 欽 市.....	2 1 5
4 番 伊 藤 房 代.....	2 3 0
1 3 番 日 下 昭 治.....	2 3 7
1 番 伊 藤 保.....	2 5 9
6 番 向 後 悦 世.....	2 7 0
2 4 番 神 子 功.....	2 9 3
会議時間の延長.....	3 0 5
散 会.....	3 1 5

第 5 号 (3月23日)

議事日程.....	3 1 7
本日の会議に付した事件.....	3 1 7
出席議員.....	3 1 7
欠席議員.....	3 1 8
説明のため出席した者.....	3 1 8
事務局職員出席者.....	3 1 9
開 議.....	3 2 0
常任委員長報告.....	3 2 0
質疑、討論、採決.....	3 2 8
常任委員長陳情報告.....	3 3 8
質疑、討論、採決.....	3 3 9
発議案上程.....	3 4 1
発議第 1 号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書の提出について	
発議第 2 号 旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	
提案理由の説明.....	3 4 1
質疑、討論、採決.....	3 4 2
議案上程.....	3 4 3
議案第 3 3 号 旭市副市長の選任につき同意を求めることについて	
提案理由の説明.....	3 4 3

議案の補足説明.....	3 4 4
質疑、討論、採決.....	3 4 5
事務報告.....	3 4 7
閉　　会.....	3 4 7

平成 2 1 年旭市議会第 1 回定例会会議録

議 事 日 程 （第 1 号）

平成 2 1 年 3 月 2 日（月曜日）午前 1 0 時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 議長報告事項
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 議案上程
- 第 6 施政方針並びに提案理由の説明
- 第 7 議案の補足説明

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議長報告事項
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 議案上程
- 日程第 6 施政方針並びに提案理由の説明
- 日程第 7 議案の補足説明

出席議員（ 2 4 名 ）

1 番	伊 藤 保	2 番	島 田 和 雄
3 番	平 野 忠 作	4 番	伊 藤 房 代
5 番	林 七 巳	6 番	向 後 悦 世
7 番	景 山 岩三郎	8 番	滑 川 公 英
9 番	嶋 田 哲 純	1 0 番	柴 田 徹 也
1 1 番	木 内 欽 市	1 2 番	佐久間 茂 樹
1 3 番	日 下 昭 治	1 4 番	平 野 浩

15番 林 俊 介
 17番 林 一 雄
 19番 嶋 田 茂 樹
 21番 高 橋 利 彦
 24番 神 子 功

16番 明 智 忠 直
 18番 高 木 武 雄
 20番 向 後 和 夫
 22番 林 正一郎
 26番 林 一 哉

欠席議員（１名）

25番 伊 藤 鐵

説明のため出席した者

市 長 伊 藤 忠 良
 教 育 長 米 本 弥榮子
 総 務 課 長 高 埜 英 俊
 企 画 課 長 加 瀬 正 彦
 税 務 課 長 野 口 徳 和
 環 境 課 長 平 野 修 司
 健康管理課長 小長谷 博
 高 齢 者 福 祉 課 長 横 山 秀 喜
 農 水 産 課 長 堀 江 隆 夫
 都市整備課長 島 田 和 幸
 会 計 管 理 者 渡 辺 輝 明
 水 道 課 長 堀 川 茂 博
 学校教育課長 及 川 博
 国体推進室長 高 野 晃 雄
 農 業 委 員 会 農 事 務 局 長 小 田 雄 治
 病院経理課長 鈴 木 清 武

副 市 長 鈴 木 正 美
 病院事務部長 伊 藤 敬 典
 秘書広報課長 加 瀬 寿 一
 財 政 課 長 平 野 哲 也
 市 民 課 長 木 内 國 利
 保険年金課長 増 田 富 雄
 社会福祉課長 在 田 豊
 商工観光課長 神 原 房 雄
 建 設 課 長 米 本 壽 一
 下 水 道 課 長 中 野 博 之
 消 防 長 菅 谷 衛 一
 庶 務 課 長 浪 川 敏 夫
 生涯学習課長 花 香 寛 源
 監 査 委 員 会 長 林 久 男
 事 務 局 宿 舎 人 員 野 口 國 男
 国 民 宿 舎 再 整 備 室 長 鏑 木 友 孝

事務局職員出席者

事 務 局 長 宮 本 英 一

事 務 局 次 長 石 毛 健 一

開会 午前 10 時 0 分

○議長（向後和夫） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

日程第 1 開 会

○議長（向後和夫） ただいまの出席議員は24名、議会は成立しました。

これより平成21年旭市議会第 1 回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 2 議長報告事項

○議長（向後和夫） 日程第 2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

日程第 3 会議録署名議員の指名

○議長（向後和夫） 日程第 3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

6 番、向後悦世議員、7 番、景山岩三郎議員、以上の 2 議員を指名いたします。

日程第４ 会期の決定

- 議長（向後和夫） 日程第４、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から３月23日までの22日間といたしたいと
思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（向後和夫） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から３月23日までの22日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお
願いいたします。

- 議長（向後和夫） 市長より送付を受けております議案は、議案第１号から議案第32号まで
の32議案であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（向後和夫） 配布漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長、病院事業管理者ほか関係課長等の出席を求め
ました。

日程第５ 議案上程

- 議長（向後和夫） 日程第５、議案上程。

議案第１号から議案第32号までの32議案を上程いたします。

議案第 １号 平成２１年度旭市一般会計予算の議決について

議案第 ２号 平成２１年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について

議案第 ３号 平成２１年度旭市老人保健特別会計予算の議決について

- 議案第 4 号 平成 21 年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について
- 議案第 5 号 平成 21 年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について
- 議案第 6 号 平成 21 年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について
- 議案第 7 号 平成 21 年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について
- 議案第 8 号 平成 21 年度旭市水道事業会計予算の議決について
- 議案第 9 号 平成 21 年度旭市病院事業会計予算の議決について
- 議案第 10 号 平成 21 年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決について
- 議案第 11 号 平成 20 年度旭市一般会計補正予算の議決について
- 議案第 12 号 平成 20 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 13 号 平成 20 年度旭市後期高齢者医療特別会計補正予算の議決について
- 議案第 14 号 平成 20 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 15 号 平成 20 年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 16 号 平成 20 年度旭市水道事業会計補正予算の議決について
- 議案第 17 号 平成 20 年度旭市病院事業会計補正予算の議決について
- 議案第 18 号 平成 20 年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について
- 議案第 19 号 旭市庁舎整備基金条例の制定について
- 議案第 20 号 旭市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 議案第 21 号 旭市海上キャンプ場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 22 号 旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23 号 旭市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 24 号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 25 号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 26 号 旭市国民宿舎事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 27 号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第 28 号 指定管理者の指定について（あさひ健康福祉センター）
- 議案第 29 号 指定管理者の指定について（海上ふれあいサポートセンター）
- 議案第 30 号 指定管理者の指定について（飯岡福祉センター）

議案第 3 1 号 指定管理者の指定について（旭市福祉作業所）

議案第 3 2 号 市道路線の認定、廃止及び変更について

日程第 6 施政方針並びに提案理由の説明

○議長（向後和夫） 日程第 6、施政方針並びに提案理由の説明。

施政方針並びに議案第28号を除く議案第 1 号から議案第32号までの提案理由の説明を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 本日、ここに平成21年旭市議会第 1 回定例会を招集し、平成21年度一般会計、特別会計及び企業会計予算のほか、条例の制定等の案件についてご審議を願うことといたしました。

開会にあたり、新年度における市政運営について所信の一端を申し上げます。

はじめに、総合計画について申し上げます。

平成19年 4 月からスタートした総合計画は、3 年目を迎えます。

平成21年度は、市全体のバランスある発展を目指すとともに、地域の特性・資源を最大限に生かし、誰もが健康で安心・安全に暮らせる「日本一住みよい」まちづくりを進め、将来都市像「ひとが輝き 海とみどりがつくる健康都市“旭”」の実現に向けて、百年に一度といわれる大不況に沈むことなく、活力あるまちづくりに取り組んでまいります。

また、施策や事業の実施に当たっては、議会をはじめ市民の皆様との合意形成を図りながら進めてまいりたいと考えております。

次に、行政改革について申し上げます。

本市の行政改革の指針であります「旭市行政改革アクションプラン」については、平成17年度に策定以来、これまで定員適正化計画に基づく職員数の縮減や、民間委託の推進、本庁舎の狭隘化の解消と支所庁舎の有効活用などに取り組んできたところであります。

定員適正化計画においては、職員数の縮減を計画的に進めており、平成21年度当初の職員数は779名となる見込みであり、目標を大幅に上回る72名が縮減されます。

また、組織・機構の再編の一環として、一部の課の組織を見直すこととしたところであり、

総務課、社会福祉課及び建設課において班の統合を行うとともに、支所機能の一部を本庁直轄とするものであります。

今後も、市民に親しまれる市役所を目指し、業務形態等を勘案しながら、随時、見直しを行ってまいります。

なお、平成21年度はアクションプランの最終年度となりますので、目標達成に向けて一層の行政改革に取り組むとともに、今後も、行政改革推進委員会のご意見等をいただきながら、次期アクションプランの策定作業を進めてまいります。

次に、平成21年度の予算編成方針について申し上げます。

世界の金融資本市場は、未曾有の危機に陥っており、今後の我が国の経済については、世界的な景気後退を受けて、外需面に加え、国内需要も停滞し、景気の下降局面が長期化、深刻化するおそれが懸念されております。

このため政府は、国民生活と日本経済を守る観点から、当面は「景気対策」、中期的には「財政再建」、中長期的には「改革による経済成長」という3段階で、経済財政政策を進め、内需主導の持続的成長が可能となるよう期待しているところであります。

こうした中、先に決定された平成21年度の地方財政計画では、地方交付税は特別枠として1兆円増額されたものの、地方交付税の原資となる国税の減収などにより、通常分の地方交付税は減額となり、実際の増額は4,100億円、対前年度比2.7パーセント増に留まる結果となりました。

また、地方税は4兆2,843億円、10.6パーセントの減となる一方、地方譲与税は7,591億円、108パーセントの増となりましたが、計画規模では、対前年比1パーセント減の82兆5,557億円となり、地方財政は依然として厳しい状況が続くものと見込まれております。

本市においても、歳入の中枢を占める市税収入の増は見込めない状況にあり、歳出においても、扶助費などの義務的経費が増加を続けており、経常収支比率や実質公債費比率の推移を見ると、財政の弾力性は低い状態が続くものと予想されます。

しかしながら、急速に進展する「少子・高齢化社会への的確な対応」や「安全で安心して暮らせるまちづくりの実現」など、市民が求める多くの財政需要が今後も見込まれるところであります。

このような状況下において編成した平成21年度の当初予算は、市民福祉の向上と市の均衡ある発展に向けて、合併の効果や財源などを最大限に生かすとともに、合併による国の財政支援の終期も見据えながら、本市の「基本計画」や「行政改革アクションプラン」に掲げる

施策を着実に実施していくことを基本とし、一般会計の予算額を255億5,000万円としたものであります。

また、特別会計は、国民健康保険事業、老人保健、後期高齢者医療、介護保険事業、下水道事業、農業集落排水事業の6事業で140億9,280万円とし、企業会計では、水道事業、病院事業、国民宿舎事業の3事業を合わせて428億7,394万2,000円となり、当初予算の規模825億1,674万2,000円としたところであります。

次に、平成21年度の主要事業等について、基本計画の施策体系に沿って申し上げます。

第一に「安全で魅力のあるまちづくり」であります。

はじめに、都市計画について申し上げます。

都市計画マスタープランについては、現在、土地利用や都市施設の基本方針などの全体構想を取りまとめているところであります。

今後は、地域別構想の策定に向け、策定委員会のご意見をいただくとともに、地域別の説明会を開催するなど、多くの市民のご意見を取り入れながら、平成21年度末には都市計画マスタープランを策定したいと考えております。

次に、市道の整備について申し上げます。

市民生活に直接関連する市道の整備については、地域のバランス等を考慮しながら、計画的に整備を進めてまいります。

旭中央病院アクセス道整備事業については、用地取得を行いながら工事を進めているところであり、東西線については、平成21年度が最終年度となることから、県と市を合わせて延長1,730メートルの工事を施工し、東西線は全線が完成することになります。

南北線については、ＪＲの線路をまたぐ橋梁工事を含め、旭中央病院から国道126号までの工事を継続して進めてまいります。

また、橋梁の長寿命化を図るため、鎌数地先の更生橋の補強工事を実施いたします。

次に、街路事業については、旭駅前線において、引き続き電線共同溝及び歩道の工事を行い、駅前地域としての都市環境の整備を進めるとともに、駅東側から線路沿いの市道へつながる通路の整備を行い、通勤・通学者等の利便性を図ってまいります。

次に、コミュニティバスについて申し上げます。

昨年4月に再編したコミュニティバスについては、市民の身近な移動手段として定着してきており、年間10万人を上回る利用者が見込まれるところであります。

試行運行を開始した干潟地区ルートについては、当初の見込みを上回る多くの市民の皆様

に利用されている状況にあります。旭市地域公共交通会議において、干潟地区ルートにおける更なる利用促進を図るための提案をいただきましたので、来る4月からは、このルートにより引き続き試行運行を行ってまいります。

今後も、各ルートの利用状況等を踏まえ、効率性・利便性を念頭に、市民の皆様が利用しやすい運行ルートを目指してまいります。

次に、消防行政について申し上げます。

消防体制の強化については、本署においてポンプ自動車と指揮車を更新し、消防団車両3台の更新整備を行うとともに、消防庫及び防火水槽については、年次計画により順次整備を進めており、今後も、火災の減少を目指して一層の予防対策に努めてまいります。

次に、防災について申し上げます。

防災行政無線統合整備については、親局及び遠隔操作装置の設置を完了し、飯岡地区から屋外受信機及び戸別受信機を順次、更新しているところであり、年度内の整備完了に向けて更新整備を進めてまいります。

第二に「快適でうるおいのあるまちづくり」であります。

はじめに、生活環境について申し上げます。

人々が自然と共生できる、やすらぎのある環境都市を目指し、「きれいな旭をつくる会」を主体に、市民の皆様やボランティア団体のご協力をいただきながら、ゴミゼロ運動や各種事業に積極的に取り組み、住みよい環境づくりに努めてまいります。

次に、広域ごみ処理事業について申し上げます。

東総地域ごみ処理広域化計画については、東総地区広域市町村圏事務組合を中心に組んでおりますが、現在、広域ごみ処理施設の建設用地について、構成3市管内の6地区で詳細な調査を実施しているところであります。

この調査は、候補地を検討するための調査段階のものでありますが、今後も、構成3市で協調し、地域住民の皆様のご理解とご協力をいただきながら施設整備に向けて努力してまいります。

次に、東総衛生組合旭クリーンパークについて申し上げます。

旭クリーンパークは、建設後22年が経過しており、施設の経年劣化に加え、合併処理浄化槽の汚泥処理に対応できない状況にあることから、施設の更新整備を進めており、コンパクトで再資源化を考慮した汚泥再生処理センターとして、現敷地内に2か年事業で施設を建設してまいります。

次に、水道事業について申し上げます。

将来にわたり安全で良質な水を安定的に供給するため、既存施設の維持管理に努めながら、引き続き配水区域の変更に伴う水圧改善とループ化等を計画的に行ってまいります。

また、中期経営計画による経営効率化への取り組みについては、来る4月から、料金収納業務、開閉栓業務、各種受付業務等を民間事業者に包括委託することとしており、土曜日の営業や平日の営業時間延長、更にはインターネットによる届出などを取り入れた「旭市水道お客様センター」をスタートいたします。

これにより、職員の適正配置と業務運営の効率化が図られるとともに、利用者に対して、より一層、利便性の高い向上が期待できるものと考えております。

次に、下水道事業について申し上げます。

公共下水道は、平成20年度末において156.3ヘクタールの区域で使用が可能となり、これにより事業認可区域202ヘクタールのうち、約77パーセントが整備されることとなります。

平成21年度は、二袋地先9.9ヘクタールの面整備工事を実施するとともに、流入量の増加に合わせて、本庁舎敷地内に中央汚水ポンプ場を3か年計画で建設してまいります。

次に、排水路の整備について申し上げます。

川向西野地区の排水路整備事業については、詳細設計が終了しましたので、全体計画1,060メートルのうち、流末となる新川側から約350メートルの工事に着手してまいります。

次に、都市公園事業について申し上げます。

袋公園については、園路広場、遊戯施設等の整備を行い、多様なレクリエーションニーズに対応した、市民が憩える公園となるよう整備してまいります。

また、溜池の中通りを拡幅するとともに植栽を行ってまいります。

これにより、西溜池の全周が桜並木としてつながりますので、市の観光名所として、より一層価値が高まるものと期待しております。

文化の杜公園については、関係地権者のご協力により、事業用地の83パーセントを取得することができましたので、基盤整備工事に着手いたします。多目的な利用と防災機能を併せ持った総合公園として整備を進めてまいります。

次に、あさひ健康パークについて申し上げます。

あさひ健康パークは、現在の飛砂防止柵の嵩上げを行い、公園及び近隣住民の塩害及び砂塵被害の防止を行ってまいります。

下宿ふれあい公園については、園路広場、遊戯施設等の整備を行います。地域交流の場と

して、子どもからお年寄りまで多くの市民の皆様に利用していただくとともに、災害時には避難場所ともなる地域に密着した近隣公園として整備を行ってまいります。

第三は「健やかでやすらぎのあるまちづくり」であります。

はじめに、保健事業について申し上げます。

妊婦健康診査については、公費負担の受診回数を現行の5回から14回に拡充するとともに、若い世代の負担軽減を図るとともに、安心して子どもを産める環境づくりに努めてまいります。

また、乳幼児医療費助成事業については、昨年12月に、県の補助基準が見直され、自己負担額が上がりましたが、保護者の負担を引き上げることなく、安心して子育てが行えるよう、引き続き市の単独事業として助成してまいります。

次に、病院事業について申し上げます。

近年、自治体病院を取り巻く環境は、更に厳しさは増してきており、近隣病院においても、休止や病棟の閉鎖等が相次ぎ、診療体制の縮小が顕著な状況にあります。

このような状況において、旭中央病院は健全経営を堅持し、東総地域の基幹病院として、高度医療をはじめ、不採算部門の救急医療を受け持つとともに、近隣病院の要請に基づいて医師を派遣するなど、その重責をしっかりと果たしているところであります。

去る2月21日に開催した地域医療シンポジウムでは、「住民が安心して暮らせる地域医療の確保に向けて」と題して、公立病院を取り巻く厳しい現状認識と地域医療のセーフティネット構築を見据えた地域医療体制の将来像について、基調講演をいただきました。

また、パネルディスカッションでは、旭中央病院の地域医療体制確保のためのさまざまな取り組みや、市の総合計画における医療・福祉の郷構想などについて紹介し、会場の皆様とも意見交換を行ったところであり、旭中央病院が地域の基幹病院としてその果たす役割の重要性について、市民の皆様並びに関係各位の理解を深めることができたものと考えております。

今後とも、病院事業の健全経営に取り組むとともに、病院再整備事業に全力を傾注することが大変重要であると考えております。

建設工事が進む中、市民をはじめ、病院を訪れる多くの来院者の皆様には、暫くの間、不自由をお掛けすることになりますが、安全を第一に、工期内の完成を目指して努力してまいります。

次に、社会福祉について申し上げます。

平成18年4月から指定管理者制度に基づき委託しております「あさひ健康福祉センター」「飯岡福祉センター」「海上ふれあいサポートセンター」及び「旭市福祉作業所」について、本年3月末をもって指定期間が終了しますので、継続して指定管理者として指定するため、今議会へ関連する議案を提案したところであります。

次に、児童福祉について申し上げます。

保育所施設の整備については、年次計画で進めており、とみうら保育所の耐震改修工事については、国の緊急経済対策により既に工事に着手し、平成21年度は、中央第一保育所並びに中央第三保育所の耐震改修工事を実施してまいります。

今後も、安全で安心な保育所づくりに努力してまいります。

次に、高齢者福祉について申し上げます。

介護保険制度は、平成21年度から第4期の事業計画がスタートいたしますが、その計画の概要は、前期計画と同様に、介護予防が最も大切であるとの観点から、予防重視の計画としております。

また、介護保険料については、給付費の増加や第1号被保険者の負担率の上昇などにより増額することになりますが、基金を取り崩すなど、急激な保険料の上昇を抑制してまいります。

今後も、超高齢社会へと進展する中で、介護保険制度の充実を図りながら、市民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者への支援事業に取り組んでまいります。

次に、障害者福祉について申し上げます。

障害福祉計画については、第1期の計画期間を終了することから、平成21年度からはじまる「第2期障害者福祉計画」については、現行の福祉施設が新たなサービス体系へ移行する目標年度を平成23年度としており、各年度におけるサービス目標量を計画値として設定し、障害者福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業などを提供する支援体制を推進してまいります。

第四は「心豊かな人と文化をはぐくむまちづくり」であります。

はじめに、学校教育について申し上げます。

小・中学校教諭補助員配置事業については、10名の教諭補助員を配置し、国語や算数、数学など、基礎学力の徹底と特別支援を必要とする子ども達へのきめ細かな指導を行うとともに、ALTによる英語教育と併せて学力の向上を図ってまいります。

放課後児童健全育成事業については、大規模児童クラブとなっている中央児童クラブの定

員等を見直すことといたしました。

また、新規事業として、下校後に保護者等が家庭外就労等により家庭にいない4年生から6年生までの児童に対して、自主的な活動や遊び場を提供するため、試行として中央小学校内で「放課後子どもサポート事業」を実施することといたしました。これらにより、安全面の確保と待機児童の解消が図られ、若い世代の保護者が安心して働ける環境づくりが構築されるものと考えております。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

第二中学校の校舎改築工事は、昨年10月に完成し、残る屋外運動場についても、本年中には整備する予定であり、これですべての工事を完了することとなります。

中央小学校改築事業及び矢指小学校改築事業は、平成21年度から2か年事業で改築することとしており、中央小学校については、敷地の関係から、仮設校舎を建設して整備したいと考えております。

飯岡中学校改築事業は、平成22年度から3か年事業で全面改築する予定であり、平成21年度は、校舎等の耐震診断と改築に伴う設計業務を実施してまいります。

なお、新校舎の建設場所は、いいおかふれあいスポーツ公園内を中心に、隣接する飯岡西部地区土地改良事業の非農用地を利用できればと考えておりますが、この件については、土地改良事業の決定を見ておりませんので、現在は流動的であります。

次に、社会教育について申し上げます。

社会教育については、市民が心身ともに豊かな生活ができるよう、各種事業を展開してまいります。

文化振興事業については、多くの市民の皆さんに楽しんでいただけるよう、市民参加型事業としての市民音楽祭やあさひのまつりをはじめ、あさひ寄席、演劇鑑賞教室等の公演など、幅広いジャンルから事業を実施してまいります。

文化財保護については、国指定の文化財である大原幽学遺跡「旧宅」の半解体事業を引き続き実施してまいります。

次に、体育振興については、近年の市民の健康に対する関心が高まる中、健康・体力づくりの重要性を認識していただくため、市民が積極的にスポーツ活動に参加できる機会を提供してまいります。

図書館については、公民館図書室とのネットワーク、県立東部図書館をはじめ、他の公共図書館との蔵書の有効活用を推進し、市民の利便性向上を図ってまいります。

ゆめ半島千葉国体卓球競技会については、本大会開催前年となることから、10月に国体リハーサル大会として全日本卓球選手権大会を行い、国民体育大会に向けて準備体制を整えてまいります。

また、デュッセルドルフ市との国際卓球交流事業や国体卓球関東ブロック大会の開催などを通じて、国体を広く市民にPRするとともに、関係機関等との連携を深めてまいります。

第五は「活力と躍動感に満ちたまちづくり」であります。

はじめに、農業の振興について申し上げます。

水田農業については、米の需要低迷と生産過剰から米価が長期的な下落傾向にあり、昨年度については若干持ち直したものの、依然として厳しい状況にあります。

そのため、より一層、米の生産調整を推進し、安定した水田農業を実現するとともに、食料自給率の向上に向けた麦・大豆・飼料作物や発酵粗飼料用稲・飼料用米等の転作作物を組み合わせた対策を推進してまいります。

特に、国・県からも大きな評価をいただいた飼料用米の取り組みについては、新年度も積極的に推進してまいります。また、米粉の利用方法を研究し、利用拡大を図ることで、米の新たな需要を掘り起こし、水田農業の確立に取り組んでまいります。

園芸については、千葉県屈指の一大産地として多種の野菜が栽培され、大消費地である首都圏へ安定的に供給しており、園芸産地として更なる生産力の向上や省力化を図るため、野菜生産施設等の整備を実施してまいります。

なお、去る2月20日に開催した「フレッシュフード海匝」見本市は大変好評であったことから、今後も、本市農産物の販路拡大につながるよう積極的にPR活動に取り組んでまいります。

畜産については、経営安定のための重要な要素となる家畜排せつ物の適切な管理・処理を目指して、良質堆肥の生産施設を整備し、そこで生産された堆肥を地域の耕種農家が有効利用するという、資源循環型農業の構築を推進してまいります。

また、畜産飼料の大部分が輸入に頼る現状から、飼料自給率の向上を図るため、飼料増産に必要な機械導入を行う「原点回帰」飼料増産緊急対策事業を実施するとともに、廃棄物として焼却・埋却される食品残渣を家畜飼料として活用するための施設整備を行う地域バイオマス利活用推進事業を実施いたします。

家畜防疫としては、家畜伝染病発生の蔓延防止を行うため、全国レベルで開始された豚オースキー病清浄化対策と、まだまだ予断を許さない高病原性鳥インフルエンザ防疫の二つ

を軸として、衛生管理を強化・推進し、畜種別防疫事業へ助成してまいります。

次に、農業基盤整備事業について申し上げます。

市内 6 地区で経営体育成基盤整備事業が順調に進められ、整備後の農業生産性の向上を図るため、営農推進協議会等が設立され、営農計画を策定しているところであります。

また、飯岡西部地区については、平成22年4月の事業採択を目指し、（仮称）「飯岡西部工区」の設立に向け、大利根土地改良区・地元役員・関係機関が連携を図りながら準備を進めております。

次に、水産業の振興について申し上げます。

漁業を取り巻く環境は、水産資源の減少や、輸入水産物の増加と景気の後退に伴う需要の減少により、厳しい経営を迫られております。

このような状況の中、水産業の振興を図るため、つくり育てる漁業を推進する種苗放流や人工漁礁の設置など、栽培漁業の基盤整備と漁港整備による機能の充実を図ってまいります。

これら各種支援策と同時に、全国有数の本市農水産業をPRし、知名度の向上を図り、販売優位性を確保するため、「いいおか港・水産まつり」、3地区で実施する「産業まつり」など、多くの交流事業を実施し、本市の農水産業の振興に努めてまいります。

次に、商業の振興について申し上げます。

商業を取り巻く環境は依然として厳しい環境が続く中、商工会では、中心市街地活性化委員会の活動など、商業振興につなげるための事業を展開しているところであり、市としても、商工会と連携を図りながら支援してまいります。

商店会等の振興策の一環として実施しているプレミアム付き共通商品金の発行事業について、旭市商業振興連合会の要望に基づき、昨年に引き続き助成することといたしました。

また、国の二次補正予算を受け、地域活性化対策として、国の臨時交付金を活用し、プレミアム付き共通商品券発行事業に係る経費を助成することとし、本議会に関連する補正予算を計上したところであります。この定額給付金と合わせて共通商品券を発売することにより、地域経済への誘導策として、地元の消費拡大に一定の効果が期待できるものと考えております。

また、中小企業金融対策事業については、当面、景気の停滞が続くものと見られることから、国のセーフティネット保証に係る認定事務の迅速な対応を図るとともに、市の制度融資についても、中小企業者の資金繰りの悪化に対応するため、預託金を増額して融資枠を拡大し、中小企業者の経営安定と利便性向上に努めてまいります。

次に、工業の振興について申し上げます。

あさひ鎌数工業団地への企業誘致については、昨年2社の進出が決定したところでありますが、現下の厳しい経済状況を背景に、工業団地に対する問い合わせも減少しており、今後とも一段と企業誘致活動が厳しくなることが予想されます。

地域経済の活性化と雇用の場の創出を図るため、県をはじめ関係機関と連携しながら、優良企業の誘致に向けて努力してまいります。

次に、観光について申し上げます。

毎年、袋公園で行われている桜まつりについては、新たに「袋公園桜まつり実行委員会」が発足されました。市民参加型のイベントとして、地域の皆様のご協力のもと、来る4月4日に開催されますので、多くの市民の皆様の参加を期待するものであります。

長熊スポーツ公園については、釣堀施設が完成し、残る野球場を含めた公園全体の工事も3月末には完成いたします。

今般、新装になる長熊スポーツ公園は、市民や県内外からの大勢の釣り人の集客を図るとともに、市の観光資源として、市民の憩いの場として活用していただけるものと期待しております。

観光振興については、引き続き観光協会等と連携しながら観光の情報発信に取り組むなど、観光客の誘致に努力してまいります。

次に、地域資源価値創造事業について申し上げます。

地域資源価値創造事業は、潜在的な文化・観光資源を新たな目で調査し、全国へ向けて情報発信を行う試みとして、大学教授をはじめ、芸術家や新聞社などの各分野における専門家で構成する「旭市の文化と観光情報発信委員会」を設置いたしました。

旭ブランドを確立するため、ちばてつや先生のご協力と県の支援をいただき、「あした天気になあれ」の主人公、向太陽を起用したゲートや看板、パネルなどを作成したところであり、パークゴルフ大会には、県内外から大勢の参加者が訪れ、当日は、地元の食材を使ったチャーシューメンなどを提供し、PR活動を行いました。

今後は、本市の自然や歴史、文化など「価値資源」を、更には、ちば先生作品の元気なキャラクターなどを活用し、旭ブランドの認知度・好感度を積極的に県内外にPRしてまいります。

次に、国民宿舎事業について申し上げます。

昨年12月に改修工事をすべて終了し、新装なった施設で供用を開始いたしましたが、予想

を上回る利用状況となりました。

宿泊部門については、リニューアル記念として発行した宿泊優待券が、全国各地から約6,000通の応募をいただいたことを見ても、「食彩の宿いいおか」の知名度を上げるための販売促進体制を強化したことで、順調な予約が入ったものと考えております。

今後も、現代の利用者ニーズを的確に捉えながら、経営健全化への取り組みを怠ることなく、本市の観光交流拠点施設としてその役割を果たしてまいります。

続いて、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号は、平成21年度旭市一般会計予算の議決についてでありまして、予算の規模は、歳入歳出それぞれ255億5,000万円で、前年度比0.1パーセントの減であります。

歳入の主なものは、1款市税に67億5,031万5,000円、9款地方交付税に76億1,000万円、13款国庫支出金に17億5,134万8,000円、14款県支出金に17億2,234万2,000円、20款市債に38億1,920万円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものは、2款総務費に28億7,918万4,000円、3款民生費に58億6,172万1,000円、6款農林水産業費に15億1,864万9,000円、8款土木費に33億3,118万8,000円、9款消防費に18億248万3,000円、10款教育費に30億2,817万4,000円、12款公債費に31億4,995万3,000円を計上したところであります。

議案第2号は、平成21年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、事業勘定で85億9,000万円、施設勘定は7,300万円とするものであります。

議案第3号は、平成21年度旭市老人保健特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ6,700万円とするものであります。

議案第4号は、平成21年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ3億9,500万円とするものであります。

議案第5号は、平成21年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ36億3,800万円とするものであります。

議案第6号は、平成21年度旭市下水道事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ12億7,700万円とするものであります。

議案第7号は、平成21年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ5,280万円とするものであります。

議案第8号は、平成21年度旭市水道事業会計予算の議決についてでありまして、年度末の給水件数を1万8,682件、年間給水量を619万3,530立方メートルと見込み、事業収益を16億

9,040万5,000円と予定いたしました。

議案第9号は、平成21年度旭市病院事業会計予算の議決についてでありまして、病院本体の入院患者数は29万9,650人、外来患者数は83万3,256人を見込み、事業収益を311億705万3,000円と予定いたしました。

議案第10号は、平成21年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決についてでありまして、宿泊利用者を1万6,000人、休憩利用者を5,000人と見込み、事業収益を2億3,022万6,000円と予定いたしました。

議案第11号は、平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ10億4,500万円を追加し、予算の総額を274億5,100万円とするものであります。

議案第12号は、平成20年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、事業勘定において歳入歳出にそれぞれ1,170万円を追加し、予算の総額を85億1,370万円とするものであります。

議案第13号は、平成20年度旭市後期高齢者医療特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出からそれぞれ6,800万円を減額し、予算の総額を6億9,700万円とするものであります。

議案第14号は、平成20年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ3,043万1,000円を追加し、予算の総額を34億7,420万4,000円とするものであります。

議案第15号は、平成20年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、繰越明許費として3,500万円を設定するものであります。

議案第16号は、平成20年度旭市水道事業会計補正予算の議決についてでありまして、企業債の借り換えをするにあたり、資本的収入に6億6,940万円、資本的支出に6億7,855万9,000円を追加するものであります。

議案第17号は、平成20年度旭市病院事業会計補正予算の議決についてでありまして、主なものは、資本的収入で企業債から2億7,400万円を減額し、資本的支出で建設改良費から4億5,600万円を減額するものであります。

議案第18号は、平成20年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決についてでありまして、事業収益に1,609万2,000円、事業費用に1,195万円を追加するものであります。

議案第19号は、旭市庁舎整備基金条例の制定についてでありまして、庁舎の整備については、総合計画及び行政改革アクションプラン等に位置づけられ、基金の設置についても同様

であることから、今後、将来に向けた庁舎の検討をするに当たり、新庁舎の整備又は改修に必要な財源を確保するため、基金を設置するものであります。

議案第20号は、旭市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてでありまして、介護報酬の引き上げに伴う国の補てんする交付金を積み立てるため、新たに基金を設置するものであります。

議案第21号は、旭市海上キャンプ場の設置及び管理に関する条例の制定についてでありまして、当該施設を千葉県から無償譲渡を受けるに当たり、新たに条例を制定するものであります。

議案第22号は、旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、公職選挙法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第23号は、旭市税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、個人市民税及び固定資産税の納期前納付の報奨金制度を段階的に廃止するものであります。

議案第24号は、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、農産物処理加工センターに米粉の製粉機を導入するにあたり、その使用料を定めるものであります。

議案第25号は、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、第4期介護保険事業計画に基づき介護保険料を改定するに当たり、所要の改正を行うものであります。

議案第26号は、旭市国民宿舎事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、国民宿舎の施設改修に合わせて、客室数等について改正するものであります。

議案第27号は、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでありまして、浦安市・市川市病院組合及び香取市東庄町清掃組合が千葉縣市町村総合事務組合から脱退することに伴い、同組合規約を改正するため、関係地方公共団体と協議するにあたり、あらかじめ議会の議決を求めるものであります。

議案第29号から議案第31号までの3議案は、いずれも指定管理者の指定についてでありまして、それぞれの施設の指定管理者を継続して指定するにあたり、議会の議決を求めるものであります。

議案第32号は、旭市道路線の認定、廃止及び変更についてでありまして、道路整備に伴い、新たに64路線を認定、8路線を廃止し、1路線を変更するものであります。

以上、市政運営についての所信並びに今回提案いたしました各議案の趣旨をご説明いたしました。詳しくは事務担当者から説明し、また、ご質問に応じてお答えいたしますので、なにとぞご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（向後和夫）　ここでしばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩　午前10時55分

再開　午前10時55分

○副議長（林　一雄）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わり議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いをいたします。

地方自治法第117条の規定により、議案第28号に関係いたします林一哉議員、向後和夫議員、嶋田茂樹議員、高木武雄議員、明智忠直議員、佐久間茂樹議員の退席を求めます。

（26番　林　一哉　退席）

（20番　向後和夫　退席）

（19番　嶋田茂樹　退席）

（18番　高木武雄　退席）

（16番　明智忠直　退席）

（12番　佐久間茂樹　退席）

○副議長（林　一雄）　しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩　午前10時56分

再開　午前10時57分

○副議長（林　一雄）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案第28号の提案理由の説明を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

- 市長（伊藤忠良） 議案第28号について、提案理由を申し上げます。

議案第28号は、指定管理者の指定についてでありまして、あさひ健康福祉センターの指定管理者を財団法人旭市福祉協会に継続して指定するにあたり、議会の議決を求めるものであります。

以上です。

- 副議長（林 一雄） 施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。

ここで林一哉議員、向後和夫議員、嶋田茂樹議員、高木武雄議員、明智忠直議員、佐久間茂樹議員の入場を求めます。

（ 2 6 番 林 一哉 入場 ）

（ 2 0 番 向後和夫 入場 ）

（ 1 9 番 嶋田茂樹 入場 ）

（ 1 8 番 高木武雄 入場 ）

（ 1 6 番 明智忠直 入場 ）

（ 1 2 番 佐久間茂樹 入場 ）

- 副議長（林 一雄） しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 1 0 時 5 8 分

再開 午前 1 0 時 5 9 分

- 議長（向後和夫） ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前 1 0 時 5 9 分

再開 午前 1 1 時 1 4 分

- 議長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 7 議案の補足説明

- 議長（向後和夫） 日程第 7、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第 1 号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 平野哲也 登壇）

- 財政課長（平野哲也） 議案第 1 号、平成21年度旭市一般会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

初めに、別冊でお配りしてございます平成21年度当初予算の概要について触れさせていただきます。

この資料につきましては、先日開催されました全員協議会において説明に用いましたものを、特別会計や企業会計まで含めて、改めて一つにまとめたものでございます。この資料の内容につきましては、既にご説明したとおりですので、ここでは省略をさせていただきます。

それでは、予算書をご用意ください。

予算の内容について、前年度と比較しながら、主なものを説明いたします。

それでは、1 ページをお開きください。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額を255億5,000万円と定めるもので、対前年度3,000万円、0.1%の減となりました。

第 2 条の債務負担行為と第 3 条の地方債につきましては、後ほど別の表でご説明いたします。

第 4 条は、一時借入金の限度額を20億円と定めるものでございます。

第 5 条は、歳出予算中、各項の間で流用できる経費を給料、職員手当等及び共済費と定めるものでございます。

次の 2 ページから 8 ページまでは第 1 表歳入歳出予算であります、これらの内容につきましては、13ページ以降の事項別明細書の中でご説明を申し上げます。

9 ページをお願いいたします。

第 2 表は債務負担行為です。表の 1 行目から 7 行目までは、各種利子補給と中小企業資金融資に対する損失補償について、例年設定しているところでございます。また、8 行目は衛生施設周辺施設環境整備事業について、9 行目は投票人名簿システム構築事業について、10

行目は固定資産評価基礎調査事業について、11行目は防衛施設周辺民生安定事業について、12行目は中央小学校改築事業について、13行目は矢指小学校改築事業について、それぞれ記載のとおり期間と限度額を設定するものでございます。

10ページをお願いいたします。

第3表は地方債です。起債の目的と限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもので、総額として38億1,920万円を計上いたしております。

次の11ページと12ページは歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので、説明は省略いたしまして、13ページの歳入から順を追ってご説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。

1款市税のうち1項1目個人市民税は、景気後退による影響と20年度の決算見込みを考慮して、対前年度1億5万9,000円、3.6%の減で、27億1,063万4,000円を見込みました。

2目法人市民税についても、景気の急激な落ち込みと20年度の決算見込みを考慮して、対前年度で1億1,624万8,000円、22.9%の減で、3億9,194万5,000円を見込みました。

2項1目固定資産税は、土地家屋の評価替えによる課税標準額を考慮し、対前年度で8,297万3,000円、2.9%の減で、28億661万1,000円を見込みました。

14ページをお願いいたします。

2目国有資産等所在市交付金は、対前年度4,000円、0.1%の増で、486万2,000円を見込みました。

3項1目軽自動車税は、対前年度67万9,000円、0.5%の減で、1億3,210万8,000円を見込みました。

4項1目市たばこ税は、20年度の決算見込みを考慮して、対前年度739万1,000円、1.6%の減で、4億5,250万7,000円を見込みました。

15ページをお願いいたします。

6項1目入湯税は、20年度の決算見込みを考慮して、対前年度56万4,000円、5.4%の減で、990万7,000円を見込みました。

7項1目都市計画税は、固定資産税の見込みに準じて、対前年度424万1,000円、1.7%の減で、2億4,150万1,000円を見込みました。

2款地方譲与税の1項1目自動車重量譲与税は、地方財政計画、これにつきましては、この後、地財計画と申し上げさせていただきますが、これを考慮して、対前年度2,700万円、8.6%の減で、2億8,600万円を見込みました。

16ページをお願いいたします。

2 項 1 目地方道路譲与税は、地財計画を考慮して800万円、7.3%の減で、1 億100万円を見込みました。

3 款の利子割交付金から 4 款配当割交付金、5 款株式等譲渡所得割交付金、6 款地方消費税交付金、7 款自動車取得税交付金までは、地財計画と県の推計を考慮して、それぞれ見込みました。

8 款地方特例交付金の 1 項 1 目地方特例交付金は、児童手当分、住宅ローン減税分、新規に自動車取得税減税分が創設されたことによりまして、この増分を考慮して8,600万円を見込みました。

18ページをお願いいたします。

2 項 1 目特別交付金は、20年度の決算見込みを考慮して1,300万円を見込みました。

9 款地方交付税は、76億1,000万円を見込みました。このうち普通交付税は、地財計画の対前年度2.7%増等を考慮して68億円、特別交付税は、20年度の決算見込み等を考慮して 8 億1,000万円を見込みました。

10款交通安全対策特別交付金は、対前年度200万円、13.3%の減で、1,300万円を見込みました。

11款分担金及び負担金は減で、1 項 1 目 2 節の児童福祉費負担金の説明欄の 2 番、保育所運営費負担金の減と、19ページをお願いします。1 項 2 目 3 節の保健体育費負担金の説明欄の 1 番、学校給食費負担金の減で、これは21年度の見込み人数が減少することなどによるものでございます。

12款 1 項使用料は増で、2 目衛生使用料は、対前年度256万6,000円、31.4%の増で、1,073万6,000円を見込みました。

4 目商工使用料は、対前年度965万円、232.5%の増で、1,380万円を見込みました。これは長熊釣堀センター使用料でございます。

20ページをお願いいたします。

2 項の手数料は減で、20年度の決算見込みなどを考慮して見込みました。主なものは、2 目 2 節清掃手数料の説明欄の 1 番、塵芥処理手数料の減でございます。

次に、13款国庫支出金ですが、1 項 1 目民生費国庫負担金は増で、障害者福祉サービス利用の増によるものでございます。

23ページをお願いいたします。

2 項 1 目総務費国庫補助金は減で、説明欄 1 番の市町村合併推進体制整備費補助金は、国の21年度予算を考慮して見込みました。

2 目民生費国庫補助金は増で、主な理由は、1 節の社会福祉費国庫補助金の説明欄の 1 番の地域生活支援事業費等補助金が増加したことによるものでございます。

3 目衛生費国庫補助金は減で、説明欄 1 番の循環型社会形成推進交付金で、合併浄化槽の補助基数が減になることによるものでございます。

4 目土木費国庫補助金は減で、主な理由は、1 節の道路橋梁費国庫補助金の説明欄の 1 番の防衛施設周辺民生安定施設整備事業費補助金、24ページになりますが、4 節のまちづくり交付金が減になったことによるものでございます。

5 目消防費国庫補助金は増で、説明欄 2 番の緊急消防援助隊設備整備費補助金の増によるもので、消防ポンプ自動車購入に対するものでございます。

6 目教育費国庫補助金は、全体で減となっております。ただ、これにつきましては、実施する事業によりまして、増と減がでございます。

2 節小学校費国庫補助金の増は、説明欄 1 から 4 の中央小学校と矢指小学校の改築事業の交付金、補助金が増になったことによるものでございます。

3 節の中学校費国庫補助金の減は、説明欄 1 番の安全・安心な学校づくり交付金（第二中学校改築事業）でございますが、減になったことによるものでございます。

25ページをお願いいたします。

14款県支出金ですが、1 項 1 目民生費県負担金は増で、1 節の社会福祉費県負担金、2 節の老人福祉費県負担金が増となったことによるものでございます。

27ページをお願いいたします。

2 項 1 目の民生費県補助金は増で、3 節児童福祉費県補助金が増になったことによるものでございます。

28ページをお願いいたします。

2 項 2 目衛生費県補助金は増で、説明欄 3 番の妊婦健康診査支援基金事業費補助金が国の第二次補正により新設され、妊婦健康診査回数が 5 回から14回に増となったことによるものでございます。

2 項 3 目労働費県補助金につきましても、国の第二次補正による緊急雇用創出事業に対する補助金でございます。

2 項 4 目農林水産業費県補助金は増で、29ページの説明欄 8 番の強い農業づくり交付金が

増となったことによるものでございます。また、2節の水産業費県補助金についても増で、説明欄1番で、新規に魚礁を設置するための地域水産物供給基盤整備事業費補助金が増となったことによるものでございます。

2項7目教育費県補助金は増で、主な理由は、1節の小学校費県補助金の説明欄1番の放課後児童対策事業費補助金で、新たに三つの児童クラブが設置されることによるものでございます。また、30ページになりますが、3節の保健体育費県補助金の説明欄の1番、第65回国民体育大会開催事業費補助金が国体リハーサル大会の開催により増となっております。

3項1目総務費委託金は減で、2節の徴税費委託金の減によるものでございます。

32ページをお願いいたします。

15款財産収入の1項2目利子及び配当金は増で、3節の地域振興基金利子の増によるものでございます。

33ページをお願いいたします。

16款の寄附金は科目設定でございます。

34ページをお願いいたします。

17款繰入金の1項特別会計繰入金で1目老人保健特別会計繰入金は、老人保健特別会計からの精算分です。

2項1目の財政調整基金繰入金は、対前年度1億6,000万円、23.5%減の5億2,000万円を計上いたしました。

35ページをお願いいたします。

18款繰越金は、前年度と同額を見込み計上したものでございます。

36ページをお願いいたします。

19款諸収入の4項1目貸付金元利収入で説明欄1番の中小企業金融対策資金預託金元金収入は増で、金融機関が中小企業者へ融資を行うための原資となる預託金を8,000万円から1億円に増額したことによるものでございます。

37ページをお願いいたします。

5項3目雑入は減で、主な理由は、説明欄9番のリサイクル資源売払収入と、説明欄15番の介護予防サービス計画費収入の減によるものでございます。

38ページをお願いいたします。

20款市債は増となっていますが、事業によりましては増と減があります。

内訳といたしまして、1目衛生債は減で、1節保健衛生債の説明欄1番の水道事業一般会

計出資債が減となっております。

2目農林水産業債は減で、1節農業債の説明欄の1番、経営体育成基盤整備事業債、説明欄2番の広域農業基盤整備事業債が減となっております。

3目土木債は増で、1節道路橋梁債の説明欄1番の旭中央病院アクセス道整備事業債、説明欄2番の南堀之内遊正線整備事業債、2節都市計画債の説明欄2番の文化の杜公園整備事業債が増となっております。

4目消防債は減で、説明欄3番の防災基盤整備事業債が減となっております。

5目教育債は減で、主な理由は、2節の中学校債の第二中学校改築事業がなくなったことによるものでございます。

6目臨時財政対策債は、地財計画に基づく平成21年度の発行可能見込額である11億8,170万円、対前年度4億2,050万円、55.2%の増を計上いたしました。

なお、これらの市債のうち、合併特例債事業を申し上げます。1目の衛生債で水道事業一般会計出資債、3目の土木債で、旭中央病院アクセス道整備事業債と南堀之内遊正線整備事業債、文化の杜公園整備事業債、4目の消防債で防災基盤整備事業債、5目の教育債で第二中学校屋外運動場整備事業債を予定いたしております。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

続いて歳出につきまして、前年度と比較しながら主な事業をご説明申し上げます。

それでは、42ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費は減となっております。主な理由は、説明欄2番の議会関係職員給与が減になったことによるものでございます。

次は、少し飛びまして、47ページをお願いします。

2款総務費のうち1項1目一般管理費は減で、説明欄4番の総務事務費の減によるものでございます。

次は、また飛びまして、52ページをお願いいたします。

2目人事管理費は減で、主な理由は、54ページになりますけれども、説明欄3番の一部事務組合負担金で、退職手当負担金が減となったことによるものでございます。

次は、56ページをお願いいたします。

4目財政管理費は減で、前年度計上しました24節の投資及び出資金の地方公営企業等金融機構出資金がなくなったことによるものでございます。

57ページをお願いいたします。

6目財産管理費は減で、説明欄1番の普通財産管理費の13節のうち、前年度計上いたしました公有財産台帳整備業務委託料が減ったことによるものでございます。

また、59ページになりますが、説明欄2番の緊急雇用創出公有財産適正管理事業は、国の第二次補正の緊急雇用創出事業により、普通財産等の草刈り等をシルバー人材センターに委託するためのものでございます。

7目企画費は減で、主な理由は、61ページをお願いいたします。説明欄4番の地域資源価値創造事業の事業費が減になったことによるものでございます。

次は、62ページをお願いいたします。

8目電子計算費は増で、説明欄2番の電子システム運用事業において、法改正に伴うシステム改修の委託料が増えたことによるものでございます。また、63ページになりますが、説明欄3番の電子自治体推進事業では、新規として13節に情報化計画策定支援業務委託料を計上いたしております。

それでは、飛びまして66ページをお願いいたします。

10目地域振興費の説明欄4番の市民まちづくり活動支援事業は新規事業で、市民との協働のまちづくりを促進するため、地域振興基金を活用し実施するものでございます。

少し飛びまして、72ページをお願いいたします。

2項2目賦課徴収費は減で、主な理由は、次の73ページになりますが、説明欄2番の収税事務費で、8節の報償費が前納報奨金の一部廃止により減となったことによるものでございます。

少し飛びまして、77ページをお願いいたします。

4項3目衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査費と、79ページになります4目市長選挙費、80ページにあります5目市議会議員選挙費、82ページにあります6目東総用土地改良区総代選挙費は、それぞれ任期満了に伴う選挙経費を計上いたしております。

次は3款民生費でございますが、少し飛びまして93ページをお願いいたします。

1項2目障害者福祉費は増で、主な理由は、95ページをお願いいたします。説明欄10番の地域生活支援事業と、96ページの説明欄11番の自立支援給付事業が、20年度の決算見込みを考慮して増となることによるものでございます。

98ページをお願いいたします。

1項4目国民健康保険費は減で、説明欄2番の国民健康保険事業特別会計繰出金で、前年度一般会計で計上しておりました国保特定健康診査等繰出金分を自主財源で賄うため減とな

るものでございます。

99ページになりますが、2項1目老人福祉総務費は減で、102ページをお願いいたします。
説明欄9番の老人保健特別会計繰出金が減になったことによるものでございます。

2目後期高齢者医療費は増で、主なものは、療養給付費について、本年度は説明欄2番の
広域連合負担金として、一般会計から千葉県後期高齢者医療広域連合へ負担金を支出するこ
とになったためでございます。

3目生活支援費は減で、説明欄1番の地域包括支援センター運営事業の中の13節委託料の
介護予防給付ケアプラン作成委託料が、国保連合会から直接、事業所へ支払われるようにな
ったことによるものでございます。

104ページをお願いいたします。

4目介護保険費は増で、105ページの説明欄3番の介護保険事業特別会計繰出金の増によ
るものでございます。

3項1目児童福祉総務費は増で、主な理由は、106ページ、説明欄3番の次世代育成支援
行動計画策定事業によるものと、少し飛びまして108ページをお願いいたします。説明欄10
番のこんにちは赤ちゃん事業を新規に実施するもので、この事業は、保健師が第2子以降の
生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、さまざまな支援を行っていくものでございます。

110ページをお願いいたします。

4目保育費は増で、主な理由は、次の111ページの一番下の説明欄3番の保育所運営費の
増と、113ページになりますが、説明欄5番の保育所施設改修事業で、新規事業として中央
第一保育所、中央第三保育所の2か所について、耐震補強及び改修を予定することによるも
のでございます。

次に、4款衛生費ですが、少し飛びまして128ページをお願いいたします。1項3目母子
保健費は増で、主な理由は、説明欄1番の乳幼児健康診査事業の中の妊婦健康診査が、国の
第二次補正で5回から14回になったことによるものでございます。

少し飛びまして、130ページをお願いいたします。

4目環境衛生費は減で、主な理由は、説明欄1番の環境衛生関係職員給与費が減となった
ことによるものでございます。

少し飛びまして、138ページをお願いいたします。

2項2目塵芥処理費は減で、主な理由は、焼却施設改修工事等が減となったことによるも
のでございます。

次に 6 款農林水産業費ですが、少し飛びまして151ページをお願いいたします。

1 項 3 目農業振興費は増で、主な理由は、また少し飛びまして155ページをお願いします。説明欄 9 番の「園芸王国ちば」強化支援事業の補助金が増えたことによるものでございます。さらに、158ページをお願いします。説明欄15番の経営構造対策事業は増で、ハウスの整備事業等に対して補助を行うものでございます。

159ページをお願いいたします。

4 目畜産振興費は減で、主な理由は、説明欄 3 番の畜産環境総合整備統合事業、160ページの説明欄 4 番のたい肥利用促進集団育成支援事業、説明欄 5 番の地域バイオマス利活用推進事業が減になったことによるものでございます。

5 目農地費は減で、主な理由は、162ページをお願いします。説明欄 5 番の経営体育成基盤整備事業と、説明欄 6 番の広域農業基盤整備事業の減によるものでございます。

167ページをお願いいたします。

3 項 2 目水産振興費は増で、説明欄 2 番の地域水産物供給基盤整備事業で魚礁設置工事を予定したものでございます。

次に、7 款商工費ですが、少し飛びまして170ページをお願いいたします。

1 項 1 目商工総務費は増で、主な理由は、一番下の説明欄 3 番の消費者保護対策事業の中で消費生活相談員を増員することによるものでございます。

171ページをお願いいたします。

1 項 2 目商工振興費は増で、主な理由は、172ページをお願いします。説明欄 2 番の中小企業金融対策事業と説明欄 3 番の制度資金利子補給事業の増によるものでございます。

174ページをお願いいたします。

1 項 3 目観光費は減で、主な理由は、長熊スポーツ公園整備事業が終了したことによるものでございます。

次に、8 款土木費ですが、少し飛びまして185ページをお願いいたします。

2 項 1 目道路橋梁総務費は減で、主な理由は、説明欄 1 番の道路橋梁事務費の中の、次の186ページをお願いします。13節道路台帳補正業務委託料が減となったことによるものでございます。

2 項 2 目道路維持費は増で、主な理由は、187ページの説明欄 2 番の緊急雇用創出道路維持管理事業として、国の第二次補正の緊急雇用創出事業で道路の草刈り等維持管理のための作業員 2 名を雇用するための賃金及び備品の購入等に係る経費でございます。

189ページをお願いいたします。

2 項 3 目道路新設改良費は増で、主な理由は、190ページをお願いいたします。説明欄 4 番の旭中央病院アクセス道整備事業の道路改良工事が増となったことによるものでございます。

少し飛びまして、192ページをお願いいたします。

2 項 4 目橋梁維持費は増で、説明欄 1 番の鎌数地先の更生橋改修事業を行うことによるものでございます。

194ページをお願いいたします。

3 項 2 目街路費は増で、主な理由は、195ページの説明欄 3 番の街路整備事業（谷丁場遊正線）の道路新設工事と用地購入費が増えたことによるものでございます。

197ページをお願いいたします。

4 目公園費は増で、主な理由は、199ページをお願いします。説明欄 3 番のあさひ健康パーク維持管理費、次の200ページの説明欄 4 番の袋公園整備事業、説明欄 5 番の文化の杜公園整備事業が増となったことによるものでございます。

次に、9 款消防費でございます。少し飛びまして206ページをお願いします。

1 項 1 目常備消防費は増で、208ページをお願いいたします。説明欄 4 番の消防車両整備事業で、車両の購入によるものでございます。

1 項 2 目非常備消防費は減で、主な理由は、212ページになります。説明欄 6 番の消防団車両整備事業が減となったことによるものでございます。

1 項 3 目災害対策費は減で、214ページになりますが、説明欄 3 番の防災行政無線統合整備事業が、前年度の入札によりまして事業費が減ったことによるものでございます。

次に、10款教育費でございます。少し飛びまして223ページをお願いします。

2 項小学校費の 1 目学校管理費は増で、主な理由は、少し飛びまして225ページをお願いします。新規事業として、説明欄 4 番の中央小学校改築事業と、226ページ、説明欄 5 番の矢指小学校改築事業で、校舎等改修工事を行うものでございます。

2 項 2 目教育振興費は増で、主な理由は、228ページをお願いします。説明欄 7 番の緊急雇用創出小学校英語教育教諭補助員配置事業で、英語指導補助員 1 名の雇用に係る賃金と、229ページになりますが、説明欄 9 番の緊急雇用創出放課後子どもサポート事業で、小学校高学年の留守家庭児童の活動場所を新規に開設するに当たりまして、これを管理する者の雇用に係る賃金と備品等によるもので、この 2 事業は国の二次補正の緊急雇用創出事業に係る

ものでございます。

3項中学校費の1目学校管理費は減で、主な理由は、232ページをお願いします。説明欄4番の第二中学校改築事業が、最終事業年度ということで事業費が減となったことによるものです。また、新規事業として、説明欄5番の飯岡中学校改築事業の13節に設計業務委託料を計上いたしております。

少し飛びまして、262ページをお願いいたします。

4項13目、説明欄1番の海上キャンプ場管理費は新規事業で、県から移管されました海上キャンプ場の管理費を計上いたしております。

次は263ページをお願いいたします。

5項1目保健体育総務費は増で、主な理由は、264ページになります。一番下の説明欄3番の国民体育大会開催事業でリハーサル大会競技運営のための旭市実行委員会に対する補助金が増えたことによるものでございます。

265ページになりますが、2目体育施設費は増で、主な理由は、269ページになります。説明欄6番の総合体育館改修事業は、国体の卓球競技会場として施設の改修工事を行うものでございます。

5項3目学校給食費は増で、主な理由は、271ページをお願いします。説明欄4番の第一学校給食センター運営費の13節委託料に調理業務委託料を新規に計上したことと、さらに少し飛びまして275ページをお願いいたします。一番下の説明欄9番の学校給食センター統合改築事業の13節委託料に、調査測量と設計業務委託料を新規に計上したことによるものでございます。

278ページをお願いいたします。

11款災害復旧費は科目設定でございます。

また少し飛びまして、282ページをお願いいたします。

12款公債費は増となっております。なお、この予算額については、繰上償還分を含んでいるところでございます。

284ページをお願いいたします。

13款諸支出金のうち1項1目土地取得費は科目設定でございます。

2項1目水道事業公営企業費は減で、主な理由は、説明欄1番の水道事業会計繰出金と説明欄2番の水道事業会計出資金の減によるものでございます。

2目の病院事業公営企業費は、繰出金が減となっているところでございます。

少し飛びまして、288ページをお願いいたします。

14款の予備費は、4,000万円を計上するものでございます。

以上で、歳出の主な内容についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、下の289ページをお願いいたします。

ここから294ページまでは給与費明細書となっております。今、ご覧いただいております1の特別職の表は、長等、議員、その他の特別職について、本年度と前年度を比較したものでございます。

次の290ページをお願いいたします。2の一般職のうち(1)の総括は、一般職の職員数、給与費、共済費について、前年度と比較したものでございます。職員数は、前年度に比べて15人の減で、金額は、合計で1億1,054万2,000円の減となっております。

このほかの内容は、291ページ以降に記載のとおりでございます。

なお、291ページの(3)給料及び職員手当の状況のア、職員1人当たり給与につきましては、数値の算出方法を国の統計調査における算出方法に合わせたため、20年1月1日現在の数値が昨年度の当初予算で記載した数値と一部異なっておりますので、ご了解をお願いいたします。

次に、295ページをお願いいたします。

ここから298ページまでは債務負担行為の調書で、支出が翌年度以降にわたるものについての支出予定額を記載したものでございます。

最後に、299ページをお願いいたします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。20年度末の現在高見込額が266億692万7,000円で、21年度中の起債見込額は38億1,920万円、21年度中の元金償還見込額が26億9,822万2,000円でございますので、これらを増減しますと、平成21年度末の現在高は277億2,790万5,000円となる見込みでございます。

以上で、議案第1号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長(向後和夫) 財政課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時 0分

○議長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第2号、議案第3号、議案第4号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 増田富雄 登壇）

○保険年金課長（増田富雄） 議案第2号、平成21年度旭市国民健康保険事業特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

お手元の予算書の301ページをお開きください。

第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を、事業勘定は85億9,000万円、施設勘定は7,300万円と定めるものです。

第2条の一時借入金は、限度額を事業勘定1億円、施設勘定1,000万円と定めるものです。

第3条は、歳出予算中、款内において流用できる経費を保険給付費と定めるものです。

次の302ページから308ページは歳入歳出予算であります。これらの内容は、309ページ以降の国民健康保険事業特別会計予算に関する説明書の中で説明いたします。

初めに、事業勘定からご説明いたします。

309ページと310ページは、歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので説明は省きまして、311ページの歳入から、予算の内容について、順を追ってご説明いたします。

それでは、311ページをお開きください。

1款国民健康保険税は、合計額は312ページの上段となりますが、25億3,951万6,000円、前年度に対し9,242万6,000円、3.5%の減を見込みました。

総額の主なものとしては、311ページに戻りまして、1項1目一般被保険者国民健康保険税が24億3,890万円。これは、一般被保険者に係る医療給付費分と介護納付金分、それと後期高齢者支援金分の合計であります。

2目退職被保険者等国民健康保険税は、1億61万6,000円。これは、退職被保険者等にかかる医療給付費分と介護納付金分、それと後期高齢者支援金分の合計であります。

なお、国保税の税率については、前年度同様、変わりございません。

313ページになります。

4款国庫支出金、1項1目療養給付費等負担金は、国の定率負担で、19億7,116万8,000円を見込みました。

2目高額医療費共同事業負担金は、市が納付する拠出金に対して、国・県がそれぞれ4分

の1を負担するもので、国の負担分を5,333万5,000円と見込みました。

3目特定健康診査事業費等負担金は、特定健診にかかわる基準費用に対し、国・県がそれぞれ3分の1を負担するもので、国の負担分を1,283万1,000円と見込みました。

2項1目財政調整交付金は4億2,925万円を見込みました。

314ページになります。

5款療養給付費等交付金は2億3,020万1,000円を見込みました。これは、退職被保険者等の医療費に対する交付金でありまして、65歳未満の該当者にかかわる交付となります。

6款前期高齢者交付金、1項1目前期高齢者交付金は7億9,217万4,000円を見込みました。これは、退職被保険者等にかかわる医療費等のうち、65歳以上74歳までの該当者にかかわる交付となります。

7款県支出金、1項1目高額医療費共同事業負担金は、国と同じ5,333万5,000円を見込みました。

2目特定健康診査等負担金も国と同じ1,283万1,000円を見込みました。

315ページになります。

2項1目県財政調整交付金は4億1,121万1,000円を見込みました。県財政調整交付金は、三位一体改革の一環として、市町村国保財政の安定化に対する県の役割・権限の強化を図るためのものです。

8款共同事業交付金は11億8,827万1,000円を見込みました。これは高額医療に対する交付金で、対象が「30万円を超え80万円まで」と「80万円を超えるもの」の二本立てとなっております。

10款繰入金、1項1目一般会計繰入金は2億9,988万8,000円を見込みました。これはすべてルール分の繰り入れであります。

316ページになります。

2項1目財政調整基金繰入金は3億7,600万円を見込みました。

11款繰越金は1億8,000万1,000円を見込みました。

317ページになります。

12款諸収入、1項延滞金及び過料は1,100万2,000円を見込みました。

3項1目特定健康診査等受託収入は1,592万6,000円を見込みました。これは、国保の特定健診に併せて後期高齢者被保険者に係る健康診査を実施することに伴う費用として、千葉県後期高齢者医療広域連合からその分を補てんしていただく見込額であります。

318ページになります。

4 項雑入、1 目一般被保険者第三者納付金655万1,000円は、交通事故等による第三者納付金であります。

5 目雑入の主なものは、人間ドック自己負担収入で、年間480件、400万8,000円を見込みました。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

319ページになります。

1 款総務費、1 項1 目一般管理費は、レセプト点検や電算処理委託料を含む事務費で、2,944万9,000円を見込みました。

飛びまして、322ページになります。

2 款保険給付費、1 項療養諸費は、20年4 月診療分以降の給付実績を基に推計して、合計で46億1,013万9,000円、前年度に対し1,826万円、0.4%の増を見込みました。

323ページになります。

2 項高額療養費は、1 目一般被保険者高額療養費に4 億8,000万円、2 目退職被保険者等高額療養費に4,200万円を見込みました。3 目一般被保険者高額介護合算療養費の300万円と4 目退職被保険者高額療養介護合算療養費の100万円は、介護保険との合算により、平成21年度より新たに生ずるものであります。

324ページになります。

4 項1 目出産育児一時金の9,120万円は、1 件当たり38万円で、240件を見込みました。

5 項1 目葬祭費の1,820万円は、1 件当たり7 万円で、260件を見込みました。

3 款1 項1 目後期高齢者支援金は13億995万2,000円を見込みました。これは、後期高齢者にかかわる医療費を支えるために、全国平均の1 人当たりの年間医療費に該当数をかけて算出するものであります。前年度に対して11.1%の増となっておりますのは、平成20年度が1 か月分少ない11か月分の計上で済んだためであります。

326ページになります。

6 款介護納付金は5 億5,930万3,000円を見込みました。これは、国保加入者のうち、40歳以上65歳未満の第2 号被保険者分の納付金として支払い基金に納めるものであります。

327ページの上段の計になります。

7 款共同事業拠出金は12億4,709万2,000円を見込みました。これは歳入でも申し上げましたが、対象が「30万円を超え80万円まで」と「80万円を超えるもの」の二本立てからなるも

のであります。

8 款保健事業費は 1 億1,825万6,000円を見込みました。主な事業としては、特定健康診査事業が8,384万8,000円、328ページになりますが、人間ドック検査費用の85%を助成する短期人間ドック事業が2,674万4,000円、年 4 回発送の医療費通知事業が309万2,000円、健康優良家庭表彰事業が176万円であります。

329ページの下段から330ページになります。

11款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金は800万5,000円を見込みました。これは過年度分の保険税還付金が主なものであります。

3 項 1 目他会計繰出金は600万1,000円を見込みました。これは、旭中央病院の医療相談室への国庫補助金を、国保会計を経由して旭中央病院へ繰り出すものであります。

332ページは給与費明細書であります。

続いて、施設勘定についてご説明いたします。

333ページと334ページは、歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので説明は省きまして、335ページの歳入から、予算の内容について、順を追ってご説明いたします。

それでは、335ページをお開きください。

1 款診療収入、1 項外来収入は、診療時間が 1 週間当たり半日増えることにより、前年度に対し258万円、4.7%増の5,720万7,000円を見込みました。

336ページになります。

2 項その他の診療収入、1 目諸検査等収入は354万8,000円を見込みました。これは、予防接種等の一般健康診査料が主なものであります。

337ページになります。

6 款繰入金、1 項 1 目他会計繰入金は、一般会計よりルール分の繰入金710万1,000円を見込みました。

338ページになります。

7 款繰越金は450万円を見込みました。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。340ページになります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は、診療時間が増えることなどから、前年度に対し286万4,000円、8.1%増の3,828万7,000円を見込みました。

飛びまして、343ページになります。

2 款医業費、1 項 3 目医薬品衛生材料費は3,083万4,000円を見込みました。

345ページから348ページは給与費明細書であります。

なお、本予算案につきましては、去る2月20日に開催されました国民健康保険運営協議会において審議いたしましたことを付け加えさせていただきます。

以上で、議案第2号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第3号、平成21年度旭市老人保健特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

お手元の予算書の349ページをお開きください。

第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を6,700万円と定めるものであります。

次の350ページ、351ページは歳入歳出予算であります。これらの内容は、353ページ以降の老人保健特別会計予算に関する説明書の中で説明いたします。

353ページ、354ページは事項別明細書の総括ですので、説明を省かせていただきます。

355ページになります。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款支払基金交付金は107万1,000円、前年度に対し2億354万7,000円、99.5%の減を見込みました。これは、平成20年3月診療分をもちまして老人保健制度が終了し、以後は過誤調整分等の精算のみとなることから、会計規模を大きく縮小させるものであります。以下、大幅な縮小につきましては、同じ理由となりますことをご了承いただきたいと思います。

1 款の内訳としましては、1 項1 目医療費交付金に105万1,000円、2 目診査支払手数料交付金に2 万円であります。

2 款国庫支出金と3 款県支出金は科目設定のみとなります。

356ページになります。

4 款繰入金は、一般会計から35万3,000円を見込みました。

5 款繰越金は6,500万円を見込みました。

357ページになります。

6 款諸収入、3 項雑入、1 目第三者納付金57万円は、交通事故等による第三者納付金であります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。358ページから359ページにかけてご説明いたします。

1 款総務費は18万9,000円を見込みました。内訳としましては、老人保健事務費に15万4,000円を、また医療費適正化事業費は3万5,000円で、これは、老人保健システムの電算業

務委託料と第三者行為求償事務委託料が主なものでございます。

2 款医療諸費は206万円、前年度に対し 3 億9,158万9,000円、99.5%の減を見込みました。

359ページが一番下になりますが、3 款諸支出金、2 項 1 目一般会計繰出金は、老人保健会計の精算に向けて、一般会計から繰り入れておりました一部を返還するもので、6,000万円を計上いたしました。

以上で、議案第 3 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 4 号、平成21年度旭市後期高齢者医療特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

お手元の予算書の361ページをお開きください。

第 1 条にございますように、歳入歳出予算の総額を 3 億9,500万円と定めるものであります。

次の362ページ、363ページは歳入歳出予算であります。これらの内容は、365ページ以降の後期高齢者医療特別会計予算に関する説明書の中で説明いたします。

367ページになります。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款保険料は 2 億6,894万9,000円、前年度に対し8,145万1,000円、23.2%の減を見込みました。

内訳として、1 項 1 目特別徴収保険料に 1 億9,106万8,000円、2 目普通徴収保険料に 7,689万2,000円、3 目滞納繰越分普通徴収保険料に98万9,000円であります。これらは、市町村が徴収事務を受け持つということから計上するものでありまして、介護保険料の徴収と同様に、年金受給額の規模に応じまして年金から天引きする方法と普通徴収に分かれるものであります。また、保険料率ですが、前年度同様、所得割が6.16%、均等割が 3 万2,400円、賦課限度額が50万円となるものであります。

なお、所得の状況によりまして、均等割で 9 割、7 割、5 割、2 割の軽減措置、所得割で 5 割の軽減措置がとられるものであります。

2 款繰入金は、一般会計から 1 億1,911万円、前年度に対し 2 億9,548万6,000円、71.3%の減を見込みました。これは、徴収事務等に係る事務経費と、保険料の軽減分に対する県と市の負担分を繰り入れるものであります。また、前年度は、これに療養費にかかわる市の負担分が含まれておりましたが、その部分に関しましては、平成21年度からはこの会計を通さず、一般会計から直接、広域連合に納めることになりましたことから、対前年度比が大幅な

減少となるものであります。

3 款繰越金は500万円を見込みました。

368ページになります。

4 款諸収入、2 項償還金及び還付加算金は118万1,000円を見込みました。これは、過年度における資格の喪失等に伴い、納め過ぎた保険料を精算するもので、広域連合より全額が補てんされるものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

369ページになります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は、広域連合に代わって各種届け出を処理するための事務的経費で、820万4,000円を見込みました。

2 項 1 目徴収費は保険料の徴収に要する経費で、286万7,000円を見込みました。

370ページになります。

2 款 1 項 1 目広域連合納付金は3 億7,774万8,000円を見込みました。これは、徴収した保険料と保険料の軽減分に対する県と市の負担分をそのまま広域連合へ支出するものであります。また、対前年度が大幅に減少した理由は、歳入の2 款において申し上げましたが、療養費にかかわる市の負担分が、平成21年度よりこの会計を通さず、一般会計から直接、広域連合へ支払うことになったためであります。

3 款 1 項償還金及び還付加算金は118万1,000円を見込みました。これは歳入の4 款のところでも申し上げましたが、過年度分における資格の喪失等に伴い、納め過ぎた保険料を精算するものであります。

以上で、議案第4号の補足説明を終わります。

○議長（向後和夫） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第5号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 横山秀喜 登壇）

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 議案第5号、平成21年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

それでは、予算書の373ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額を36億3,800万円と定めました。

第2条は、歳出予算中、各項において流用できる経費は保険給付費とするものです。

次の374ページから380ページまでは説明を省略させていただきまして、381ページの歳入

から、予算の内容について主なものをご説明申し上げます。

1 款保険料、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料は、納付義務者数を 1 万 6,315 人と見込み、対前年度 5.5% の増です。

なお、第 1 号被保険者保険料につきましては、全員協議会でご説明申し上げましたが、議案第 25 号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを上程させていただきましたので、そこで補足説明いたします。

内訳は、1 節現年度分特別徴収保険料を現年度分の 90% に当たる 5 億 3,474 万 5,000 円とし、2 節現年度分普通徴収保険料に 4,931 万 5,000 円、3 節過年度分普通徴収保険料に 247 万 6,000 円をそれぞれ見込みました。

2 款国庫支出金ですが、1 項 1 目介護給付費負担金は 6 億 1,483 万 7,000 円を、2 項 1 目調整交付金は介護保険の財政調整を行うため交付されるもので、保険給付費の 6.47% を見込み 2 億 2,627 万 5,000 円を、2 目地域支援事業交付金に 2,788 万 4,000 円をそれぞれ見込みました。382 ページになります。

3 款支払基金交付金、1 項 1 目介護給付費交付金は、第 2 号被保険者の介護納付金に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で 10 億 4,919 万 5,000 円を、2 目地域支援事業支援交付金に 1,081 万 2,000 円を見込みました。

4 款県支出金、1 項 1 目介護給付費負担金は 5 億 2,179 万 1,000 円を、2 項 1 目地域支援事業交付金に 1,394 万 3,000 円を見込みました。

383 ページの中段になります。

6 款繰入金、1 項 1 目介護給付費繰入金は 4 億 3,716 万 5,000 円、2 目地域支援事業繰入金に 1,394 万 3,000 円を、3 目介護保険事務費繰入金に 4,096 万 6,000 円をそれぞれ見込みました。

同じく 6 款繰入金の 2 項 1 目介護保険給付費準備基金繰入金 6,400 万円は、介護保険料の上昇を抑制する目的で歳入不足額を繰り入れるものです。

384 ページの 2 目介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金は、議案第 20 号で提案させていただきました基金を、平成 21 年度 1,751 万 4,000 円取り崩すものです。その他経費 172 万円は、周知等の広報啓発経費を見込んでおります。

385 ページになります。

8 款 2 項 2 目雑入の 428 万 2,000 円は、説明欄記載のとおり、地域支援事業の利用収入を見込みました。

以上で、歳入関係の説明を終わります。

続きまして、386ページをお開きください。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は、一般事務経費で337万3,000円を、2 項 1 目賦課徴収費は、賦課徴収に係る事務経費で331万円を、3 項 1 目介護認定審査会費は、介護認定審査会開催を毎週 2 回、年96回と見込み2,103万8,000円を、2 目認定調査費は、認定調査に係る経費を1,343万3,000円と見込み、それぞれ計上しました。

389ページの下段の表になります。

2 款保険給付費は、第 4 期介護保険事業計画で推計し定めております。保険給付費の総額では、この表に記載はございませんが、34億9,731万5,000円で、対前年度8.5%の増を見込み計上しました。

1 項 1 目の居宅介護サービス給付費は、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与などのサービス給付費で11億9,229万9,000円を計上しました。

2 目地域密着型介護サービス給付費ですが、原則として市民のみが利用可能のサービスで、利用者は、認知症対応型通所介護に18人、グループホームに39人、小規模特別養護老人ホームに45人を見込み、2 億7,584万7,000円を計上しました。

390ページになります。

3 目施設介護サービス給付費は、利用者を老人福祉施設329人、老人保健施設196人、療養型医療施設 4 人の合計529人を見込み、15億5,936万2,000円を計上しました。

391ページの中段になります。

6 目居宅介護サービス計画給付費は 1 億4,186万3,000円を見込みました。

2 項介護予防サービス等諸費は要支援者の保険給付費で、利用者を259人と見込み、それぞれ計上しました。

393ページの下段になります。

3 項 1 目審査支払手数料は、千葉県国保連合会が行う審査に係る手数料で、381万4,000円を見込みました。

394ページになります。

4 項 1 目高額介護サービス費は4,642万3,000円を計上しました。

同じページの下段になります。

5 項 1 目高額医療合算介護サービス費は平成21年度より新たに導入される制度で、同じ世帯で医療保険と介護保険の自己負担の合計額が高額になった場合、一定の限度額を超えた部

分が支給されるものです。限度額は年額56万円を基本とし、各医療保険や所得区分ごとに設定されます。この制度での対象世帯を3%と見込み、1,356万1,000円を計上しました。

同様に、395ページの2目高額医療合算介護予防サービス費は39万1,000円を計上しました。

395ページから396ページにかけてですが、6項特定入所者介護サービス等費は、低所得者対策としての食費、居住費の補足給付分で、1億2,378万5,000円を計上しました。

3款財政安定化基金拠出金は千葉県財政安定化基金へ拠出するものですが、県の第4期介護保険事業計画では、一定の基金が確保されたことから新たな積み立てを行わないことになりましたので、科目設定のみといたしました。

5款地域支援事業費ですが、この地域支援事業に対する負担の割合が変更となりまして、1項介護予防事業費は介護保険制度と同率で、第1号被保険者が20%、第2号被保険者が30%、国が25%、県と市が12.5%ずつで、399ページの2項包括的支援事業費及び401ページの3項任意事業費は、第1号被保険者が20%、国が40%、県と市が20%であります。

397ページに戻っていただきまして、1項1目介護予防特定高齢者施策事業費は2,592万3,000円を計上しました。大幅な減となりましたのは、説明欄1の特定高齢者把握事業において実施方法を改めたこと、及び説明欄2の通所型介護予防事業について、実績に基づき計上したことによるものです。

398ページになります。

2目介護予防一般高齢者施策事業費は、特定高齢者以外の一般高齢者を対象とした事業費を1,050万6,000円と見込みました。

399ページになります。

2項1目包括的支援事業費は、地域包括支援センターが実施する特定高齢者の介護予防ケアマネジメント事業、総合相談等の経費と包括的支援関係職員の人件費を見込み、2,291万2,000円を計上しました。増額となりましたのは、人件費を1名から2名にふやしたことによるものです。

401ページになります。

3項1目任意事業費は2,816万9,000円を見込み、説明欄記載の家族介護用品給付事業、介護相談員派遣事業、配食サービス事業などを実施いたします。

403ページになります。

7款予備費は1,000万円を計上いたしました。

以上で、歳出の説明を終わります。

続きまして、405ページから409ページは給与費明細書となっております。

以上で、議案第5号の補足説明を終わります。

- 議長（向後和夫） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第6号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 中野博之 登壇）

- 下水道課長（中野博之） 議案第6号、平成21年度旭市下水道事業特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

お手元の予算書の411ページをお開きください。

平成21年度当初予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出をそれぞれ12億7,700万円に定めるものでございます。これは、前年度比較4億6,900万円、58%の増でございます。

第2条、第3条につきましては、第2表、第3表でご説明申し上げます。

第4条の一時借入金は、最高額を2億円に定めるものでございます。

415ページをお開きください。

第2表債務負担行為であります。中央污水ポンプ場建設事業として限度額6億773万円を計上するものです。内容であります。平成21年度から23年度にかけて、中央污水ポンプ場を対象とし設定するものであります。

416ページをお開きください。

第3表地方債であります。限度額4億3,500万円を計上するものです。内容であります。管渠処理場及び中央ポンプ場等を対象とし、起債の算定をしたものであります。

歳入についてご説明申し上げます。

419ページをお開きください。

1款分担金及び負担金、1項1目下水道事業負担金は1,870万1,000円で、対前年度比較1,962万3,000円、51.2%の減であります。これは下水道事業受益者負担金でありまして、平成20年3月までに供用を開始した153.7ヘクタールの区域で分割納入される方の21年度納付分と、平成21年3月末に新たに供用開始をする二袋地区の2.6ヘクタールの受益者負担金を算定し、計上いたしました。

2款使用料及び手数料、1項1目下水道使用料は5,229万1,000円で、前年度比較33万1,000円、0.6%の増であります。これは下水道の使用料金でありまして、20年度の実績を基に算定して計上しました。

3 款国庫支出金、1 項 1 目下水道事業費国庫補助金は 3 億 650 万円で、前年度比較 2 億 1,450 万円、233.2%の増であります。これは国庫補助対象事業に対する国からの補助金でありまして、補助率は 2 分の 1 であります。

420 ページをお開きください。

5 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は 4 億 4,524 万 2,000 円で、前年度比較 5,133 万 8,000 円、13%の増であります。歳入歳出の差引分を一般会計から繰り入れるものであります。

421 ページをご覧ください。

8 款市債、1 項 1 目下水道債は 4 億 3,500 万円で、前年度比較 2 億 2,950 万円、111.7%の増であります。これは、対象工事費から国の補助金を除き、補助対象分・単独事業分の起債区分により算定するもので、建設事業の工事費が起債の対象となります。

以上で、歳入関係の説明を終わらせていただきます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

424 ページをお開きください。

説明欄 3 の下水道普及促進費、8 節報償費の報償金は 72 万円で、受益者負担金の前納報奨金であります。受益者負担金を納期前に納付した場合、最高で 10%、10 万円を限度として報奨金を交付するものであります。

425 ページをご覧ください。

2 款事業費、1 項 1 目維持管理費は 1 億 3,310 万 1,000 円で、前年度比較 74 万 8,000 円、0.6%の減であります。

説明欄 2 の施設維持管理費の主な内容といたしまして、426 ページをお開きください。13 節委託料の運転業務委託料 6,305 万 3,000 円、水質分析委託料 337 万 1,000 円、汚泥等運搬処理業務委託料 722 万円、これらはいずれも下水道施設等の運転管理並びに汚泥処分等に必要な業務であり、専門業者に委託するものであります。

427 ページをご覧ください。

2 項 1 目工事費は 7 億 7,524 万 9,000 円、前年度比較 4 億 6,925 万 5,000 円、153.4%の増であります。主な内容といたしましては、説明欄 1 の下水道建設事業、13 節委託料の面整備等委託料 8,500 万円は、国道 126 号の袋西交差点から北側の県道旭小見川線部分に管渠を埋設するものであります。処理場等整備委託料 3 億 7,600 万円は、処理場内の高段ポンプ棟及び水処理設備等の工事を行うものであります。また、ポンプ場等整備委託料 1 億 6,857 万円は、現在、市役所本庁舎敷地内に暫定的に設置されておる中継用マンホールポンプを、汚水流入

量の増加に併せて、中央污水ポンプ場として平成21年度から3か年事業として行うものであります。

428ページをお開きください。

15節工事請負費の管渠工事は1億3,002万円で、二袋地区の9.9ヘクタールの面整備工事と、20年度に面整備工事を実施した二袋地区の舗装復旧工事を予定しております。

3款公債費、1項1目元金は1億9,417万8,000円で、前年度比較670万9,000円、3.6%の増であります。これは下水道債の償還元金であります。

1項2目利子は9,556万4,000円で、前年度比較45万7,000円、0.5%の減であります。これは下水道債の償還利子であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

435ページをお開きください。

浄化センター建設事業及び中央污水ポンプ場建設事業に対する債務負担行為で、平成22年度以降にわたるものについての平成21年度以降の歳出予定額等に関する調書で、平成21年度以降の支出予定額は、浄化センター建設事業が8億8,520万円、中央污水ポンプ場建設事業が6億773万円であります。

最後になりますが、436ページをお開きください。

地方債の現在高の見込みに関する調書であります。平成21年度末の現在高見込額はおおむね45億円になる見込みであります。

以上で、議案第6号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（向後和夫） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第7号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 堀江隆夫 登壇）

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議案第7号、平成21年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書の説明に入ります前に、農業集落排水事業の普及状況につきまして申し上げます。

平成21年1月末における江ヶ崎地区の普及状況につきましては、処理区域内人口1,466人に対しまして使用人口は1,059人で、普及率72.2%であります。琴田地区は、処理区域内人口691人に対して使用人口442名で、普及率64.0%であります。

それでは、予算書の437ページをお開きください。

平成21年度当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,280万円と決めました。前年度予算額

5,154万3,000円に対して2.4%の増です。

次の438ページの歳入歳出予算から442ページの歳入歳出予算事項別明細書の総括までの説明は省きまして、443ページの歳入から、予算の順を追って説明を申し上げます。

それでは、443ページをお開きいただきたいと思います。

1 款分担金及び負担金、1 項 1 目受益者分担金は252万円で、対前年度42万円、20%の増であります。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目施設使用料は1,449万円で、対前年度36万5,000円、2.6%の増であります。施設使用料は、既に農業集落排水施設を使用している世帯の実績及び新規に使用する世帯で見込んでおります。

3 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は3,228万7,000円で、対前年度302万7,000円、8.6%の減であります。これは、歳入歳出の差し引き不足額を一般会計から繰り入れするものであります。

4 款繰越金、1 項 1 目繰越金350万円は前年度繰越金であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出につきましてご説明をいたします。

445ページをお開きいただきたいと思います。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は、農業集落排水事業に係る職員の人件費及び管理経費991万円で、対前年度57万8,000円、6.2%の増であります。

446ページをお開きいただきたいと思います。

2 款事業費、1 項 1 目維持管理費は1,797万7,000円で、対前年度16万6,000円、0.9%の増であります。

説明欄 1 の江ヶ崎地区排水施設維持管理費は1,049万4,000円で、主なものとしましては、光熱費327万6,000円、修繕費300万6,000円、維持管理業務委託料294万7,000円であります。

続きまして、説明欄 2 の琴田地区排水施設維持管理費は748万3,000円で、主なものは、光熱水費144万6,000円、修繕料280万円、維持管理業務委託料232万円であります。

2 目資源循環事業費は43万3,000円、農業集落排水施設から排水されます汚泥を肥料として還元するための費用であります。

448ページをお開きいただきたいと思います。

3 款公債費、1 項 1 目元金1,504万4,000円、2 目利子591万6,000円は、農業集落排水整備によります借入金の償還金であります。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、450ページをお開きいただきたいと思います。

給与費明細書であります。職員数、給与費、共済費、職員手当等につきまして、対前年度との比較表であります。

451ページから453ページにつきましては、ご覧いただきまして、説明は省略させていただきます。

454ページをお開きいただきたいと思います。

地方債の現在高に関する調書でありまして、表の右欄ですが、平成21年度末現在高見込額は2億9,957万1,000円であります。

以上で、議案第7号の補足説明を終わります。

○議長（向後和夫） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第8号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 堀川茂博 登壇）

○水道課長（堀川茂博） 議案第8号、平成21年度旭市水道事業会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

業務の予定量は、給水件数を1万8,682件に、年間給水量を619万3,530立方メートルとし、1日平均給水量1万6,969立方メートルを予定いたしました。主な建設改良事業として、配水管布設工事等に2億5,775万1,000円を予定いたしました。

次に、第3条で収益的収入及び支出を、2ページの第4条で資本的収入及び支出を、それぞれ記載額のとおり定めました。内容につきましては、5ページの実施計画により説明をいたします。

次は3ページでございます。

第5条は債務負担行為でございます。この4月からスタートする旭市水道お客様センターの業務を委託するに当たり、複数年契約とすることを予定いたしましたので、設定するものでございます。債務負担行為の期間は平成21年度から平成25年度までの5か年、限度額は1億6,073万2,000円と定めるものでございます。

第6条は企業債でございまして、21年度も引き続き給水区域内の施設の一体化と水質・圧力改善等を図るための配水管整備事業及び旭排水場塩素滅菌設備の更新、高利率借り入れ分の繰上償還等を行うために借り入れるもので、起債の目的、限度額等を定めたものでござい

ます。

続いて、４ページをお開きください。

第７条は、一時借入金の限度額を８,０００万円と定めるものでございます。

第８条は、予定支出の各項で流用ができる項を定めるものでございます。

第９条は、職員給与費、交際費を、議会の議決を経なければ流用できない経費として定めるものでございます。

第１０条は、高料金対策等のため一般会計から受ける補助金を５,６７５万３,０００円とするものであります。

第１１条は、たな卸資産の購入限度額を３１９万４,０００円と定めるもので、これは水道メーターの購入費となっております。

次に、５ページをお開きください。

平成２１年度旭市水道事業会計予算実施計画でございます。収益的収入及び支出の収入につきましては、第１款水道事業収益１６億９,０４０万５,０００円で、前年度に比べて６,５２９万２,０００円、３.７％の減を予定いたしました。

１項営業収益１５億８,６２３万１,０００円の内訳につきましては、１目給水収益１５億６,９２２万４,０００円は水道料金で、有収水量を５８８万３,８５５立方メートルを見込みました。

２目受託工事収益１,０５２万５,０００円は、下水道工事などによる水道管切り回し工事の受託収益でございます。

３目その他営業収益６４８万２,０００円は、一般会計からの消火栓維持管理負担金５３０万６,０００円、及び宅内工事検査等の手数料となっております。

２項営業外収益は１億４１７万４,０００円を予定いたしました。

この主な内訳について、２目他会計補助金５,６７５万３,０００円は、一般会計からの高料金対策等としての補助金です。

３目補助金４,７４１万円は、県からの市町村水道総合対策事業補助金となっております。

次に、支出でございますが、６ページをお開きください。

１款水道事業費用は１５億６,８２７万６,０００円で、前年度に比べて７,２１４万８,０００円、４.４％の減を予定いたしました。

１項営業費用１４億４,８４４万１,０００円の主な内訳について、１目原水及び浄水費８億４,６５６万２,０００円は受水費となっております。

２目配水及び給水費１億９,２９２万４,０００円の主なものは、配水施設維持管理運営費及び工務

班職員の人件費などでございます。

3 目受託工事費1,052万5,000円は、先ほどの収入の欄の受託工事収益で説明いたしました下水道工事等に係る水道管の切り回し工事費となっております。

4 目総係費 1 億4,735万6,000円は、管理棟の維持管理費及び水道料金収納事務に係る費用、並びに業務班の職員の人件費などでございます。

5 目減価償却費は 2 億3,902万円を予定いたしました。

6 目資産減耗費1,205万4,000円は、旧干潟の簡易水道施設の解体撤去に伴う除却費でございます。

2 項営業外費用は 1 億3,056万3,000円を予定いたしました。内訳は、1 目支払利息及び企業債取扱諸費 1 億101万5,000円、2 目消費税及び地方消費税1,254万8,000円となっております。

3 項特別損失は、過年度損益修正損として327万2,000円を予定いたしました。

4 項予備費は300万円を予定いたしました。

次は、7 ページでございます。

資本的収入及び支出の内訳でございます。

収入につきましては、1 款資本的収入で 3 億9,013万6,000円、前年度に比べて 1 億2,056万3,000円、44.7%の増を予定いたしました。

1 項 1 目企業債 2 億9,340万円は、配水管の整備等に充てる企業債に 1 億8,390万円、高利率借り入れ分の繰上償還に伴う借換債に 1 億950万円を予定いたしました。

2 項 1 目出資金の6,250万円は、合併特例債活用事業収入として一般会計からの出資金を予定いたしました。

3 項 1 目負担金の747万6,000円は、消火栓設置に係る一般会計からの負担金となっております。

4 項 1 目給水申込納付金は2,676万円を予定いたしました。

支出につきましては、1 款資本的支出は 9 億2,837万5,000円で、前年度に比べて 1 億7,480万3,000円、23.2%の増を予定いたしました。

1 項 1 目拡張工事費 2 億5,775万1,000円は、給水区域内の施設の一体化と水質や圧力改善等を図るための配水管布設工事等でございます。

2 目固定資産取得費4,856万3,000円は、塩素滅菌設備の更新と量水器の購入費などとなっております。

2 項 1 目企業債償還金は 6 億 2,006 万 1,000 円を予定いたしました。

3 項 1 目予備費は 200 万円を予定いたしました。

大変恐れ入りますが、2 ページに戻らせていただきます。第 4 条の中ほどになります。

この資本的収支の不足額 5 億 3,823 万 9,000 円につきましては、括弧書きに記載されておりますが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,106 万 4,000 円、及び過年度分損益勘定留保資金 5 億 2,717 万 5,000 円で補てんをするものでございます。

次に、8 ページをお開きください。

この表は平成 21 年度の資金計画となっております。当年度末の現金 4 億 157 万円を予定いたしました。

次の 9 ページから 12 ページまでは職員給与費関係の明細となっております。職員の各種支給要件などは一般会計の職員と同じでございます。

13 ページは債務負担行為に関する調書でございます。当該年度以降の支払義務発生期間及び予定額等を定めたものでございます。

14 ページから 16 ページにつきましては、平成 21 年度末の予定貸借対照表となっております。予定では、16 ページ下段になりますが、平成 21 年度の純利益は 1 億 1,091 万 3,000 円、欠損金合計で 2,137 万円となる見込みでございます。

17 ページから 21 ページにつきましては、平成 20 年度末の予定損益計算書及び予定貸借対照表でございます。予定では、21 ページ下段になりますが、平成 20 年度で 1 億 52 万 7,000 円の純利益が見込まれるため、累積欠損金は減少し、欠損金合計では 1 億 3,228 万 3,000 円となる見込みでございます。

以上で、議案第 8 号についての補足説明を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（向後和夫） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで 2 時 15 分まで休憩いたします。

休憩 午後 2 時 1 分

再開 午後 2 時 1 4 分

○議長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第9号について、病院経理課長、登壇してください。

(病院経理課長 鈴木清武 登壇)

- 病院経理課長(鈴木清武) 議案第9号、平成21年度旭市病院事業会計予算について、補足説明を申し上げます。

まず最初に、予算書の1ページをお開きください。

第1条は総則であります。

第2条は業務の予定量であります。1、事業量の(1)事業計画ですが、病床数は956床で、患者数は、イ、入院患者数29万9,650人、ロ、外来患者数83万3,256人を見込みました。また、介護老人保健施設は、イ、入所者数3万3,617人、ロ、通所者数6,560人を見込みました。

2ページをお開きください。

養護老人ホームは、イ、入所者数1万8,177人、ロ、短期入所者数730人、特別養護老人ホームは、イ、入所者数1万8,068人、ロ、短期入所者数730人、ケアハウスは入所者数1万4,527人を見込んだところであります。

2、資本的支出の(1)建設改良計画についてであります。工事費64億6,883万円は、再整備事業新本館建設工事や再整備事業改修工事設計料などを予定いたしました。資産購入費13億7,199万3,000円は、医療機械器具の購入やソフト開発費を予定いたしました。

3、職員計画は1,731人です。

次に、第3条収益的収入及び支出の予定額、及び第4条資本的収入及び支出の予定額についてであります。7ページからの実施計画により説明申し上げますので、7ページをお開きください。

平成21年度旭市病院事業会計予算実施計画であります。

収益的収入及び支出であります。収入につきまして、1款病院事業収益は311億705万3,000円を予定いたしました。

1項医業収益は282億7,513万円を見込みました。主な内訳ですが、1目入院収益は138億6,539万1,000円、2目外来収益は134億6,612万5,000円を予定いたしました。積算に当たっては、患者数の実績や近年の診療単価の推移、神経精神科の診療縮小による影響等を勘案いたしました。

2項医業外収益は17億6,679万8,000円を予定いたしました。主な内訳であります。2目

補助金 1 億6,822万8,000円は、臨床研修費補助金など病院の運営に対しての国・県からの各種補助金であります。3 目負担交付金13億37万3,000円は、病院事業に対する一般会計からの繰入金でありまして、交付税算定額を見込んで計上いたしました。

なお、このほかに、看護学校に9,942万9,000円、養護老人ホームに2,071万8,000円、ケアハウスに2,196万4,000円が繰り入れられておりまして、市からの繰入金の合計は14億4,248万4,000円でございます。

次の 8 ページをお開きください。

3 項から 7 項については、各附属施設の収益でございます。

次に、支出であります。9 ページをお開きください。

1 款病院事業費用は310億717万1,000円を予定いたしました。

1 項医業費用は282億3,087万2,000円を見込みました。主な内訳であります。1 目給与費136億2,131万7,000円は病院職員に係る給与費で、派遣職員を臨時職員に移行した影響を勘案し計上いたしました。2 目材料費93億4,979万6,000円は、薬品、診療材料、給食材料などでございます。3 目経費31億7,027万8,000円は、光熱水費、修繕費並びに委託費などでございます。4 目減価償却費は18億7,316万円で、建物、器具及び備品などの有形固定資産に対する償却費を計上いたしました。

2 項医業外費用は14億6,922万5,000円であります。主な内訳であります。1 目支払利息及び企業債取扱諸費 3 億8,140万円、3 目雑損失 5 億5,184万8,000円、4 目繰延勘定償却 5 億993万円などあります。

10ページをお開きください。

3 項看護師確保対策事業費用 3 億1,902万2,000円は、職員の給与費や学生の教育費、奨学金などでございます。

次の 4 項から 7 項までは、いずれも各附属施設の職員給与及び材料費、経費などが主な内容であります。

また、9 項予備費は5,000万円を計上いたしました。

次に、11ページは資本的収入及び支出であります。

収入につきましては、1 款資本的収入は61億8,870万5,000円を予定いたしました。

1 項 1 目企業債55億円は、再整備事業に係る企業債借入金であります。

2 項 1 目補助金 6 億8,765万5,000円は、再整備事業に係る県補助金や医療機械購入に係る補助金であります。

3 項 1 目固定資産売却代金は105万円を見込みました。

支出ですが、1 款資本的支出は91億2,814万4,000円を予定いたしました。

1 項建設改良費は78億4,082万3,000円を予定しております。そのうち1 目工事費64億6,883万円は、再整備事業新本館建設工事や再整備事業改修工事設計料などを予定したものであります。また、2 目資産購入費13億7,199万3,000円は、医療機械器具購入10億5,000万円、ソフト開発費3 億1,500万円などであります。

2 項 1 目企業債償還金は12億8,732万1,000円であります。

ここで、次に4 ページに戻させていただきます。

第4 条資本的収入及び支出の本文括弧書きであります。これは、資本的収入61億8,870万5,000円、資本的支出91億2,814万4,000円により生ずる不足額29億3,943万9,000円を、損益勘定留保資金及び建設改良積立金などで補てんしようとするものであります。

第5 条は継続費について定めるものであります。再整備事業新本館建設工事、総額194億8,475万円は、平成20年度から22年度まで3 か年の継続事業として予定したもので、年割額は、平成20年度1 億6,380万円、平成21年度61億7,801万5,000円、平成22年度131億4,293万5,000円であります。また、平成21年度から22年度まで2 か年の継続事業といたしまして再整備事業改修工事設計料、総額1 億3,534万5,000円を予定しております。こちらの年割額は、平成21年度3,691万3,000円、平成22年度9,843万2,000円であります。

5 ページをお開きください。

第6 条は企業債について定めるもので、再整備事業新本館建設工事を目的として54億7,000万円、再整備事業改修工事設計料として3,000万円の起債を予定いたしました。

第7 条は、一時借入金の限度額を50億円と定めるものであります。

第8 条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる項を定めるものであります。

第9 条は、職員給与費、交際費を議会の議決を経なければ流用することができない経費として定めるものであります。

6 ページをお開きください。

第10条は、たな卸資産の購入限度額を109億9,350万円と定めるものであります。

第11条は、重要な資産の取得及び処分を定めるもので、記載のとおり、自動精算機の増設など11件を予定いたしました。

次に、12ページをお開きください。

平成21年度資金計画であります。一番下の行のとおり、年度末の差し引き残高を45億3,567万4,000円と予定いたしました。

次の13ページからは平成21年度予定貸借対照表であります、17ページの下から5行目の八、当年度未処分利益剰余金は、当期利益金を含めて14億7,963万2,823円となる見込みであります。

以下、18ページからは平成20年度予定損益計算書、21ページからは平成20年度予定貸借対照表となっております。その後、26ページからは給与費明細書、33ページからは実施設計内訳書、45ページからは継続費に関する調書となっております。

以上で、議案第9号についての補足説明を終わります。

○議長（向後和夫） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第10号について、国民宿舎支配人、登壇してください。

（国民宿舎支配人 野口國男 登壇）

○国民宿舎支配人（野口國男） 議案第10号、平成21年度旭市国民宿舎事業会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は総則でございます。

第2条は業務の予定量でございます。客室数につきましては30室、広間及び会議室は各1室を予定いたしました。年間の利用者数でございますが、宿泊を1万6,000人、休憩を5,000人とし、1日平均利用者数を、宿泊につきましては43人、休憩を13人と予定いたしました。

次に、第3条で収益的収入及び支出、2ページの第4条で資本的支出を記載のとおり定めました。内容につきましては、実施計画により説明いたします。

次に、3ページの第5条一時借入金は、その限度額を5,000万円と定めるものでございます。

第6条は、職員給与費9,381万2,000円を、議会の議決を経なければ流用できない経費として定めるものでございます。

第7条は、一般会計からの補助金を279万1,000円と定めるものでございます。

第8条は、たな卸資産の購入限度額を5,998万7,000円と定めるものでございます。

5ページをお開きください。

平成21年度旭市国民宿舎事業会計予算実施計画でございます。

収益的収入及び支出の収入につきましては、第1款国民宿舎事業収益を2億3,022万6,000

円と予定いたしました。

第1項営業収益は2億2,635万5,000円と予定いたしました。内訳につきましては、1目利用収益2億855万2,000円は、宿泊料及び食事料等でございます。2目売店収益1,567万円は、土産品及び販売機等の売上げでございます。3目その他営業収益213万3,000円は、配膳料等の雑収入でございます。

第2項営業外収益は387万1,000円と予定いたしました。主な内容といたしまして、1目補助金279万1,000円は、市営プール維持管理に伴う一般会計からの補助金でございます。2目雑収益108万円は、臨時職員の雇用保険料等でございます。

次に支出でございますが、6ページをお願いいたします。

第1款国民宿舎事業費用は2億3,730万1,000円と予定いたしました。

第1項営業費用は2億2,259万9,000円と予定いたしました。内訳につきましては、1目宿舎経営費1億9,948万8,000円は、人件費、食事材料費等でございます。2目減価償却費は2,261万3,000円を予定いたしました。3目資産減耗費は49万8,000円を予定いたしました。

第2項営業外費用1,370万2,000円は、1目企業債利息、2目繰延勘定償却費、3目雑支出、4目消費税を予定いたしました。

第3項予備費は100万円を予定をいたしました。

次に、7ページをお願いいたします。

資本的支出につきましては、467万5,000円を予定いたしました。

1項建設改良費は367万5,000円と予定いたしました。内訳につきましては、1目工事費262万5,000円は、会議室及び広間改修工事等を予定いたしました。2目資産購入費105万円は、厨房等の備品購入費を予定いたしました。

2項予備費は100万円を予定をいたしました。

ここで、2ページに戻っていただきたいと思います。

第4条でございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額467万5,000円につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額22万3,000円、当年度分損益勘定留保資金445万2,000円で補てんするものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

この表は、平成21年度旭市国民宿舎事業会計資金計画でございます。年度末の現金を5,659万9,000円と予定いたしました。

次に、9ページから12ページは給与費明細書でございます。

次に、13ページから15ページまでは平成21年度末の予定貸借対照表でございます。15ページの中段でございますけれども、予定では、この期間の純損失は729万8,000円で、繰越欠損金と合わせて5,816万円が当年度末処理欠損金となる見込みでございます。

なお、平成21年度は損失経営となりますが、減価償却費、資産減耗費、繰延勘定償却費を合わせて2,700万円の内部留保資金の発生を見込んでおります。このうち、純損失729万8,000円を除いた1,970万2,000円が現金ベースで黒字化となる予定でございます。

以上で、議案第10号について補足説明を終了させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（向後和夫） 国民宿舎支配人の補足説明は終わりました。

議案第11号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 平野哲也 登壇）

○財政課長（平野哲也） 議案第11号、平成20年度旭市一般会計補正予算（第3号）について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ10億4,500万円を追加し、予算の総額を274億5,100万円とするものでございます。

第2条の繰越明許費と第3条の地方債の補正につきましては、後ほど別のところでご説明を申し上げます。

6ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費は、掲載しております17事業が年度内に完了しない見込みのものです。この中には国の第二次補正予算関係の8事業も含まれております。

それでは、国の第二次補正関係の8事業を申し上げます。2款総務費の防犯対策事務費358万2,000円と定額給付金給付事業11億487万9,000円、3款民生費の子育て応援特別手当給付事業4,412万1,000円、7款商工費の商業活性化推進事業3,000万円、8款土木費の南堀之内バイパス整備事業2,450万円、旭駅前広場等整備事業1億351万9,000円、（仮称）下宿ふれあい公園整備事業1億7,289万7,000円、安全安心な暮らしづくり事業1億7,000万円であります。事業内容等につきましては、後ほどご説明を申し上げます。

7ページをお願いいたします。

第3表の地方債補正は、掲載しました7事業について、事業費の確定や国からの交付金等の追加により、起債の限度額を減額するものでございます。

次に、歳入について順を追って説明いたしますが、事業内容につきましては、主に歳出の

ほうでご説明いたしますので、よろしくお願いいたしますと思います。

少し飛びまして、11ページをお願いいたします。

9款1項1目地方交付税2億9,262万円の追加は、決定されました普通交付税の一部を補正財源として計上しております。

13款2項1目総務費国庫補助金16億4,972万4,000円の追加は、説明欄1番の市町村合併推進体制整備費補助金8,200万円の追加で、防災行政無線統合整備事業と長熊スポーツ公園整備事業に財源充当するものであります。

説明欄2番の地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金3,000万円は、国の安心実現のための第一次補正予算による交付金でありまして、既に予算化されております事業を実施しているもので、とみうら保育所の耐震改修、中央小学校改築と矢指小学校改築の実施設計、携帯・IP電話位置情報システム整備事業の4事業に財源充当するものでございます。

説明欄3番の地域活性化・生活対策臨時交付金4億3,284万5,000円は、国の生活防衛のための第二次補正予算による交付金でありまして、防犯対策事務費、商業活性化推進事業、南堀之内バイパス整備事業、旭駅前広場等整備事業、(仮称)下宿ふれあい公園整備事業、安全安心な暮らしづくり事業の六つの事業に財源充当するものでございます。

説明欄4番の定額給付金給付事業補助金11億487万9,000円は、国の第二次補正予算による補助金で、定額給付金給付事業に財源充当するものでございます。

2項2目民生費国庫補助金は4,307万1,000円の追加で、説明欄2番の子育て応援特別手当給付事業補助金4,412万1,000円は国の第二次補正による補助金で、幼児教育期の子育てを支援するため子育て応援特別手当を支給するものでございます。

2項4目土木費国庫補助金2億7,069万円の追加は、3節住宅費国庫補助金の説明欄1番の住宅・建築物耐震改修等事業費補助金と、4節まちづくり交付金の説明欄1番の旭駅周辺地区と、説明欄2番の干潟駅周辺地区事業に対する補助金の追加によるものでございます。

12ページをお願いいたします。

2項7目農林水産業費国庫補助金283万5,000円は、国の第二次補正による補助金で、米粉製粉機を購入するものでございます。

14款1項1目民生費県負担金638万1,000円の追加は、説明欄1番の後期高齢者医療保険基盤安定負担金の追加によるものでございます。

2項2目民生費県補助金466万3,000円の追加は、特別保育事業の補助基準の変更によるものでございます。

2 項 4 目農林水産業費県補助金は2,091万4,000円の追加で、説明欄 1 番の水田農業構造改革推進事業費補助金193万3,000円と、説明欄 2 番の強い農業づくり交付金1,898万1,000円が追加になったことによるものでございます。

13ページをお願いいたします。

16款 1 項 6 目教育費寄附金20万円の追加は、説明欄 1 番の小学校費寄附金の追加であります。

17款 1 項 4 目国民健康保険事業特別会計繰入金は、国民健康保険事業特別会計から事務費精算分を繰り入れるものでございます。

17款 2 項 1 目財政調整基金繰入金 3 億円の減額は、財政調整基金へ 3 億円を戻し入れるもので、20年度の財政調整基金の繰入金を、当初の 6 億8,000万円から 3 億8,000万円に減額するものでございます。

2 項 2 目減債基金繰入金5,000万円の追加は、公債費の繰上償還財源として減債基金から繰り入れるものでございます。

14ページをお願いいたします。

19款 5 項 2 目過年度収入3,319万4,000円の追加は、説明欄 1 番の生活保護費国庫精算分であります。

20款市債につきましては、説明欄に七つの起債を掲載してありますが、すべて減額となっております。これは、事業費の確定や国からの交付金の追加があったことによりまして起債額を減額するものでありまして、合計で10億9,080万円の減額となります。

以上で、歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出でございます。主な補正内容を申し上げます。

それでは、15ページをお願いします。

2 款 1 項 1 目一般管理費 3 億円の追加は、説明欄 1 番の庁舎整備基金積立金を計上したものでございます。

1 項11目諸費11億846万1,000円の追加は、国の第二次補正予算に関する事業で、説明欄 1 番の防犯対策事務費358万2,000円は、防犯パトロールの強化と地域の安全の向上を図るための車両を購入するものでございます。

また、説明欄 2 番の定額給付金給付事業11億487万9,000円は、景気後退下での市民の不安に対処するため市民の生活支援を行うことを目的とし、併せて市民に広く給付することにより地域の経済対策に資するもので、給付金の部分に10億7,390万円、事務費として3,097万

9,000円を予定するものであります。これは、年齢65歳以上の方と18歳以下の方に2万円、19歳以上64歳未満の方に1万2,000円を給付するものでございます。

16ページをお願いいたします。

3款1項4目国民健康保険費3,466万5,000円の減は、説明欄の1番、国民健康保険事業特別会計繰出金の国保出産育児一時金と特定健康診査等が減ったことによるものでございます。

2項2目後期高齢者医療費850万9,000円の追加は、説明欄1番、後期高齢者医療特別会計繰出金の医療保険基盤安定繰出金が増加になったことによるものでございます。

17ページをお願いいたします。

3款3項1目児童福祉総務費4,412万1,000円の追加は、国の第二次補正予算に関する事業で、説明欄の1番、子育て応援特別手当給付事業は、幼児教育期の子育てを支援するため子育て応援特別手当を支給するもので、18歳以下の子どもが二人以上いる家庭で、小学校就学前3年間の第2子以降の子が支給対象となり、1人当たり3万6,000円を給付するものでございます。給付総額は4,219万2,000円、事務費等で192万9,000円を予定いたしております。

3項4目保育所費271万円の減は、主な理由ですけれども、18ページになります。一番上の説明欄2番の保育所施設改修事業で、とみうら保育所園舎改修工事の事業費の確定による減であります。

4項2目扶助費2,515万5,000円の追加は、説明欄1番の生活保護扶助費が増になったことによるものでございます。

19ページをお願いいたします。

6款1項3目農業振興費2,658万4,000円の追加は、説明欄1番の水田農業構造改革推進事業で、新規に稲ホールクroppサイレー等緊急拡大事業補助金が増加になったことによるものです。

説明欄2番の経営構造対策事業で複合経営促進施設事業費等が増になったこと、説明欄3番の農産加工施設維持管理費で、これは国の第二次補正予算に関する地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業により米粉を利用した加工品への取り組みを推進し、米の新たな利用方法を掘り起こすため米粉製粉機を購入することによるものでございます。

なお、関連でございますけれども、この緊急対策事業の対象事業として機械利用組合や個人がトラクター、コンバイン等を購入するための補助や融資に対し、市の予算を経由せず国から直接、対象者へ補助されるものが約7,700万円ほど予定されております。

20ページをお願いいたします。

7 款 1 項 2 目商工振興費3,000万円の追加は、説明欄 1 の商業活性化推進事業で、国の第二次補正予算に関する事業で、景気低迷に伴う緊急・経済対策及び生活支援としてプレミアム付き商品券 2 億2,000万円の発行に係るプレミアム分2,000万円と事務費等1,000万円、合わせて3,000万円の補助を旭市商業振興連合会へ行うものでございます。

1 項 3 目観光費1,000万円の減は、説明欄 1 番の長熊スポーツ公園整備事業の事業費確定により減額するものでございます。

8 款 2 項 3 目道路新設改良費は、目の全体では1,700万円の減となっておりますが、事業によって増と減がございます。

説明欄 1 番の排水路整備事業（十日市場地区）につきましては3,300万円の減、説明欄 2 番の排水路整備事業（西野地区）につきましても850万円の減でありまして、ともに事業費の確定により減額するものでございます。また、21ページをお願いいたします。説明欄 3 番の南堀之内バイパス整備事業2,450万円は、国の第二次補正予算に関する事業で、市道南堀之内遊正線の北側への延伸にかかる調査測量費を新規に計上するものでございます。

8 款 3 項 2 目街路費8,349万8,000円の追加は、説明欄 2 番の旭駅前広場等整備事業 1 億351万9,000円は国の第二次補正予算に関する事業で、平成21年度に完成予定の旭駅前線整備事業（県事業）と併せ、旭駅東側の整備を進めるための用地購入費と工事費等を計上するものでございます。

22ページをお願いいたします。

3 項 4 目公園費 1 億870万9,000円の追加は、説明欄 2 番の（仮称）下宿ふれあい公園整備事業 1 億1,000万円は国の第二次補正予算に関する事業で、21年度に予定していました事業費の全部を本予算に組み入れまして、次年度へ繰り越しして実施するものでございます。

4 項 1 目住宅管理費は 1 億7,000万円の追加で、説明欄 1 番の安全安心な暮らしづくり事業は国の第二次補正予算に関する事業で、地域生活基盤の確保を図り、雇用失業情勢に対する雇用創出等の支援充実と、住民が住みなれた地域で安心して暮らせる社会の基盤を整備するもので、池の端、香取等の市営住宅の屋根や外壁等の改修工事で 1 億3,000万円と、現在、独立行政法人雇用・能力開発機構が所有いたしております雇用促進住宅 2 棟80戸と土地 4,825平米の買い取り費用として4,000万円を計上するものでございます。

23ページをお願いいたします。

9 款 1 項 3 目災害対策費 7 億665万6,000円の減は、説明欄 1 番の防災行政無線統合整備事業の事業費の確定により減額するものでございます。

10款 2 項 2 目教育振興費20万円の追加は、滝郷小学校視聴覚教材備品購入代としてキウチタカオ様からの寄附を充当するものでございます。

24ページをお願いいたします。

10款 3 項 1 目学校管理費4,217万7,000円の減は、説明欄 1 番の第二中学校改築事業の事業費の確定により減額するものでございます。

12款 1 項 1 目元金5,466万3,000円の追加は、繰上償還によるものでございます。

1 項 2 目利子3,880万5,000円の減は、本年度予定いたしていました借入金の減額等によるものでございます。

それでは、最後の26ページをお願いいたします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。今回の補正額として10億9,080万円の起債を減額することによりまして、20年度末現在高見込額は、右下になりますけれども、266億692万7,000円となるものでございます。

以上で、議案第11号の補足説明を終わります。

○議長（向後和夫） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第12号、議案第13号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 増田富雄 登壇）

○保険年金課長（増田富雄） 議案第12号、平成20年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算について、補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の 1 ページをお開きください。

第 1 条は、事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,170万円を追加し、歳入歳出予算の総額を85億1,370万円とするものです。

2 ページと 3 ページは、項目別にした歳入歳出予算の補正であり、5 ページと 6 ページは、それを事項別にした明細書の総括となっております。詳しい内容につきましては、7 ページ以降でご説明申し上げます。

7 ページをご覧ください。

事業勘定のうち歳入についてご説明申し上げます。

4 款 2 項 1 目財政調整交付金につきましては、旭中央病院の医療相談事業及び施設整備事業への国庫補助金の確定により637万5,000円を減額するものであります。

7 款 2 項 1 目県財政調整交付金は国保診療施設への県からの補助金でありまして、国保会計を經由して旭中央病院へ200万円、中央病院附属の飯岡診療所へ30万円、滝郷診療所へ30

万円交付されることが決定したことにより260万円を計上するものであります。

9款1項1目利子及び配当金は、基金運用利子104万5,000円を計上するものであります。

10款1項1目一般会計繰入金は、出産育児一時金の件数や特定健診費用が当初の予定よりも下回る見込みとなったことから3,466万5,000円を減額するものであります。

続いて、8ページをご覧ください。

11款1項2目繰越金は、前年度繰越金が確定したことによりまして5,905万円を増額するものであります。

12款3項1目特定健康診査等受託収入は、後期高齢者にかかわる健康診査及び生活機能評価の検査費用が確定したため995万5,000円を減額するものであります。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。

9ページをご覧ください。

2款4項1目の出産育児一時金は、出産件数が当初の予定よりも下回る見込みとなったことから2,228万円を減額するものであります。

5項1目の葬祭費は、死亡件数が当初の予定よりも下回る見込みとなったことから700万円を減額するものであります。

8款1項1目の保健事業費は、特定健診事業費の確定により2,838万円を減額するものであります。

10ページをご覧ください。

9款1項1目の財政調整基金積立金は、基金運用利子をそのまま基金へ積み立てるもので、104万5,000円を計上いたしました。

11款1項3目の償還金は、過年度分精算による国庫負担金で、国へ返還すべく1,638万4,000円を計上するものであります。

3項1目の直営診療施設勘定等繰出金につきましては、右側の説明欄をご覧ください。説明欄1番の直営診療施設勘定繰出金は、国保会計を經由して県から滝郷診療所へおりてくる補助金でありまして、30万円を計上いたしました。

説明欄2番の病院事業会計繰出金は、国保会計を經由して国及び県から直営診療施設へおりてくる補助金ではありますが、当初の見込みよりも確定額が下回ったため、407万5,000円を減額するものであります。

説明欄3番の一般会計繰出金は、一般会計繰入金の過年度分の精算と、一般会計で支出した電算システム改修費にかかわる調整交付金として国保会計へ入ってきた分をそのまま一般

会計へ返還すべく5,570万6,000円を計上するものであります。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第13号、平成20年度旭市後期高齢者医療特別会計補正予算について、補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ6,800万円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億9,700万円とするものです。

2ページと3ページは、項目別にした歳入歳出予算の補正であり、5ページと6ページは、それを事項別にした明細書の総括となっております。詳しい内容につきましては、7ページ以降でご説明申し上げます。

7ページをご覧ください。

歳入についてご説明申し上げます。

1款1項1目後期高齢者医療保険料につきましては、年度途中で政府与党による軽減の見直し等が行われたことから当初の予定よりも下回る見込みとなりましたので、7,650万9,000円を減額するものであります。

2款1項1目一般会計繰入金につきましては、保険料の軽減分への繰り出しが本算定により当初の予定よりも上回る見込みとなりましたので、850万9,000円を増額するものであります。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。

8ページをご覧ください。

2款1項1目の広域連合納付金につきましては、歳入のところでもお話しいたしましたが、保険料が当初の予定よりも下回ることと一般会計からの繰り出しが増えることによりまして、その合計額であります6,800万円を減額するものであります。

以上で、議案第13号の補足説明を終わります。

○議長（向後和夫） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第14号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 横山秀喜 登壇）

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 議案第14号、平成20年度旭市介護保険事業特別会計補正予算について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正額は、第 1 条にありますように、歳入歳出予算にそれぞれ3,043万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億7,420万4,000円とするものです。

ちょっと飛びまして、7 ページをお開きください。

2 款 2 項 3 目介護従事者処遇改善臨時特例交付金は、国からの交付金2,964万7,000円を計上するものです。これは、国の追加経済対策によりまして、平成21年度に介護報酬を 3 %引き上げると同時に、これに伴う保険料負担の軽減を図るための交付金であります。この交付金は、次の 8 ページをお開きください。4 款 1 項基金積立金、2 目介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金において、同額を積み立てるものであります。

なお、この基金の設置につきましては、議案第20号で上程させていただいております。順番が逆になりましたが、1 目の介護保険給付費準備基金積立金78万4,000円は、今年度の利子を積み立てるものです。これによりまして、平成20年度末の基金保有見込額は 3 億2,180 万円となります。

以上で、議案第14号の補足説明を終わります。

○議長（向後和夫） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで 3 時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 3 時 1 分

再開 午後 3 時 1 4 分

○議長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第15号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 中野博之 登壇）

○下水道課長（中野博之） 議案第15号、平成20年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について、補足説明申し上げます。

お手元の補正予算書の 1 ページをお開きください。

第 1 条にございますように、繰越明許費の設定であります。

2 ページ目をお開きください。

第 1 表の繰越明許費であります。地方自治法第213条第 1 項の規定によりまして、翌年

度に繰り越して使用できる経費として、その金額を3,500万円とするものでございます。これは、浄化センターの建設事業が年度内に完成が見込めないことから繰り越し工事となるものであります。

以上で、議案第15号の補足説明を終わります。

○議長（向後和夫） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第16号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 堀川茂博 登壇）

○水道課長（堀川茂博） 議案第16号、平成20年度旭市水道事業会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、当会計の補正第1号を行う旨の規定でございます。

第2条は収益的収入及び支出の補正、第3条は資本的収入及び支出の補正であります、内容につきましては、3ページの実施計画で説明させていただきます。

次に、2ページをお開きください。

第4条は、起債の目的、限度額等を改めるものでございます。内容は、繰上償還に伴う借款債の追加と、配水管整備事業費の減少に伴い限度額を補正するものであります。

次は、3ページをお開きください。

平成20年度旭市水道事業会計補正予算実施計画であります。

収益的収入の部であります、第1款水道事業収益は、既決予定額の17億5,569万7,000円を820万5,000円増額し、補正後の予定額を17億6,390万2,000円とするものであります。

この内訳といたしましては、第2項営業外収益を増額するものでございます。内容としましては、2目補助金ですが、県からの助成であります市町村水道総合対策事業補助金が確定し当初見込みを上回ったことと、配水場管理棟の耐震診断に係る補助金を見込み、820万5,000円を増額するものであります。

次に、支出の部であります、第1款水道事業費用は、既決予定額16億4,042万4,000円を1,504万9,000円増額し、補正後の予定額を16億5,547万3,000円とするものであります。

この内訳といたしましては、第1項営業費用の5目減価償却費を1,047万3,000円、第2項営業外費用の2目消費税及び地方消費税を457万6,000円それぞれ増額するものでございます。内容としましては、減価償却費について、合併時に償却対象資産及び償却方法等で一部統一されない部分がありましたので、今回調整を行い、統一するものであります。消費税及び地

方消費税につきましては、建設改良費の減額に伴い、支払い額が増額するものであります。

続いて、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

収入の部ですが、第1款資本的収入は、既決予定額2億6,957万3,000円を6億6,940万円増額し、補正後の予定額を9億3,897万3,000円とするものであります。

この内訳といたしましては、第1項1目企業債を7億110万円増額し、第2項1目出資金3,170万円減額をするものであります。内容としましては、企業債について、6%以上で借り入れ分の一部繰上償還を予定したことによる財源として、借款債を7億7,450万円追加し、配水管整備事業に係る企業債を、工事費等の削減が図れましたので、7,340万円減額するものであります。出資金につきましては、合併特例債活用事業として実施した配水管整備事業が、同じく工事費等の削減が図れましたので、一般会計からの出資金を減額するものであります。

支出の部ですが、第1款資本的支出は、既決予定額7億5,357万2,000円を6億7,855万9,000円増額し、補正後の予定額を14億3,213万1,000円とするものであります。

この内訳といたしましては、第1項建設改良費の1目拡張工事費を9,600万円減額し、第2項1目企業債償還金を7億7,455万9,000円増額するものであります。内容としまして、拡張工事費につきましては、配水管布設工事費が当初見込みを大きく下回ったことにより減額するものであります。企業債償還金につきましては、先ほど説明したとおりの内容でございます。繰上償還分を追加するものであります。

次に、4ページをお開きください。

平成20年度旭市水道事業会計補正予算資金計画となっております。

平成19年度決算とこの補正によります受け入れ、支払資金の補正をいたしまして、年度末の現金残高を5億7,378万9,000円と予定するものでございます。

なお、企業債の借り換えによって軽減される利息は約1億3,600万円ほど見込んでおります。

以上で、議案第16号についての補足説明を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（向後和夫） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第17号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 鈴木清武 登壇）

○病院経理課長（鈴木清武） 議案第17号、平成20年度旭市病院事業会計補正予算（第2号）

について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の 1 ページをお開きください。

第 1 条は総則であります。

第 2 条は資本的収入及び支出の予定額の補正であります。

第 1 款資本的収入の既決予定額 5 億 5,892 万 5,000 円を 2 億 4,986 万 9,000 円減額し 3 億 905 万 6,000 円に、また、第 1 款資本的支出の既決予定額 41 億 4,986 万 7,000 円を 4 億 5,588 万 5,000 円減額し 36 億 9,398 万 2,000 円に補正するものであります。

次に、2 ページをお開きください。

第 3 条は、継続費の総額及び年割額の補正で、総額を 194 億 8,475 万円に、年割額を 20 年度 1 億 6,380 万円、21 年度 61 億 7,801 万 5,000 円、22 年度 131 億 4,293 万 5,000 円に改めるものであります。これは、再整備事業新本館建設工事のうち、建築工事、電気設備工事、給排水衛生設備工事の契約額が決定したことにより減額補正するものであります。

続きまして、4 ページをお開きください。

第 4 条は起債の限度額の補正で、再整備事業実施設計として 1 億 3,700 万円、再整備事業新本館建設工事として 1 億 3,900 万円とするものであります。

それでは、12 ページをお開きください。継続費に関する調書であります。

以上で、議案第 17 号についての補足説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（向後和夫） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第 18 号について、国民宿舎支配人、登壇してください。

（国民宿舎支配人 野口國男 登壇）

○国民宿舎支配人（野口國男） 議案第 18 号、平成 20 年度旭市国民宿舎事業会計補正予算（第 2 号）について、補足説明を申し上げます。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 1 条は、補正予算を定める総則でございます。

第 2 条は、予算第 2 条中に定めました業務の予定量のうち、「休憩 3,000 人」を 2,400 人増員し、「休憩 5,400 人」に改めるものであります。

第 3 条は、予算第 3 条に定めました収益的収入及び支出の予定額の補正をそれぞれ記載のとおり定めました。

内容につきましては、3 ページをお開きいただきたいと思います。

平成 20 年度旭市国民宿舎事業会計補正予算（第 2 号）実施計画でございます。

収入につきましては、第1款国民宿舍事業収益1億7,423万2,000円に1,609万2,000円を増額いたしまして、1億9,032万4,000円とするものでございます。

内訳につきましては、第1項営業収益のうち第1目利用収益1,609万2,000円の増額は、予定する休憩者の増員に伴い、食事料及び酒類等飲料収入を上方修正するとともに、供用開始後の実績から宿泊料の見直しによる増額を見込むものでございます。

続いて、支出につきましては4ページをお願いいたします。

国民宿舍事業費用2億841万9,000円に1,195万円を増額補正いたしまして、2億2,036万9,000円とするものでございます。

内訳につきましては、第1項営業費用のうち第1目宿舍経営費1,223万3,000円の増額は、食事材料及び臨時職員の賃金等の増額でございます。第2項営業外費用のうち第4目消費税の43万7,000円の増額は、課税支払い額の増加に伴うものでございます。

収益から費用を差し引きました税込みの損失額は2,895万円、税抜きでの純損失額を3,763万3,000円と見込んでおります。

続いて、2ページをお開きいただきたいと思います。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、予算第8条に定めました職員給与費9,086万6,000円に、雇用しております臨時職員の賃金532万4,000円を追加し、9,619万円に改めるものでございます。

次に、第5条は、予算第10条に定めましたたな卸資産の購入限度額5,363万8,000円に、食事材料費及び酒類等飲料材料費332万円を追加し、5,695万8,000円に改めるものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

この表は、平成20年度旭市国民宿舍事業会計補正予算（第2号）資金計画でございます。補正後におけます当年度末の現金を3,601万円と予定するものでございます。

次に、6ページから8ページまでは、平成20年度末予定貸借対照表でございます。

8ページの下の方になりますけれども、当年度末の純損失3,763万3,000円と繰越欠損金1,323万円を合わせました5,086万2,000円が当年度末処理欠損金となる見込みでございます。

以上で、議案第18号について補足説明を終了させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（向後和夫） 国民宿舍支配人の補足説明は終わりました。

議案第19号、議案第22号、議案第27号について、総務課長、登壇してください。

(総務課長 高埜英俊 登壇)

○総務課長(高埜英俊) 補足説明の前にご案内いたします。

本議会から、条例等の改正については新旧対照表をお配りしてございますので、適宜ご覧いただきたいと思います。

それでは、議案第19号、議案第22号及び議案第27号について、補足説明をいたします。

議案第19号は、旭市庁舎整備基金条例の制定についてであります。基金設置の趣旨については、提案理由にありましたので、条文について説明いたします。

第1条は、設置規定です。

第2条は、基金の積み立て額を予算で定める額とするものです。

第3条は、基金の管理に関する規定です。

第4条は、基金の運用益の処理に関する規定です。

第5条は、基金の繰替運用に関する規定です。

第6条は、基金の処分に関する規定です。この基金は、新たに市庁舎を建設する場合、及びそれに代わって現存庁舎を改修する場合に限って、処分することができる旨を定めるものです。

第7条は、委任規定です。

附則は、本条例の施行期日を公布の日とするものです。

次に、議案第22号は、旭市議会議員及び旭市長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

公職選挙法が改正されまして、地方公共団体の長の選挙において選挙運動用ビラの頒布ができることになり、その作成費用の一定額を、条例で定めるところにより、公費負担ができることになりました。本市もこれに対応するため、条例を改正するものであります。

改正の内容でございますが、国が示しました準則によっております。

新旧対照表の1ページをご覧ください。議案の一番後に添付してあると思います。

改正後の条例の第6条は、選挙運動用ビラの作成費用の公費負担となる条件について、第7条は、ビラ作成に係る契約締結の選挙管理委員会への届け出義務について、第8条は、公費負担の限度額と支払いについて、それぞれ定めるものです。

第9条から第11条までは、選挙運動用ポスターについての規定を移動、整理するため、準則に準じて改めるものです。

附則は、本条例の施行期日を本年4月1日とするものです。

なお、市議会議員の選挙においては、選挙運動用ビラの頒布の規定が公職選挙法に設けられていませんでした。

次に、議案第27号は、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。新旧対象表の12ページになります。

この協議は、千葉縣市町村総合事務組合の組織団体である浦安市・市川市病院組合及び香取市東庄町清掃組合が平成21年3月31日に解散するため、あらかじめ関係地方公共団体の議会の議決を求めるものです。

条文について説明いたします。

別表第1の改正は、規約第2条の組合を組織する団体についての改正です。

別表第2の改正は、規約第3条の共同処理する団体についての改正で、第1号は、常勤の職員に対する退職手当の支給、第3号は、議会の議員等の公務災害補償、第11号は公平委員会についての事務です。

附則は、本規約の施行期日を本年4月1日とするものです。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第20号、議案第25号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 横山秀喜 登壇）

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 議案第20号と議案第25号の補足説明をいたします。

最初に、議案第20号をお開きください。

旭市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について、補足説明を申し上げます。

初めに、この基金の設置目的ですが、第1条にありますように、介護従事者の処遇改善を図るため、平成21年度から介護報酬を3%アップさせることにより、これに伴う介護保険料の上昇を抑制するため基金を設置するものです。

第2条において、積み立てる額は、市が交付を受ける介護従事者処遇改善臨時特例交付金の額で、その金額は、議案第14号の補正予算に計上した2,964万7,000円であります。

第6条において、基金の処分について規定しております。

第1号では、平成21年度からの介護報酬の改定に伴う介護保険料の増加額を軽減するための財源に充てる場合です。具体的には、平成21年度は3%改定分の全額1,751万4,000円、平成22年度は改定分の半額となる887万円です。

第2号では、広報啓発等の財源に充てる場合です。

次のページをお願いします。附則第2項におきまして、平成24年3月31日限りで効力が失われることを規定しております。

以上で、議案第20号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第25号をお願いします。

旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明申し上げます。

介護保険事業につきましては、3年ごとの事業計画を見直し、介護保険給付費を推計し、必要となります介護保険料を定める仕組みとなっております。

このたび、平成21年度から平成23年度までの第4期介護保険事業計画に基づきまして、第1号被保険者の介護保険料を変更するものです。

今回の変更の特徴といたしましては、4点ございます。まず第1点目ですけれども、財源の負担割合が変更となります。第1号被保険者の負担割合は、第3期の19%から1%上がりまして20%になります。したがって、第2号被保険者の負担割合は、31%から30%になります。公費の国・県・市の負担割合は変わりません。

第2点目は、保険料段階を現行の6段階から9段階へと変更し、細分化いたします。

第3点目は、介護報酬を3%引き上げるための介護給付費の上昇を見込み、さらに、その対応策であります国の特例交付金を見込みます。

第4点目は、介護保険給付費準備基金を2億6,600万円取り崩すことによりまして、保険料の急激な上昇を抑制することです。

それでは、条文についてご説明いたします。

第3条におきまして、対象年度を平成21年度から23年度に改めまして、第1号から第8号で各所得段階の保険料を定めております。

第4号の年額3万9,600円、月額にいたしますと3,300円が新段階の第5段階になりますが、ここが基準となります。これは、第4期計画期間内の標準給付費と地域支援事業費の合計を112億7,231万1,000円と見込み、第1号被保険者の負担率20%を乗じて、さらに介護保険給付費準備基金を2億6,600万円取り崩すことにより設定いたします。基金を取り崩すことにより、本来必要とされる保険料より月額480円下げて設定します。その他の各段階の保険料は、基準額に各保険料率を乗じて算出したものです。

次のページ、附則第2条で、新段階の第4段階の保険料を定めております。

さらに、附則第3条第1項におきまして平成21年度の保険料を、第2項におきまして平成

22年度の保険料を定めております。平成21年度と22年度につきましては、国の介護従事者処遇改善臨時特例交付金を充当することにより、保険料の軽減を図っております。軽減額は、第5段階の基準で申し上げますと、平成21年度が月額96円、平成22年度が月額48円の軽減となります。

なお、介護保険料の変更点につきましては、全員協議会時にお配りいたしました第1号被保険者介護保険料の表を参考にさせていただきますようお願いいたします。

以上で、議案第25号の補足説明を終わります。

○議長（向後和夫） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第21号について、生涯学習課長、登壇してください。

（生涯学習課長 花香寛源 登壇）

○生涯学習課長（花香寛源） 議案第21号、旭市海上キャンプ場の設置及び管理に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、千葉県より無償譲渡が予定されております旭市海上キャンプ場について、必要な事項を条例に定めるものであります。

それでは、条文の内容についてご説明をいたします。

第1条は、地方自治法の規定により、公の施設を設置する趣旨の規定であります。

第2条から第3条までは、設置及び施設の名称、位置を定める規定であります。

第4条から第10条までは使用に関する規定であり、管理を行うもの及び使用の許可や使用料について定めたものです。

第11条から第14条までは管理運営に関する規定であり、指定管理者に管理を行わせる場合について、その範囲や基準を定めたものです。

第15条は、必要な事項を別に定める旨の委任規定であります。

附則第1項は、本条例の施行日を規定するものであります。

附則第2項は、第9条の規定に関して、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正するための規定であり、別表第1その1に旭市海上キャンプ場及び体育館の使用料を加えるものであります。

ただし、第9条及び附則第2項の規定は、同年7月1日以後のキャンプ場に適用するものであります。

以上で、議案第21号について補足説明を終わります。

○議長（向後和夫） 生涯学習課長の補足説明は終わりました。

議案第23号について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 野口徳和 登壇）

- 税務課長（野口徳和） 議案第23号、旭市税条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、個人市民税及び固定資産税の納期前納付の報奨金制度を廃止することに伴い、所要の改正を行うものであります。

本制度は、税収の早期確保や納税意識の向上を目的に創設されたものですが、その後の社会経済情勢の進展や納税意識の浸透により当初の目的を達成できたものとして、県内においても廃止が進んでいる状況であります。

また、個人市民税では、給与所得者など給与から市民税を天引きされる方、さらに本年10月から開始される個人市民税の公的年金からの特別徴収の方には適用がなく、不公平感が生じていることなどから廃止をするものであります。

それでは、お手元の条文の説明をいたします。

第42条の改正は、個人市民税の前納報奨金の交付を規定した第2項を削除するものであります。

第70条の改正は、固定資産税の前納報奨金の交付を規定した第2項を削除するものであります。

附則は施行期日に関する規定で、この条例の施行は平成21年4月1日から施行するものですが、第70条の固定資産税の前納報奨金の廃止については平成22年4月1日から施行するもので、段階的に行うものであります。

経過措置は、改正後の条例の適用区分を定めたものであります。

以上で補足説明を終わります。

- 議長（向後和夫） 税務課長の補足説明は終わりました。

議案第24号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 堀江隆夫 登壇）

- 農水産課長（堀江隆夫） それでは、議案第24号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本議案は、国の補助事業を活用しまして、市内萬歳地区にあります旭市農産物処理加工センターに米粉製粉機を導入することとしたため、この使用料について定めるものであります。

市民の使用料を米1キログラム当たり50円、市外の人の使用料を同じく100円と定めるも

のであります。

なお、米粉製粉機は、米の生産調整にカウントされることとなった新規需要米のうち米粉の利用を積極的に推進するため導入するものであります。

以上で、議案第24号の補足説明を終わります。

- 議長（向後和夫） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第26号について、国民宿舎支配人、登壇してください。

（国民宿舎支配人 野口國男 登壇）

- 国民宿舎支配人（野口國男） 議案第26号、旭市国民宿舎事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本改正案は、施設改修工事によりまして、客室等の事業規模を変更いたしました。このため、旭市国民宿舎事業の設置及び管理に関する条例第3条第2項に定めてございます国民宿舎の宿泊利用定数及び……

- 議長（向後和夫） 議場での雑談はやめてください。

- 国民宿舎支配人（野口國男） 室数を改めるものでございます。

改正の内容は、現行での国民宿舎の普通客室は39室、集会用広間は3室、宿泊収容人員は160人とする。これを、国民宿舎の宿泊利用定数及び室数は別表に定めるとおりとするといまして、別表に宿泊利用定数を88人、室数として客室30室、広間1室、会議室1室とするものでございます。

施行日については、交付の日から施行するものでございます。

以上で、議案第26号についての補足説明を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

- 議長（向後和夫） 国民宿舎支配人の補足説明は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 3時49分

再開 午後 3時50分

- 副議長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わり議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願い

いをいたします。

地方自治法第117条の規定により、議案第28号に関係いたします林一哉議員、向後和夫議員、嶋田茂樹議員、高木武雄議員、明智忠直議員、佐久間茂樹議員の退席を求めます。

(2 6 番 林 一哉 退席)

(2 0 番 向後和夫 退席)

(1 9 番 嶋田茂樹 退席)

(1 8 番 高木武雄 退席)

(1 6 番 明智忠直 退席)

(1 2 番 佐久間茂樹 退席)

○副議長(林 一雄) しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 3時50分

再開 午後 3時51分

○副議長(林 一雄) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第28号について、社会福祉課長、登壇してください。

(社会福祉課長 在田 豊 登壇)

○社会福祉課長(在田 豊) 議案第28号、指定管理者の指定について、補足説明を申し上げます。

議案第28号、あさひ健康福祉センターの指定管理者の指定については、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第5条の規定を適用し、公募は行わずに、現在、同施設の指定管理者の財団法人旭市福祉協会を指定管理者候補として、市民の代表及び学識経験者を含めた旭市指定管理者候補者選定委員会で審議を行い、審議の結果、財団法人旭市福祉協会が適当な指定管理者候補者として選定されたことにより、同協会をあさひ健康福祉センターの指定管理者として指定するものです。

以上です。

○副議長(林 一雄) 社会福祉課長の補足説明は終わりました。

ここで、林一哉議員、向後和夫議員、嶋田茂樹議員、高木武雄議員、明智忠直議員、佐久

間茂樹議員の入場を求めます。

(2 6 番 林 一哉 入場)

(2 0 番 向後和夫 入場)

(1 9 番 嶋田茂樹 入場)

(1 8 番 高木武雄 入場)

(1 6 番 明智忠直 入場)

(1 2 番 佐久間茂樹 入場)

○副議長(林 一雄) しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 3時53分

再開 午後 3時54分

○議長(向後和夫) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第29号、議案第30号、議案第31号について、社会福祉課長、登壇してください。

(社会福祉課長 在田 豊 登壇)

○社会福祉課長(在田 豊) 議案第29号から議案第31号までの指定管理者の指定について、補足説明を申し上げます。

議案第29号、海上ふれあいサポートセンターの指定管理者の指定については、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第5条の規定を適用し、公募は行わずに、現在、同施設の指定管理者の社会福祉法人旭市社会福祉協議会を指定管理者候補として、市民の代表及び学識経験者を含めた旭市指定管理者候補者選定委員会で審議を行い、審議の結果、社会福祉法人旭市社会福祉協議会が適当な指定管理者候補者として選定されたことにより、同協議会を海上ふれあいサポートセンターの指定管理者として指定するものです。

続きまして、議案第30号、飯岡福祉センターの指定管理者の指定については、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第5条の規定を適用し、公募は行わずに、現在、同施設の指定管理者の社会福祉法人旭市社会福祉協議会を指定管理者候補として、市民の代表及び学識経験者を含めた旭市指定管理者候補者選定委員会で審議を行い、審議の結果、社会福祉法人旭市社会福祉協議会が適当な指定管理者候補者として選定されたことによ

り、同協議会を飯岡福祉センターの指定管理者として指定するものです。

議案第31号、旭市福祉作業所の指定管理者の指定については、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例第5条の規定を適用し、公募は行わずに、現在、同施設の指定管理者の旭市手をつなぐ育成会を指定管理者候補として市民の代表及び学識経験者を含めた旭市指定管理者候補者選定委員会で審議を行い、審議の結果、旭市手をつなぐ育成会が適当な指定管理者候補者として選定されたことにより、同会を旭市福祉作業所の指定管理者として指定するものです。

以上です。

- 議長（向後和夫） 社会福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第32号について、建設課長、登壇してください。

（建設課長 米本壽一 登壇）

- 建設課長（米本壽一） 議案第32号、市道路線の認定、廃止及び変更について、補足説明申し上げます。

いずれも県営畑地帯総合整備事業に伴うものです。

認定する64路線は、新たに整備された道路と道路区域に変更を生じた既設市道であり、市道認定要件を満たすため認定するものです。

廃止する8路線は、道路の機能の全部または一部を失った等により廃止するものです。

変更する1路線は、代替となる道路が整備されたため変更するものです。

以上で議案第32号の補足説明を終わります。

- 議長（向後和夫） 建設課長の補足説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明は終わりました。

- 議長（向後和夫） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は4日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時59分

平成 2 1 年旭市議会第 1 回定例会会議録

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 2 1 年 3 月 4 日 (水曜日) 午前 1 0 時開議

第 1 議案質疑

第 2 常任委員会議案付託

第 3 常任委員会陳情付託

本日の会議に付した事件

日程第 1 議案質疑

日程第 2 常任委員会議案付託

日程第 3 常任委員会陳情付託

出席議員 (2 4 名)

1 番	伊 藤 保	2 番	島 田 和 雄
3 番	平 野 忠 作	4 番	伊 藤 房 代
5 番	林 七 巳	6 番	向 後 悦 世
7 番	景 山 岩三郎	8 番	滑 川 公 英
9 番	嶋 田 哲 純	1 0 番	柴 田 徹 也
1 1 番	木 内 欽 市	1 2 番	佐久間 茂 樹
1 3 番	日 下 昭 治	1 4 番	平 野 浩
1 5 番	林 俊 介	1 6 番	明 智 忠 直
1 7 番	林 一 雄	1 8 番	高 木 武 雄
1 9 番	嶋 田 茂 樹	2 0 番	向 後 和 夫
2 1 番	高 橋 利 彦	2 2 番	林 正 一 郎
2 4 番	神 子 功	2 6 番	林 一 哉

欠席議員 (1 名)

2 5 番 伊 藤 鐵

説明のため出席した者

市 長	伊 藤 忠 良	副 市 長	鈴 木 正 美
教 育 長	米 本 弥 榮子	病院事務部長	伊 藤 敬 典
総 務 課 長	高 埜 英 俊	秘書広報課長	加 瀬 寿 一
企 画 課 長	加 瀬 正 彦	財 政 課 長	平 野 哲 也
税 務 課 長	野 口 徳 和	市 民 課 長	木 内 國 利
環 境 課 長	平 野 修 司	保険年金課長	増 田 富 雄
健康管理課長	小長谷 博	社会福祉課長	在 田 豊
高 齢 者 福 祉 課 長	横 山 秀 喜	商工観光課長	神 原 房 雄
農 水 産 課 長	堀 江 隆 夫	建 設 課 長	米 本 壽 一
都市整備課長	島 田 和 幸	下 水 道 課 長	中 野 博 之
会 計 管 理 者	渡 辺 輝 明	消 防 長	菅 谷 衛 一
水 道 課 長	堀 川 茂 博	庶 務 課 長	浪 川 敏 夫
学校教育課長	及 川 博	生涯学習課長	花 香 寛 源
国体推進室長	高 野 晃 雄	監 査 委 員 長 事 務 局 長	林 久 男
農 業 委 員 会 事 務 局 長	小 田 雄 治	国 民 宿 舎 人 支 配 人 院 長	野 口 國 男
病院経理課長	鈴 木 清 武	再 整 備 室	鎚 木 友 孝

事務局職員出席者

事 務 局 長	宮 本 英 一	事 務 局 次 長	石 毛 健 一
---------	---------	-----------	---------

開議 午前 10 時 0 分

○議長（向後和夫） おはようございます。

ただいまの出席議員は24名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

日程第 1 議案質疑

○議長（向後和夫） 日程第 1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第 1 号から議案第32号までの32議案を順次議題といたします。

議案第 1 号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

日下昭治議員。

○ 13 番（日下昭治） 旭市21年度一般会計について何点か説明をしていただきたいと思います。

まず、13ページの市税についてでございますけれども、この市税、税金はこのような経済情勢下の中においてかなり厳しい状況であろうかと思います。当然そのような形の中で、前年度と比較して減額をして予算を立ててあるわけでございますけれども、その中で特にちょっと感じ、そういった状況の中で分かるんですけれども、個人市民税等について徴収率を見ますと、昨年と比較した場合に0.7ですか、徴収率を上げてございます。厳しい状況の中でそれだけ上げて徴収ができると想定した予算だろうと思いますけれども、その辺につきましては、税務課はかなり努力しておるなという感じは思うわけでございます。恐らく私は徴収率が下がるのかなと思いましたけれども、徴収率は上がっている部分はかなり多く見られるかと思います。

ただ、個人市民税、固定資産税、都市計画税ですか、滞納繰越分の調定見込額がかなり増えておるということを考えてみますと、当然徴収できなかったものが増えているというのを私は想定したわけでございます。そういう中で、申し上げましたように、徴収率を上げて予

算を組むということは何か帳じり合わせでもしてあるんじゃないかなと、そんな想定を私はしてしまうようなわけでございますけれども、その辺をもう少し詳しく説明いただければと思います。市民税についてはそのような形でお願いしたいと思います。

続きまして18ページです。地方交付税76億1,000万円、5億円ほど交付税が昨年と比較して上がっておりわけでございますが、合併特例債の一部分も返済に入っておりのかなと思いますし、臨時財政対策債が、何年かやりましてそれが100%交付税算定されておるところでございますので、それらは有利な財源だと言いますけれども借金の一部でございますし、返済に回る部分があるかと思っておりますので、その辺はどれくらいまでこの中に返済分として、100%あるいは50%もありますか、70%というような算定をされているものはどの辺まで見込まれているのか、その辺をできればお願いしたいと思います。

続きまして、支出のほうに移りたいと思います。

50ページの説明欄の14、使用料及び賃借料、これの中の建物等借上料、これは多分、私が前回質問させていただきました南分庁舎の借上料に当たるんじゃないかなと思いますけれども、前年と比較しますと約半額くらいになっていますか。その辺、契約状況がどのような形で契約されたのかということを詳しくお願いしたいと思います。

続きまして63ページ、同じく説明欄の電子自治体推進事業についてでございますが、その中の委託料、情報化計画策定支援業務委託料1,281万円、あるいはまたその中で、19節になりますが、負担金等において電子調達システム利用負担金等々が結構あるわけございまして、それらの内容的なものが今後、恐らく毎年多少なり入っているのかなと思いますけれども、新たに1,200万円が計画策定支援という形で予算化されておりますので、その辺のものについても説明いただきたいと思います。

続きまして73ページ、収税事務費、同じく説明欄13、委託料の中で公売物件鑑定委託料というような形で50万8,000円ほど予算化されておるわけでございますが、収税事務の中で公売物件ということになりますと差し押さえ物件になるのかなというような感じを持ちましたので、その辺のものについて、どのような処理をするのかお願いしたいと思います。

それと、160ページになろうかと思います。説明欄の中で地域バイオマス利活用推進事業、負担金補助及び交付金という形の中で、新技術実証事業補助金2,864万7,000円、家畜排せつ物利活用施設整備事業補助金、これは補助金ということでございます。当然補助金として入っておりのを流すということだと思えますけれども、それらについての事業体等について説明いただきたいと思います。

195ページ、説明欄2の街路整備事業、谷丁場遊正線に当たります所ですけれども、当然不動産鑑定委託料、公有財産購入費、これらの公有財産購入に基づく不動産鑑定になるのかなと思いますが、これをやる土地を取得し工事をするということになりますと、結構大きな金額でここに入ってきておるわけでございますので、どの辺の工事をどのような形で進められていくのかをお願いをしたいと思います。

続きまして200ページ、公園費のほうです。説明欄の4、袋公園整備事業、ここの13委託料の中に不動産鑑定委託料等が入ってきておるわけでございますけれども、ここの中には不動産取得等のものは入っておりませんので、何のために不動産鑑定を委託するのかということの説明をいただきたいと思います。

それと続きまして、文化の杜公園整備事業において、ここについては公有財産購入費等が入ってきております。当然不動産鑑定委託料も入っておりますし、工事請負費が2億5,000万円ほどあるわけでございます。本年度予算でこれらが執行された場合にどのくらいまで事業が進むのか、それらについての説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（向後和夫） 日下昭治議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） それでは、税務課より2点ほどお答えいたします。

まず、1点目の予算書の13ページの市民税の現年課税分の徴収率の関係についてお答えいたします。

徴収率につきましては、予算編成時の20年度の決算見込みを基に計上しております。それで、19年度の決算状況では95.18%でした。今年の20年度の決算見込みでは95.4%ということで、予算の見込みではちょっと厳しい状況ですが、徴収努力をしていきたいというふうに考えております。

それから、滞納繰越分については、今まで予算の組み方について前年実績を基にして予算を組んでいた状況なんですけれども、大きく滞納繰越分が入ったりすると徴収率というのは大きく変動するということで、平均的なもので出していくという考え方に変えました。

次に、歳出のほうの73ページです。右欄の5番の収税事務費についてのうち、2款2項2目賦課徴収費の説明欄2番の収税事務費、13節委託料の公売物件鑑定委託料50万8,000円についてですけれども、これにつきましては、差し押さえをした物件についてですけれども、ほとんどの差し押さえ物件が目いっぱい抵当権が入っているということで、配当が見込めな

いような物件がほとんどです。ただ、これから差し押さえをしていく中で、そういう担保権設定のない条件のいいものについてはこういうふうに不動産鑑定をしましてやっていこうという考えで、予算を確保していないと不動産鑑定できませんので、そのための予算措置であります。

以上です。

○議長（向後和夫） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） それでは、私のほうの質問でございます。

最初に、18ページの地方交付税の中でございます。地方交付税の中で合併特例債あるいは臨時財政対策債の分がどのくらい見込まれるのかというご質問でございます。これはあくまでも見込みでございますので、見込まれる額ということでよろしくお願ひしたいと思います。

まず、合併特例債分については1億8,500万円程度入るのではないかと予想しております。次に、臨時財政対策債の償還分でございますけれども、この辺につきましては約4億3,000万円程度見込まれるということをお願いしたいと思います。

それからもう1点、63ページの電子調達システムの関係でございます。19節負担金の中の一番下の電子調達システム利用負担金でございます。これについてご説明申し上げます。

これにつきましては、平成21年度から電子入札システムを導入することを予定いたしておりまして、千葉県電子自治体運営協議会の中の千葉市町村共同利用電子調達システムによる共同運営、これは共同運営でやられておりますが、ここに参加して初めてそのシステムを利用できるということで、ここへ参加するための利用負担金ということでございます。

参考までに申し上げますと、電子入札の利用開始年度は当初22年度で予定していたわけですが、1年前倒ししまして21年度からということで、21年度中に模擬入札といいますが、そういったテスト等を早目にできればいいなということで考えております。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 50ページの使用料及び賃借料、建物等借上料についてのご質問にお答えいたします。

今年度394万2,000円でございます。昨年度、20年度は788万6,000円ということでございました。これは、ご指摘にありましたように南分館の借上料でございます。南分館の借上げは、この3月31日で10年契約の期間が満了いたします。確かに年額800万円近い金額を払っております。高いというご指摘を受けながらいろいろと検討してまいりました。その結

果、相手方とも交渉いたしまして半額以下で借りられるという見込みが立ちましたので、短期間お借りしようということで計上したわけでございます。

契約したのかというご指摘がありましたけれども、この予算が通ってから新年度になって早々に契約するという予定でございます。その内容についてちょっとご説明いたします。

契約の方法は新規でございます。前の契約を引き継ぐというものではございません。それから、契約期間は2年、短期に設定してございます。従前は10年でございました。それから、借りるものは従前と全く同じでございます。3階建てのうち1階と2階、延べ床面積が134.91坪、445.98平米、それと駐車場が16台分です。賃借料なんですけれども、1坪当たり2,079円、これは月額、税込みでございます。従前は4,515円でした。それから、駐車場が1台当たり3,000円、これは従前と同じでございます。その結果、年の支払い額が394万1,724円となりますので、この金額を計上してございます。この金額でございますけれども、不動産鑑定士のアドバイスをいただきまして実勢価格を調査した結果でございます。

以上です。

○議長（向後和夫） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、63ページにお戻りいただきまして、電子自治体推進事業の13節の委託料、情報化計画策定支援業務委託料の内容についてご説明申し上げます。

まず、この中は三つに分かれておりまして、一つ目がシステム等の改修、開発、そういった見積もりをいただいたときにその内容を精査する支援業務、アドバイザーの派遣の業務で、これが315万円を予定しています。もう一つ、情報システムの更新計画の策定が409万5,000円、それから、システムを更新していくときにこういった構築が必要なのかということで、その更新計画をまた支援していただくのに556万5,000円、この三つを予定しております。

それからもう一つ、64ページの負担金のところ、電子申請システムの利用負担金なんですけれども、これが80万3,000円ということで、平成20年度の予算では289万8,000円ということでありましたけれども、その時には初年度の参加の当初費用がかかった、21年度からはランニングコストの負担で済むということで、これにつきましては千葉県全体の中で進めているものでございまして、38市町村が参加していてそのための負担金でございます。

以上です。

○議長（向後和夫） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、予算書の160ページ、地域バイオマス利活用推進事業につきましてご説明を申し上げます。

議員のご質問にありましたように、本事業につきましては、国・県の補助事業制度を活用しまして畜産農家等の経営改善を支援するものでございます。一つ目の新技術実証事業補助金につきましては、畜産農家2戸、耕種農家3戸等の計5戸から構成します農業団体、（仮称）鎌数エコフィード利用組合、ここの組合が食品メーカー等から排出されますラーメンくずあるいはおから等の食品残渣等を発酵処理しまして家畜の飼料とするものでございます。飼料の発酵処理プラント建設等に際しまして、事業費の2分の1につきまして国から支援を受けるものでございます。

もう一つの家畜排せつ物利活用施設整備事業補助金につきましては、養鶏を主とする五つの畜産農業経営体が任意組合、旭市育成農場堆肥組合、そういう組織を作りまして、鶏ふんを発酵させまして良質堆肥を生産するための発酵処理施設及び製品の保管庫等を整備するものであります。事業費の2分の1を国から、8分の1を県から、合わせまして8分の5の支援を受けて事業を実施するものでございます。

以上であります。

○議長（向後和夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） それでは、195ページの谷丁場遊正線についてでございますけれども、工事をどのように進めていくのかということですが、本年度は道路の造成工事を主に行ってまいります。盛り土工事、それから擁壁工事等、延長900メートルあるんですが、その部分の770メートルについて整備を行ってまいります。あと土地の取得を行ってまいります。面積で約4,800平米、それから、土地開発公社で先行取得してございますので、それらを買戻してまいります。それで24年度完成を目指してまいります。

それから、200ページの袋公園整備事業でございますけれども、不動産鑑定があつて土地の取得費がないのはなぜかというご質問ですが、これは、地権者が相続でかなりの期間を要しますので、用地取得にかなり流動的でございますので、買える場合は土地開発公社にて買い上げてまいります。不動産鑑定は、その相続に当たりまして額を提示するために行うものでございます。

それから、同じく200ページの文化の杜公園整備事業、どのくらいまで事業が進むのかということでございますけれども、本年度は基盤造成工事、それから植栽工事等を行ってまいります。面積は約7万2,000平米でございます。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 日下昭治議員。

- 13番（日下昭治） 再質疑を若干させていただきたいと思います。

税務課長のほうからよく説明をいただきました。ただ、滞納のあれが若干違ったという、調定見込額の計算とかちょっと分かりませんでしたけれども、違ったということでございます。調定見込額でありますけれども、繰越分が増えるということはあまり芳しい話じゃないと思いますので、その辺、徴収率を上げて何とか無理にでもそれに努力すると、そういう努力は十分感じますけれども、ぜひその繰越分の調定見込額はできるだけ少なくという努力をしていただきたいと思います。

それと、この中には恐らく昨年度のものも入っておると思いますし、あるいは時効直前のものもあろうかと思えますけれども、その辺の古いもの、時効直前に当たるものがどのくらいあるか分かればまた教えていただければと思います。ここでなくてもかまいませんけれども、時効に、不納欠損にならないように、ぜひ税務課のほうで対応をお願いしたいと思えます。

それともう1点、税務課の関係で土地公売物件の鑑定ですね。73ページです。恐らく、先ほどの答弁の中にございましたように、担保等がかなり複雑に入っておるといえるものが多いということでございますけれども、当然そういったものは差し押さえされたところでどうしようもないということになるのかなと思います。こういう処理できるものを鑑定していくのかなと思いますけれども、そういったものが今どのくらいあるのかなということも感じるわけでございますが、その辺もし分かれば、金額は鑑定しなければ分からないと思いますので、物件等が何件くらいあるのか報告いただければと思います。

それから、地域バイオマス関係でございますけれども、新技術実証事業補助金については新しい事業体が発足するということになるのかなと思いますけれども、その辺もう一度説明いただければと思います。

あと、195ページの街路整備事業、公有財産の購入費、これはすべて公社買い上げ分になっておるのか。あるいは、不動産鑑定委託料等が入ってくれば当然新規な物件も、土地購入というような形のものもあるのかなと思いますが、その辺のものをもう少し詳しくいただければと思います。

以上、2回目の質疑を終わります。

- 議長（向後和夫） 日下昭治議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

- 税務課長（野口徳和） お答えいたします。

まず、時効関係ということで不納欠損の関係だと思うんですけれども、これについては、現在年度末に向けて精査中ですので、まだ分かりません。決算時点でお答えしたいと思います。

それから、公売についてですけれども、現在、差し押さえしている物件については48件ございます。

以上です。

○議長（向後和夫） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 地域バイオマス利活用事業についての中の新技術実証事業につきましてご説明申し上げます。

この事業につきましては、先ほど言いましたように畜産農家2戸、これは養鶏が1戸、養豚が1戸でございます。それと耕種農家3戸、実は国の補助事業等の中では5戸以上の共同事業、そういうものに対しての支援ということになっております。そういう共同で事業をやる方に対しての支援という要件があります。そんなことで耕種農家にも入っていただきまして、鎌数エコフィード利用組合を新たに組織して事業を起こすということでございます。

以上であります。

○議長（向後和夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 谷丁場遊正線でございますけれども、公社の買い戻し分が約7,020平米でございます。それから、新規に取得する分が4,811平米でございます。合わせて11,831平米の用地でございます。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 日下昭治議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それでは、233ページの飯岡中学校改築工事について数点お尋ねをします。

飯岡西部地区の土地改良事業の非農用地に飯岡中学校建設のための予算であります。まず1点目は、この地区の採択の時期、また完成はいつになるのか。それから2点目として、今の場所からこの場所へ移転の理由について。3番目として、学区内での同意はどのように行われたのか。4点目として、校舎などの建物の耐震の結果とそれによる改築の際の補助金の補助率。5点目として、万が一この場所への建設が不可能になったとき、また数年後になったときでもこの設計書はそのまま使用可能なのか。6番目として、海上中学校の跡地もそ

のままになっていますが、移転後の跡地利用はどのように考えているのか。7番目として、管内の小学校並びに中学校の生徒1人当たりの敷地面積の最高と最低、これについてお尋ねをします。

○議長（向後和夫） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員のご質問の中の1点目の飯岡西部地区の採択の関係でございます。

現在、ご承知のように県営土地改良事業ということで土地改良事業をお願いしてございます。県のほうとの協議の現時点では、平成22年、来年の4月を一つの採択の目途としまして現在進んでおるところでございます。なお、面工事等につきましては、予定ですと23年の田んぼ等の収穫が終わった後、秋から開始されるのかなということで現在進めております。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、2点目の移転の理由でございますけれども、移転の理由につきましては、工事中の安全性だとか騒音等による授業への影響、それと用地の確保、通学距離だとか建設後の交通の状況、建設費等を勘案して移転をしたいということでございます。

それと、学区内の意向の把握でございますけれども、その辺につきましては、特別に学区内すべてについて意向調査等は実施しておりません。ただ、飯岡中学校内に建設委員会といいますが、そういった組織を作っていただきまして検討していただきました。そのメンバーにつきましては、学識経験者あるいは区長の代表、学校評議員、PTAの代表等々15名程度だと思いますけれども、そこで検討されて市に要望がされておまして、それも支所の西側方面への移転をお願いしたいといったこともございまして、このご意見も尊重せざるを得ないのかなということもございます。

それと、耐震の結果と補助率についてというご質問でございますけれども、耐震につきましては今後実施していく予定になっております。それと、それによりまして3分の1の改築の補助率になるのか、あるいは結果によっては2分の1の補助率になるのか、その辺は今後診断をしてからの結果でございまして、その診断も今回の予算をお願いしているところでございます。

それと、この建設が不可能になった場合の設計書はどうするのかというご質問でござい

すけれども、一義的には土地改良での非農用地を利用できれば一番いいということで、採択されるようになれば一番いいんですけれども、もしそうでないということになりますと、その結果を見きわめながらその予算の執行はしていく予定ではありますけれども、どうしても難しくなるということが判断された場合には、あそこにあるスポーツ公園にも約3.3ヘクタール程度の面積がございますので、その辺の使用も頭の中に入れて事業を見きわめていこうかなと、そういう考えであります。

それと、跡地の利用につきましては、現在、海上中の跡地もそうでございますけれども、これは現校舍等を解体した後に普通財産にして所管替えをするということで、適正な使用について検討されていくものと考えております。

それと、生徒1人当たりの最高と最低の面積ということでございますけれども、中学校は5校ございまして、現在のところ、1人当たりの面積が一番多いところにつきましては海上中学校の128.4平方メートルでございます。一番少ないところが第二中学校の1人当たり38.0平方メートルというところでございます。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それでは、まず1点目の県営土地改良の補助の採択のめどは22年ということでございますが、かなりこの辺にも土地改良の地域がございますので、そういう中で三川地区は、県への申し込みというんですか、これは何番目になっているのか、そういう中で22年の採択が果たして可能なのか、その辺。

それから、2番目の今の場所からこの場所への移転の理由については、用地の確保の問題、それから騒音の問題、児童の安全の問題ということでございますが、二中ですか、これらは現状のままで場所を変えて建て替えたわけです。そういう危険性はないと思うんですが、ましてこういう財政が厳しくなった中で、果たして用地を新規に確保してそういう学校の移転をする必要があるのか。

それから、3番目の学区内の同意の件でございますが、この15人のメンバーでそういうことが決まったということですが、しかし、かなり飯岡地区ではこの移転について問題があるというようなことを聞いているんですが、それはどういうふうに確認しているのか。

それから、4番目の校舍の耐震の関係でございますが、飯岡の今の中学校は校舍を含め体育館とかいろいろあるわけですが、当然これらも耐震をやと思うわけです。そういう中で、耐震診断の結果これは問題はないという建物まで当然壊すと思うんですが、そうしますとか

なり学校建設に対して無駄な金を使ってしまうと思うんですが、その辺はどういうふうに考えているのか。

それから、5番目の設計書の問題でございますが、22年の採択を見据えながらということでございますが、22年の採択では、今年は普通であれば到底、設計の委託はできないと思うんですが、採択がされて初めて設計に入ると思うんですが、その辺どういうふうに考えているのか。

それから、6番目の跡地の問題、当然解体してということでございますが、海上中もそのままになっているわけですね。やはり今こういう財政の中で、その跡地の問題も検討しなければならぬと、ただ空かせておいてはこれはもったいないと思うんですね。それを具体的にどういうふうに考えているのか。

それから、7番目の管内の小学校の児童・生徒数ですが、飯岡中は現状では1人当たり99.6平米ですか、ほかの中学校と比較しますと1人当たりの面積はまあまあ普通にいっていると思うんです。第二中学校の38平米から比較すればかなり多くなっているわけですね。ですから、あえて移転しなくても私は問題ないと思うんです。その辺どういうふうに検討されたのか、その辺について再度お答えいただきたいと思います。

○議長（向後和夫） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それではお答え申し上げます。

移転の必要性でございますけれども、まずは現在の飯岡中につきましては、市道を挟んで東西に分かれて校舎と運動場があるということ、ということであれば改築の時期にはそういったものは解消していくのがいいだろうという、そういったこともあります。もう一つとして、飯岡中学校も避難場所に設定されておりますけれども、津波等については50センチメートル以内の津波が来ると予想されている部分にもなっておりまして、避難場所がそういった所から解消できればいいのかなと、そういった思いもあります。

あと、学区内の同意の関係でございますけれども、学校の中に作っていただいた検討委員会のご意見をちょうだいしているところでありますけれども、それ以外の皆様のご意向について問題ありというご意見があるということでございますけれども、私どもとしまして、その辺の問題については今のところ承知をしておりません。

それと、耐震診断の結果、耐震化されているものだと言われたときにそういったところまで壊すのは無駄ではないかというご指摘でございますけれども、確かにそういった所はござ

いますけれども、一方で耐震がきかない、改築が必要だと言われる所はそのままにしておくわけにもいかないということで、その辺については、今のところ特別教室棟が0.61ぐらいのI s 値でございまして、そこが一番飯岡中ではいいだろうと言われている所でございますけれども、それとて0.7を下回っている所でございますので、改築をしてもいいのかなという、そういった判断をしております。

それと、採択が22年でございまして、その前に設計をすることについては無理だろうというご指摘でございますけれども、それにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、非農用地ができないということだと、スポーツ公園も十分に可能でございますので、そちらを利用できるということを考えて設計してもいいのかなという思いはしますけれども、ぎりぎりまで執行は待って、非農用地の設定がうまくいくという見込みができたときに執行するという考えであります。

それと、跡地につきましては我々のほうだけで判断できません。市全体のいろいろな用途もございましょうし、そういったことを考えて、今後、解体後に判断をしていくということになると思います。

それと、1人当たりの面積について99平方メートルということからまあまあ普通だろうということで、それ以上の面積は必要ないんじゃないかということもございますけれども、一方で、いろいろな部活だとかもございまして、3万8,000から4万以上の面積は必要になるのかなという考えも持っております。現在、いろいろな部活がそれぞれ重なり合って練習をしているという状況がございますので、移転をしてせっかくそういった機会があるときには練習のしやすい面積を確保しておくのも、それもすべきではないのかなという考えは持っております。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員の1番目の質問でございますけれども、飯岡西部地区の申し込みということでございますけれども、現在、22年4月に向かってということで県の職員と一緒に実は計画を作っております。ただ、この海匠農林振興センターの中から上げていただくわけですが、椿海地区でもう1地区手が挙がりまして、やはりここも22年4月ということで向かっております。ただ、県の方から聞きまして、22年4月に向かって二つの地区を出そうということで、他の地区からあまり県内ではないだろうということで、どちらか一つということじゃなくて二つを出すということで現在進んでいただいております。

それともう一つ、可能性ですけれども、現在、市内では多くの工区等の中で土地改良事業を実施しておりますけれども、個人的に申しますと、特に飯岡西部地区につきましてはほかの地区よりは相当、実は事業に対しての熱い思いがあるのかなということです。現時点での仮の同意等につきましても、今までの地区と比べますとかなり高い状況でございます。地元の方々の協力なくしてこれはできません。そんなことで、可能性は、今までと比べると相当進みやすい地域ということで我々は認識しております。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） そうしますと採択が22年ですか、ということは来年の4月以降ですね。それが今年で設計をやるということは、全くはっきり分からない中での設計になってしまうと思うんですね。本来なら、採択が決まらなくては、結局設計をやっても無駄になってしまうわけでしょう。その辺どういうふうに考えているのか。

それからもう1点、もしこの非農用地が買収できなければ、今、公有地が3町歩ほどあるという中で、これを使ってという話もありましたが、そうすれば今の財政の中ではやはり公有地の有効活用ということから、まず第1段階はこの公有地を使用する、そういうことは全然検討していないんですか。

以上です。

○議長（向後和夫） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） まず第1点目の、22年の採択についてそれ以前に設計するということとはあり得ないというご質問でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、いわゆるスポーツ公園というものが3.3ヘクタール程度ありますけれども、その北側の部分について、校舎と屋内運動場と駐車場程度のものをそこに置きたいと、非農用地がうまくできれば西側に延びていくと、非農用地がどうしても駄目だということになればスポーツ公園の本体、南にグラウンド等を予定すると、そういった、どちらでも言ったらおかしいですけども、一義的にはその非農用地の部分をお願いしたいんですけども、それがどうしても見込めないということになったときには南側に延ばしていくと、そういった考えで現在のところはおります。

それともう1点のお話、現在の学校の敷地を活用するというお話ですか、それについては使い方によって、地形といいますか土地の格好がございまして、四角いぴったりした所へ持

っていったほうが、なおいい格好にできるということから、現在のところは、その跡地の所で検討していただければなということで考えております。

○議長（向後和夫） 伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） それでは、私のほうから少し補足をさせていただきたいと思います。

まず、公園用地の利用でありますけれども、公園用地をすべて利用するというのとは一番財政的にはいいだろうというご指摘でございます。そのとおりだろうと思いますけれども、飯岡西部の土地改良というのは海上の排水の面も考えておりますし、非常に大事な土地改良事業であります。ですから、その土地改良事業のプラスになれるような形がとれば、なおいいだろうと考えて、非農用地を生み出してそれが利用できるということであれば利用させていただきたい、そのように考えております。

それから、学校を移転するという問題ですけれども、二中の場合には、ほかに用地取得というのはなかなか難しいものですからあの位置でやらせていただきました。もう議員の方はご覧になってよく分かっていただいておりますけれども、生徒の皆さん方には長い期間運動場が使えない、騒音には悩まされる、非常に迷惑な中で子どもらは授業に励んできておるわけであります。そういったものを考えるときに、別の用地に建設ができて子どもたちはできた所へ移転できるということであればこれが一番いいわけですから、そういった形をとりたい、そのように考えています。まだ土地改良事業が本決まりじゃありませんから流動的なところはありますけれども、飯岡中学校の傷み具合から見て、ご覧になっていただければよく分かるんですけれども、一般の学校と違って爆裂なども起きております。

そういった意味で、子どもたちを安全に守ってあげるにはできるだけ早くやりたい、建て直してあげたい、そういった思いもあるものですから、そういったところで今回予算計上をさせていただきました。その辺をぜひご理解いただきたいと思います。

○議長（向後和夫） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

続いて、神子功議員。

○24番（神子 功） 議案第1号、平成21年度旭市一般会計予算について、ご質疑申し上げます。

歳入を中心にお伺いをいたします。

まず、市税関係についてお伺いをいたします。予算書は13ページになります。まず、市民税につきましては、先ほども質疑にありましたが、個人市民税27億1,063万4,000円、対前年度比1億5万9,000円の3.6%減、法人市民税につきましては3億9,194万5,000円、対前年度

比 1 億1,624万8,000円の22.9%減、トータルいたしますと31億257万9,000円で、対前年度比 2 億1,630万7,000円の6.5%減という予算の計上でございます。

そこでお伺いいたしますが、個人市民税、これは均等割ですが、これにおける納税義務者の対象者数については何人ぐらいになるのかお示しをいただきたいと思います。次に、法人市民税における法人対象企業、これは会社の数ですけれども、これについてお願いをいたしたいと思います。

次に、固定資産税についてお伺いをいたします。同じく13ページです。固定資産税につきましては28億661万1,000円、対前年度比8,297万3,000円の2.9%減となっております。そこで、現年課税分の説明の中にありますように、土地、家屋、償却資産、また家屋の新造分についてどの程度見込んでいるのか、それぞれお伺いをいたしたいと思います。

次に、使用料及び手数料についてお伺いをいたします。予算書の19ページになります。ここで1点だけお伺いいたしますが、商工使用料の1,380万円につきましては長熊釣堀センター使用料となっております。一方、歳出におきましては、179ページの3目観光費、説明の7にあります長熊釣堀センター管理費では1,237万9,000円の事業費が計上されてございます。

そこでお伺いいたしますが、この長熊釣堀センターにつきましては、歳入見込みでは商工使用料1,380万円、歳出では事業費として1,237万9,000円、したがって142万1,000円の差額が生じることになります。そこで、歳入見込みであります商工使用料1,380万円の財源についてお伺いをするものでございます。

さらに、従来、長熊釣堀センターにつきましては、水曜、土曜、日曜及び祝日を稼働日としておりました。平成21年度につきましては稼働日はどのようにされるのか、確認のためにお伺いをいたしたいと思います。

次に、国庫支出金についてお伺いをいたします。予算書の24ページになります。

6目教育費国庫補助金、2節小学校費国庫補助金 1 億1,740万7,000円のうち、説明欄の1から4の中央小学校及び矢指小学校の改築事業についてお伺いするものでございます。

平成20年旭市議会第3回定例会において、両校の改築事業に伴う耐震診断について、国が地震防災対策特別措置法の一部を改正し、改築に伴う補助金を3分の1から2分の1に引き上げたことから、当市におきましては二次診断を受けるための委託料を補正した経過がございます。平成21年度当初予算においては両校の改築事業についての交付金及び補助金を見込んでおりますが、これらの改築事業は2か年の継続事業となっておりますので、この二次診断の結果がどうなったのか、経過を含め、両校の改築事業の補助金についてのご説明をいた

だくものでございます。

次に、市債について伺いをいたします。これは予算書の10ページと関係しておりますので、第3表で伺いをいたします。

地方債として、起債の目的、限度額等が起債をということでされております。そこで、この起債の目的における各事業等の充当率及び交付税算入について伺いをいたします。

次に、大きな二つ目になりますが、一般職の職員数について伺いをいたします。これは予算書の290ページになります。

総括表に本年度及び前年度の職員数とその比較が出ております。本年度は735人、前年度は750人で、その比較は15名の減というふうになってございます。そこで、平成20年度の退職者の人数、これは定年退職者の数、そのほかの数ということでお示しをいただき、さらに、平成21年度新規職員の採用については何人を予定しているのか伺いをするものでございます。

最後に、行政改革アクションプランについて、これは、平成21年度は最終年度ということになります。市長の政務報告でもございました。21年度は最終年度ということになりますので、計画についてはそれぞれ年度が終わっているものもあり、21年度最終的になるものもございいます。実施したことによる検証、評価が必要になってくるものと思います。

そこで、行政改革検討委員会への報告あるいは意見の聴取、また行政としての検証、評価がどのようにされたのか。細かくなりますけれども、それは別といたしまして、全体的にどのような状況に現在になっているのか伺いをいたすものでございます。

以上。

○議長（向後和夫） 議案の質疑は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 1分

再開 午前11時14分

○議長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 13ページの市税についてお答えいたします。

市民税の個人の現年課税分でございますが、これの納税義務者数につきましては、予算では3万2,943人と対前年278人増で見込んでおります。次に、2目の法人市民税につきましては、法人数1,648社と対前年と同数で見込んでおります。

次に、固定資産税についてでございますけれども、現年課税分につきましては対前年7,888万6,000円、2.8%の減で見込んでおります。内訳としまして、土地につきましては税額で対前年0.3%の増となりましたが、これについては徴収率を0.5%上げている関係で0.3%増。土地については0.2%の減ということでございます。家屋につきましては対前年4.2%の減と、この中で新築家屋分につきましては400棟見込んでおります。償却資産につきましては、対前年3.5%のマイナスというふうに見込んでおります。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、19ページの12款商工使用料1,380万円についての説明をいたします。

長熊釣堀センターにつきましては、リニューアルをいたしますので、平成21年度につきましては試行という形の中での運営を計画しております。従来週3日の開場日につきましては、週3日の開場を予定しているところでございます。それに伴います使用料収入の積算でございますが、開場日を320日と見込みました。そこに1日当たり40人という部分を考えております。料金が1,000円でございますので、それで1,280万円。それとは別に、釣りの例会、それから大会等につきましても100万円程度の金額を見込んでいるものでございます。トータルで1,380万円というふうになります。

それから、収入から管理費を差し引いた差額分の関係がございました。財源としてのその差額分につきましては一般財源ということになります。平日3日間を増やすということの中におきましては、どれぐらいの釣りの入り込みがあるか見た中でのことでございますけれども、その差額分につきましては一般財源というふうになります。

○議長（向後和夫） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、義務教育費の国庫補助金の関係でお答え申し上げます。

中央小学校と矢指小学校につきまして、昨年9月議会で二次診断の補正をお願いしたところでございまして、現在、まだその委託作業中であって結果が出ておりません。したがって、21年度当初予算につきましては3分の1の補助率で見積もりをさせていただいております。

この予算書の中で2分の1というものがございすけれども、これにつきましては、比較面積の中で今までよりも増える部分については当然国の負担になりますので、それについて2分の1を見てございまして、中央小学校は322平米がその2分の1に当たります。それで、矢指小学校は722平米が2分の1に当たるものでございまして、これは国が本来持つべき負担の率でございす。それ以外につきましては3分の1の補助率で計算をさせていただいてございす。

以上でございす。

○議長（向後和夫） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） それでは、予算書の10ページになります。

市債についてのご質問でございまして、第3表の地方債の中で21年度事業の起債の充当率及び交付税の算入率を申し上げます。

まず、一番上の水道事業一般会計出資金でございすけれども、この限度額は6,250万円ということでございまして、起債の種類は合併特例債でございす。充当率は100%でございす。なお、交付税の算入率は70%でございす。

以下、このような順で申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

次の経営体育成基盤整備事業、それから広域農業基盤整備事業及び広域営農団地農道整備事業につきましては、起債の種類としましては一般公共事業債というものになります。これは2種類の充当率がございまして、通常分が30%、それから財源対策分として60%が加算されますので、合わせて90%の充当率ということになります。この財源対策分の60%のうち、50%が後年度に交付税に算入されます。

次の旭中央病院アクセス道整備事業、それから南堀之内遊正線整備事業でございすけれども、起債の種類は合併特例債でございす。充当率は95%で、後年度の交付税算入率は70%でございす。

次の袋公園整備事業でございすけれども、一般公共事業債で、通常分と財源対策分を合わせまして充当率は90%でございす。財源対策分60%のうち50%が後年度で交付税算入されるというものでございす。

次の文化の杜公園整備事業でございすけれども、起債の種類は合併特例債でございまして、充当率は95%、後年度での交付税算入率は70%となっております。

次の消防施設整備事業はポンプ車と消防庫でございまして、起債の種類は防災対策債で、充当率が90%、今年度の交付税算入率は50%となっております。

次の防災基盤整備事業でございますけれども、これは防災行政無線の統合整備事業に充てるものでございまして、起債の種類は合併特例債、充当率については95%、後年度の交付税算入率は70%となっております。

次の中央小学校校舎改築事業と矢指小学校校舎改築事業、これは設計でございますけれども、起債の種類は学校教育施設等整備事業債で、これは2種類の充当率がございまして、通常分が75%、それから財源対策分として15%の上乗せ、合わせて90%の充当率となっております。後年度の交付税算入は、通常分75%のうちの70%、それから財源対策分の上乗せ分の15%のうちの50%が交付税に算入されるというものでございます。

次に、第二中学校屋外運動場整備事業でございますが、起債の種類は合併特例債でございます、充当率は95%、後年度の交付税算入率は70%となっております。

最後の臨時財政対策債でございますが、これは普通交付税の交付額の不足分に対応するものということで、財源不足に対応するというで臨時財政対策債という形になっておりますけれども、これは充当率が100%で、後年度の交付税算入率も100%ということになっております。

先ほど来、起債の種類と充当率、交付税算入率などを説明させていただきましたけれども、この表の総額38億1,920万円の中で交付税が総額でどのくらい入るかというのを合計で申し上げますと、29億5,400万円ほどになります。これはあくまでも理論償還値、理論算入というものを含んでの話ですけれども、29億5,400万円ということで、率にしますと約77%が後年度で交付税措置があるという見込みでございます。

以上です。

○議長（向後和夫） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 予算書の290ページに関連いたしまして一般職の職員についてお答えいたします。ご指摘のように一般会計ではマイナス15名の減でございますが、退職と採用の関係は全会計にわたりますので、病院を除く全職員ということでお答えしたいと思います。

20年度末の退職者数ですが、定年退職者が16名、勧奨退職者が11名、普通退職者が1名、これは年度途中でございましたが、死亡退職者が2名、合計30名でございます。それから、平成21年度の新規職員でございますが、一般行政職の上級が4名、保育士が2名、消防職が5名、合計11名でございます。退職者30名に対しまして採用が11名でございますので、差し引きで19名の削減ということになりますけれども、ただ、先ほど申し上げました病院以外の全会計の職員数を合計いたしますとマイナス20名ということになります。これは、昨年3月

に職員が1人欠員になりましたので、そういう関係で1名の差が出ているということでございます。

次に、行政改革のアクションプランの最終年度としての検証について申し上げます。

ご指摘のように、アクションプランは平成17年度から21年度までの5年間を実施期間といたしまして、来年度はその最終年度となります。これまでの4年間、本プランに掲げました改革事項について着実に推進してまいったというふうに考えております。

その成果でございますけれども、個々の事例については有識者からなる旭市行政改革推進委員会にご報告するとともに、さらなるご意見を伺いながら目標達成に向けて取り組んでまいりました。実は2月27日にも推進委員会を開催していただきまして、来年度、21年度に重点的に取り組むべき事項について揭示いたしまして、これは今までの実績のご報告も含めてでございますけれども、そういう中で、実施期間の最終年度における改革の方向性についてご議論をいただいたところでございます。

今までの実績として大きく申し上げますのは、定員適正化計画に基づく職員数の削減、それから特に保育所の指定管理者制度の導入など、一定以上の成果を上げてきているというふうに考えております。最終的な検証については来年度になると思います。来年度において、行政改革推進委員会にご報告しながら総括的に行ってまいります。その中で、平成22年度からを実施期間とする新たなプランについての策定に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（向後和夫） 神子功議員。

○24番（神子 功） それでは、再質疑をさせていただきます。

まず、歳入についての件でございますが、個人市民税並びに法人市民税の人数並びに企業数についてご答弁いただきました。個人市民税につきましては、278人の増ということですが、けれども減額を見込んでいるということと、法人市民税につきましては、平成20年度当初の1,648社と同数を見込んでいると。しかし、対前年比1億1,624万8,000円、22.9%という見込み、大幅な減というふうに判断しております。そういった意味で、特に法人市民税につきましては、昨年当初と同じ会社の数を見込んでいるにもかかわらず大幅な減ということについては、主なものはこういったものが挙げられるか、これについてもう少し詳しくご説明をいただきたいのが1点でございます。

それから、固定資産税につきましては、パーセンテージについてはお話をいただきました

が、昨年の委員会の中で課長のほうから、あらかじめお話をいただいている内容というのは、土地が約18万筆、家屋が5万1,000棟、償却資産が4,000件、家屋新造分が270棟ということで説明を傍聴させていただきました。そういったことを考えますと、これがどのように推移しているかということをお分かりになればお示しをいただければ大変ありがたいというふうに思っております。変化を見たいと思います。これが2点目です。

次に、使用料及び手数料の関係でございますが、課長のほうから、新装になります長熊釣堀センターについての稼働日といいますか、あるいはオープンする日といいますか、これについて週3日というふうなことにとれたんですけれども、年間320日ということになりますと、365日で計算しますとちょっと計算が合わないような感じがいたしますが、これは週6日ということではないでしょうか。その確認をもう一度お願いをしたいのが一つ。

それから、さらに加えてご質疑申し上げますが、当座は指定管理者については次年度に考えるという、これは22年度だというふうに思いますけれども、当面、従来と同じような管理運営がされていくというふうに考えておりますけれども、この管理をするような状況についてはどのように現在お考えなのか。また、指定管理者については次年度、22年度というふうに判断しておりますけれども、この辺の考え方についてお伺いをいたしたいと思います。

国庫支出金の中央小学校並びに矢指小学校の関係であります。今回当初予算にのっているものについては、当然国から2分の1ということで見込めるものをのせてあるということと考えたときに、9月の補正で委託料を計上し、まだその結果が出ていないということでございますので、これは途中で補正になるのかどうかということと、時期はいつごろその結果が出るのか、これも併せましてお伺いをいたしたいと思います。

地方債については、ご説明いただきよく分かりました。

一般職の職員についても分かりました。

行政改革アクションプランの関係でございますが、ただいま総務課長からご説明をいただきました。21年度を最終年度とするアクションプランについては、途中から金額ベースでこのくらい削減できますよということで、加えてアクションプランをされたという記憶がございます。そういったことで、ただいまご説明をいただきましたが、数値で表せるものについては数値で表し、それから、数値で表せないものも当然出てくるでしょうから、そういったことについてどのようにお考えなのか、この辺について再度お伺いします。

そして、先ほどの一般職の職員についてはかなり減っております。これは、今ご説明いただきましたけれども、定年退職者の数と途中でやむを得ず退職された方というふうに分けられ

ば、その辺のところについてはアクションプランの内容と合わせていけば必然的に、人数は減っているけれども、最終的に67名ぐらい減らされるというふうに思っておりますが、その辺については定年退職なのか、違ったことで見込めるものかというふうなことになりますので、これも数値で表せますね。

そういった意味で数値で、表せるものについてはやはり委員会のほうに報告しながら、あるいは行政として当然検証しながら、そして評価をし、効果についてさらに申し送りするというのをやっていかないといけない時期に今来ているのではないかなというふうに思いますので、その辺のところについてはどのようにお考えなのか。これは、市長は当然本部長という立場ですから、お考えをお示しいただければと思います。

以上です。

○議長（向後和夫） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 予算書の13ページの市民税個人分ですけれども、納税義務者数が増になっておりますのは、かねて税制改正によりまして老年者の非課税措置が廃止になりました。それで、経過措置が19年度まで残ってございましたけれども、それが消えたということで、今まで年金所得者は非課税であった者が均等割りがかかるようになったので、納税義務者が自然に増えてくるということでございます。

それから、法人の関係ですけれども、ほとんどの業種で減になっています。11月、また1月を見てもマイナスになっているという関係で減にしたということでございます。

それから、固定資産税の関係ですけれども、まず、21年度の評価替えの関係からちょっとご説明します。

まず、土地につきましては、毎年鑑定価格によって見ているんですけれども、それが0.7%下落していると。それから、負担調整率というのがあるんですけれども、それによって課税標準で0.2%減になった。ただ、予算では徴収率を0.5%上げているので0.3%増になったと、それは先ほどご説明しました。

それから、家屋につきましては、まず在来家屋分については木造が7%、非木造が10%減額です、評価替えによりまして。それから、新築家屋分につきましては木造が3%、非木造が4%上昇と、これは資材が上がっていますので上昇するというところでございます。

それから、新築家屋の状況、推移ということでお答えいたします。

まず、木造につきましては18年が293棟、平成19年が339棟、平成20年が341棟。非木造は

平成18年が77棟、平成19年が52棟、平成20年が57棟。トータルしますと平成18年が370棟、平成19年が391棟、平成20年が398棟という状況であります。

以上です。

○議長（向後和夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 長熊釣堀センターの開場でございますが、従来は週3日の開場だったものを、21年度につきましては週6日の開場としたいと思っております。

それから、指定管理者の関係につきましてお答えいたします。長熊釣堀センターにつきましてはリニューアルをしたわけでございます。今後の施設の効率的・効果的な管理運営につきましてどのようにしたらいいかという部分を検討する時期を21年度と考えているところであります。当然22年度には指定管理者に移行することを考えているものでございます。どういふことを検討するのかという部分もありますので、お答えしたいと思います。

まず、指定管理者になるという部分につきましては、民間がいいのか、また釣り組合の団体がいいのか、それから一般公募がいいのかという部分もあります。それから、営業日につきましても休業日をいつにするかと。それから開場時間についても、どれぐらいの時間を開場時間としたいのかと。それから料金につきましても、現在は大人1,000円しかございません。これが年中開催というようなことになれば当然料金の見直しも考えていかなければならないと思いますし、市内、市外の区分けをどうするか、それから子どもをどうするか。それで年中開催になれば、負担が1,000円ということになるとかなり負担もかかるのかなと。そうした場合は月会員、それから団体等、そういったものの取り扱いということにつきましても、民間の釣り施設、公共で実施している釣り施設、そういった所の料金の調査などをして中で検討をしていきたい。そのほか名称についても、リニューアルしましたので今のままでいいのかという部分もありますし、当然、大勢の釣り客に来ていただきたいという部分の中ではパンフレットも作成していかなければならないと。そのほか、長熊スポーツ公園という部分になっておりますので、その一体施設である公園部分の管理につきましても併せて指定管理者の中で実施するのか、そういう部分も検討していきたいというふうに思っています。

いずれにしても、関係機関、関係者の意見等を聴取した中で、必要であれば検討委員会などを立ち上げた中で検討していきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（向後和夫） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 国庫補助金関係でございますけれども、結果については、今月25日を納期限としてございますので、それまでに出るものと考えております。

なお、その後、要件に該当するということが見込まれるものにつきましては、判定委員会、それが確かに正しいかどうかという判定をする委員会に出すということもございますので、それに1か月程度かかるのかなという気はしております。それと、もしそれに該当し2分の1の補助率になるとすれば当然に補正をしていこうという、そういう考えであります。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 行政改革について再質疑にお答えいたします。

私、先ほど実績として申し上げました職員数の削減とかそういうことは、やはり数字を強く意識した部分がございます。ご指摘のように数字で出せるものはきちんと出して、それから出せないものがありますが、それはそれなりに整理して行政改革推進委員会のほうできちんと検証していただいて、その後で議会にもちゃんとご報告するように取り組んでいきたいと思っております。

例年ですと、行政改革推進委員会ですが、年度の後半に開催されることが多かったんですが、来年度は早く、できれば5月ごろから開催していただいて、そういう検証とかあるいは次期の計画、プランに向けた検討とかに取り組んでいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（向後和夫） 神子功議員。

○24番（神子 功） ご答弁ありがとうございます。何点が再々質疑を申し上げます。

使用料及び手数料の関係でございますが、6日ということで1週間、それが年間ですと320日ということが分かりました。指定管理者につきましては、今課長からお話がありましたように、どういうふうにしていったらいいのかも含めての期間が1年間という検討の期間も分かりました。21年度については管理をしなければいけないものですから、現状の管理というのはどのようにするのか。20年度については何日か休んでおりますので、そういったことを含めて21年度はどうするか、この1点だけお伺いしておきます。

それから、国庫支出金の関係でございます。3月25日にはその後の経過が分かると。それが分かった上で、2分の1に該当するということであれば判定委員会に約1か月ぐらいかかると。その後に補正を組むという、これも分かりましたので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

最後の行政改革アクションプランでございますが、これについては既に4年は過ぎている

ものもあります。したがって、本来ですと、状況がどうであったかということについては、今お話がありましたように推進委員会の皆様方にもご報告しなければいけない部分と、議会にも当然、どうなっているかということも含め、さらに変更があれば変更をしたということも必要ではないかというふうに思っている一人でございます。そういった意味で、今前向きなご答弁をいただきましたけれども、くどいようでございますけれども、数値で表せるものは数値で、ないものについては分かるように必ずやっていただくということで、ぜひこれについては、決めたことでございますので、決めたことはしっかり守るということをやっているようにお願いしたいと思いますが、確認のためにご答弁をいただければと思います。

以上です。

- 議長（向後和夫） 神子功議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

- 商工観光課長（神原房雄） 21年度の中の管理でございますが、これは従来と変わらない市の直営管理ということで、管理人による管理をしたいと考えております。

以上です。

- 議長（向後和夫） 総務課長。

- 総務課長（高埜英俊） 行政改革の関係でございますが、ご指摘のように、数字で分かるものはきちんと数字でお示しすることができるよういたします。

それから、数字で表せないもの、これは当然できたものもございますし、事情があってできないものもあったと思います。そういうものは、こういう理由でこういうふうにしたということが分かるようにきちんと整理をいたしまして、行政改革推進委員会の中で検証していただいて、議会にもご報告できるようにきちんとしたいと思います。よろしくお願いします。

- 議長（向後和夫） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

- 議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(向後和夫) 質疑なしと認めます。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(向後和夫) 質疑なしと認めます。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(向後和夫) 質疑なしと認めます。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(向後和夫) 質疑なしと認めます。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(向後和夫) 質疑なしと認めます。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

- 24番(神子 功) 議案第8号、平成21年度旭市水道事業会計予算につきましてご質疑申し上げます。

今回、新たに旭市水道お客様センター業務委託ということで債務負担行為の内容が載っております。そういった点からご質疑申し上げたいと思います。

まず、この業務委託事業でありますけれども、旭市水道お客様センター業務委託をする理由、これが一つ。それから、委託することによってのメリットはどのようにお考えなのか。当然、業務委託しますと職員の配置等について関係してくるものと思いますので、職員の関係についてはどうなっていくのか、3点目。3ページを見ますと、債務負担行為では平成21

年度から平成25年度までの複数契約になると判断できるわけであります。そういった意味で、仮に途中で契約の内容を変更するということがあるのかどうか、またあった場合には例えば中止とかあるいは金額についての増減というような内容を含めて、この辺のところについてはどのように検討をされてきたのか、4点をお伺いいたします。

以上です。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（堀川茂博） それではお答えいたします。旭市水道お客様センターに係る業務委託事業について申し上げます。

水道事業におきましては、経営の健全化及び経営効率化を図るため、今後5年間の経営指針といたしまして昨年2月に旭市水道事業中期計画を策定し、民間的経営手法導入の取り組みとして、閉開栓業務及び料金収納業務、窓口受付業務の包括的な民間委託の実施を目標といたしました。

業務委託のメリットとしては、民間的な経営手法を取り入れることにより、営業時間の延長やインターネット受付など、利用者であるお客様のサービスが向上し、併せて、企業職員を4人削減することにより経費の節減が図られます。契約は専門的な人材の確保が必要なため5年間の長期継続契約といたしましたが、契約期間内での委託費の増減はございません。

最後に、人件費の削減についてご説明いたします。

平成19年度1人当たりの人件費は、1億4,528万7,269円、これを職員数19人で割りますと764万6,698円、計数整理いたしますと1人当たり764万7,000円。21年度予算はお客様センター業務委託料4,018万3,000円、これから従前より委託しておりました検針業務委託料1,396万5,000円を引きますと2,621万8,000円となります。職員4人削減による人件費は、764万7,000円掛ける4人で3,058万8,000円、検針業務委託料を差し引いた委託金額と比較しますと、年額437万円の経費の縮減の効果が見込まれることとなります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（向後和夫） 神子功議員。

○24番（神子 功） 再質疑申し上げます。

契約期間につきましては、5年ということで変更はないというお話をいただきました。職員に対するメリットについてもお話をいただきました。内容的にはお客様のサービスの向上、それから効率化、健全化という財政に関係するお話もいただきました。職員の配置の件です

が、今まで19名ということでございまして、今回4名の減ということからいたしますと、一切4名については水道業務には携わらないということによろしいのかどうか、この辺の確認をしておきたいと思います。

以上です。

- 議長（向後和夫） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

- 水道課長（堀川茂博） 配置につきましては、水道以外の職に異動ということになります。

したがいまして、公営企業といたしましては4人削減ということでございます。

よろしくお願いいたします。

- 議長（向後和夫） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第8号の質疑を終わります。

議案第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

- 21番（高橋利彦） それでは、5ページの一時借入金についてご質問します。

この一時借入金は、昨年20年度は10億円、それが今年は限度額が50億円と大幅に引き上げられましたが、これは工事費の支払いに伴う企業債借り入れのためのつなぎ資金の借り入れだと思いますが、21年度の企業債の借入額は幾らか。また、工事費の支払い額は幾らか。そういう中で幾らくらいの一時借り入れを予定しているのか。それと、建設当初は自己資金が約100億円あるという説明でありましたが、100億円あれば一時的にその金を充当すれば、つなぎですから十分に足りるのではないか。そういうことで、一時借り入れの問題について、ご質問いたします。

- 議長（向後和夫） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院再整備室長。

- 病院再整備室長（鍋木友孝） まず、枠でありますけれども、これは工事費の……

（「工事費の支払いと、それに伴う借り入れはどうなっているか」の声あり）

- 病院再整備室長（鍋木友孝） 失礼しました。工事費の支払いのほうなんですけれども、予算書に継続費ということで組んでおりまして、21年度のほうが、これは工事費とそれから設

計料も含めたものでありますけれども、61億7,801万5,000円であります。

それで、財源……。ちょっとお待ちください。すみません。

(「休憩」の声あり)

○議長(向後和夫) 議案の質疑は途中ですが、昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 零時58分

○議長(向後和夫) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院再整備室長。

○病院再整備室長(鍋木友孝) 午前中は大変失礼いたしました。

議員の質問が四つありまして、まず一つ目の質問でございますけれども、工事費は幾らなのかということではありますが、こちらのほうは、21年度分としましては61億7,801万5,000円でございます。

2番目の起債でございますけれども、来年度の予定ですけれども、新本館の工事に54億7,000万円、それから改修工事の設計料といたしまして3,000万円、合わせて55億円であります。

実際に幾ら使うんだというようなことでありますけれども、工事の進捗とそれから前払い、中間払い等を考えますと、だいたい12月に25億円前後、それから年度末にかけて場合によっては5億円くらい、30億円から35億円くらいかなと思っております。

4番目の質問でありました、以前に私の説明で自己資金100億円ということで、それであれば借りなくていいんじゃないかということでもありますけれども、年度末にその年のだいたい60億円くらいあったもので、それから、毎年度発生いたします減価償却費等でだいたい25億円前後ありますので、それを含めて100億円ということでお答えしてあります。今回、再整備事業は平成24年度までの事業でありますので、1年間で支出するわけではございませんが、その事業全体を見まして、トータルで自己資金は100億円あればよいというようなことで申し上げました。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） じゃ、現実には今、自己資金は幾らもないということですね。

○議長（向後和夫） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 2月末で申し上げますと67億7,000万円であります。ただ、3月の末で見込んだものとしたしましては、現金と有価証券を合わせまして51億4,400万円というような状況でございます。

○議長（向後和夫） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

続いて、神子功議員。

○24番（神子 功） 議案第9号、平成21年度旭市病院事業会計予算につきましてご質疑申し上げます。

21年度の収益的収入及び支出につきましては、対前年比0.3%の減を見込んだということになってございます。全体的に見ますと、特に収益的支出の中では給与費が2.1%の前年比増、経費が2.0%の増ということが目立つわけでございます。そういったことを考えまして、特にこの給与費並びに経費につきましてご質疑を申し上げます。

収益的収入及び支出の中で予算の概要という説明をいただきましたが、その中で給与費につきましては、病院本体の職員に係るもので、派遣職員70名を臨時職員に移行したという影響についてのご説明がございました。経費につきましては、派遣職員の臨時職員への移行とかSPD導入による委託費への影響というような内容の説明をいただきました。

そこで、この2点につきまして内容的にもう少し詳しくご説明をいただきたいわけですが、昨年と比べて何がどのように増えたのか、この辺を中心にご説明をいただきたいと思います。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） まず最初に給与費についてでございますが、対前年の予算比では間違いなく2億7,000万円ちょっと増加しております。この大きな要因というのは、給与費というのは毎年定昇アップがございます。これを約2%ほど見込んでおります。それから医師ですが、こちらが現状よりも10名ほど増加する予定でおりますので、医師の給与について、この分を見込んでおります。

それからもう一つ、先ほど議員が言いました臨時職員給与ということで、全協のときには約70名という形で一応見込んだというふうに私のほうは発言しております。予算作成時はそ

という形なんです、現状では約50名程度というような数字になっておりますので、こういった事柄から賃金等の給与費関係は増額になっております。

それから、経費のほうの部類なんです、経費全体では6,100万円ほど増加しています。この大きな要因というのは今回、保険料関係です。ページでいきますと39ページになります。ここの保険料というのをちょっと見ていただきますと、ここに要は産科医療補償制度というものがこの1月1日から実施されておまして、これは出産1名につき3万円という形で保険料の支出を求められております。これを1年間分考慮しまして計上してあります。これが経費としての一番大きな要因となっております。

あともう一つは、38ページなんですけれども光熱水費、これは主には電気代なんです。昨年の重油等の高騰によりまして、この4月からの電気代の単価のアップの通知が電気会社のほうから来ておまして、その分を増額で見込んでおります。電気代として、予算では光熱水費のほうで対前年比4,200万円ほど増加というような形になっております。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 神子功議員。

○24番（神子 功） そうしますと、給与のほうにつきましては定昇のアップということを見込んでの2%アップ、中でも医師が10名昨年よりも増えるということは、127人ということですから、117人から10人増えるということだと思います。さらに臨時職員の増ということですが、派遣という位置づけが3年前に議論をされましたけれども、今後再整備を行いながら中央病院が健全あるいは効率的な財政運用という、そういった観点から考えますと当然人が、恐らく医師あるいは看護師、専門職員、さらには行政改革アクションプランでは事務費関係については人が減るというふうになってございますけれども、恐らくこれらも見直しがされて増加になるのではないかなというような考え方があります。そういった意味で、平成21年度については一つの節目を迎えたというふうに判断ができるわけですが、また一般質問でもお伺いしますけれども、派遣職員に対して臨時職員の導入をするということについては、基本的にどのようなことの議論がされたのか、これらを含めてお伺いしたいと思います。

○議長（向後和夫） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） お答えをいたします。

神子議員のご質問は、派遣職員を今度臨時職員に代えようとして今、臨時職員の募集をしているわけでありまして、そのことについてのお尋ねでございます。これは実はあ

したの一般質問で高橋利彦議員からも通告がある問題でありますけれども、これは、3年前に当時たくさん臨時職員の方が病院にいまして、本来臨時職員というのは、地方公務員法の中に規定がございまして、半年で、しかももう半年の更新しかできない。ですから、最初1年しかできないのが本来の形の臨時職員の扱いなんです、ただ、当時病院には1年を超えた方が100名以上いらっしゃいまして、その臨時職員の方をどうするかという問題から派遣に切り替えたという経緯がございます。

ただ、問題は、派遣に切り替えても期間というのは、業種によっては3年しか派遣継続できない業務があります。もちろん継続できる業務もありますけれども、継続できない業務についてこれをどうするかということを検討してまいりまして、一つは、委託に切り替えることができる業務については委託に切り替える。それから、継続できる業務については継続をしていく。最後にどうしても残ってしまう業務がありまして、例えば看護助手のような、これは病院が直接しなければいけない業務でありまして、委託にもなじまないと、そういう業務についてはやはりまた職員として採用しなければいけませんので、臨時職員として今、募集をしているという状況でございます。

まずは、そこまでお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（向後和夫） 神子功議員。

○24番（神子 功） そうしますと、今回の臨時職員というのは、今ご説明をいただきましたが、看護助手という内容が多いような感じがいたしますけれども、そういった判断でよろしいのかどうか、その辺だけ確認させてください。

○議長（向後和夫） 神子功議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 臨時職員にまた雇い直す職種というのが、看護助手、それから介護助手、これはシルバーとかありますので、そういう病院職員が直接しなければいけない業種でございます。ですから、今言ったように看護助手あるいは介護助手、そういう業種でございます。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第9号の質疑を終わります。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(向後和夫) 質疑なしと認めます。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

- 24番(神子 功) 議案第11号、平成21年度旭市一般会計補正予算につきましてご質疑申し上げます。

まず、ページでいきますと6ページでございます。繰越明許費につきまして、財政課長のほうからご説明をいただきましたが、この内容については、国の第二次補正ということも含まれながら、件数にしますと17事業が繰越明許費になるということでございます。そういったことで、国の二次補正については、期間がないということもございますので、当然来年度の持ち越しの事業ということは十分理解ができますけれども、そのほかにつきまして、何らかの事由で繰越明許費にしなければならない点というのもあるかと思っておりますので、そういったことも含めまして、第2表にそれぞれ事業名が載っておりますが、この繰越明許費にする理由、それからその事業の最終の予定の内容について簡単に結構ですからお伺いをいたします。これがまず第1点目です。

それから、7ページになりますが、これは1号議案でも質疑させていただきましたけれども、第3表の地方債補正の関係でございます。補正前、補正後という内容が出ておりますけれども、この起債の目的に対します起債の充当率並びに交付税算入はどれがどのように変化したのか、この辺のところについてもご説明をいただきたいと思います。これが2点目であります。

15ページ、歳出の関係でございますが、今、国会でも盛んに議論がされておりますけれども、定額給付金の給付事業についてでございます。これについては、国で決まれば当然この給付事業に対応しなければいけませんけれども、つい最近の新聞では、県内アンケート調査によりまして、旭市は4月実施の予定というような一部報道がございました。したがって、そういったことを含めまして、この定額給付金給付事業については、国で決まったとした場合にどのように取り組むかということについてのご質疑を申し上げるわけでございます。

これについては、一部報道では4月というふうになっておりましたけれども、いつ実施をするお考えなのか。そのために市民への周知についてはどういったことをお考えになっているのか。スケジュール関係につきましては、各個々人からの申請があるわけでありまして、

申請の期間ということと給付の締め切りということが当然考えられるわけでありますけれども、当市においては、その期間というものを限定しながら給付の締め切りということをごどのように考えているのか。さらに、市民に漏れなく給付するというのが基本でございますので、そういった点について対応を望むわけでございますけれども、その点について内容的にお伺いをいたしたいと思います。

以上です。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） それでは、ご質問の２点ほど私のほうからお答えを申し上げます。

まず最初に、予算書の６ページの繰越明許費の関係でございます。この理由と事業終了予定等でございますけれども、事業が多くの課にまたがっておりますので、私のほうで全体的といたしますか総括的に申し上げまして、必要に応じてまた担当課ということでご了解をいただきたいと思います。

まず、今回の補正予算で繰越明許費を設定いたしました事業ですけれども、先ほどありましたように１７事業ございます。このうち、国の第二次補正予算関連の事業が８事業あります。その８事業を確認の意味でもう１回申し上げます。総務費の中の防犯対策事務費と定額給付金給付事業、民生費の中の子育て応援特別手当給付事業、商工費の商業活性化推進事業、土木費の中の南堀之内バイパス整備事業、旭駅前広場等整備事業、（仮称）下宿ふれあい公園整備事業、それから安全安心な暮らしづくり事業、この８事業が国の二次補正に伴うものでございまして、神子議員おっしゃいますように３月補正で当然計上していますので、これから期間は年度内はございませんので、これはすべて繰り越しを設定して実施するというところでございます。

事業をどのくらいの予定で終了できるのかということでございますけれども、事業によっていろいろ違ってまいります。例えば防犯対策事務費の事業内容、これは車の購入でございますので１か月ないし２か月程度で終わると思います。それから、定額給付金と子育て応援特別手当につきましては、これももう既にご案内のとおり、始めてから６か月以内でやってくださいよということですので、最終が終わるまでには６か月くらいの期間がかかると。それから商業活性化推進事業、これはプレミアム付き商品券でございますけれども、定額給付金と併せて歩調をとりながらやりたいということで実施する予定でございます。このほか土木費の四つの事業につきましては、土地の購入ですとか物件の移転補償ですとかいろいろご

ざいまして、やはり年度末までかかるのかなということでかかっております。

それから、二次補正以外の部分は9事業ございます。

まず、農業費の中の経営構造対策事業ですが、事業の内容はハウスの建設に対する補助金でございまして、繰り越しの理由は建設予定地の土地改良事業の遅れ等によるもので、完成は一応5月末くらいということで聞いております。

次に、畜産環境総合整備統合事業でございますけれども、これは家畜のふん尿の浄化槽を建設するものでございまして、繰り越しの理由は地元住民の理解を得るのに期間がかかったということで、完了は10月末くらいを予定しているようでございます。

次に、バイオマスの環づくり推進事業ですが、これは家畜ふん尿浄化槽の補助金でございます。繰り越しの理由は、やはり建設予定地にあった埋設物等の処理に期間を要したということで、完了は4月末辺りを予定しているようでございます。

次に、土木関係の三つの事業で、旭中央病院アクセス道整備事業、防衛施設周辺民生安定事業、街路整備事業の谷丁場遊正線、これらはいずれも用地買収や物件補償等に期間を要しているため繰り越すものでございまして、完了については年度の後半までかかるのではないかとという予測をしております。

次に、教育費の中央小学校改築事業、これは設計ですけれども、実施設計の内容について調整に期間を要したために繰り越すと、完了は夏くらいになるのではないかとということでございます。

次に、矢指小学校改築事業、これも設計でございますけれども、建設予定地の用地買収と物件補償にちょっと期間を要したということで繰り越すものでございまして、実施設計にはまだ着手いたしておりません。完了までにはある程度の期間がかかるのかなということで見込んでおります。

最後に、第二中学校改築事業でございますけれども、これは途中で用地の拡張等が入りまして、これで期間を要しましてグラウンド整備が若干遅れているということで、部室棟の建設が若干遅れるということで、完了は年内いっぱいくらいになるのかなということで見込んでおります。

それから、2点目の質問の地方債でございます。地方債補正の変更内容ということでございます。これは補正予算書の7ページでございます。第3表地方債補正の変更でございますけれども、この表の事業ごとに、それぞれ起債の変更理由と起債の種類、充当率、交付税の算入等を申し上げます。

まず、一番上の水道事業一般会計出資金でございますけれども、3,170万円の減額補正になりますけれども、水道事業会計におきまして配水管布設工事費が当初見込みを大きく下回ったために事業費を減額する、これに伴いまして一般会計の出資債も同時に減額するというところでございます。起債の種類は合併特例債で、充当率は100%、後年度の交付税算入率は70%でございます。

次の旭中央病院アクセス道整備事業1億2,540万円の減額補正でございますけれども、これは南北線に係るものでございまして、まちづくり交付金というのがございます。このまちづくり交付金が増額になりまして、この増額した分を逆に起債のほうは減額ということでございます。起債の種類は合併特例債で、充当率は95%、それから後年度の算入率は70%でございます。

次の南堀之内遊正線整備事業9,920万円の減額補正でございます。これは街路整備事業（谷丁場遊正線）に充てるものでございまして、これもやはりまちづくり交付金というものが増額になっておりまして、この交付金が増額になったために起債のほうは減ということでございます。起債の種類はやはり合併特例債、充当率は95%、後年度の算入率は70%でございます。

次の文化の杜公園整備事業2億790万円の減額補正でございます。これもやはり、まちづくり交付金の増額の影響で起債を下げるというものでございます。起債の種類は合併特例債で、充当率は95%、後年度の算入率は70%でございます。

次の（仮称）下宿ふれあい公園整備事業は760万円の減額補正、これは、生活対策臨時交付金というものがあるんですけれども、事業費の一部をこの対象にしたことによりまして起債のほうは下がっております。起債の種類は合併特例債で、充当率95%、後年度の算入率は70%でございます。

それから、防災基盤整備事業5億7,780万円の減額補正、これはもうご承知のとおり防災行政無線統合整備事業に充てるものでございまして、入札によりまして事業費が大きく減額になりました。それと、市町村合併推進体制整備費補助金が追加で来ましたのでこれを少し充てたということで、この辺の財源が減りましたので起債の額も下がったと。起債の種類は合併特例債でございまして、充当率は95%、後年度の算入率は70%ということでございます。

最後に、中学校校舎改築事業4,120万円の減額補正、これにつきましては第二中学校改築事業に充てるものでございまして、入札により工事費等が減額したこと及び安全・安心な学校づくり交付金が若干増になりましたので、これらの財源を調整しまして起債は減というこ

とで、起債の種類は合併特例債で、充当率は95%、後年度の算入率は70%ということになっております。

以上です。

○議長（向後和夫） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） それでは、15ページの定額給付金給付事業についてお答えいたします。

今回具体的にご説明できるのは初めてでございますので、ちょっと全体的なことをご説明したいと思います。

2月10日に定額給付金等実施本部、この「等」が入っておりますのは、子育て給付金も一緒にやるということでございます。そういうものを副市長を本部長として立ち上げてまして態勢を整えました。その後、事務局の職員の辞令も交付いたしまして、態勢を整えて進んでおります。

それで、今回補正の中でお願いしてございますけれども、実は4月末にプレミアム付きの共通商品券が発行される予定でございます。この時期に合わせて定額給付金を支給することができれば、地元で使っていただけて経済効果が高まるんじゃないかということから、それを一つの目標に置いて作業を進めてきております。その結果、補正では間に合わない部分というのが出てまいりまして、その部分については予備費をお願いして、もう既に作業を進めているという状況でございます。

それを申し上げますと、まず給付金は10億7,390万円を予定しておりますけれども、これは来年度支給でございますから予備費は入っておりません。事務費ですが、3,896万8,000円を見込んでおりまして、そのうち3,097万9,000円が今回の補正でお願いする分、残りの798万9,000円、これにちょっといろいろ入りますけれども、これは予備費でもって既に作業を進めている部分ということになります。

それで、スケジュール的なお尋ねがございましたけれども、定額給付金は市民、世帯主からの申請に基づいて給付をいたしますが、そのためには市から通知を差し上げなければなりません。このための、根幹となります電算システムの開発に今、全力で取り組んでおります。これがちょっとずれてしまいますと全体のスケジュールがずれますので、そういうことのないよう、これに今、全力で取り組んでおります。

その後でございますけれども、3月末に市内の全世帯に申請書を郵送したい。4月上旬から受け付けを開始したい。その後、審査とか交付決定の手続きとかいろいろありまして、あ

と市のほうとしては金融機関へ払い込みの手続きをいたしますが、これも一度にはできない。数が多いものですから何回かに分けてやっていかなければならないということもありまして、実際に市民のところに入るのが4月末ごろということで今、進めております。

期間があるでしょうというお話がありましたが、先ほどちょっと財政課長が触れましたけれども、国は6か月ということを示しておりますので、これを当てはめると、10月上旬が一つの目安になるというふうに考えております。

一番の課題といいますか、ぜひやっていかななくてはならないなと思っていますのは市民への周知でございます。これはご指摘のとおりで、4月1日号の広報あさひから順次やっていきますけれども、それだけにとどまりませんで、場合によってはまた通知を出すことも必要でしょうし、それから広報も、何度もいろいろな場面をとらえてやっていくというようなことも必要でしょう。随時市民へのPRに努めて、すべての方に定額給付金が届くように頑張っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（向後和夫） 神子功議員。

○24番（神子 功） 1点だけお伺いいたします。

ただいま総務課長のほうから話ございました。市民への周知徹底が課題だという話をいただきましたけれども、国会でもいろいろ閣僚の方々が、以前から話がありましたけれども、もらわないとかもらうとか、申請しないと云々という話がありましたけれども、仮に申請をしなかった方々についてはどうなのかとか、あるいは周知をしても行き届かなかったということがあるかも知れません。半年間という、6か月間という期限を定める場合には当然漏れてしまうわけですが、その場合に、これは補助金という立場がありますので、当然、国のほうに返すということになると思いますけれども、その辺については万やむを得ない措置だというふうに思うようなことが考えられますが、その辺はどう考えておりますでしょうか。

○議長（向後和夫） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 今、受け取らない方をどうするかということがありましたけれども、これは、場合によっては自分の考え方で受け取らない方もいるかもしれません。それは分かりません。ですけれども、私どもとしましては、今の立場で申し上げられますことは、そういう方が少しでも少なくなるように、できるだけ多くの方に受け取ってもらえるように、

いろいろな場面を通じて周知をし、あるいは場合によっては個々に通知を差し上げる、そういうようなことを考えながらやっていきたいと思います。そこから先は、じゃぎりぎりになってどうするかということは、多分これから国のほうとまた相談することになるかもしれません。

以上です。

○議長（向後和夫） 神子功議員。

○24番（神子 功） 最後にもう1点なんですが、行政のほうで、市のほうでお骨折りをいただくということで大変ご苦労されるわけですが、そのために事務費も当然かかってしまいますが、市民の方に通知を差し上げる、周知をできるだけしたということがあったにしても、例えば郵送であったときに返ってきてしまう、それが恐らく多いケースがあるのではないかなというふうに考えられると思うんです。そのときには万やむを得ないという形になると思いますが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（向後和夫） 神子功議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 一つの考え方として、市の職員がそこへ行ってお話をするということがあるかもしれません。ただ、これは旭市だけがやるというのも多分違和感があると思いますので、その辺は国とか県にご相談をしながら、周りの状況も考えながら対応を考えていくということになるだろうと思います。

以上です。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第11号の質疑を終わります。

議案第12号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

議案第13号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

議案第14号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(向後和夫) 質疑なしと認めます。

議案第15号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(向後和夫) 質疑なしと認めます。

議案第16号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(向後和夫) 質疑なしと認めます。

議案第17号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(向後和夫) 質疑なしと認めます。

議案第18号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(向後和夫) 質疑なしと認めます。

議案第19号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(向後和夫) 質疑なしと認めます。

議案第20号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(向後和夫) 質疑なしと認めます。

議案第21号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

議案第22号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

議案第23号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

議案第24号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

議案第25号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

議案第26号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

議案第27号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

ここでしばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 1時37分

- 副議長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わり議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

地方自治法第117条の規定により、議案第28号に関係いたします林一哉議員、向後和夫議員、嶋田茂樹議員、高木武雄議員、明智忠直議員、佐久間茂樹議員の退席を求めます。

（26番 林 一哉 退席）

（20番 向後和夫 退席）

（19番 嶋田茂樹 退席）

（18番 高木武雄 退席）

（16番 明智忠直 退席）

（12番 佐久間茂樹 退席）

- 副議長（林 一雄） しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 1時37分

再開 午後 1時38分

- 副議長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

議案第28号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

- 24番（神子 功） 議案第28号、指定管理者の指定について、ご質疑申し上げます。

この指定管理者の指定については、ご説明をいただいたところでございますが、内容的には、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例ということで位置づけを持ちながら旭市指定管理者候補者選定委員会を開催し、結果的に指定することになったというような内容のお話がありました。そこで何点かお伺いをさせていただきます。

今回指定をされる、あさひ健康福祉センターの指定団体となる団体については、これまで

指定の期間において活動を進めてきたわけでありますけれども、今回については指定の期間を21年4月1日から24年3月31日までと定める内容になっておりますが、この指定管理者制度を導入して事業を進めてきた内容について、行政としてはどのような評価をされてきたのか、これがまず1点です。

そして、お話にもありましたように、旭市指定管理者候補者選定委員会を開催し審議をされたというお話を伺っておりますので、そこでの評価についてはどういう評価を得たのか、これが2点目です。

その結果、第5条によりまして公募によらない指定管理者の候補者の選定を、これは市長が選定をすることができるというふうになっておりますので、それをういて今回提案に至ったということでございますので、一つには行政としての評価、二つ目には選定委員会としての評価ということで、今回に至ったという経過がございますので、それぞれの評価内容等につきましてお伺いをするものでございます。

○副議長（林 一雄） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、議案第28号につきましてご答弁申し上げます。

あさひ健康福祉センターの指定管理に関する旭市福祉協会の評価につきまして、18年度に指定管理を任せましてからこの3月で3年経過するわけでございますので、各年度ごとに実績報告を提出させております。それで、毎年その実績報告から適正に管理運営をしてきているというふうに市としては評価をしているところでございます。客観的に申し上げますと、利用者から施設利用に当たりまして、管理運営上、問題のある不満ですとか苦情ですとか、そういうことは受けておりませんし、また、仮に直営で実施をしたという場合と比較をすれば、人件費の削減というような部分も図られているというふうに行政としては評価をしているところでございます。

それから、指定管理者の選定委員会においての評価というような部分におきまして申し上げますと、指定期間3か年の利用者数の実績、それと指定管理料、それから18年度、19年度の実績額と20年度の予算額、これら団体のほうの経理関係の部分をご協議いただいて、そしてまた詳細には19年度分の実績報告というようなものも提出していただきまして、その内容を選定委員会の中で検討し評価をいただいております。

それで、実際には利用者に対しますそういうサービスのものの面から、そしてまた施設の維持管理というような面、そして指定管理料そのものの額の問題、そしてその団体が安定

した経営を続けていけるのかというような、そういう面から選定委員会の中でいろいろと検討していただき評価をいただけたということで、今回、旭市福祉協会を適正な指定管理者といたしまして選定をいただいたということでございます。

以上です。

○副議長（林 一雄） 神子功議員。

○24番（神子 功） ただいまご説明をいただきましたが、そうしますと数字上では手元にあるわけですね、今説明がありましたように。これからも指定管理者という制度については増えていくことが予想されておりますけれども、そういった意味では、今回後段にもまた議案として載っておりますけれども、その実績というのが出てきたわけですね。それについてそれぞれの立場で評価をしたということですが、やはり数値をどのように判断したかということが一番大事になってくると思うんです。それについてはお見せいただくことができますでしょうか。

要は、今後この28号が採決されて通過した場合には当然、次のステップにつながるわけですね。今回、今までやってきたことにおいてその効果があったと。さらに、行政的に言うと費用対効果ということを考えた場合には、さらにもっと進めることができないかという原点に立ち返っての議論がないと、費用対効果というのはさらに考えることができないわけですから、その辺についての効果ということについてはどこでどのように判断したのか、これらも含めて、数字上の問題と評価についてさらにお伺いしたいと思います。

○副議長（林 一雄） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 実績報告を毎年ちょうだいしているわけでございまして、次の年の指定管理料を決定していく中で、実際に団体のほうの維持管理部分をこれだけの経費によって予算書を編成しましたということを基に、実績報告とその予算書を基に、我々のほうでその内容につきましても、一般会計とすべて関連してきますので、財政を含めましてその内容を事細かに、例えばの話、ガソリン何リットルから人件費の時間当たりの単価、そういうようなものをすべて一般会計と同じように査定した中で、指定管理料そのものの全体の維持管理費というものを出しています。

それで、実績報告をいただいたときに、予算は予算として請け負ってやっていただくわけですが、当然、最終的に実績報告によって予算を下回る場合においてはそれは精算をしまして、指定管理料そのものをかかった分だけしかお支払いしないようなそういう形をとってお

りますので、その辺で、その行為そのものが評価ということと同じ行為だろうというふうに私どもは判断をさせていただいているところでございます。

○副議長（林 一雄） 神子功議員。

○24番（神子 功） そうしますと、今回、同じ団体に指定の期間、21年から24年まで指定をしたいということの裏付けとしては、今のご説明によりますと、今まで指定管理料といいますが、それがずっとやられてきましたと、それでこの運営がよかったために下がりましたというようなケースの中で、今回指定管理者をお願いするというようなことでよろしいんですか。そのために資料がないと分かりませんので、お差し支えなかったらそういった資料を見せていただくことができるかどうか、この辺について再度お伺いいたします。

○副議長（林 一雄） 神子功議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 全体の当初の指定管理料、予算の段階と、実績で決算の指定管理料という、そういう全体的な金額の対比でございましたらば、すぐそれらについてはできるんですが、事細かに中身までということになりますと、実績報告そのもの、予算書そのものをご検討いただくようになってしまうんですが……。

○副議長（林 一雄） 副市長。

○副市長（鈴木正美） 選定委員会のほうにお出しした資料は、公文書公開制度で見られると思いますが。その辺は隠すものではありませんので、もしご覧になりたいということでしたらお示しすることはできると思います。前に議論したときに、保育所の指定管理のときは、あれは今後交渉するときの最低制限価格みたいな行政側の数字なのでなかなかできないということだったんですが、現在やっている指定管理の指定管理料と予算がどうなっているかというのはその中で分かりますので、ご確認いただくことは可能だと思います。

○副議長（林 一雄） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第28号の質疑を終わります。

ここで、林一哉議員、向後和夫議員、嶋田茂樹議員、高木武雄議員、明智忠直議員、佐久間茂樹議員の入場を求めます。

（26番 林 一哉 入場）

（20番 向後和夫 入場）

（19番 嶋田茂樹 入場）

(1 8 番 高木武雄 入場)

(1 6 番 明智忠直 入場)

(1 2 番 佐久間茂樹 入場)

○副議長(林 一雄) しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 1時52分

○議長(向後和夫) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

議案第29号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

○24番(神子 功) 議案第29号、指定管理者の指定について、ご質疑申し上げます。28号でご質疑した点と内容が同じなものですから、絞りましてお伺いいたします。

ただいま28号でも質疑申し上げましたが、要は、費用対効果ということがいわゆる指定管理者制度の導入のきっかけだというふうに判断しております。そういった意味で、今回は公募をしないで旭市指定管理者候補者選定委員会の評価を得ながら、恐らく第5条の公募によらない指定管理者の候補の選定ということによつての提案だと思いますけれども、そういったことで費用対効果についてどのような検討がなされたのか、要は効果があったものはどうなのかということについてのみ、お答えをいただきたいと思います。

○議長(向後和夫) 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長(在田 豊) この指定管理者制度によりまして、実際に施設の管理委託をお願いしたのは18年4月1日からですが、17年の合併の際にはまだ指定管理者制度を用いないで、それを今と同じ団体へ委託契約を申し上げます。それで、その当時と比べて今の指定管理料がどれだけ効果としてプラスになっているかという部分におきましては、先ほどのご答弁でも申し上げましたように、17年度の段階でも委託料を計上するに当たりましては、事細かにそれらの積み上げをしたその全体をこれらの団体へ委託しているということでござ

いますので、極端に申し上げますれば、17年の委託費と今回の委託費という部分においては基本的には同じでございます。

それで、ただ一つ申し上げられるのは、この29号に限りますと、ここでの使用料なりというような部分での収入的なものはほとんどございませんので、節減効果そのものをどういう形でそこで打ち出したらいいのかというような部分については、利用者を増やせばその分、効果が上がるというそういう施設でもございませんので、このふれあいサポートセンターにつきましては、当時と管理費そのものは同じであるという認識であります。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第29号の質疑を終わります。

議案第30号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

○24番（神子 功） 議案第30号、指定管理者の指定につきましてご質疑申し上げます。

これも28、29号と同じで、また後段の31号でも同じことなんですけれども、確認のために伺っているわけでありまして、この29号に対しての団体に21年4月1日から24年3月31日までの期間を指定するわけでありまして、この団体に指定することに当たりまして、これまでの実績等を踏まえた評価について、確認だけさせていただきたいと思います。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、飯岡福祉センターの指定管理に関します旭市社会福祉協議会の評価ということでございますが、これは今、議員がおっしゃられましたように、前二つの議案と同様に18年度から指定管理を任せて、各年度ごとに実績報告を提出させております。そして、毎年それらが適正に管理運営をしてきておるというふうに私どもは評価しております。飯岡福祉センターにつきましては、社会福祉協議会が事務所として入っておりますので、そういうような部分では、管理運営という中では極めて便利といいましょうか、効果的にそこの管理ができておるというふうに私どもは理解をしておるところでございます。

以上です。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第30号の質疑を終わります。

議案第31号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

- 24番（神子 功） 議案第31号、指定管理者の指定につきましてご質疑申し上げます。

これもこれまでの指定管理者の指定についてご質疑申し上げている内容と同じでございますので、これまで旭市手をつなぐ育成会にゆだねてきました指定管理者について、評価についてはどのようなであったのか、費用対効果ということを含めて確認の意味でご質疑申し上げます。

- 議長（向後和夫） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

- 社会福祉課長（在田 豊） 旭市福祉作業所の指定管理でございますが、これは旭市手をつなぐ育成会そのものの評価ということにつながってくるわけですし、この施設そのものにつきましても、旭市手をつなぐ育成会の皆様は、あそこで障害を持ったお子さん方をはじめ、いろいろと活動をされておるということで、旭市手をつなぐ育成会のほうからすれば、そういうようなところの施設を委託によって管理し、またそれぞれの会のいろいろな活動にもそれらはつながってまいりますので、極めて良好な形でそれらが委託できているというふうに私どもは評価をするところです。

- 議長（向後和夫） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第31号の質疑を終わります。

議案第32号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

- 議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案の質疑を終わります。

日程第 2 常任委員会議案付託

○議長（向後和夫） 日程第 2、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

総務常任委員会は、議案第 1 号中の所管事項、議案第11号中の所管事項、議案第19号、議案第22号、議案第23号、議案第27号の 6 議案であります。

文教福祉常任委員会は、議案第 1 号中の所管事項、議案第 2 号、議案第 3 号、議案第 4 号、議案第 5 号、議案第11号中の所管事項、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第20号、議案第21号、議案第25号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号の16議案であります。

建設経済常任委員会は、議案第 1 号中の所管事項、議案第 6 号、議案第 7 号、議案第11号中の所管事項、議案第15号、議案第24号、議案第32号の 7 議案であります。

公営企業常任委員会は、議案第 8 号、議案第 9 号、議案第10号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第26号の 7 議案であります。

以上のとおり付託いたします。

付託いたしました議案は、17日までに審査を終了されますようお願いいたします。

日程第 3 常任委員会陳情付託

○議長（向後和夫） 日程第 3、常任委員会陳情付託。

本定例会までに提出されました陳情は、陳情第 1 号の 1 件であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 配布漏れないものと認めます。

これより陳情を付託いたします。

建設経済常任委員会に陳情第 1 号の 1 件を付託いたします。

付託いたしました陳情は、17日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（向後和夫） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は明日定刻より開会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2 時 5 分

平成 2 1 年旭市議会第 1 回定例会会議録

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 2 1 年 3 月 5 日 (木曜日) 午前 1 0 時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員 (2 4 名)

1 番	伊 藤 保	2 番	島 田 和 雄
3 番	平 野 忠 作	4 番	伊 藤 房 代
5 番	林 七 巳	6 番	向 後 悦 世
7 番	景 山 岩三郎	8 番	滑 川 公 英
9 番	嶋 田 哲 純	1 0 番	柴 田 徹 也
1 1 番	木 内 欽 市	1 2 番	佐久間 茂 樹
1 3 番	日 下 昭 治	1 4 番	平 野 浩
1 5 番	林 俊 介	1 6 番	明 智 忠 直
1 7 番	林 一 雄	1 8 番	高 木 武 雄
1 9 番	嶋 田 茂 樹	2 0 番	向 後 和 夫
2 1 番	高 橋 利 彦	2 2 番	林 正 一 郎
2 4 番	神 子 功	2 6 番	林 一 哉

欠席議員 (1 名)

2 5 番 伊 藤 鐵

説明のため出席した者

市 長 伊 藤 忠 良 副 市 長 鈴 木 正 美

教 育 長	米 本 弥榮子	病 院 事 業 者	吉 田 象 二
病院事務部長	伊 藤 敬 典	総 務 課 長	高 埜 英 俊
秘書広報課長	加 瀬 寿 一	企 画 課 長	加 瀬 正 彦
財 政 課 長	平 野 哲 也	税 務 課 長	野 口 徳 和
市 民 課 長	木 内 國 利	環 境 課 長	平 野 修 司
保険年金課長	増 田 富 雄	健康管理課長	小長谷 博
社会福祉課長	在 田 豊	高 齢 者 課 長	横 山 秀 喜
商工観光課長	神 原 房 雄	農 水 産 課 長	堀 江 隆 夫
建 設 課 長	米 本 壽 一	都市整備課長	島 田 和 幸
下 水 道 課 長	中 野 博 之	会 計 管 理 者	渡 辺 輝 明
消 防 長	菅 谷 衛 一	水 道 課 長	堀 川 茂 博
庶 務 課 長	浪 川 敏 夫	学校教育課長	及 川 博
生涯学習課長	花 香 寛 源	国体推進室長	高 野 晃 雄
監査委員局長	林 久 男	農業委員会	小 田 雄 治
事務局長	野 口 國 男	農 業 委 員 会 長	鈴 木 清 武
国民宿舎人院長	野 口 國 男	病院經理課長	
病 院 再 整 備 室 長	鎢 木 友 孝		

事務局職員出席者

事 務 局 長	宮 本 英 一	事 務 局 次 長	石 毛 健 一
---------	---------	-----------	---------

開議 午前 10 時 0 分

○議長（向後和夫） おはようございます。

ただいまの出席議員は24名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（向後和夫） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

林 七 巳

○議長（向後和夫） 通告順により、林七巳議員、ご登壇願います。

（5番 林 七巳 登壇）

○5番（林 七巳） おはようございます。

議席番号5番、林七巳です。平成21年3月議会に質問させていただきます。

ご存じのとおり、世界経済は、大不況の真ただ中にあります。旭市の状況も同じであると思われます。この中で旭市は825億円余りの積極予算を組まれておりますが、私は市民の代表として、この十分な審議を尽くしていきたいと思います。

私は、大きく農業問題と教育問題を質問させていただきます。

まず、農業問題につきましては、土地改良について2点ほどお伺いいたします。

第1に、飯岡西部の土地改良事業の進み具合についてお伺いいたします。

第2に、今後の問題についてお伺いいたします。

次に、教育問題について2点ほど質問させていただきます。

先日、市長は、地域医療シンポジウムにおいて、教育の重要性について述べておられました。つきましては、第1に、旭市の今後の教育への取り組みについてお伺いいたします。

それと、三郷構想の中にこの教育を取り入れて、キャッチフレーズにしてはと私は思いますので、市長にお伺いいたします。

再質問につきましては、自席でお伺いします。

○議長（向後和夫） 林七巳議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） それでは、林議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、教育問題で旭市の今後の取り組みというお話がございました。その前に教育の現状について、本来であれば、教育長がおいでになりますから、私の口から申し上げるのはおかしいんですけども、私の立場として考えを述べさせていただきたいと思います。

今、学校の耐震化補強というものに全力で取り組んでいることは、もう議員もご承知をいただいております。そして、私は、子どもたちの教育の一番の基本というものを、将来、大人になった時に、自分の足でしっかり責任を持って歩ける大人に育ててほしい。そのための基礎をきちんと義務教育の中で植えつけていただきたい。それが一番の思いであります。

そういった思いの中で、先生方と話ができる機会がありました時にはいつも申し上げますことは、教育は教える者がしっかりと自信を持って取り組んでいただかなければ、本当の意味での教育にはならない。ですから、しっかりと自分の考えを持って、そして子どもたちの教育に当たっていただきたい。そのお願いをさせていただいております。

そして、そういった思いというのは、教育長をはじめ先生方にも十分通じさせていただいて、先生方も本当に精いっぱい頑張ってくれております。この地域にあって旭市の教育というのは非常に積極的な、そんな思いを私はさせていただいております。

ちなみに、今、取り組みをさせていただいております総合計画、この中にも子どもたちの意見を取り入れさせていただいております。平成18年2月から18年7月まで半年ほどの期間を要しまして、始まった当時は中学2年生であったんですけども、市内5校の中学生2年生全員にお願いをさせていただいて、いろいろなテーマを設けて市内を見ていただいて、子どもたちから7月14日、平成18年7月14日であったと覚えていますけれども、記憶していませんけれども、提案をしていただきました。いろいろな提案がございました。子どもたちの目から見て、この旭市を、こういった旭市にしてもらいたいという思いをそこで提案をしていただいたわけでありまして、私のほうも、できればその子どもたちにぜひひとつ一定

の期間を設けて、子どもたちから提案があったものはこういった形で現実の形で実行ができているのか、そういった発表の機会も設けたいな、そんな思いをいたしております。

それから、この提案事業が一つの基になりまして、平成19年でありますけれども、6月には総合的学習教育学会の全国大会、そして11月には情報工学の全国大会が、二つこの旭市で実施をされました。全国から集まった先生方を前に、その発表の場となった学校の生徒さん方にとっては大変いい経験になったのではないのかな。

その時にその話もさせていただいたと思いますけれども、ちょうど平成19年12月末に、当時の福田首相が北京を訪れました。北京の花家地実験小学校という小学校を視察されたわけでありまして、たまたまその小学校と旭市の学校とテレビ電話の交流事業を展開しておりまして、情報工学の全国大会にその花家地実験小学校の校長先生がおいでになっていただいて、講演をしていただきました。こういったことがあったものですから、ぜひ旭市の学校とのテレビ電話の交流事業を福田首相に見てもらいたいということで電話がかかってまいりまして、矢指小学校にお願いをして、その交流事業を福田首相に視察をしてもらいました。

正月前であったものですから、和服を着ていただいてというような思い出もありますからよく覚えておりますけれども、そういったことで全国大会も平成19年に二つほど行っていただきましたし、その総合的学習教育学会が基になりまして、3Sという事業が展開をされております。

ロータリークラブ、ライオンズクラブ、あるいはJCの皆さん方等が中心となって、その皆さん方から資金提供もしてくれて、子どもたちの活動を支えてくれております。間もなく2回目の活動の発表があろうかと思しますので、その時にはぜひ議員さん方にも顔を出していただいて、その子どもたちの活動の様子を見ていただきたいな、そのように思います。

それから、青少年の意見発表大会。これは年に一度行うわけでありまして、各校の小・中学校、全校から一人ずつ代表が出てくれます。高等学校も旭農業高校と東総工業高校が加わってくれ、さらに海外研修に行ってきた青年の皆さん方、あるいはALTの先生方なんかもその意見発表に出席をしてくれますから、非常ににぎやかな、すばらしい意見発表大会がございますので、こういったものもぜひご覧になっていただきたいな、そうお願いをしたいと思っております。

それと、沖縄の中城村との交流事業も展開をしておりますし、中学生は、これは東総広域でありますけれども、シンガポールへ海外研修もさせております。そういったものを体験してきた子どもたち、行く前と帰ってきた後ではもう本当に違う、非常に自信もつけてまいり

ますし、大いに子どもたちが積極的になってまいりますので、そういった姿も見えていただければ、そのように思います。

今はもう英語は世界共通語でありますから、ぜひ今の子どもたちには身につけてもらいたいものの一つでありますけれども、飯岡のライオンズクラブの皆さん方が中心となって中学生の英語の弁論大会も行われておりますし、去年は東総文化会館で県の少年少女合唱団の合唱大会があったわけでありますけれども、これにも旭市では少年少女合唱団とそれから中和小学校の子どもたちが参加をする、そういった形のものも行っております。

さまざまな意味で、非常に先生方が積極的に子どもたちの教育に当たっておりますので、こういったものもより充実をさせていきたい。

ちょうど21日の大会の時には、中央病院の先生方の子どもたちが将来、大学の医学部へ進んでいく上で、少しこの周りの学校が弱いので、その辺にも力添えをしたい、そんな話もさせていただきましたけれども、この旭市にいて、どこでも希望する学校に入っていけるような、そういったしっかりした取り組みにつなげていきたい、そのように思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

三郷構想の中の一つにこの教育の面もキャッチフレーズとして加えたらどうかというお話がございました。キャッチフレーズに加えなくても、将来の旭市を発展させていくには、しっかりと子どもたちの教育に取り組むというのはもう一番の基本でありますので、その辺のご理解をいただきたいと思います。

三郷構想は、元気なまちを作るための構想でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

私のほうからは以上です。

○議長（向後和夫） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員ご質問の農業問題につきまして、担当課のほうからお答えをさせていただきます。

1点目の飯岡西部地区の土地改良の進捗の状況でございます。

ご案内のように、飯岡西部地区につきましては、県営の土地改良事業によりまして、現在、事業実施に向けまして県にお願いをしているところでございます。平成22年4月の新規採択に向けて、いろいろ今、頑張っておるところでございます。

具体的には、海匠農林振興センターへ事業をお願いするということで行っております。

特にこの地域につきましては、地元推進員が本当に献身的にご協力いただきまして、採択

に必要な各種計画策定を現在行っているところでございます。

今後につきましては、実は現在は推進委員会という組織ですので、これを事業実施に不可欠な工区の設立に向けまして、本年5月の設立、そういうことで各種準備を現在進めているところでございます。

なお、4月には、地元の各集落におきまして、本年行っています各種事業計画ができますので、その概要の説明会、こういうものを開催したいというふうに考えております。

あと、2点目の今後の問題点でございます。

ご承知のように、匝瑳市の椿海地区と飯岡西部地区、この2地区が平成22年度採択に向かって現在進んでおります。

一番重要なのは、県の審査会等の中で特に議論されるのは、同意率の関係でございます。地元の方々が限りなく100%に近い同意率、これを最重要事項というふうに考えて現在進めております。いろいろ事業への思い、あるいは熱意、こういうものを県の担当の方に十分伝えまして、同意率向上に向けまして地元推進員、あるいは大和根土地改良区、こういう関係機関一体となりまして、今後進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（向後和夫） 林七巳議員。

○5番（林 七巳） それでは、進み具合について1点ほどお聞きいたします。

今、どのくらいの同意の数があるのか。また、地元と地元以外の方が分かれば、お聞きしたいと思います。

○議長（向後和夫） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 現在の同意率でございますけれども、91%ということで聞いております。区域内の耕作者につきましては365人いまして、その中で331名、同意をいただいておりますところでございます。

ただ、この91%というのは、例えば、先ほど言いましたように、換地だったら私は同意しますよとか、そこまでやってないもので、工区が設立されますと、いろいろな同意等いただきまして、限りなく100%と言いましたけれども、県のほうでは、最低でも98%になったら持ってこいということ言われています。この率は可能かなというふうに考えています。

大変申し訳ないんですが、区域内あるいは区域外につきましては、ちょっと手元に資料ありません。後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○議長（向後和夫） 林七巳議員。

○5番（林 七巳） それでは、今後の問題点について1点ほどお伺いいたします。

やはり、この整理をやるには、区域外の排水問題が一番ネックになると思います。旧海上町の。その点についてどのように今進んでいるのか、お伺いいたします。

○議長（向後和夫） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 当然、土地改良事業というのは、一番排水問題が重要と我々も理解しております。現在、平成20年の予算で各種事業計画を策定しているとお答えしましたように、この排水につきましても、今、いろいろなコンサルにかけまして、一番効率的な、また経費的にも費用対効果のよい、そういう方向を現在検討しているところでございます。これは十分、建設課等とも協議しながら進めておるところでございます。

○議長（向後和夫） 林七巳議員。

○5番（林 七巳） 後で問題にならないように、建設課と農水産課でしっかりとした協議をして進めていただきたいと思います。これは答弁いりません。

次に、教育問題に入ります。

市長は、耐震問題で学校の計画が進んでいます。市長が教育に熱心なのは、お話や、またここにおられます教育長を見れば分かりますが、歴代の教育長は素晴らしい人がなっております。ましてや、現役の校長先生から教育長になっていただいたり、この辺では素晴らしい、旭市では女性の教育長になっていただきました。女性ならではの成果がありましたら、ひとつ伺います。

○議長（向後和夫） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（米本弥栄子） 執務に関しましては、女性とか男性とか、そういうことは意識しておりませんけれども、ただ、学校訪問等で子どもたちを見る目とか、そういうものはやはり男性とは違った点があると思っております。ですから、そんなこと言ったら失礼なことになるかもしれませんけれども、学校へ行っても男の人が気づかないような、例えば陰のほう汚れているとか、そういうところは私はよく分かります。そういう面ではあると思いますが、基本的なことにつきましては、男性とか女性とか、そういうことは意識しておりません。

以上です。

○議長（向後和夫） 林七巳議員。

- 5 番（林 七巳） 大変よく分かりました。きめ細かい教育ができるということですね。

次に、大阪の知事が教育問題について、教育の現場、教育委員会、学校等にだいが怒っておられました。この旭市の教育現場でも同様な問題があるのか、お聞きしたいと思います。

また、旭市の学校がこの前のテストでどのような位置にあるのか、全国で。海匠ではどのようにあるのか。また千葉県でも。できる限りでいいですから、市長もその点分かってないか。報告はないですか。じゃあ、教育長にお願いしたいと思います。

- 議長（向後和夫） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

- 教育長（米本弥栄子） 大阪のことにつきましては、具体的にはどのようなことでございましょうか。

（発言する人あり）

- 教育長（米本弥栄子） 私どもは、先ほど市長からお話がありましたように、鋭意教育に努力しておりますので、細かい点については何かあるかもしれませんが、現在のところは、先生方も私どもも一生懸命尽力していると思っております。

それから、もう一つは何でしたっけ……

（発言する人あり）

- 教育長（米本弥栄子） 学力テストにつきましては、これは何番って具体的に……

（発言する人あり）

- 教育長（米本弥栄子） ああ、そうですか。

学力テストと普通言われておりますけれども、これは学習状況テストと申しまして、学力とそれからもう一つ、子どもたちの生活状況について、例えば何時に寝ていますかとか、テレビをどのくらい見ますかとか、子どもたちの家庭での生活習慣とか、そういうものについて聞いております。それとの相関とか、そういうものを求めています。

それともう一つ、A問題とB問題とありまして、Aのほうは基本的なものについてです。Bのほうは応用力と申しますか、活用力と申しますか、そういうものについてです。Aのほうはほぼ平均です。平均値ですけれども、これは全国的な傾向と言われておりますけれども、旭市におきましてもBのほうはやや落ちると、そういうような状況でございます。

家庭での生活状況との関連で申し上げますと、家の人とよくお話をしたり、そういうコミュニケーションができているような子どもはやはりテストの結果がいいという、そういうような状況が出ております。ややテレビを見る時間が長いとか、そういうような状況は出てお

ります。

以上です。

○議長（向後和夫） 林七巳議員。

○5番（林 七巳） 教育長の所管ではありませんが、旭市の進学率がかなり悪いようにお聞きしていますが、市長、学校の建物はもうそろそろできつつありますから、中身のほうも力を入れていただいて、お願いしたいと思います。

旭市の統計の本に何%進学していますか。市長、教育長、分かりますか。

○議長（向後和夫） 林七巳議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（米本弥栄子） 中学校から高校への進学で。

（「違います。高校から。まあ所掌ではありませんが」の声あり）

○教育長（米本弥栄子） それにつきましては、ただいま正確な数字は認識しておりません。

（発言する人あり）

○議長（向後和夫） 終わりです。

（「（2）は」の声あり）

○議長（向後和夫） あと（2）のほうね。

林七巳議員。

○5番（林 七巳） この統計には、7から8%の進学率しか。高校ですから問題ではないですけれども……

○議長（向後和夫） 林議員、質問の内容が違う。（2）は旭市のキャッチフレーズ。

○5番（林 七巳） だから、キャッチフレーズに入るんですよ、これから。

旭市が教育の問題について、1,781市町村の中で下から7番目という状況にありますから、もう少し、このキャッチフレーズには入らなくても、教育の問題に力を入れてほしいというのを最後にいたします。市長、もしよければお願いいたします。

○議長（向後和夫） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 林議員の質問の要旨、十分承知しました。教育長あるいは学校側とも十分相談をしながら、そういったものが高まるように努力をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（向後和夫） 林七巳議員の一般質問を終わります。

高 橋 利 彦

○議長（向後和夫） 続いて、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（ 2 1 番 高橋利彦 登壇 ）

○ 2 1 番（高橋利彦） 21番、高橋です。通告書の順序に従い、一般質問を行います。

質問は大きく分けて5点です。質問に当たっては、漏れのないよう、簡単明瞭をお願いいたします。

アメリカに端を発した金融危機は、瞬く間に世界に広がり、世界経済を急激に悪化させ、市民生活にも、そして市の予算にも顕著に表れています。このような厳しい経済情勢が重なって、市民の関心は専ら7月の市長選挙と12月の市議会議員選挙に向けられ、病院問題と市の財政問題の行方が話題となっています。厳しい時にこそ、一部の人の利益ではない、政治の経世済民を問われるものです。

それでは、第1点目の旭市病院問題について、六つほど質問をいたします。

一つ目として、新病棟建設の入札経過と結果について、どのような落札率になったのかを含め、詳細に伺いたいと思います。

二つ目として、病院では処理しなければならない、いろいろな排水があると思いますが、どのような施設で処理し、どこの川へ放流しているのか。また、下水道との関係はどのようなになっているか伺います。

三つ目として、病院建設に当たり、コンサルタント会社に巨額で委託した、専門知識がなければとても理解できないような損益計算書をはじめとした、多額な投資をして新病棟を建設しても病院の経営は将来的にも絶対大丈夫だという数々の資料、そして外部から幹部職員を多数採用した中での新病棟建設が始まりました。

あれから1年近く経過したので、再度見直してみると、シミュレーションの各ケースの数値には、7対1看護をはじめとしたいろいろな条件設定があり、条件が整わないと採算性を欠き、事業性は全くなり、最悪の場合、病院の経営破綻を招くことになります。

現在、7対1看護はどのようなになっているのか。その結果、収支計画にどのような影響を及ぼすのか伺います。

四つ目に、人材派遣問題について伺います。

私が平成18年の9月定例議会において、病院の臨時職員を市の契約では絶対にあり得ない見積もり合わせの方法による人材派遣会社との契約。しかも、臨時職員給与に一人当たり3

万円を上乗せし、見積もり金額の高い人材派遣会社と委託契約を行ったことを議会で質問しました。

しかし、病院側からは、理解しがたい契約内容や人材派遣会社へ移行のメリットやデメリットについて答弁があったが、結局、病院の方針のようで、核心を聞くことができませんでした。

今回は、法律上も３年前の質問と関連し、病院の選択した方針がはっきりする時期となったために、派遣職員を臨時職員に雇用の変更をする理由と人材派遣問題、いわゆる2009年問題と、SPDシステム導入に至った経過と内容について伺います。

五つ目として、公設民営のめどについて伺います。

市長は私的諮問機関を設置し、その検討委員会は市長に公設民営の答申をしました。その後、議会全員協議会でも答申内容が説明され、市の広報あさひにも大きく掲載されました。

病院側もこれを受け、検討委員会の副委員長を大金を払って病院の顧問にし、公設民営への移行のための説明会を病院職員を対象にたびたび行ったようですが、公設民営のめどについて、市長と病院長に伺います。

六つ目として、新病棟、つまり再整備事業の進捗状況について伺います。

次に、２点目として、市の財政について伺います。

一つ目として、現在の起債額と公債費比率、並びに県内での位置づけ、またこの近隣での位置づけについて伺います。

二つ目として、合併から現在までの起債額の推移と今後の事業予定、並びに起債額等について伺います。

三つ目として、起債のうち交付金算入される起債の交付金算入はどのようなになるのか、分かりやすく説明をお願いしたいと思います。

次に、第３点目として裁判問題についてであります。先般、新聞報道されましたが、現在、市並びに病院がかかわっている裁判の件数と内容について伺います。

第４点目として、公園問題についてお尋ねをいたします。

一つ目として、現在の公園の数と面積、維持管理費の額について伺います。

二つ目として、今後の公園建設計画の面積、それから概算金額等について伺います。

第５点目として、人事について伺います。

合併してはや３年半が過ぎました。職員数も削減されていますが、各所属の共通性や効率性、あるいは類似性等を考慮し、行政サービスが低下しないよう業務ごとの配置検討をして

いると思いますが、どのようにその検討を含めて行っているのか伺います。

以上で1回目の質問を終わりました。あとは自席で行います。

○議長（向後和夫） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 高橋議員の質問にお答えをさせていただきます。私のほうからは、病院問題の5番目、公設民営の時期のめどについてという点についてお答えをさせていただきます。

これにつきましては、全くついておりません。といいますのは、これは検討委員会から答申をいただきましたけれども、より一層それを掘り下げてということでワーキングチームを作って検討するというお答えをさせていただいておりましたけれども、その答えにつきましては、先日、2月21日でありましたけれども、医療シンポジウムでもお答えをさせていただいたとおり、病院内が混乱をするようではこういった問題に取り組むというわけにはまいりませんので、今、いつになったら公設民営、そういった問題には全くめどがついておりません。同時に、この問題は議会での議決をいただかなければならない問題でありますから、しっかりと議会と相談をしながら検討させていただく。当分はこの問題はそのままであろうと思います。この点について、私のほうからいつやれとかどうしろとかというような指摘をするつもりは全く持っておりません。

○議長（向後和夫） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） それでは、私のほうからは3点、一つは新病棟建設の入札経過と結果について、それから7対1看護について、それから派遣職員問題についての3問についてお答えを申し上げます。

まず、新病棟建設の入札経過と結果でございます。落札率を含めた具体、詳細についてというお話でございました。

まず、新病棟の入札につきましては、平成20年12月19日に入札を行ったところでございます。このうち建築工事につきましては、6共同企業体に参加をいたしまして、結果的には奥村・阿部特定建設工事共同企業体が落札をしております。その契約額についてであります、以下、税込みで絶えず申し上げます。税込みで、数字が大きいんですが、85億8,900万円。次に落札率でございますが、これまた少数点以下2けたでお答え申し上げます。落札率は80.001%であります。

次に、電気設備工事でありますが、これについても6共同企業体に参加をいたしまして、結果的には日本電設・フィデス特定建設工事共同企業体が落札をしております。その契約額は25億8,300万円であります。落札率は81.366%であります。

次に、給排水衛生設備工事につきましては、2共同企業体に参加をいたしまして、斎久・京葉工管特定建設工事共同企業体が落札をいたしました。その契約額は21億円ちょうどであります。落札率は99.929%であります。

それから、残る一つ、空調設備工事につきましては、入札の公告途中で1共同企業体から辞退届が提出されましたので、結果的には入札参加資格を有する者が1社となりましたので、入札を中止いたしました。この再入札につきましては、平成21年1月20日付で入札公告を行いまして、2月27日の入札には3共同企業体に参加をいたしまして、朝日・芝特定建設工事共同企業体が落札をしております。契約額は28億8,750万円、落札率は96.743%であります。

次に、7対1看護についてであります。当院では、一層手厚い看護体制による患者サービスと医療の質を確保するために、7対1看護基準を目指しております。

現在、精力的に看護師確保に努めておりますが、病院としては、移行は予定どおり平成23年度からの移行を考えております。

次に、7対1看護による増収効果であります。これについては、年間約6億円程度の増収を見込んでいるところでございます。

それから、3番目でございますが、派遣職員を臨時職員に雇用変更する理由ということでございます。これについては、少し経緯を述べさせていただきます。

まず、病院では、平成18年4月から人材派遣に切り換えたわけでございますが、当時、多数の臨時職員の方が法の定める期間を超えて任用されておりました。その解消を図るための方策として導入されたものであります。

しかしながら、この人材派遣も、業種によっては3年を超えては継続できないということになっておりまして、問題は継続できない業務でありますけれども、まず委託に切り換えることができるかどうか検討いたしまして、できる業務については委託に移行することにいたしました。これは例えば栄養科のうちの配膳業務、こういったものは委託に切り換えるわけでございます。

次に、派遣期間3年の制約がない業種もございまして、これについては、引き続き派遣を継続することにいたしております。ただ、その際も、先ほどご指摘ございましたように、業者の選定に当たっては入札をもって行うということにしております。

最後に残った業務、きのうも申し上げましたけれども、例えば看護助手のような業務についてはどうしても病院が直接行わなければいけない業務でありまして、これについては、臨時職員として改めて募集をしている状況でございます。

それから、先ほど、SPDの導入の理由というお話もございました。これについては、院内事務全体について見直しをしております、その効率化を図るために、院内の物流について委託をして効率化を図っているという、そういう状況でございます。

私からは以上でございます。

○議長（向後和夫） 病院再整備室長。

○病院再整備室長（楠木友孝） 私のほうからは、（２）番の排水についてというところと（６）番の新病棟の工事の進捗状況、こちらのほうをお答えさせていただきます。

まず初めに、排水についてでありますけれども、その中でも３点ございました。どのような施設で処理をしていくのかということでありまして、こちらのほうは、新本館の１階に設置を予定しておりますエネルギーセンターの中で含めております。そこでは汚水、雑排水でありますとか医療排水なども処理をしていくということにしております。

それから、どこの川へというようなことでありまして、流末ですけれども、仁玉川になります。

それから、下水との関係でありますけれども、当病院の周辺での下水施設というのは、平成23年度末に整備される予定と聞いております。新本館の竣工は平成23年３月の予定でありますので、一たんは既存浄化槽へ接続いたしまして、下水道の供用開始後に切り換えを行う予定であります。

それから、進捗状況のほうに移らせていただきます。

現在の新本館の進捗状況でありますけれども、新本館の工事エリアを仮囲いで囲っておりまして、工事もういよいよ本格化しております。進捗状況は、まあ順調にいったいるかと思えます。

今後の工事の予定につきまして、大まかに説明させていただきますと、３月から４月末にかけてましてシートパイルの設置。これは掘削の前作業になりますけれども、そのような作業に移らせていただきます。

４月末から７月中旬にかけて掘削工事になります。

９月中旬までであります、免震装置のセットをいたします。

９月から１０月の間にかけて、地下部分の躯体工事を行います。

10月中旬から 1 階の躯体工事となっております、平成21年度中には 4 階までの躯体工事を終了すると。

それから、平成22年11月末には12階までの躯体工事を終了させる予定で進んでおります。

以上です。

○議長（向後和夫） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） それでは、大きい 2 番目の財政についてという部分の 3 点についてお答え申し上げます。

まず 1 点目でございますけれども、現在の起債残額と実質公債費比率、並びに県内での位置づけ、あるいは近隣の数値ということでございます。

初めに、起債の残額でございますけれども、これは現時点で確定しているという部分で平成19年度の決算の額ということで申し上げさせていただきます。一般会計につきましては 264億4,276万5,000円でございます。それから特別会計、これは下水道、農業集落排水ありますけれども、45億7,532万8,000円。それから、企業会計でございますけれども、水道、病院、国民宿舎あるわけですが、これが170億1,591万2,000円ということで、これらを合計しますと480億3,400万5,000円ということになるかと思います。

それから次に、実質公債費比率の県内での位置づけ、あるいは近隣との比較ということでございます。平成19年度決算に基づきますこの数値につきましては、9 月議会でご報告し、またホームページ等でも公表しているところでございますけれども、旭市の実質公債費比率は、19年度19.2%。これは県内での順位が、56市町村の中で高いほうから数えて 4 番目ということになっております。

それから、近隣の状況でございますけれども、お隣の匝瑳市が16.0%、香取市が12.6%、銚子市が12.2%という状況になっております。

それから、2 番目の合併から現在までの起債残額の推移、それから今後の事業予定、起債額等ということでございます。

合併から、これも確定しているという意味で、平成17、18、19年、3 年間申し上げます。一般会計のほうをまず最初に申し上げます。平成17年度末は253億9,600万円、18年度末が256億6,800万円、19年度末が264億4,200万円でございます。これに特別会計、企業会計加えました総額でございますけれども、平成17年度末が492億9,500万円、18年度末が488億7,600万円、19年度末が480億3,400万円となっております。

また、これからの事業ということでございますけれども、これは一般会計中心でございま

すけれども、新市建設計画等にございますように、中央病院のアクセス道、これは継続でございますけれども、南堀之内遊正線整備事業、あるいは中央小、矢指小の校舎の改築、飯岡中学校の改築、学校給食センターの統合改築事業、これは一般会計の出資になりますけれども水道の統合整備事業、それから、まだ時期は決まっておられませんけれども、海上地区の排水整備、あるいは飯岡海上の連絡道路、保育所の改築等々を予定されるところでございます。

それと、これらの事業に係る起債額ということですが、起債の対象となります事業費自体がまだ未確定な部分がございまして、今の時点で数字をお示しするのは難しいのかなと考えております。

ただ、事業を進める上で、新市建設計画の中で一番重要な合併特例債というものがあるわけですが、この合併特例債の枠としましては、旭市の場合には272億円の枠があるわけですが、これはこの前の議会でもご説明しましたように、今のところでは60%くらい、およそ163億円程度、あるいはそれ以下におさまるのではないかとということで現在のところは考えております。

続きまして、3番目の起債の交付税算入はどのようになるのかということでございます。

起債の交付税算入につきましては、これまでも何度か申し上げてございますけれども、いろいろな起債の種類によって算入率が違ってまいります。

まず、100%交付税が入るということ、これは理論償還ではありますけれども、臨時財政対策債、それから、予算書の一番後ろにあるんですけれども、減税の補てん債、そういったもの。国の市町村財政不足のための起債というよりも補てん策なんですけれども、こういったものが100%。

それから、合併特例債が70%。

それから、このほかに一般公共事業債というようなものがございまして、こういったものに財源対策債とかが追加になるわけですが、こういったものはおおむね50%、30%から50%の中で算入されるものがあります。

それから、平成19年度末で起債の残高に対して交付税算入見込みはどのくらいかということとは、これは残高ですので、理論償還値等を含みますのであくまで見込みということでございますけれども、一般会計で起債の残高264億4,376万5,000円に対しまして、交付税は63.7%相当、168億3,444万6,000円程度が見込まれております。

また、特別会計と企業会計を加えた全体で見ますと、特別会計のほうはちょっと算入率の低いものが多いございまして落ちますけれども、起債の残高480億3,400万5,000円に対しま

して、総体では約48%程度が算入されるのかなということで推計をいたしております。

以上です。

○議長（向後和夫） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 私からは2点お答えいたします。

まず、3番目の裁判問題についてでございますが、現在、市が、これは市長事務部局の関係でございますが、提起されております裁判ですが、1件でございます。相手方は株式会社環境シンフォニック、請求額8,642万9,050円の損害賠償訴訟でございます。

裁判の管轄は千葉地方裁判所八日市場支部でございまして、2月6日に第1回の口頭弁論が開かれまして、目下係争中ということでございます。

続きまして、業務ごとの職員の配置検討ということでお答えいたします。

これにつきましては、ご指摘のように、職員数が減ってきております。それに併せまして、社会情勢や行政需要の変化等を踏まえて、効率的な運用ができるように増員あるいは減員等を行ってまいっております。これは、室や班の統廃合、それから支所機能の見直しと併せて行っておりまして、

具体的にどういう状況かと申しますと、合併時の平成17年から今年度まで、20年度までに合計53名削減されておりますが、部門別に申し上げますと、総務部門が34名の減、建設経済部門が10名の減、文教福祉部門が4名の減、公営企業部門が5名の減となっております。

さらに、職員の採用に当たってでございますけれども、地域包括支援センターの設置に伴う社会福祉士職、それから特定健康診査・保健指導のための管理栄養士職など、新たな時代の要請に応じた職員配置を行ってきております。それから、国体推進室についても増員しております。

以上のようなわけで文教福祉部門は減員が少なくなっているという状況でございます。

以上です。

○議長（向後和夫） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、当院の診療に関する裁判の件についてお答え申し上げます。

当院の診療行為に関する現在係争中の案件は、全部で4件でございます。裁判の内容については、いずれも当院の診療行為に過誤があったということで損害賠償請求を提訴されたものであります。

いずれの係争案件についても、当院では診療行為に対して過誤がなかったと主張し争って

いるものであり、損害賠償請求額は合計で2億5,100万円余りとなっております。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） それでは、公園問題についてお答えします。都市整備課所管についてお答えしたいと思います。

現在の公園の数でございますけれども、都市公園が11か所、その他の公園が10か所で、合計21か所でございます。

その維持管理費でございますが、平成20年度予算で約8,800万円でございます。

それから、今後の建設計画でございますけれども、主なものについて申し上げます。

まず袋公園でございます。整備面積が0.9ヘクタール、概算金額でございますけれども、1億4,000万円。

それから文化の杜公園です。整備面積が7.9ヘクタール、概算金額で7億3,000万円。

それから下宿公園です。整備面積が1.16ヘクタール、概算金額で1億9,000万円でございます。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋利彦議員の一般質問を行います。

高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 答弁漏れあります。

病院問題で、SPDシステム導入に至った経過と内容について。

それからもう一点は、公設民営のめどについて、病院長の答弁まだいただいてありませんから。

○議長（向後和夫） それでは、答弁漏れに対しまして答弁求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） この問題につきましては、先ほど市長がご答弁されたとおりでございます。

○議長（向後和夫） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 大変失礼をいたしました。

S P D導入の経緯と経過というお話でございますが、目的については、先ほど申し上げたとおり、院内の物流について、これは薬とか、それから診療材料であります、その効率化を図るためのものであります。

この選定委員会というのがございまして、これは副院長をキャップに、看護部長、薬剤部長等でありまして、私はその委員ではないものですから、その選定経過については、ちょっと私も承知をしていないところであります。

以上であります。

○議長（向後和夫） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それではまず、病院問題の入札の経過でございますが、建築工事は予定価格の80.001%。これについては下限が出されておりますので、それから見ますと100.001%。また、給排水については予定価格に対して99.29%と、針の穴を通すような、まさに神わざであります。我々、ちょっと見た目には、これはすばらしい入札結果だと思うわけですが、こういう数字、それから落札率を見た中で、市長、それから病院長、どういう考えをお持ちか、その感想をひとつ、簡単でございますので、お願いしたいと思います。

○議長（向後和夫） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） これは入札を行った結果ですから、それがどのような数字であっても、そういったものに私の感想を述べるというのはどうかと思いますので、控えたいと思います。

○議長（向後和夫） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 入札はすべて適切に行われたというふうに思っておりますし、その結果につきましては、今、市長おっしゃられたとおり、特別感想を申し上げるということではないんだろうと思います。

○議長（向後和夫） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 感想といえば、それ以外ないじゃないかと思うわけでございますが、しかし、こういう落札率。一般から見ますと、かなり不自然な落札ということでみんなが見ているのが現状じゃないかと思います。

それでは、二つ目として排水の問題でございますが、平成23年度から下水道へということでございますが、下水道事業の絡みの中で今度は追加事業やりまして、処理能力が現在の日量3,100立方メートルから倍の6,200立方メートルになるわけですね。そうしますと、中央病院の排水、ここに流すようにしないと、この下水道事業もかなりいろいろな問題が出てくるわけでございます。

いろいろな問題というのは、今、下水道事業には一般会計から、今年で約4億5,000万円ですか、税金の垂れ流しをしているわけですよ、貴重な税金を。そういう中で、中央病院の排水は何が何でもこの下水道で処理するのが当然じゃないかと思います。それでもなおかつ、今度、事業しますね。それにおいても約倍の処理能力。今の下水道の処理能力で中央病院の下水道をつなげても、ちょうど1日の処理量に合うわけですよ。ですから、下水道、今度、新規に事業やりますと、倍の能力持ちちゃいますので、そんな中で何が何でも中央病院の下水はつないでいただきたいと思います。そういうことで、下水道課長、どういうふうを考えているか。

○議長（向後和夫） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（中野博之） 下水道の整備につきましては、当市におきましては平成5年から工事に着手しまして、平成11年度末に一部供用開始をしたと。今現在、事業認可202ヘクタールを順次整備を進めておるところでございます。

当病院の含まれる区域が、中央病院、それから農高もございますけれども、東町、網戸の一部の地域につきましては、順次整備をする中の平成23年度に整備をいたそうというような区域でございます。

本年度、平成19年度末におきまして整備を終わらせた区域が153.7ヘクタール、事業認可が202ヘクタールでございますので、76%の進捗を見ていると。これを、平成23年度までには事業認可202ヘクタールを整備いたしたいという計画で事業を進めているというところでございます。

そういたしますと、今現在、整備をしておる区域の接続、それから、本年度以降、整備をいたしたい区域、これは病院も含めてでございますけれども、その区域からの流入量を予測いたしますと、平成23年度末には現有処理能力の3,100立方メートルを超えてしまうということで、処理施設の増設が必要であるというふうに判断をいたしまして、本年度から処理場の増設に着手し、平成23年度末には残りの3,100立方メートルを完成いたしまして、合計

6,200立方メートルが必要であるということで建設をしているというところでございます。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） では、三つ目の7対1看護の問題でございしますが、病院建設の際の収支計画では、毎年2.5%、病院の売上げが上がると。そういう中で、DPC効果、それから7対1看護において、未来永劫に収支計画では黒字になるような計算がされているわけです。

そんな中で、7対1看護、先ほど部長はこれによって6億円増収するというようなことでございますが、現在の試算でございますと、約60名足りないという試算になっています。それで、過去4年間見てみますと、30人ちょっとしか増えてないわけです。これは、看護学校出て、中央病院に採用された職員を含めて。今度、看護学校が40人から60人になりましたが、60人来る予定ですが、今までは40人の許可で50人いたわけです。ですから、実質、看護学校からは10人しか増えないわけです。そうすると、平成23年度まで3年では24人。その時に看護学校から来ても、10人しか実質増えないわけです。そうすると、7対1看護、対応できなくなっちゃうんです。そうしますと、6億円の減収ということになっちゃうんです。そういう中で、そのような問題どういうふうに考えているのか。

○議長（向後和夫） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 7対1のことでございますが、鋭意、7対1を取得しようと、このように今、努力している最中でございます。

この4月におきましては、昨年4月に比べますと、42名の増員が図られる予定でございます。さらに来年度、再来年度におきましても増員を図って、平成23年には取得する予定でございます。

また、やめる、離職する看護師を減らすということと、全国から看護師をまたさらに募集するということと、それから看護学校の定員20。今の数字、今年の卒業生は45名であります。60名以上の採用をしておりまして、十数名、20名近くの増員と。そのようなことでやっております。

それからもう一つは、ただし忘れてはいけないのは、収入はもちろんそのような形の計算ができますが、人件費も、それだけ増やしますと、数億円かかります。そうすると、その差額が利益ということになりますので、その辺もまたいろいろ考えていかなければいけない。

それから、診療報酬も2年に一遍ずつ変わってまいります。今年は変わりませんが、来年

度、また大幅に変わるという予定であります。それに合わせていかなければいけない。

7対1が未来永劫ずっとそのまま続くかということですが、看護師はベッドに比べると増やす方向、手厚い看護。これはもう世の中の、我が国における方向性としては、医師、看護師は増やす方向でいこうというふうな形でありますので、そのように流れるんだろうというふうに。あらゆる場合を想定して考えておりますので、ぜひご安心いただきたいと、このように思っております。

○議長（向後和夫） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 今、病院長、かなり楽観的な話をしました。しかし、過去を見たら、毎年、外部から平均で8人しか入ってないんですよ。それから、今度、看護学校40人体制から60人になったというけれども、今、50人の学生入れているわけですね。ですから、実際、10人しか増えないわけですよ。そうすると、これから3年後でまるっきり看護師が足りない。7対1看護ができなくなっちゃうわけですね。そうすると収支計画が変わる。来年からまた診療報酬が上がるとか何とかというけれども、実際、平成21年度の予算では、もう病院の売上げが減っちゃっているわけですね。ですから、これでは建設のための、もう鉛筆をなめた収支計画としか言いようがないわけです。あとは言ってもこれは無意味ですから、それだけよく念頭に置いていただきたいと思います。

それから次に、人材派遣の問題でございますが、人材派遣、今から3年前に始まったわけでございますが、そんな中で今度は看護助手を直接病院で雇おうということですが、そうであれば、今まで人材派遣から看護助手を求めていたものは何であったのか。一人3万円ずつ違ったら、50人違ったら、月に150万円。今の計画では、病院で70人計画しているようですが、3万円違ったら210万円でしょう。年間二千何百万円違うわけですよ。

今、そういうふうに雇うなら、なぜ3年前にあえて一人3万円ずつの無駄金を使って人材派遣からわざわざ求めたのか。部長、当時はまだありませんので、その辺は病院長一番知っていると思いますので、病院長に答弁いただきたいと思います。

○議長（向後和夫） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 当時、私はいませんでしたけれども、この議場に立つからにはそれなりに勉強して参っていますので、一応お答えをさせていただきます。

またもとに戻すのであれば、なぜ3年前に臨時職員から派遣に切り換えたのかということですが、これは要は、当時の臨時職員の方が、法の定める期間1年を超えてはいけ

ないということになっていきますけれども、それを超えて大勢いらっしゃったわけです。ですから、これは法に、それこそ、いつかさる議員もおっしゃいましたが、要するにコンプライアンス、法令遵守という面から見て問題があるから、そのための対策として、問題がないように1回は人材派遣を受けるという形に切り換えたわけであります。

やっていって、3年でもう派遣ができないということになりますと、これはどうしても病院が直営でなければいけない業務でありますので、また改めて雇い直すと。そういうことで今、募集をしているところでございます。

○議長（向後和夫） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） そうしますと、今度、准看護師を病院で直接雇う場合は、また法令どうなるんですか。

それと関連して、みんな質問しちゃいます。

S P Dシステムですけれども、今度、1億3,600万円ほどかけて業者へプロポーザルでやるようなんですが、今、病院は経費削減プロジェクトコンサル業務、まだ頼んでいるんですか。この前、3,000万円ほどかけて頼んでいましたけれども。

そうしますと、この辺にやらせて、何でまたよそからほかの業者を入れるのか。

それと、この選考委員、かなり立派な人がいますけれども、業者の選定委員は顧問の松山さん、それから、この前講演やったヨシダヒデカズさんとか。私らから見れば、随分、不思議な人が入る、また不思議なこういう会社が入ってくる嫌いがあるんですが、その辺答弁いただきたいと思います。

○議長（向後和夫） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 二つご質問がありましたけれども、まず1点目の、また臨時職員で雇い直したらその後はどうするのかというご質問であります。少なくとも法で認められた範囲の中で、今後どうするかは十分検討していきたいと思っております。ですから、1年をまたいで臨時職員ということがないようにするような形で検討していかなければいけないと思っております。

それから、二つ目のS P Dの導入でありますけれども、これは、先ほど申し上げた病院内部の選定委員会というのがございまして、そこに外部の方も入っているようでありますが、そこでプロポーザル方式によって決めた結果だというふうに私は聞いております。

以上であります。

○議長（向後和夫） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 私らの頭では到底理解できないんですが、臨時になった3年前のあれでは、もう病院では臨時職員は問題があって雇用できないというような中で、あえて臨時職員を人材派遣会社へ渡して、そこから派遣してもらった。今度は、臨時職員として雇用しなくちゃならない。まるっきり矛盾していると思うんですよ。

それともう1点、このSPDシステム。プロポーザルといったら、入札も何もやらないわけですよ。極端に言えば随契でしょうから。そんな中で、SPDの職員、今度は何人くらい、例えば採用するとすれば、入ってくるのか。

それから、ちょっと先ほど答弁漏れがありましたが、経営削減プロジェクト。まだこの業者がいるのか、その辺をお尋ねします。

○議長（向後和夫） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） まず、初めのほうの臨時職員でありますけれども、これは地方公務員法上の臨時的な任用ということで、半年、しかも1回の更新ということで、1年を超えなければ、これはこれで、その仕事が必要であれば、そういう任用の仕方もあるわけあります。

ですから、今回、臨時職員として任用しても、1年を超えない範囲の中で次の対応を考えていかなければいけないということでもあります。これはこれで別に問題はないわけありますから、ご理解を賜りたいと思います。

それからもう一つ、経費削減プロジェクトは今でも病院の中にございます。それから、そういう削減の会社についても、委託をしている状況であります。

SPDの任用の人員ということではありますが、実は私もこの中身にタッチしてないものですから、中身をよく承知していなくて申し訳ありませんが、SPDの人員については、4月から30人から35人程度で委託をするということのようであります。

以上です。

○議長（向後和夫） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 今の答弁、ちょっと私らが理解できませんが、これは質問というより要望でございますが、せっかく3,000万円も払って経費削減プロジェクトのコンサルタント頼んでいるわけです。それと、また今度はSPD、30人から35人の会社を入れるようでございます。それについて、病院の部長、知らない。これは病院の組織自体に問題あるんじゃない

ないかと私は思います。それは答弁いりませんので、ただ私の話で流してもらって結構でございますけれども。

そういう中で5番目、公設民営のめどでございますが、先ほど市長は、まるっきりめどがついていない、それからワーキングチームを作ったということでございますが、ワーキングチームを作るということは具体的に進むという意味であります、一般の考えでは。これは仕事をする、ワーキングは働くですから。どういうふうに働いてもらうかの、そのためのチームですから。これは、幾ら市長がやらないと言っても、具体的に進んでいるということで私は思っているんですが。

それと、この前の議会でも市長が、病院の体制ができたという時には実行するというような中で、今、混乱するようでは問題があるという答弁であったわけでございますが、病院はあくまでも市のものですね。ですから、例えば、病院がやり出したらそのままやらせちゃうのか、公設民営にするのか。例えば企業会計もあるわけですよ。水道でも何でも、そこが組織固まって、いや、おれらでやると言ったら、ここも公設民営にしちゃうのかという問題にもなるわけですね。

いずれにしても、そんな中で市長は、病院がかなり混乱しているというように先ほどの答弁では見るわけですが、病院がどういうふうに混乱しているのか、一言答弁いただきたいと思います。

○議長（向後和夫） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 高橋議員の質問ですと、全く人ごとのように聞こえますけれども、市立病院を支えていく役割というのは議会にもあるんだろうと思います。そして、これを公設民営にするにしても何にしても、経営形態を変えようということになったら、もうイの一番に議会の議決をいただかなければならないわけでありますから、そういった意味でもっと前向きに、中央病院がより充実をして、市民をはじめその医療圏の皆さん方により高度な医療が提供できるように執行部と議会と一体となって支えていきたい、そのように思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（向後和夫） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 私は全然人ごとと思ってないからこういうことを言うんですよ。

先ほど市長が答弁したように、かなり病院の内部は混乱しているということを私は風聞に聞いております。病院が混乱するということでは、病院の経営よりむしろ診療体制にいろい

る支障を来すと思うんですよ。そういう中で当分やらないということであれば、市長とともに病院長が病院で、10年なら10年、公設民営はしませんよと。これをやるのが私は本当だと思うんです。

それはなぜかという、病院建設計画については、収支計画では、先へ行けば行くほど黒字になるわけですよ。極端に言えば、旭中央病院、未来永劫に経営万全なんですよ。ですからそこで市長もやはり、例えば10年なら10年やりませんと。病院については、幾ら市長が言っても、病院の職員は病院のあの、院長に使われているわけですから、市長のことはそんなに念頭にないと思うんです。そういう中では、病院長は職員を全部集めて、もう公設民営は、10年なら10年でいいですよ、しませんよと言えば、みんなが今度安心して、医療に万全の体制で取り組めると思うんです。どうですか。市長もこの席でその辺を言ってもらう。それから、病院長はここで言うと同時に、病院の職員に対してそれを発信する。それについて答弁いただきたいと思います。

○議長（向後和夫） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 私は先日、21日の医療シンポジウムで申し上げたとおりでございまして、病院の中の混乱がある状況の中ではそういった形のものを進めることはできない。であれば、この時期はもう少ししっかり、病院のありようといいますよりも、内部でしっかりと話し合ってもらって、それからの問題で、こういった問題を急いでやる必要は全くない、そのようにとらえています。

○議長（向後和夫） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 旭中央病院は市立病院でありますので、今、市長のおっしゃったとおりにしていきたいと、このように思っております。私の自由で病院独自にどうだという考えは全くございません。市立病院ですので、市あるいは議会の皆様方のご意向に沿う形でやっていきたい、こういうふうに思っております。

○議長（向後和夫） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） まあ、いずれにしても、体制がきちりできたという測定は難しいと思うんです。病院長が、例えば内部が多少混乱しても、もう体制できましたよと。これは体制できたことになっちゃうわけです。

まあ、いずれにしても、この問題、幾らやっても押し問答ですから、これはここで終わりにします。

あと、6点目の進捗状況でございますが、先ほどの答弁ですと、土砂の搬出、萬力工区の工程と比較しますと、若干差があるようでございますが、その辺はどういうふうに調整していくのか。萬力工区では、もう既に6月までには土を入れてもらいたいと。しかし、先ほどの答弁では、六・七月ころから運び出すということですが、それは萬力工区と話し合いつているんですか。

○議長（向後和夫） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） この問題でありますけれども、当初でありますけれども、設計士との話し合い、去年の段階では、2月から4月に病院のほうから建設発生土を搬出できる予定であったということではありますが、ゼネコンが入りまして、その予定表、工程表を見ますと、山止めの工事の掘削から開始まで多く時間を要するということが分かりました。

現在の予定でありますけれども、掘削土の搬出が4月末から7月中旬となってしまいますので、受け入れ先となります県の農林振興センターのほうと協議を進めております。

結論ですけれども、当面、農家の方々が耕作を開始する予定が予定どおり進みますように、病院のほうとしては、3月中に萬力地区のほうに土の運搬を行うと。ほ場工事の区域内で土の運搬を行うというようなことを予定しております。

○議長（向後和夫） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） じゃあ、それは工区との話し合いを密にした中で、なるべく向こうと調整をしていただきたいと思います。

それでは、大きな2点目の市の財政でございますが、先ほども財政課長からの答弁ありましたが、旭市は県内でワースト4、19.2%ということで、かなり公債費比率多くなっちゃったわけでございます。よくこの辺では銚子市が悪い悪いと言っても銚子市が12.2%。こういう中で、今後の旭市の公債、借金、いろいろ検討していかなければならない時期になっていると思います。

また、先ほど課長から答弁ありましたが、平成19年度の一般会計の残高、約264億円。そんな中で、減税補てん債が14億円、臨時税収補てん債2億円、臨時財政対策債66億円と、約80億円ちょっとが、極端に言えば、国が交付金を払えないから市に借金させているわけです。そういう中で、今度、国が払えないから、これから例えば国がいろいろな交付税措置の措置替えやった時にはどういうふうになるか、やっぱり我々としては不安なんです。これは極端に言えば、旭市の借金であり、建物を建てた時の借金の交付金とは全然違っちゃうわけです。

生活費ができないから、国がもう交付税を払えないから、市に代わって借金をさせて払っているということなんです。

よく皆さん方は、減税補てん債で100%来ますよと。もう全然、借金という考えを持っていない中で、ここで、議員の皆さん方にも分かるように、その仕組みを説明いただきたいと思います。

○議長（向後和夫） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 1番の交付税の算入絡みで、国の財政状況が悪いのでということで、地方交付税制度、昭和25年くらいから始まりまして、50何年間が続いている制度でございます。国のほうが、地方全体の収支不足について毎年、例えば平成21年であれば、このくらいの地方全体の財政規模になるだろうと。そうしますと、それに対して地方の財源だけで足りない分がどれだけあるのか。例えば20兆円なら20兆円あると。じゃあ国でどうしようかというのは、国が対策を立ててくれているわけです。その中の一部が地方交付税であり、臨時財政対策債。

地方交付税も、国が地方交付税を増額して、全部地方交付税でいただければ、これはもう市町村としては一番ありがたい。ただ、その地方交付税の原資となる国税、今は5税と言っていますけれども、国税3税プラス消費税、あるいはたばこ税を財源にしてやっても、景気の低迷等ございまして、全体の総額が足りない。市町村に上乗せする分が足りないということになりますと、今、高橋議員がおっしゃいましたように、減収補てん債ですとか臨時財政対策債、こういったもので市町村で借りていただき、その代わり後で交付税入れますよというような制度でございまして、参考までに臨時財政対策債と交付税の関係をちょっと申し上げさせていただきますと、臨時財政対策債、今言いましたように、交付税の足りない分をカバーする。国のほうではもう実質的な交付税という言い方をしています。でも、見た目は、我々のほうとすれば、市町村では借りた金という形で残っちゃう。これが一番よくないんですけれども。

平成13年から臨時財政対策債というものを始めたわけですが、その経過を申し上げますと、平成13年に始まったころ、このころは地方交付税が20.3兆円、20兆3,000億円です。臨時財政対策債は1兆4,000億円だったわけです。これは平成13年からですから、10年経過して平成21年度の予算ですが、逆に地方交付税が15.8兆円、臨時財政対策債が5.1兆円。こういう形で、地方交付税のほうの額を減らして臨時財政対策債が増える。

ただ、力のある財政力指数1.4のところですか、そういったところは別としまして、力のない市町村については、国の施策でやっている財源補てんというのはどうしても活用せざるを得ないということで、この辺はご理解をいただきたいと思います。

○議長（向後和夫） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） まあいずれにしましても、減税補てん債とか臨時財政対策債は、国が交付税を払えないから、地方の行政に代わって借金させるわけですよ。国が何でも制度変えられるんですから、本来はこれを足らないものと見た予算編成、やっぱりその辺もこれからは私は必要じゃないかと思いますよ。よく市長は、全部国が補てんしてくれるんだから、まちづくり交付金でも何でも借金怖くないと言いますけれども、やっぱり中身を知った中での予算編成、この辺が大事だと思います。

それからあと、3点目の裁判問題でございますが、まず、市がやっております環境シンフォニック。これは民事ですから、結果、多分和解になると思いますけれども、その際、許可時点でのもしミスがあった場合は、求償権等をどういうふうにするのか。1点。

それからあと、病院のほうでございますが、先ほどでございますと、今4件、2億5,000万円ほどの裁判やっているという話ですが、病院の中で医療事故はある程度避けては通れないと思うわけです。そういう中で職員が安心して医療業務に専念するような保険の対応、これはぜひやってもらいたいと思います。

今、病院が保険かけているのは年間どのぐらいか。それから、その保険の内容。例えば、1事故に5,000万円出るんだとか、それとも病院の年間の保険の給付額が2億円になっているとか、その辺もし分かれば、答弁いただきたいと思います。

○議長（向後和夫） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 私からは、環境シンフォニックの関係の裁判の後の求償権の関係についてお答えいたします。

このことにつきましては、今おっしゃられましたように、民事裁判の途中でございまして、市は一方の当事者でございますので、今、そういうことについて言及するのは避けたいと思います。これは事前に弁護士ともご相談いたしまして、そのようにご指導いただいております。

いずれにいたしましても、いろいろな場面で弁護士とよく相談いたしまして、いろいろなことに対応できるように、これから十分に進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（向後和夫） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 今ご質問の点、賠償責任保険の掛け金なんですが、平成21年度の予算としましては、合計8,433万円計上してあります。これは、予算書の39ページを開いていただきますと、そこにその数字が載っています。

その内訳なんですが、どういうものが入っているかということですが、まず、医師賠償責任保険の掛け金が平成21年度は6,992万6,000円。それから、この補償内容なんですけれども、医療行為に基づく事故で、まず対人で1事故につき2億円まで、1年間で6億円まで補てんされます。それから、同じく医療施設の使用管理上に発生する給食の事故等によりまして、これは対人で1名につき2億円まで、1事故につき40億円まで出ます。ただし、飯岡診療所については、1事故につき20億円までというふうになっています。対物については、1事故につき4,000万円まで。免責は、1事故につき1,000円というような内容になっています。

それから勤務医賠償責任保険、これは包括契約という形になっていまして、病床が当院956床ということで入っております。これは、平成21年度の保険金が1,133万円になっております。補償内容ですが、医療行為に基づく事故で対人が1事故につき1億円まで、1年間で3億円まで補てんされます。

それから看護師賠償責任保険、これも包括契約で、病床が956床ということで払っております。平成21年度が92万2,000円。保険内容ですが、対人が1事故につき1億円まで、1年間で3億円まで入っております。

そのほかに医療従事者賠償責任保険、これも包括契約で、対象となるものは検査技師、放射線技師、薬剤師等が対象になっております。平成21年度の保険料ですが、49万円。保険の内容ですが、対人が1事故につき1億円、1年間で3億円というような内容になっております。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 今、保険の内容を伺いましたが、それと、先ほどの答弁でいろいろ裁判やっているようですが、民事裁判は第三者でも、みんな訴状も答弁書ももらえるわけですよ。そういう中で、今でなくても後ほど、その訴状、答弁書をいただきたいと思います。

○議長（向後和夫） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 訴状と答弁書のございますけれども、これにつきましても、顧問弁護士のほうから慎重にということがございますので、当面は慎重に扱いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（向後和夫） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 今、議員の言った訴状関係なんですけど、これについては、現在裁判中の事件であり、ご容赦願いたいということです。

ご承知のように、民事訴訟法の第91条では、裁判所書記官に対して訴訟記録の閲覧等の請求ができることになっております。しかしながら、閲覧等は裁判所の判断によって実施されており、その判断基準は個々の事例によって異なっております。本件に関しては、裁判所の基準ではなく、個人情報保護並びに現在裁判中であるということ、それから原告との利害関係を念頭に置き報告しておりますので、ちょっとご容赦願いたいなということです。よろしくお願いします。

○議長（向後和夫） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いや、そういうこと言ったって、行ったらすぐもらえるんですよ。出すのは当然だと思いますよ。後で出してくださいよ。

○議長（向後和夫） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 今、出すのは当然だというふうにおっしゃられましたけれども、民事訴訟法のございますけど、第91条の第3項というのがございまして、当事者及び利害関係を疎明した第三者が裁判所書記官に対し訴訟記録の謄写やその他を請求できるということになっておりまして、すべての方がその複写をいただけるというものではございません。閲覧はできるようでございますけれども。

そういうようなこともございますが、先ほど申し上げましたように、私どものほうといたしましては、これからの裁判に影響があると困りますので、弁護士のおっしゃるように慎重に取り扱いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（向後和夫） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 刑事でございませぬので、これは民事ですから、誰が行っても調べられますので、出せないというなら、私が後で行って調べます。

それから、次の4点目の公園問題でございますが、先ほど課長から答弁いただきましたが、今、旭市の公園面積、公園都市面積を含めて73万6,000平米ほどあるわけございまして、国の基準よりかなり大幅に上回っておりまして、その維持管理費も1億3,800万円とかなり

の金額になっておるわけでございますが、そういう中で、これから袋公園、それから文化の杜、下宿公園等、計画されておるわけでございます。そこで、袋公園２期工事、本来なら平成19年から始まるべきものを延期されておりますが、この部分は今後どういうふうにしていくのか。だんだん財政が厳しくなっていますから、第２期工事といっても新規みたいになる中で、これから計画するのかどうなのか。これは課長ではちょっと答弁、予算等いろいろ絡んできますので、市長ご答弁いただければと思います。

○議長（向後和夫） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 袋公園の整備に関しましては、現状の整備の進捗状況をしっかり見守りながら、同時に、その時点での財政状況も勘案しながら検討したい、そう思います。

○議長（向後和夫） 高橋利彦議員。

○２１番（高橋利彦） 袋公園、あの辺にはかなり畜舎がたくさんありますよね。そうしますと、袋公園へ行った人がだいぶいいにおいがするとか何とかって話も出ていますし、また、今、個人にそんなに補償してまで建設する意味合いがあるのかどうか。

個人にというのは、建物なんかがあったら、減価償却を除いた金額じゃなく再取得ということで、例えば雨漏りしていても、それと同等の新品のものが。恐らくそういう補償制度になっていると思うんですが、あまりにも補償の大きいものを今後やっていくのはどうかというふうに思うんですが、その辺どうですか。

○議長（向後和夫） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） その辺も十分勘案しながら進めてまいりたい、そう思います。

○議長（向後和夫） 高橋利彦議員。

○２１番（高橋利彦） じゃあ、第２期は情勢を見ながら進めていくということですね。

○議長（向後和夫） 高橋利彦議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 今、お答えをしたとおりです。

○議長（向後和夫） 高橋利彦議員。

○２１番（高橋利彦） それでは、第５点目、人事について伺いますが、組織でも何でも、今、一番金のかかるのは人間の雇用だというわけでございますが、そんな中で、市も合併して間もなく４年が過ぎるわけでございますが、当初は退職の２分の１、それが３分の１になった

わけでございます。しかし、中を見てもみますと、民営化したとか何とか、いろいろあるわけです。当然その部分は職員が減らされていると思うんですが、そんな中で全体的な見直し。今、旭市には行政改革推進本部ありますが、これは内部の人が集まった組織です。ですから、そういう中ではなかなか人減らし、そういうことはタブーになっちゃうと思うんです。本来なら、外部の人が入った行政改革推進委員会の中で、住民の目線で職員の人数を見てもらうのが一番妥当だと思うんですが。

そういう中で、職員の適正配分を検討したことがあるんですか。

○議長（向後和夫） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 現在の定員適正化計画は行政改革アクションプランの中で定められておりまして、それに基づきまして現在まで進めてきております。

その結果、職員の削減といたしましては、来年度当初には合併時から72人の減、年間予算で6億9,000万円くらい削減という実績が出ているわけでございますけれども、これは、先ほどご指摘がありましたように、行政改革アクションプランでございますから、作成する際に行政改革推進委員会におはかりして、ご意見をいただきながら策定したものでございます。

そのアクションプランでは、目標とする数を達成できる見込みにもう既に4年になってしまっております。アクションプラン自体は5年なんです、4年になってしまっているということで、私どもで今考えておりますのは、じゃあこれからどうしようかということでございますけれども、来年度、昨日の議案質疑でもありましたように、行政改革アクションプランの次期の検討をするわけでございますが、それに向けましてどういう検討をしたらいいのかということで今、研究を始めたところでございます。

よくありますのは、同じ程度の人口の市と比較するということがありますけれども、ただ単純にそれだけでは難しいでしょう。例えば、同程度の人口の市といいますと、銚子市がちょっと近い、あと八街市がありますけれども、平成20年度の当初予算で見ますと、旭市が256億円、銚子市が228億円、八街市が165億円とだいぶ差があります。ですから、その町の実態を少し詳しく調べてみて、それから産業構造、どういうところに市で力を入れているか。そういうものを分析しながら、これからそういう部門別のある程度の数を見ていって、皆さんのご意見を広く伺いながら計画を作っていっていいんじゃないかということで現在考えております。

○議長（向後和夫） 高橋利彦議員。

○ 21 番（高橋利彦） まあいずれにしましても、この問題、合併時はそういうことだったんですが、時がたつにつれ、いろいろ状況が変わってくると思うんです。それで、合併時から見たら、目標よりかなり上回った人員削減できたと思いますが、これはやはり合併効果だと思っただけでございます。そういう中でもう一步踏み込んで、各セクションが実際何人必要か。机上の、ただアクションプランとかそんなじゃなくて、実際に踏み込んで、各セクションが何人必要か、やはりそこまで今後は検討してやっていく必要があると思うんですが、どうですか。

○ 議長（向後和夫） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○ 総務課長（高埜英俊） 次のアクションプランにつきましては、今おっしゃられましたように、研究をきちんといたしまして、ある程度の数値目標を立てるような形で臨めたらいいというふうに考えております。

以上です。

○ 議長（向後和夫） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため 1 時 15 分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 6 分

再開 午後 1 時 14 分

○ 議長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

島 田 和 雄

○ 議長（向後和夫） 引き続き一般質問を行います。

続いて、島田和雄議員、ご登壇願います。

（ 2 番 島田和雄 登壇 ）

○ 2 番（島田和雄） 議席番号 2 番、島田和雄です。

5 項目の一般質問を行います。

1 項目めは、市長の政治姿勢についてお伺いします。

伊藤市長は、1 市 3 町合併協議会会長として旭市誕生にご尽力をされました。合併後は初

代市長になられて、この4年間、新旭市の経営を軌道に乗せられるとともに、1市3町の一体化を着実に進められることによって、合併の目的、目標にも一定の成果を上げられて、順調に市政運営をされてこられたことは高く評価されていいものと考えます。

具体的に私が感じましたのは、近隣市町に先駆けて行われました小・中学校校舎の耐震工事のことです。中国での大地震で校舎が倒壊し、多くの児童が亡くなられたことが報道されました。大変悲惨な映像でありました。そうした中、旭市では、ほぼ小・中学校の耐震工事を終えようとしています。他の事業に先んじていち早くこの工事に着手され、児童・生徒の安全の確保を考えられた市長の判断は、その時すばらしかったと感じた次第です。

また、旭中央病院の再整備事業の実施の決断も、巨額の建設費に心配する声もありましたが、多くの市民は、旭中央病院がしっかり整備され、今後も充実した医療が提供されることを望んでおり、市民の期待に応えるものであると考えられます。

そういった中での旭市の財政運営ですが、私も総務常任委員会委員として市の財政運営をチェックしてまいりました。現在、一般会計の起債残高は260億円余りと増える傾向にありますが、返済時には交付税措置がされ、市の実質的な負担額としては100億円くらいを維持しており、増える傾向にはありません。その間に、貯金に当たる市の基金合計は54億円余りと着実に増えております。

市がこれだけの事業を実施している中で、実質的な借金は現状維持、貯金は増えているということは、財政運営においても堅実に運営されていると評価をしているところです。

さて、市長の任期であります。残すところあと3か月余りになってまいりました。ここで、4年間の市政運営をご自身ではどのように評価されているか。成果として誇りたいこと、また不十分、やり残したと思われることをそれぞれ挙げてお示しいただければと思います。

2項目めは雇用についてであります。100年に一度と言われる不景気の中で、日本じゅうに非正規労働者を中心とした解雇による雇用不安が広がっています。旭市においてはこれがどのような形で表れているのか、現状の把握と対策について伺います。

(1) 旭市の雇用の現状についてであります。不況が始まったとされる昨年9月からこれまでの市が把握している市内においての解雇者数が分かれば、正規、非正規別にお示しください。

また、市内にハローワークがありますが、平成19年、20年度のここにおける訪問者数、その中で実際に就職できた人の人数、また企業からの求人募集数はどのくらいになるか伺います。

(2) 番目、旭市の雇用対策についてであります。国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金の事業として、予算総額979万円で平成21年度に四つの事業が実施されます。これらの事業で何人の求人があるのか。1年限りの事業か、継続されるのか。また、実際には仕事がなく困っている人に対し、どのように募集の周知徹底を図るのかお伺いします。

3項目めは、保護観察対象者の就労支援について伺います。

この問題も一つの雇用問題ということではありますが、現在、旭市には35名の保護司の方がおりまして、保護観察の実施を中心に活動をしております。

保護観察というのは、刑務所から刑期満了前に出所した仮出所者、同じく少年院からの仮退院者などの更生に向けての指導・観察を行うことです。この保護観察対象者のうち、仕事につくことができなかった者の再犯率、再び罪を犯すことでありますけれども、再犯率が高くなっており、仕事につくことができた者の5倍の割合に上っています。

私どもとしても、まず対象者を仕事につかせねばと考え、いろいろと対策を講ずるわけですが、この厳しい時代ではなおさらですが、通常の時でもなかなか難しいのが現状です。

現在、市内には、協力雇用主と呼ばれる、保護観察対象者の就職に協力してくれる会社が5社ありますが、職種も限られており、より就職がしやすくなるように、多くの会社にご協力をお願いできればと考えています。市にもそういった面でご協力をいただければと考えますが、いかがでしょうか。

4項目め、米の力再発見事業について伺います。

米は、旭市の代表的な農産物であります。以前と比べると消費の減退が目立っています。

そういった中、輸入している小麦価格の上昇もあり、米の新たな需要として、小麦粉の代替えとしての米粉の利用という考え方が出てきました。価格はまだ小麦価格よりは高いわけですが、米粉の利用はいろいろな効果が期待できます。まず考えられるのは、国産品であることで、輸入に頼らず、安定した供給ができること。また、食料自給率にも貢献できること。そして、水田の生産調整にもカウントされることなどがあります。こういった効果は水田農業の抱える課題の克服につながるもので、米粉の利用促進はしっかり定着、拡大させなければならぬと考えております。

そこで、(1)として、米の製粉機について伺います。

今回の第二次補正予算で製粉機が旭市に購入されることになりました。これまで、農協婦人部などでは、製粉機が近隣になかったため、県外に米を送り、製粉を依頼して米粉製品を作っていましたが、今回の購入が決まったということで大変期待していると伺いました。

この製粉機の設置場所、利用方法、運営方法、性能などについてのご説明をお願いします。

次に、（２）米粉製品による米の消費拡大について伺います。

この事業の中で、細かく五つの事業が示されています。いろいろな形で米の消費拡大を狙っていると思われますが、その辺の説明をお願いします。また、旭市では、これまで水田の生産調整の中で、米粉用の米は減反分としてカウントされていませんでしたが、今後、どのような扱いになるのか伺います。

５項目めとして、長寿祝金支給事業について伺います。

３年前の平成18年９月議会、また平成19年３月議会で、この事業について見直しをしていただく要望の質問をしました。今回の予算説明で、平成21年９月の支給をもってこの事業の見直しをすることが担当の社会福祉課長の説明で証明されました。

この事業の経過、今後の実施方法について伺います。

まず、この事業を実施されて、行政評価の観点からどのような効果が見られたのかお伺いします。

以上で１回目の質問を終わります。回答をよろしくお願いします。

○議長（向後和夫） 島田和雄議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 島田和雄議員の質問にお答えをさせていただきます。

市長の政治姿勢ということでご質問があったわけでありますけれども、質問もお褒めのお言葉をいただいていた質問ということで、少し何かこそばゆいような気がいたしますけれども、今の島田議員のお話を伺っておりまして一番ありがたいと思うのは、合併をした後の一連の事業でありますけれども、順調に推移をしている、そのように私はとらえさせていただいております。そして、その一番の要因は、議員の皆さん方にご支援をいただいておりますのが一つ。同時に、職員が全力でこれに当たってくれている。今の島田議員のお話でございまして、そういった意味で職員の皆さん方の活動を褒めていただいた、そのことにつながりますものですから、心から厚くお礼を申し上げさせていただきたいと思います。

合併後、この７月いっぱい私の任期が来るわけでありますけれども、これまでの取り組んできた事業を少し見てみますと、まず第１に力を入れたのが、午前中にもお話が出ておりましたけれども、学校の耐震化工事であります。平成18年度、19年度、この２年間で、補強大規模改造によって取り組めるものは全校終わりました。小学校が７校、中学校２校、この

2年間で終わったわけであります。同時に、海上中学校も、昨年の4月からは新入生が入っておりますし、二中也、校舎、体育館ともに終わりました。耐震化率88.1%。あと残すところは、いつもお話を申し上げておりますけれども、一中の体育館、矢指小学校の校舎、中央小学校の北校舎、そして飯岡中学校。これが終わりますと耐震化率100%という形になるわけでして、平成23年度にはもう終了したい、そのような形で取り組みをさせていただいております。

同時に、排水でございますけれども、ちょうどこの1日号に少し書かせていただきましたけれども、旭市というのは、ひとつ排水が悪いというのが非常に大きな欠点であります。排水で困っているところがもう何か所もあるわけでして、まずできるところからといいますよりも、そういった一番困っているところから取り組んでいこうということで、ちょうど旭農高の南側の椎名団地でありますけれども、これはもう今年度完了いたします。3年間ほどかけて工事を行ったわけでございますけれども、終了いたします。椿海佐原線、鍋木の古城駐在所のところの排水の問題でありますけれども、これも今年度完了いたしますから、どの程度解決ができるのかしっかり見ていきたいな、そのように考えております。

それから清和甲地先。コメリのところでありますけれども、ここの排水問題は、干潟中学校の水もそこへ流れる、それから大新食品の上の溝原の水もそこへ寄せ集まって、3か所の排水が全部そこへ寄せ集まっている。そういったことから改めなければ直らないだろうというようなことで、1本にまとまっていた路線を3本にということで今取り組みをさせていただいております。

特に干潟中学校の場合には、就任して間もなく雨が降って見に行きましたら、本当にもう、車が半分潜るほど水がたまっている。こういったことでは子どもたちが運動場が使えないということですのですぐに県と折衝をさせていただいて、これに取り組んだわけでありますけれども、一番下の角右衛門川を掘り下げたり、あるいは途中の米込川のところへ水門をつけたりというような工事も行いながら、今年度、県道までこれができました。来年、平成21年度事業で県道を越してくれるということですから、それがまず中学校の排水問題の解決につながるだろう、そのように考えておりますし、溝原の水も今、新川へ真っすぐ落とすように工事をしておりますので、こういった形でこの辺の解決も図れるだろう、そのように考えております。

それから、海上の共済組合の北側でありますけれども、これも今、仁玉川に排水をするように整備をしております。また、飯岡の三川地先、丸康材木のところでありますけれども、これも目那川へ落とすように工事をさせていただいておりますので、こういったことでその辺

の排水の問題は恐らく解決がつくだろう、そのように考えております。

それと同時に、中央病院でありますけれども、これはもう管理者がいてやってくれている問題ですから、管理者のほうがお骨折りをいただいておりますけれども、この工事がきちんとできると、災害の拠点病院でありますから、そういった意味では住民の皆さん方といいますよりも、この医療圏の皆さん方が本当に安心して頼れる、そういった建物の整備ができるだろう。建物がきちんと整備をされることによって、より一層先生方も集まってくれる、あるいは患者さん方の対応ももっとずっとやりやすくなるし、親切にできるというようなものも期待をしておるわけであります。

さらには、公園整備も進めておるわけでありますけれども、これも旧旭市の時からのつながり、あるいは旧町時代からのものを引き継いで、建設計画にのっとって進めておるわけありますけれども、公園というのは、地域の皆さん方が安らぐ場として非常に大事であります。しかも、この整備に当たっては、小さいのを幾つも造ってもあまり活用されない。であれば、しっかりと活用されるような公園を整備したい。そして、旭市が発展をしていっても、ほかの地域と比べて誇れるような、そういった公園の整備をしていきたいな、そんなことも考えて整備に当たってきたわけであります。

それから、ソフト面では、保育所で障害児の受け入れを実施しております。一番冒頭は第三保育所で始めていただいて、中央病院の先生方等の手助けをいただきながら、健常児と障害児と一緒に過ごせるような、そういった対応をとり始めました。そういったものが徐々に広がりつつあるわけありますけれども、少し様子を拝見させていただいておりますと、障害児の皆さん方、特に言語障害なんかを持っている子どもさんは、健常児と一緒に保育をすることによって非常に治りが早い。治りが早いといいますより、言葉が出せるようになる、そういった利点も持っておりますし、同時に、体の不自由な子どもさん方と一緒に健常児を保育いたしますと、健常児が自然に手をかすようになる。そういった意味でもこういったものをもっとしっかり広げていきたいな、そのように考えておりますし、小学校でも、矢指小学校でもう既に受け入れを開始させていただいておりますし、二中でも海上中でも、バリアフリー化もきちんと整えておりますので、障害を持つ皆さん方にも非常にやさしい学校あるいは保育所、そういったものになっていくんじゃないのかな、そんなふうに思っております。

午前中も高橋議員等の質問の中で出てまいりましたけれども、そういったさまざまな事業を展開しながら、非常に効率的ないい資金の活用をしてくれている、そのように思っております。ちょうど先ほどもお話にございましたけれども、合併特例債等の資金を活用しておる

わけでありますけれども、本当にいい形で交付税措置のある資金を使わせていただいております。

ちなみに、平成21年度の予算を見ていただければ分かりますように、38億円ほどの市債の77%が交付税で措置をされるお金という形で使わせていただいております。耐震補強等で工事を行った学校等の支払いがもう既に始まっております。補強で対応したものについては10年間、二中あるいは海上中学校のように改築をしたものは15年で支払いを済ます。できるだけ効率いい、お金の使える時にそういったものをきちんと支払いをして、後に負担を軽くするような、そういった形をとらせていただいております。将来負担比率を見ていただければ一目瞭然で分かるように、121という非常に低い数字で評価をされるわけですから、その辺も十分ご覧になっていただきたいと思います。

私自身は農家のおやじでございまして、そういったものには全く素人なんですけれども、本当に職員が精いっぱい頑張って、こういったものにきちんと対応してくれております。同時に、もう議員さん方ですから、そういったものを言わなくてもよくお分かりをいただいておりますけれども、これだけ活発な事業展開をしているところは、周りをどこを探してもないだろう、そのように思います。

ちょうど先月の27、28日、2日間、向太陽杯のパークゴルフ大会がございました。これにも大勢の職員が率先して出て、この大会を盛り上げてくれました。

もう一つ、職員の頑張りと一緒に本当にうれしく思いますのは、そういった大会を実施いたしましても、市民の皆さん方がボランティアで大変な数、協力をしてくれております。さらには、その大会なんかでは、景品に使ったもの、あるいは食事に使ったものまで、全部市民の皆さん方の提供によるものをちょうだいして実施をしております。

こういった形で、職員が頑張れば市民の皆さん方もそれに協力をしてくれる。何よりありがたいのは、いろいろな議論が出るのは当たり前の話でありますけれども、しっかりと議員の皆さん方がそれを支えてくれる。そういったことがあってこういったしっかりと建設計画にのっとったものが実行できているわけでありまして、心から感謝を申し上げたいと思います。

この後やりたいものはどういうことだといいますと、旭市で一番問題なのは排水の問題ですから、排水の悪いところを一日も早く解決をつけてやりたいな、そんなことを考えております。今ですと、この後、嶋田哲純議員からもある程度質問が出るようでありますけれども、蛇園・広原、この地区の排水というのは非常に悪い。それから、川向西野の排水、これなん

かもポンプアップをしているところがあるわけですし、早くから何とかしてやらなければならないと思っていたわけでありますけれども、この川向西野はもう既に設計ができ上がりましたから、この後工事に入っていける、そのように思っております。

さらには、病院の問題でありますけれども、ちょうど東総地域の医療連携協議会の会長を務めておりまして、その医療連携をきちっとやろうとしていたわけでありますけれども、残念ながら、銚子市はああいった形になってしまいました。そういったことは本当に残念なことでありまして、そういった病院をなくすというだけであらず、中央病院の機能をより発揮ができるように早くこの地域の医療連携をしたい。できればもっと大きな範囲での医療連携をしていきたいな、そのように思っております。

それから、障害児のリハビリという問題がございまして、今も中央病院、あるいはロザリオの聖母会等にお世話になって、何とか市内の皆さん方だけは困らないような形をとっておるんですけれども、もう2年くらい前になりましたでしょうか、新町の夢屋診療所で大勢の子どもたちのリハビリに取り組んでくれておりましたけれども、医療制度が変わりまして、これができなくなってしまいました。皆さん方が大変な迷惑をこうむっておるわけでありますけれども、かろうじて旭市の子どもだけは、何とか中央病院に無理にお願いをして解決しておりますけれども、まだまだ困っている皆さん方がたくさんいる。こういった問題をきちっと対応してあげることによって、障害を持っている子どもたちが健常児にまじって生活ができるようになるというようなことで、そういった問題もぜひ取り組んでいきたい。

もう一つは工業団地。昨年、一昨年で3社ほど出てもらっておりますし、合併後は4社に出ていただいておりますけれども、早くこれをいっぱいにして、雇用体制をより充実するというのが一番大事だろうと考えています。

というのは、どこのまちであっても、家庭も全く同じですけれども、若者がきちっと定着してそこで活動してくれるまちを作らねえと、まちの活性化には絶対につながりません。ですから、こういった雇用対策をきちっと立てたい。それには、農業から地場産業をより充実をさせて、そこで人が使えるような、そういった仕組みもきちんと作り上げていきたいな、そんなことを考えておりまして、そういった意味では、今取り組んでおります文化の杜公園を防災対応型にしたいと考えております。これができ上がりますと、中央病院との効果を生かして、東京都あたりと防災協定が結べるだろう。それによって、できれば旭市の豊富な食材を東京都の学校の給食あたりに使っていただけると、もっと地場産業の活性化につながるんじゃないのかな、そんないろいろなことを考えております。

取りあえず、精いっぱい頑張らせていただいていることを評価していただいたことに心から厚くお礼を申し上げて、私の答弁に代えたいと思います。

○議長（向後和夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、雇用の問題についてお答えいたします。

雇用につきましては、国の取り組み、国の事業でございますので、銚子公共職業安定所、ハローワークでございますが、そのハローワークからの情報としてお答えいたします。

初めに、旭市の雇用現状ということでございます。非正規労働者の雇い止め、雇い止めというのは、職を失った数というご質問でございました。

銚子公共職業安定所管内の雇い止めはどれくらいあるかという問い合わせをいたしました。管内では該当はないということでございました。

県内の状況につきましては、昨年10月から本年3月までに実施または実施予定という部分がございますが、平成21年2月27日時点での把握できた雇い止めにつきましては、46事業所、2,038人というふうになっております。

銚子管内にはないということでございます。

また、全国的には、非正規の失業者数、47都道府県中32番目ということだったそうでございます。

次に、旭市地域職業相談室の利用状況ということでございます。

旭市地域職業相談室につきましては、ハローワークの出先機関ということの中で、旭市民の利便性、市民の優位性を確保するために旭市に設置してあるわけでございます。そこでの利用状況でございますが、来室者数1万9,215人ございます。そのうち旭市民につきましては1万2,965人、67%が旭市民というふうになります。

求職者数、職を求めている数でございますが、3,270人、そのうち旭市民につきましては2,104人と、64%が旭市民ということになります。

次に、就職者数でございますが、就職した者につきましては1,075人、そのうち721人、67%が旭市民と。これは平成20年度の統計でございます。

求人数でございますが、求人数につきましては、職業相談室での求人数という数字は分かりません。あくまでも銚子管内での求人企業数でございますが、8,391というふうになっております。

特に、利用状況の中で、経済状況の悪化によりまして指数の変化が見られます12月、1月の旭市民の状況を聞きましたところ、12月でございますが、来室者数1,053人おりました。

これを昨年の数字と比べますと、平成19年の数字ですが、657人ということですので、396人ほど12月だけで増えているというふうになります。

求職者数につきましては152人、昨年が112人ですので、40人ほど増えております。

それに対する就職者数でございます。66人、昨年が43人ということで、23人増えていると。

1月でございますが、1月はさらに増えまして、来室者数につきましては1,593人、昨年在910人ですので、683人増えているというふうになります。

それから、求職者数ですが、235人、昨年が163人ですので、72人増えます。

それに対する就職者数66人、昨年が47人ということで、19人増えております。

こういった状況でございます。これはあくまでも12月、1月ということで、非常に厳しくなっていると数値的には見られるのかなというふうに思います。2月以降、さらに厳しさが増すというふうに言われております。また、2009年問題もございますので、さらに求職者、来室者数が増加するものと思われまますので、今後の動向を注視していきたいというふうに考えております。

次に、旭市の雇用対策という部分でございます。

緊急雇用創出事業につきましては、国が緊急雇用創出対策としまして、国の交付金を基に県に造成した基金を活用して、県、それから市町村が委託事業、直接事業を実施するものがございます。

千葉県への配分につきましては40億円、そのうち県で20億円、市・町で20億円という配分になっております。これにつきましては、56市町中46市町が要望をしていると聞いております。

事業期間は、平成21年から平成23年度の3年間というふうになっております。

それから、雇用・就業期間につきましては6か月未満。これは、臨時的、一時的なつなぎ就労ということで、失業者の方の次の雇用までの短期の雇用というふうになります。

事業の実施主体としては、今考えている分については、シルバー人材センターへの委託と市の直接雇用というふうになります。

市で選択した事業につきましては、3課にまたがります。放課後子どもサポート事業、小学校英語教育教諭補助事業、道路維持管理事業、それから公有財産適正管理事業の4事業を計上しております。

雇用人数でございますが、平成21年、22年がそれぞれ9名ずつを予定しております。平成23年が5名と。3年間で実人数23人を見込み、雇用の創出を図ります。

それに係る事業費でございますが、歳入の28ページに計上してございます。緊急雇用創出臨時特例基金事業補助金979万3,000円でございます。3年間では2,406万3,000円というふうになります。

それから、雇用の周知の方法というご質問がございました。雇用の周知につきましては、それぞれの事業課によって公募をするというふうになります。今申し上げた四つの事業の中で公有財産適正管理事業につきましては、シルバー人材への委託を考えております。それ以外につきましては、直接雇用というふうに考えております。

以上です。

○議長（向後和夫） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、私のほうからは、3番目の保護観察者の関係と5番目の長寿祝金のご関係につきましてご答弁申し上げます。

まず、保護観察者の就労支援ということでございますけれども、この就労につきましては、再犯防止を図るために保護観察所と公共職業安定所及び保護司の皆さんの支援体制によりまして職場定着が進められており、保護司の皆さんが非常にご苦労されていることにつきましては承知をいたしております。

保護観察対象者への就労について、市が直接かかわるということは制度上できませんので、保護司の皆様方の活動で支援できる部分があれば、保護司会の皆さんと協議のもとで対応をしていきたいと考えております。

それから、長寿祝金のご関係でございますけれども、これは合併によりまして条例化されて、平成17年度から、80歳を迎えられた方、90歳の方、それから100歳を迎えられた方、101歳以上の方ということでそれぞれ金額を設定しまして、民生委員の皆さんにご配布をお願いし、実施をしているものでございます。

給付の実績といたしましては、平成20年度につきましては、支給人員が4,641人、そして総額2,669万5,000円でございます。平成21年度におきましては、約5,000人の方に支給をする予定で、2,877万円を予算計上させていただいております。

本事業につきましては、老人福祉の向上を図るということを目的としてなされておりますので、高齢者の皆様からは、支給を楽しみにしていますよという声を聞いております。これが言うなれば効果ということになるのかもしれませんが、しかしながら、一方で、議員のご質問、それからタウンミーティング、そして老人クラブ、民生委員、社会福祉協議会の役員によりましてこの事業につきましての意見交換会を持ちましたところ、長寿祝金につきまして

は、現在の支給方式の80歳以上の方全員に給付をするのではなくて、もう少し節目節目の年齢を迎えた高齢者の皆様に支給をする方法もいいんじゃないかということで、より効果的な福祉のあり方というものを検討してほしいというようなご意見もちょうだいいたしたところでございます。

そして、昨年11月に行政改革推進委員会で、この事業の見直しにつきまして検討をお願いしたところでございます。

今後につきましては、該当者が年々増加する傾向にあることで、高齢者の福祉対策というものは非常に大切な部分ではございますけれども、節目の年齢に至った方を支給対象とすることなど、高齢者の方々のご理解をいただきながら、事業内容の見直しというものを検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員の米の力再発見事業につきましてのご質問につきましてお答えをさせていただきます。

最初の第1点の米の製粉機でございます。これは、3月議会の補正予算で計上させていただいております。国の補助事業を使いまして、米の製粉機を導入するものでございます。

ご質問の設置の場所等につきましては、現在、萬歳地区にあります、これは旧干潟の萬歳小の近くでございます。農産物処理加工センターという農水産課のほうで管理しております施設がございます。ここに機械を設置させていただきたいというふうに考えております。

利用の方法としましては、たまたまこの施設の隣に多目的センターというのがありまして、そこに市の職員が管理人で1名います。この農産物処理加工センターと一緒に管理をしておりますので、市の職員が使用する方に使っていただくような形で現在考えております。

料金等につきましては、今議会でご審議いただいております、市内の方にはキロ50円程度で考えております。

性能でございますけれども、実は、今回想定しています機械、非常に小さく粉碎できるということで、10ミクロンと。1ミクロンは1,000分の1ミリというようなことで、相当小さく粉碎できると聞いております。量も1キロから、少量からできまして、時間当たり20キロ程度の性能と聞いております。米はむろん、大豆あるいはそば等も微粉碎できると聞いております。

2番目の米の力再発見事業の中身でございます。これは平成21年度、想定しています事業

でお答えをさせていただきます。

まちおこし産品推進協議会、食育ボランティアの方、あるいは市内の調理師会の方々、いろいろな方々に加わっていただきまして、お米の活用につきまして協議会を立ち上げてございます。そういうものの協議会。あるいは、米粉を使った料理教室の開催を考えております。それと、今、生めんではいろいろ活動しておりますけれども、ぜひ乾めん、土産にできるような乾めんにつきましても、平成21年、製造等の試作に向けていきたいというふうに考えています。

生めんにつきましては、市内小・中学校の児童・生徒に学校給食で年3回ほど使っていたきたいということで、学校給食への採用につきましては156万2,000円を考えております。市内の約6,673食、これを年3回ほど提供させていただきたい。それと、秋に開催します国体のリハーサル大会のお客様への米粉めんの試食、そういうものも考えております。

それと、米粉を使いました生産調整の関係でございます。国のほうも、昔の減反政策から水田をフル活用しようというようなことで、平成21年から動いております。この米粉につきましても、生産調整にカウントできるということで聞いております。

国は、10アール当たり5万5,000円支援をすると聞いております。ただし、生産調整のカウントあるいは10アール当たり5万5,000円は、生産調整をすべて達成している方が取り組む場合、それと実需者との播種前契約、要は買っていただける方と種をまく前に契約をして、ちゃんと将来使えるという計画のもとであれば生産調整にカウントできる、そういうふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） それでは、再質問をさせていただきます。

ただいま市長から、4年間を振り返って、努力をされて成果が上がったこと、まだまだ不十分、やり残したようなことをいろいろとお伺いしたわけであります。市長の日ごろの姿を拝見しておりますと、まさに土日も含めて毎日のようにほうぼうに出かけていらっしゃるということで、本当に激務であるというふうに拝見をしております。合併されて直後というようなこともありまして、市の経営には相当の気力、体力を使われていると感じた次第であります。

そのような中、今年7月をもちまして市長としての任期が終了するわけですが、引き続き市長として旭市政を担当される決意でおられるのかどうか。議会を通じまして市民に

明らかにされてはいかがでしょうか。お伺いします。

○議長（向後和夫） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 引き続いて担当する気があるのかどうかというお話でございますけれども、正直言って、まだ自分では何とも考えていません。精いっぱい任期満了まで全力で突き進むというのが自分の思いでして、まだ誰とも相談もしておりませんものですから、これからの問題として考えていきたい、そのように思います。今のところは全力で取り組んでいきたい、そんなふうに考えております。

○議長（向後和夫） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） 任期を全力で取り組んでいきたいというような答弁をいただいたわけがありますけれども、先ほどお話を伺っておりまして、まだまだこれから取り組んでいきたい事業もたくさんあるといったようなお話もございました。きょうは、傍聴席を見ましても、市民の皆さんが大勢この議場に詰めかけておりまして、この中で市長から7月の市長選出馬に向けての表明が伺えるものと期待をしていたわけですが、そういった言葉がもらえなかったことで少し残念な気もしますけれども、いろいろ市長のお言葉をお伺いしておりますと、市長選に出馬する方向で考えておられるんじゃないかなというふうに私なりに判断をしているところです。

そういった方向で、前提としましてお伺いをしたいわけがありますけれども、市民が今、一番関心があって心配をされているといいますか、旭中央病院の公設民営、この問題だろうと思います。このことにつきましては、高橋議員も先ほど質問されました。先日、2月21日、東総文化会館で医療シンポジウムが行われたわけですが、その中で市長が大変重要な発言をされたんじゃないかなと私なりに感じたわけがあります。それは次のような発言でありました。

病院の中がきちっとまとまって、全員が民営化をしてくれというなら話は別ですが、私のほうからは民営化をしろというつもりは全くありませんので、安心していただきたいと、このような発言でありました。

ということは、民営化の実施は難しくなったんじゃないかなと私なりに判断をしたわけがありますけれども、先ほどの高橋議員への答弁も含めまして、市長の考え方としては趣旨がいま一つ十分に伝わってこないように思われますので、そこで改めてお伺いをいたします。旭中央病院の民営化について伊藤市長はどうお考えなのか、この際、さらに明確にお示しい

ただきたく、お伺いします。

○議長（向後和夫） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） いろいろありがとうございます。

まず、私の次の問題でありますけれども、私自身がこれまでの自分の経過というものを見ても、議員さん方をはじめ大勢の皆さん方に支えられて、そして歩んできております。そういったことで、皆さん方のお手伝いをいただけるというのがまず第一でありますから、そういった意味で私を支えてくれる皆さん方としっかり相談をしながら対応していきたい、そのように考えます。

それから、中央病院の問題でありますけれども、島田和雄議員からこういった質問が出るということになりますと、恐らく島田議員の所属をしている会派の皆さん方全員が恐らく同じような考え方ではないのかな、そのように思います。院長ともよく相談をしながら、今、再整備という大変重要な問題に取り組んでおるわけでありますから、民営化のほうは少しわきへ置いておいて、再整備に全力で取り組む、そういった形で取り組んでまいりたい、そう思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（向後和夫） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） 市長のほうから、民営化はわきに置いて、再整備に一生懸命取り組みたいといったような重要な表明をされたわけでありますけれども、私ども議会としまして、検討委員会の公設民営といった方針が打ち出されて以来、いろいろと議論、勉強を重ねてまいりました。そしてまた、市民の皆さんからもいろいろな意見を聞いてまいりましたけれども、ただいま市長がおっしゃいましたように、まず再整備、大事業でありますので、市の予算を上回る大事業をこれから旭市が実施するわけありますので、それにまず全力を注ぐべきだろうといった考え方をほとんどの議員の皆さん、あるいは市民の皆さん方もされていたように私は感じています。市長がそういったような私どもの考え方を理解していただきまして、民営化の問題は、取りあえずとは申しませんが、わきに置くと、しばらくはこれはないというような決断をしていただいたということは一つの英断であったというふうに私は感謝するところであります。

今後は、再整備事業に全力を傾けていただきまして、そうしますと、旭市の市民も安心できますし、職員の皆さんも一生懸命、病院の仕事に打ち込むことができるということで、旭中央病院がよりすばらしい病院に発展するよう、そういった形で進んでいただきたいと思

います。

また、先ほど市長おっしゃいましたけれども、病院のネットワーク化なども進めなければならないと思いますので、そういったことも推進されまして、この地域全体の医療を守り抜くためにご尽力をよろしくお願いいたします。

市長、コメントありますか。

○議長（向後和夫） 島田和雄議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） ありがとうございます。

もう常に申し上げておることでございますけれども、旭市が発展していく上で、中央病院の力をかしていただくというのが一番早いだろう、率直な私の思いでありまして、それが医療・福祉の郷という構想になって表れているわけであります。これからも、もう民営化の問題はわきへ置きますけれども、中央病院にしっかりと取り組んでいただいて、いろいろな意味で中央病院のグレードアップを図っていく。同時に、この地域にあって中央病院がしっかりしなければ、もう本当に医療のない地域になってしまうわけでありますから、周りの病院ともきちっとこうしたネットワークで結んで、いわゆるIHNの構想をきちっとこの地域で実現していけるように院長に先頭に立って頑張っていただきたい、そのように思いますので、側面からしっかりとこれを応援させていただきたい、そのように思います。

○議長（向後和夫） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） それでは、続きまして、2項目めの（1）雇用の現状について再質問いたします。

解雇者数についてはないというようなことでありますけれども、把握ができていないのかなというような気がします。ハローワークでの数字が示されたわけでありまして、この数字を見てみましても、だいぶ雇用環境の悪化と申しますか、そういったようなものが見られております。

ハローワークですが、私も何度となく訪問しまして検索をしておりますけれども、以前と比べますと検索者の数がだいぶ増えておりまして、今行きますと、30分、1時間待ちと、そういったような状況でして、職を求めている人の増加というものを肌で感じたわけであります。

そういった中で、市長の実績の中で、市民の雇用の確保は最も大事な仕事ではないかなというふうに思っております。市長が就任されて以来、雇用の拡大はどのくらいになっている

のか、お伺いします。

- 議長（向後和夫） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

- 商工観光課長（神原房雄） 難しい質問でございます。

その前に、今、議員から話がありました、把握ができていないのかということです。あくまでもこれはハローワークでの調査であって、このものが新聞、それからテレビ等で発表されているわけですので、私どもにとっては、今現在は雇い止めはないと考えています。

それから、市長就任してから雇用対策として努力したという部分でございますが、雇用に限って言えば、少なくとも新たに企業が4社誘致できたわけですので、そこでは99人の雇用ができていますので、それは成果としてあるのかなと。そういう部分。

あと、既存の企業についてもかなり努力をしております、雇用対策協議会という協議会があるんですが、そこでのアンケートの中においても、例えば平成18年度にやったアンケートで、平成19年度に新規採用を予定するのは何人ぐらいあるかというアンケートをした結果ですけれども、これについても、雇用対策協議会41社ございますけれども、そのうちの13社でトータル72人の雇用を考えていると。まあ、そういう景気のいい時という部分もあります。ただ、市長が任期の中での部分というのは、少なくとも今言いました4社が誘致できたという部分の中で、100人程度の雇用ができていますというふうに思っています。

- 議長（向後和夫） 市長。

- 市長（伊藤忠良） 今、工業の状況というのをちょうだいしました。これで見ますと、平成17年、19年で251人雇用が増えています。

こういった工業の状況と別にして、今、旭市で動きがあるのは、ヤマダ電機が進出を予定しております。それから、カスミストアの跡へも新たな会社が出ると。それと、サンモールのところにあるスポーツクラブ、ビッグバンが駐車場の東側へ出て拡大するという希望をいただいております。

そういった形で、旭市全体としては、こういった状況の中ではまあまあ活発な動きがあるんじゃないのかな。

ただ、いいことばかりじゃありませんで、ちょうど12月、そして2月の初めに銀行等を訪ねました時には、ほとんど影響がないというお話をいただき、同時に車のディーラーなんかは、1月は例年に返り、2月はむしろいいくらいというようなお話も伺っていたんですけれども、ここへ来て、製作所あたりに少し厳しい状況が出てきているようです。週3日の操業

とか、そういった形というものも旭市の工業の中でもう出てきているようですから、いろいろな意味でお手伝いをできるところは手伝わなければならないし……。

まあ、手伝いができるといいにしても、市のほうでは融資のお手伝いをしたりということ、あるいはプレミアム付きの商品券を4月に発売予定していますから、そういった面でのお手伝い程度のものしかできないんですけれども、農家の皆さん方あたりにもお願いをして、雇用をできる皆さん方は地元の人雇用の雇用を頑張ってくれるようお願いをしたい、そういった形でできるだけの応援をするような体制を整えていきたい、そのように考えています。

○議長（向後和夫） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） 続きまして、（2）の旭市の雇用対策ということでありますけれども、放課後子どもサポート事業、この予算で実施されておりますが、平成21年から23年限りの事業というようなことでありますけれども、4年生から6年生の児童を学校で預かるという事業ですけれども、以前からこれについては大変要望がございまして、これを機会にこの事業を市として継続してやっていただければと、雇用対策も含めてやっていただければありがたいなというふうに思っております。どうでしょうか。

○議長（向後和夫） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） あくまでも私の答弁は、こういった雇用情勢が厳しい中で、国から示された緊急雇用対策のための雇用という部分で今現在は考えております。当然、今お話のありました放課後子どもサポート事業につきましては、そういった事業を実施する中で検討するべきかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（向後和夫） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） 放課後サポート事業は学校教育課のほうの所管の事業となりますので、少しお答えをさせていただきたいと思います。

島田和雄議員からありましたように、来年度から中央小学校のみ試行的に実施するということですが、県下でもこういう事業をやっているところがございますので、ボランティアによる見守りですとか、見守る支援員のこと、それから実際に入る子どもたちについて、それからそこでの活動の仕方とか、そういうことを含めて21年度実施してみて、これが定着する、あるいは拡大するかどうか見きわめ、またそういう形になるように進めていければと思っておりますが、あくまでも来年度試行的に実施し、それを見ていきたいというふうに思っております。

○議長（向後和夫） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） そういった雇用も含めて、国からの予算は979万円ですけれども、今後、この金額だけでは本当に大した……。23人の方が、実数ですね、これは。毎年9名、9名、5名と。1年にしてみれば本当に少ない人数でありますので、先ほどの子どもサポート事業なども取り入れながら、市として独自に雇用対策として考えているようなものはないのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（向後和夫） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 先ほど申し上げましたけれども、現在、ハローワーク及び市において、直接雇い止めというような相談はございません。しかし、先ほど数字を申し上げましたけれども、今後、こういった相談も出てくるのかなという部分も危惧するわけでございます。そういった場合には、この緊急雇用対策等を通じた中で、また新たなものを検討していきたいというふうに思っております。

○議長（向後和夫） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） あと、医療関係の仕事、あるいは福祉、農業、こういったものが有望な就職先といったように考えられているわけですが、旭市にはこういった仕事がいっぱいあるというふうに思っているわけですが、市として、雇用の確保に向けて、こういった業種に対しての働きかけはされているのかどうかお伺いをします。

○議長（向後和夫） 島田和雄議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 今の島田議員のお話でございますけれども、本当に介護の現場なんかは、非常に人手を必要としているようです。現実、こういった時期だからどんどん雇いたいというところが介護関係に当たっている皆さん方の実直な考えのようです。ですから、特に若い皆さん方で職を求めている皆さんんかが介護現場で働けるようにぜひ進めていきたいと。

ただ、正直言って、なかなか定着ができないというのが現状のようであります。人形を相手に実習をする時には、みんな何も考えないで、もう喜んでやるんだそうですけれども、本物の人間を介護すると、なかなかそれが続かないというところが実際のようなので、その辺も介護現場の皆さん方にしっかりと時間をかけて指導ができるようお願いをしながら、そっちの面での雇用を増やせるようにぜひ頑張りたい、そのように思っております。

○議長（向後和夫） 一般質問は途中ですが、2時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時39分

- 議長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、島田和雄議員の一般質問を行います。

島田和雄議員。

- 2番（島田和雄） それでは、3項目めの再質問をいたします。

直接市がこの問題にかかわれないというようなことでありましたが、協力雇用主が保護観察対象者を雇用することは、先ほど申し上げましたとおり、犯罪を減らすという大きな社会貢献をされているということです。しかしながら、社会的にはほとんど評価をされていないというような状況です。

保護観察対象者を仕事につかせることこそが世の中の治安を大きく左右することは間違いありません。そういうことで、協力雇用主になることは企業として最大限の社会貢献であり、このことを多くの人に理解してもらって、評価をしていただきたいと考えているわけであり、このことについて市はどのように認識されているのか、その辺伺います。

- 議長（向後和夫） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

- 社会福祉課長（在田 豊） 先ほどのご答弁で申し上げましたように、保護司の皆様方が非常にこの雇用問題に関してはご苦勞をされておるということにつきましては、私どもも深く認識をいたしておるところでございます。

しかしながら、これは国の事務というようなことの中で、個人情報、その他のいろいろな問題も絡んできますので、市がかかわるわけにはまいりません。防犯というようなことを考える必要が当然出てくるわけですが、社会を明るくする運動ですとか、もろもろの保護司の皆様が活動をされておりますそういう活動に関しましては、市といたしましても支援をさせていただくということでご理解をいただきたいと思います。

- 議長（向後和夫） 島田和雄議員。

- 2番（島田和雄） 協力雇用主ですか、ちょっと発言が難しいんですけども、こういった会社の存在が社会的に大事であるということを皆さんにぜひ認識していただきたいというこ

とでこの質問を終わらせていただきます。

続きまして、米の力再発見事業について。

製粉機についての答弁は了解いたしました。

(2) 番目の米粉製品による米の消費拡大についてでありますけれども、学校給食の食材としまして、小麦粉に代わってどんどん使っていただければ、手っ取り早く消費されると思います。予算書を見ますと、学校給食3回分で165万円の予算、1回当たりにしますと50万円くらいの食材費になりますけれども、これは学校給食の食材費としては使用可能な価格なのか。高ければ、対策として考えられるものはあるのかどうか。学校給食担当の方にお伺いをします。

○議長(向後和夫) 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長(及川 博) それでは、お答えさせていただきます。

本年度、農水産課から給食に一度、米粉うどんの提供を受けておりますが、その時のものと比較をさせていただきますと、現在、普通のうどんと米粉を使ったうどんでは価格を比較してみますと、小学生ですと1食当たり20円、それから中学生だと約30円ほど1食当たり高くなるというような状況で、3センターですと、1回当たり合計で16万円ほどの増額になるかなというふうに試算をしております。

そして、今お尋ねの件ですけれども、そういうような状況でございますけれども、学校給食への米粉うどんの導入につきましては、栄養バランスのすぐれたお米を中心とした日本型食生活の実践や地産地消の推進ということにもつながりますので、食育を進める中で今後、この単品については高くなってしまいますが、ほかとのバランスの中で今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長(向後和夫) 島田和雄議員。

○2番(島田和雄) 市内の学校給食で全員のお子さんにこれを使用しますと、たしか8升ですか、1回に8升というお話だったと思いますけれども、そのくらいのお米を消費するというようなことでありました。何回も使っていただければ、相当な量が消費されるんじゃないかと思いますので、できれば市内の給食にどんどん取り入れていただきたいと、そういうふうに思います。

次の質問ですけれども、機械はまだ設置されておられません。そんな状況ですけれども、先ほど、生産調整としてカウントする場合には、事前に販売先との契約の必要があるというよ

うな答弁がございました。そういった中で、実際に生産調整としてやりたい人にとっては、契約先がないわけでありますので、できればそういった米粉を消費する企業の開拓といったものを市でやっていただければありがたいんじゃないかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（向後和夫） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 議員おっしゃるとおり、使っていただける方への産地からのいろいろな情報の提供は必要だと思っております。

実は先般、市長の政務報告にありましたように、2月20日にフレッシュフード海匝ということで、飯岡地区でいろいろな旭市の食を、市場の関係あるいは食品メーカーの方々、当日、製粉会社の方もちょっと来ていただきましたけれども、産地の紹介等をさせていただく機会がありました。そこでは、米粉を使いましためんを昼食として提供させていただきました。

そういういろいろな活動を通じまして、旭市の米につきまして企業へのPR等に努めてまいりたい、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（向後和夫） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） 今回の市の事業の中には含まれていないようでありますけれども、米粉が新たな使い道といった中で、需要の幅を拡大するために料理コンテストといったものを市で開催すれば、いろいろな米粉の製品の開発もできますし、需要の拡大につながるというふうに思っておりますが、今回の事業の中にはそういったことが入っていないのが不思議だったんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（向後和夫） 島田和雄議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 議員おっしゃるように、まさしくいろいろな方々からお米を使った食材のアイデアというものは必要だというふうに理解しております。

現在、旭市内では、担い手協議会が受け皿となりまして、国の補助事業等を使いまして、キュウリ、春菊あるいはパセリ、そういう料理のコンテストを実施いたしました。特に先般、春菊でギョウザを作りましたら非常においしいということで、いろいろな市民の方からのアイデアをいただくような機会、料理コンテストの開催につきまして、ぜひ検討したいなど。

特に旭市の産業まつりの中では、都会の方々、生協にも入っていただきまして、旭市の食

材を使った料理コンテスト等を毎年実施しております。その中で米粉を使った料理コンテストの開催、市民のみならず都会の消費者の方にも加わっていただいて実施するような形で前向きに検討したいと、そういうふうを考えております。

以上です。

○議長（向後和夫） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） それでは、最後に、長寿祝金支給事業について再質問いたします。

事業を見直しされまして、長寿の方の節目節目にお祝い金を支給するというような方法を考えているといったような答弁でありましたけれども、限られた財源の中では、そういう形で支給をするというのがベターだろうと思います。そういう支給の仕方によって、余った財源につきましては、私が前に質問した当時、市長も答弁されておりましたけれども、本当に困っている人にしっかりと対策をとれるような予算に回していきたいといったようなお答えでございました。そういった形で今後できれば使っていただきたいと、そういうふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（向後和夫） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） この事業に関しては、見直しをするということになっておりますものですから、見直しをさせていただく時にしっかりと議員さん方のご意見もちょうだいをしなから行っていきたい、そのように思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（向後和夫） 島田和雄議員の一般質問を終わります。

嶋 田 哲 純

○議長（向後和夫） 続いて、嶋田哲純議員、ご登壇願います。

（9番 嶋田哲純 登壇）

○9番（嶋田哲純） 議席番号9番の嶋田哲純でございます。私は、平成21年3月定例議会に当たり、地域住民の声と要望を踏まえて、2点ほど質問させていただきます。

まず、質問に先立って一言申し上げますならば、今、ちょうど所得税の申告時期に当たって、多くの市民、国民の方々が100年に一度と言われる経済・金融不況の中で大変な苦しみをしておられることに対し、心からその痛みを分かち合う気持ちを失うことなく議員活動に専念しなければならないと思う切なるものがあります。

まず、質問の第一は、飯岡海上連絡道路についてであります。この件は、合併以来4年

間、伊藤市長の就任以来、一貫して大きな政策課題の一つに掲げ、鶴巻地区座談会をはじめ自民党海上支部の総会等においても、その構想を述べているところであります。

しかしながら、その具体的なルートについては、いまだに示されているわけではありません。ややもすれば、かけ声だけで終わってしまうのではないかと、そういう心配の声すら出てくる状況であります。

この連絡道路は、飯岡方面から海上支所東側を経由して広域農道に接続するというものがありますが、その通過地点に当たる蛇園地区においては、村の中を縦断する生活道路の交通量緩和と事故防止の観点からも集落の東側を通るルートであることが望ましく、より早い実現が期待されるところであります。

また、銚子方面から忍坂と恵天堂を通して飯岡バイパスに出る道路も、朝夕の通勤時間帯の交通量が多く、生活道路としての危険性と自宅からの出入りにも不便な状況があるところから、この飯岡海上連絡道路計画に当たっては、飯岡バイパスの取り付けについても十分な研究・検討が必要であると思うところであります。

いずれにいたしましても、そのルートが明確にならない段階では何とも言えませんが、より早い時点で計画を示していただき、地域住民の意見も取り入れていただけるよう要望するものであります。

そこでお尋ねをいたします。この連絡道路の計画は、現在どの程度まで進んでおられますか。

次に、蛇園・大坂の地点から北側方面へのルートはどのようになるのでしょうか。この道路はいつごろまでに完成する予定でしょうか。

以上、地元住民の期待と要望に応えるべく、市長の積極的な施策と積極的な取り組みについてのご答弁を期待するものであります。

次に、2点目は、海上中学校へサッカー部を作っていただきたいということであります。

今、スポーツの中でもサッカー熱が高まり、市内の中学校でも、海上中学校以外の全校にサッカー部があるわけがございます。小学校のサッカー熱も高まりながら、海上中学校にサッカー部がないため、ほかの中学校へ行かなければならないという声すら出ている状況であります。

中学校の部活動は、生徒指導の中でも重要な役割を果たす面がありますので、子どもたちが自分の好きなスポーツで汗を流すことの教育効果を考える時、自分の地域の中学校にサッカー部がないからほかの学校へ行かなければならないというのは誠にかわいそうなことで

あります。

海上中にサッカー部のない理由が運動場が狭くて場所がとれないというのであれば、旧海上中学校の校庭跡地を利用することで十分可能なはずであります。

したがって、子どもたちの夢をかなえるためにも積極的な解決を期待し、海上中学校へサッカー部を作っていただけるよう要望するものであります。よろしくご答弁をお願い申し上げます。

○議長（向後和夫） 嶋田哲純議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 嶋田議員の質問にお答えをさせていただきます。

飯岡海上のアクセス道路、どこからどのようなコースを考えているのか、またいつごろ工事着工か、そんなご質問をいただきました。これに関しましては、まず一番最初に私が考えておりますのは、先ほども申し上げましたけれども、蛇園・広原の排水を最優先に考えたい、そのように思っております。

その排水を行うのに今考えておりますのは、こういった事業を採択したら一番有利にできるのか。正直言って、市にたくさんお金があつてあまっているということであれば、もういつでも着工ができるんですけれども、その資金手当をつけないとなりませんものですから、今考えておりますのは、この道路を基幹事業として、提案事業で排水路をするのがいいんじゃないのか、そういったことで今考えております。この排水に関しましては、飯岡西部の土地改良の事業とも絡みますので、その辺を十分検討しながら今進めておるところでございます、できるだけ早い段階でこれにつなげていきたいな、そう考えております。

といいますのは、もう既に合併して間もなく4年を経過しようとしておるわけでありまして、合併特例債が使える期間というのは10年でございます。そういったものも見据えながら考えていきたい、そのように考えております。

一つのルートとして考えておりますのは、先ほども話に出ましたけれども、恵天堂の入口のところ、あのバイパスから入りまして海上の野球場、還来寺を通過して、できれば消防署のところへぶつきたい。そうすると、役所の支所の東側の道路へ一直線に抜けるものですから、それが一番いいだろうという考えは持っております。

それともう一つは、大坂のほうへ回って通っていく道路。それであれば、ＪＲの下をくぐらなくて済むものですから、安い工事費では上がるんですけれども、やっぱり将来を見据え

たということになれば、ＪＲの下をくぐってあそこへぶつけていくのが一番いいんじゃないのかな、そんなことを考えております。

これを基幹事業として海上・広原の排水を造りたい、そのように考えておりますので、担当課のほうにできるだけ早い段階で検討させて、早くそれに乗せることができるように頑張ってみたい、そのように思っております。

私のほうからは以上です。

サッカー場の件に関しては教育長のほうから答弁があると思いますが、私のほうから一つ考えていただきたいのは、中学校で児童一人当たりの面積を一番持っているのは海上中学校でありますから、海上中学校が場所が狭いということになりますと、海上中学校の定員倍も持っている二中、あれよりも１ヘクタールも少ない面積で行っておるわけでありますので、その辺の配慮もぜひお願いをしたい、そのように思います。

○議長（向後和夫） 教育長。

○教育長（米本弥栄子） それでは、海上中学校へサッカー部をというご質問にお答えいたします。

旭市教育委員会では、豊かな心と健やかな体をはぐくむ県の指導の指針を受けまして、健康でたくましく適切な判断力を持つ児童・生徒の育成のために、運動やスポーツに親しむ資質の育成と体力の向上を教育施策に掲げまして、人と地域が輝く教育、これを目指しておるところでございます。

市内中学校５校の部活動におきましては、顧問や地域のすぐれた指導者の方々の協力を得まして、これまで海上中学校におきましても、個人も団体等でも、関東大会や全国大会出場などの輝かしい成果を残しておるところでございます。

教育委員会としては、生徒のさまざまな力、先ほどの生徒指導面でもということもございますし、人間関係、豊かな心をはぐくむことができる部活動、こういうものがより有意義なものとなるように、また部活動や学校体制の充実や支援等に一生懸命努めているところでございます。

しかし、部活動は、各中学校の学校経営にかかわることありますので、それぞれの学校が全体のバランスを考えながら調整して行っているものでございますので、そのところはご理解いただきたいと思います。

○議長（向後和夫） 嶋田哲純議員。

○９番（嶋田哲純） まず１点目を再質問させていただきます。

今、市長から本当に前向きな回答をいただいたわけですが、先ほど島田和雄議員が市長の政治姿勢に対して伺ったわけですが、道路問題、排水問題を前向きに考えているというお答えがあったわけですが、市長が次回もし違う市長になると、全然話が違う話になった場合には私も困る点がございしますので、その点もう一度お願い申し上げます。

○議長（向後和夫） 嶋田哲純議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） そう言われると答弁のしようがなくなってしまうんですけども、きちっとした形で次につなげるように、自分自身も皆さん方と協力し合って物がやれるように頑張りたいと思いますけれども、こればかりは何とも言えないものですから、もし変わってもつなげられるように配慮はしたい、そのように思います。

○議長（向後和夫） 嶋田哲純議員。

○9番（嶋田哲純） 先ほど来、市長が連絡道路のコースを言っていたわけですが、金がかかってもなるべくJRの下を抜いて海上支所の東側へと、そのようなお答えがあったわけですが、あのガードを改修するとどのくらいかかりますか。お願いします。

○議長（向後和夫） 嶋田哲純議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 先ほど市長から、基幹事業、提案事業等の話、これはまちづくり交付金のことなんです。今、議員が質問されたのはガード下の金額の話です。我々としてしたら、市長が言ったように、排水事業との絡みであの道路を考えているわけです。排水事業というのは、どうしても三川地区の理解を得た上での話になりますので、平成22年度に詳細設計ができればいいなというふうに考えているわけです。その中で具体的な数字を上げられたらいいなと考えておりますので、細かい数字はこの場では差し控えたいと思います。

○議長（向後和夫） 嶋田哲純議員。

○9番（嶋田哲純） そうすると、排水……、工区の整理いかなでは、事によったら駄目になるかも分からないという、そういう答えですか。

○議長（向後和夫） 嶋田哲純議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 工区の皆さん方にまとまっていただいて、その排水路につなげさせてい

ただくのが一番ベターなんですけれども、そうはいいいしでも、合併特例債の期限、まちづくり交付金事業に該当させて合併特例債を使うというのが一番有利なやり方だろうと思いますので、それに間に合うように計画をしたいと思いますから、工区の皆さん方とも十分相談をしながら、水路に関しては、一番流末のほうから工事に着工するといった方法がとれたら、そう思っています。

○議長（向後和夫） 嶋田哲純議員。

○9番（嶋田哲純） これは工区の整理いかんということで考えております。

それでは、中学校にサッカー部と言いましたが、子どもたちが率先して署名運動している。その姿を見ると、私といたしましても応援したくなるのが当然でございます。その点もう少し考えていただけないでしょうか。

○議長（向後和夫） 嶋田哲純議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

最初に、海上中学校の現状を少し触れさせていただきます。

海上中学校は、部活動に対する取り組みが大変熱心で、昨年夏に行われました県の総合体育大会では、女子バレーボール部が県大会ベスト8というすばらしい成績を残しています。また、同校の運動部活動は、現在、男子が6種目、女子が6種目、計12種目で運営されています。

しかしながら、一つの学年だけではチームが組めない部もあり、大会に出れないという部活動も現在ございます。

それから、部活動を指導する顧問の人数は、現在、ぎりぎりおりますが、これからの入学生徒数の増加も見込めない状況でありまして、新設した場合の他の部活動の存続・影響等を考慮しますと、サッカー部を新設することは現状ではちょっと難しい状況にあるというふう考えております。

それから、最初にございました、部活動がないために越境をというところがありますが、これまでもやりたい部活動がないためにということで、ほかの学校に行けばあるというような状況もございましたので、旭市では、希望する部活動が就学すべき指定校にない場合については、通学区の弾力化を図って、これらの希望に対応してきたという現状でございます。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 嶋田哲純議員。

○ 9 番（嶋田哲純） それは十分に分かっておるわけですが、他校にあって海上中学校にできないわけですか。

○ 議長（向後和夫） 嶋田哲純議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○ 学校教育課長（及川 博） 先ほども申し上げましたが、新設しますと、現在でも一つの学年だけでチームを組めないようなところもありまして、サッカーですと、11人以上が入り試合に臨むということになります。その人数のバランスが崩れて、その存続とかという部分にかかわってくるということで難しいかなという状況でございます。

なお、学校の教育活動の内容につきましては学校長等が定めるというふうになっておりますので、また学校長とも相談していただけるとよろしいかなというふうに思っております。

○ 議長（向後和夫） 嶋田哲純議員。

○ 9 番（嶋田哲純） ほかの4校は、部活動はどうでしょうか。人数的なものは。

○ 議長（向後和夫） 嶋田哲純議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○ 学校教育課長（及川 博） 部活動の数につきましては、それぞれの中学校の部活動の数……（「4校のサッカーの人数、活動している。今、先生が人数が足りなくて、とうていできないというのがあったから」の声あり）

○ 学校教育課長（及川 博） 顧問の数ではなくて、ほかの部活動の生徒数の関係で影響して、ほかの部活動の存続に影響するということなんですけれども。

○ 議長（向後和夫） 教育長。

○ 教育長（米本弥栄子） ただいま申し上げましたように、これは学校経営にかかわる問題でございます。学校長の判断になりますので、学校で相談をしていただくのが最適かと思えますけれども、課長が言っているのは、サッカー部の人数についてだけではなくて、中学校でやっている部活動が単なる健康増進のためにやっているならば、これは何人でも結構なんです。幾らたくさん部活動作っても、試合に出たりとか、そういうものがなければ、ただ楽しむだけの部活動であるならば、それでいいと思うんですけれども、そうじゃなくて、やはりいろいろな大会に出たりということになりますと、例えば剣道であれば、5人いないと団体戦には出られませんし、そういうふうに各種目で一定の人数が必要になってまいります。例えば3人しかいなかったら、幾ら常日ごろ一生懸命練習していても、試合に出られないと

いうことになってしまうわけです。

ですから、全体のバランスで、そういうような人数の少ない学校におきましては、これは校長先生の裁量ではございますけれども、そういう点を考慮しますと、そんなに無尽蔵にどんどん増やすというわけにはいかないと。

現に、ほかの中学校でも、部を少し減らすかなというようなところも出ておりまして。子どもたちが減っておりますので。

そういうような状況でございます。

○議長（向後和夫） 嶋田哲純議員の一般質問を終わります。

滑 川 公 英

○議長（向後和夫） 続いて、滑川公英議員、ご登壇願います。

（ 8 番 滑川公英 登壇 ）

○ 8 番（滑川公英） 8 番、滑川公英です。長時間お疲れではございますが、ひな壇の皆様も議員の皆様も、もう少しの時間よろしくお願いいたします。

平成21年 3 月議会に一般質問の機会をいただきまして誠にありがとうございます。

アメリカに端を発した金融不況は、全世界を覆い、一番軽いと思われていた日本が一番余波を受け、真っ暗なトンネルの中を急降下しているというのが現状です。

我が旭市の近い将来の財政需要を見ますと、蛇園地区排水路問題、ごみ焼却場建設負担金、道路建設等々で、交付税措置後でも50億円以上資金需要が必要になると思われます。このような環境の中で、地方経済が、市の財政が何とか持ちこたえていただきたいと思う観点から質問いたします。

1 番として、土地改良について。

A、今、旭市では、数か所で耕地整理事業が進展しています。また、これから事業採択ないしは事業採択に向けての推進が行われていますが、その中で、耕地整理事業がただでできると推進しているやに伺っておりますが、どのようなことなのでしょう、お伺いいたします。

Bとして、現在進展している萬力 期耕地整理事業の施設園芸補助事業で、1 棟のハウスがビニールを張る寸前になってから基礎から解体する羽目になりました。このことにつきまして、行政の詳しい説明をお願いいたします。

Cとして、施設園芸補助事業で落札後にハウスの仕様変更が行われたと聞いていますが、

契約上、そのようなことは許されるのでしょうか。詳しい説明をお願いいたします。

大きい2番として中央病院事業について。

まずAとして、検討委員会のメンバーについて。

旭市長の私的検討委員会として発足したわけですが、もともとは松山先生の医療特区構想を基にした検討委員会ですが、公設民営の筋書きを一番主張しておられる松山先生が、12月議会、3月議会と避けておられるのはなぜなのでしょう。松山先生でなくても、関連の方々の詳しい説明をお願いしたいと思います。

検討委員会について。

やっと公開された議事録を見ますと、既に2回目の委員会から公設民営を打ち出しています。しかしながら、先月2月4日の検討委員会になって、昨年の第2回検討委員会以降で検討すべき事項を検討し始めました。それは地方独立行政法人化のことも含めてです。なぜこのようなことになったのでしょうか。最初に公設民営化ありきのブラックボックス化された、不透明で公明正大でない委員会ではなかったのでしょうか。説明を求めます。

Cとして、入札について。

今までの中央病院の入札参加資格要件をクリアした会社が、今回の再整備事業では、ハードルが高くなり、入札参加資格要件をクリアできませんでした。

今、建設業界でも、皆さんも知ってのとおり、極めて厳しい環境です。市長は、地元業者育成をいつもおっしゃられております。食料品だけの地産地消ではないと思います。アメリカでさえバイアメリカンを唱えています。

このような入札参加資格要件を作ったのはなぜなのでしょう。

大きい3番として、ビッグプロジェクトの飯岡中学校の移転新築、給食センターの移転新築事業について。

Aとして、飯岡中学校の場所選定の理由と経過についてお尋ねいたします。

昨日の高橋議員の質疑により、おおよそのことは分かりましたが、理由は、安全、騒音、通学距離、変形土地、津波対策のためにやるということでしたが、二中になのは津波対策だけです。二つの事業、校舎移転、給食センター、人口減少の将来を見据えたプロジェクトなのでしょう。

市長は、施政方針で流動的と述べておりますが、工事と事業が同時進行した旭二中はどうなったのでしょうか。

Bとして、給食センターの場所選定の理由と経過について。

移転先の農地の転用問題とかが提案前に事が進んでいるように聞いていますが、海上中学の跡地利用ということは考えなかったのでしょうか。跡地利用とかの進展があり、高く売却できるためであれば、北側の農地に決定したのか知りませんが、その選定の理由と経過について、詳しくお知らせ願いたいと思います。

大きい4番目として、旭市主催の屋外で行われる各まつりの総予算と補助金について。

1市3町が合併してはや4年になろうとしています。各まつりも、年々多くの人でにぎわっています。これも執行部、担当課の努力のたまものと感謝しております。

しかしながら、まつりの維持のために必死に努力しても、このような経済情勢の中で、協賛金がなかなか集まりにくくなっている現状です。

そこで、各まつりの総予算と補助金についてお尋ねいたします。

大きい5番として、保育所について。

時間外保育、障害児保育、ゼロ歳児保育等の拡充とサービスの拡大に努めていただき、本当にありがとうございます。保育所全体としては定員枠は十分であると認識しておりますが、何か所か待機園児があります。5月枠、10月枠ですべて解消されるのでしょうか。待機園児の場所と園児数と何年前から待機が始まったのかお尋ねいたします。

Bとして、保育所耐震化計画に増設、統合のシミュレーションを持っているのか。

保育所耐震化が始まるわけですが、人口シミュレーションに沿った統合とか増設の計画があれば、お示し願いたいと思います。

1回目の質問を終わります。

○議長（向後和夫） 滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 滑川議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、中央病院事業の件でありますけれども、この検討委員会についてであります。

これはもう、21日に東総文化会館で行われました医療の問題等について、そういった中でも十分述べてまいりましたし、きょうも何度も述べてあります。

この検討委員会というのは、単に経営の問題だけでお願いをしたわけでありませんで、中央病院をどのような形で生かしていったら地域にとってより一層充実した病院に発展ができるのか。さらには、中央病院を生かして地域の活性化に当てることができるのか、そういったことの検討をしていただくために委員会を作ったわけでありまして、その委員会がどんな

形で検討をしようと、答申をしていただこうと、それは全く問題ないだろうと私は思います。その答申いただいたものを受けて、それをどのような形で実行していくかというのが議会にはかって私のほうで決めていく問題でありますから、検討委員会については全く何ら問題ないだろう、そのように考えております。

この検討委員会、今でも残しておるわけでありましてけれども、これからも経営、いわゆる公設民営化の問題はわきへ置きますけれども、そのほかの問題でまだまだ、中央病院をどのような形で生かしていったらより一層地域にとって重要な病院になるのか、中央病院の持っているものをきちんと生かしていけるのか、そういった検討をしていただきたいと思っておりますので、これからももう少し頑張っていきたい、そのように考えております。

それから、飯岡中学校の場所の選定に関して、二中はなぜという話だったんですけれども、二中をわきへといっても、正直言って、あれだけの学校を建設する場所、そう簡単には見つかりません。そういった中で、二中の場合にはその場で建設をしたわけでありましてけれども、正直言って、できればその場で建設をするんじゃなくて移動してやれば、もっと子どもたちにいい条件で工事ができる。そのように考えて、飯岡中の場合には別の場所へ建てたいということでその場所の選考をしておるところでありますので、そういったもののご理解をぜひお願いをしたいと思います。

私のほうから以上です。

○議長（向後和夫） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員ご質問の土地改良事業につきましてお答えを申し上げます。

土地改良事業ただでできるという、ただというよりも、補助率が100%ということだと思います。

ご承知のように、現在の土地改良事業、単に区画を整備するという事業ではございません。基盤整備を契機としまして、意欲と能力のある経営体が活躍できる条件整備を目的に、県営事業としまして、市内の多くの地域で事業実施をされているところでございます。

この目的の達成のために、現在の事業では高度経営体集積促進事業も併せて実施されております。この事業の内容につきましては、経営基盤整備事業を通じまして確保された生産性の高い農地を高度経営体へ一定以上集積することを促進するための支援となっております。国等の補助で、事業費の最大5%が助成されるということになっております。

この事業を活用しまして、広域農業基盤緊急整備促進事業の区域でありますと、国の補助

が50%、県の補助が35、市の補助が10%、計95%で現在事業を実施しております。先ほどの高度経営体集積促進事業、最大5%の補助を活用しまして、100%の支援というようなことの仕組み、これかと思えます。

さらに、先般、農水省の会議の中で、平成21年度からはさらに制度の拡充としまして特定高度経営体集積事業、いろいろな要件等もありますけれども、さらに最大2.5%の支援措置が受けられるということで聞いております。

それと、次の議員のご質問の中で、施設園芸の補助事業で基礎から解体というようなことであります。この質問の案件につきましては、干潟地区の萬力 期地区の土地改良事業を契機としまして実施されております経営構造対策事業によりますビニールハウスであります。

当該経営構造対策事業につきましては、平成19年度から21年度の3か年で、地域の担い手によります農地の集積と効率的な地域農業の体制を整えることを目的としまして、必要な施設の整備、特にビニールハウスにつきましては、農業者で構成されています三つの法人を事業主体としまして、平成20年度に入札を行い、18棟6万746平米の事業量を見込んで、現在、事業を推進しております。

今回、このビニールハウスの1棟につきまして、施工中に不具合等が発見されまして、この補助事業であるということをかながみまして、適切な施工を施すために必要な措置をとったものでございます。

国の補助事業、これは国民の税金を使うものであります。適切な事業でないと補助は出せないということで、今回、基礎から解体してやり直しというようなことで事業に取り組んでおります。

今後は、事業主体と請負者との意思の疎通を一層密にしまして、再発防止に努める所存でございます。

もう一つ、前段の事業につきまして、実は発注者が農業者で構成されております。落札後において、設計図書、図面あるいは仕様書等の変更ができるかということでございますけれども、物にもよりますけれども、例えばハウスの構造、静岡型を屋根型に変えますとか、そういうものはなかなか国の補助事業の中ではできないのかな。あるいは面積を変えるとか、こういうものはなかなか量的にもできないというふうには考えています。ただ、小さい部分については、県との確認の中では、変更も可能ということで現在実施をしているところでございます。

あと、議員の質問の中の旭市のまつりの関係につきまして、農水産課でやっておりますこ

とにつきましてお答えをさせていただきます。

農水産課のほうでは、市内、秋に三つのまつり、それと水産まつり等を担当させていただいております。旭のまつりにつきましては、市の補助金が445万3,000円、諸収入としまして、これは出店者の出店料等でございますけれども、43万2,700円。海上地区につきましては、市の補助金が300万円、出店者等の負担が54万8,065円。干潟のふるさとまつり等につきましては、市の補助金が300万円、出店者等の負担が72万5,457円。水産まつり等につきましては、市の補助金が300万円、出店者等の負担が32万6,049円。

以上となっております。

○議長（向後和夫） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 私のほうからは、旭中央病院問題の（３）入札についてというご質問でございます。

地元業者が入りにくい参加資格にしたのはなぜかというご質問でございますが、まず申し上げたいのは、新本館建設は大規模な工事でありまして、加えて工事の品質確保、それから工事中の安全管理など、極めて高い施工能力や信用力を求められる工事であります。そこで、受注企業を決めるに当たりましては、複数業者の共同施工でより施工体制が高められる特定建設工事共同企業体方式、いわゆるＪＶ方式であります。そういう方式としたところであります。

その一方で、地元業者の参加機会の確保ということも大変重要でありますので、ＪＶの構成員、代表者ではなく構成員ですね。構成員の参加資格要件の制定に当たっては、十分検討したところでございます。

具体的には、一つとして、経営事項審査の総合評定値、何点という点数をつけますけれども、その総合評定値で市内業者と近隣市町村の業者では差を設けております。

それから二つ目として、地元業者が参加しやすいように施工実績、まず実績部分でありますけれども、病院建設の実績ではなくて公共施設の建設実績というふうに広げております。

さらに、その実績の対象期間でありますけれども、通常５年というふうにしておりますけれども、県などの事例を参考にいたしまして、過去10年間に広げたところでございます。

以上のように、地元業者の入札参加資格については十分配慮したところでございます。それから、その後、落札した業者に対しましても、市内業者への配慮ということを別途お願いしているところでございます。

以上です。

○議長（向後和夫） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） それでは、3のBの給食センターの場所選定の理由と経過についてお答え申し上げます。

本事業は、老朽化した第二学校給食センターと第三給食センターを統廃合し、新たな給食センターを建設するものであります。

新センターの用地選定については、平成20年4月より建設検討委員会を組織し、検討してまいりました。

建設検討委員は、市の実務経験豊富な主幹クラス9名で構成し、法令等の規制や周辺の環境・衛生面、給食の配送時間、電気・水道・排水路の整備等、諸条件を考慮し、海上中跡地も含め検討した結果、海上中学校北側を最適地として選定したものであります。

以上です。

○議長（向後和夫） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、5番目の保育所関係につきましてご答弁申し上げます。

まず、待機児童の関係でございますけれども、平成21年度の入所の申請状況につきましては、公立、私立合わせまして21の保育所合計で1,678名、前年と比べまして23名減となっております。しかしながら、3歳未満児の入所の希望というものが多くなってきておりますので、保育士ほかのそういう状況については、むしろ保育の必要性という部分は高まってきている状況でございます。

このような結果の中で、定員に対しまして市全体での入所率を見ますと、90%程度になっております。特定の保育所を希望しなければ、全員入所は可能であるという状況でございます。

そういう中でいろいろと調整をさせていただくわけですが、一部の保育所につきましては、それでもなおかつ申し込みが多い状況がございました。第2希望の保育所に移っていただく調整を行いましたけれども、3か所の保育所、ただいまから申し上げますが、共和、干潟保育所、おうめい保育園、この3施設を希望されている40名の保護者の皆さんについては、4月1日現在で入所がございませんでしたので、定員の認可が25%増しでお預かりできる5月まで待っていただきまして、すべて希望どおりに入所していただける、そういうような状況となっております。

この3施設につきましては、比較的宅地化等が進んでおる地域にあるわけですので、子ども

さんの数も少子化という状況の中でも減という状況が見られませんが、ここ数年、3か所の保育所につきましては、こういう傾向が続いておるところでございます。

じゃあ定員を増やせば大丈夫だろうという一つの考え方もあるわけですが、施設の全体の規模と、それから特別保育等を実施しています保育内容、それらによりまして、保育室ですとか部屋の数に限られている中でやっておりますので、一概に定員を増やすということについてはなかなか難しい問題がございますので、ご理解をいただいておりますところでございます。

それから次の、保育所の耐震計画に増設、統合のシミュレーションはというご質問でございますけれども、平成9年には約1,000人ほどの出生がありました。ところが、平成19年度の出生数は591ということで、4割減少している、そういう状況にありまして、少子化の傾向というものは極めて顕著に見られる状況なんでございますけれども、先ほど申し上げましたように、それらのことを受けまして、15保育所が定員割れしているという状況でございます。

入所児童につきましては、今後も減少していくというふうに我々もとらえておりますが、ゼロから5歳児の在宅でいる在宅児童数は約1,400人ございます。パーセントにしますと40%、在宅で過ごしているわけでございます。今後、就労形態の変化によりまして、家計を支えていくために女性の方がどんどん就業されていくというようなことも予想した中では、3歳未満児の保育の要望というものが多くなってくるものと考えております。

したがって、ここ数年で保育所の児童数が大幅に減少するという状況には至らないんじゃないかというふうに考えておるところでございます。

ただし、飯岡地区の公立3保育所、それから私立1保育所につきましては、4施設とも定員割れをしております。公立の3施設につきましては、耐震の基準を満たしていないばかりではございませんで、もう築39年経過する建物ですとか、そしてまた塙保育所に至りましては、施設の老朽化に加えまして児童数も20人以下という状況になってきております。

したがって、人とかかわっていく力をはぐくんでいく時期に少人数の中で過ごすことがいいのかどうなのか、そういう懸念があるわけでございますので、飯岡地区の公立の3施設につきましては、保護者の皆さん、地域の皆さん、いろいろご意見をいただきながら、改築に当たっては、統合を含めました検討を行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

他の保育所につきましては、海上保育所を除きまして耐震基準は満たされておるところ

とでございますので、入所率が90%程度ということの中で、当面の保育所の統廃合ということとは考えておりません。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 申し訳ありません、順番が逆さまになってしまいました。

4項目めの質問でございますけれども、市の観光イベントに伴う事業費と補助金についてお答えいたします。

現在、市で実施している観光イベントにつきましては、旭市観光協会傘下の団体、それと各実行委員会が事業主体になって実施しているところでございます。

まず、旭市観光協会を経由して補助しているイベントでございますけれども、4月の袋公園桜まつりが事業費90万5,000円に対しまして35万円の補助、次に、平成21年度より観光協会に加入しますあさひ砂の彫刻美術展につきましては、事業費340万円に対して50万円の補助、次に、旭市七夕市民まつりにつきましては、事業費947万9,000円に対しまして750万円の補助。

次に、市から直接、実行委員会へ補助しているイベントでございますが、いいおかY O U・遊フェスティバルがございます。これにつきましては、事業費943万9,000円に対しまして537万4,000円の補助をしているところでございます。

以上です。

○議長（向後和夫） 一般質問は途中ですが、4時まで休憩いたします。

休憩 午後 3時47分

再開 午後 3時59分

○議長（向後和夫） ここで、執行部に申し上げます。

議事運営の能率を図る上から、答弁者は質問内容を的確に把握し、明確かつ簡潔な答弁をされますよう特にお願いをいたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、滑川公英議員の一般質問を行います。

滑川公英議員。

- 8 番（滑川公英） では、順を追って 1 番上のほうから。

ただでできる。できるわけないんですよね。耕地整理面積の約30%までが非農用地として許可されているわけです。そのうち、おおむね 4 ヘクタールまでが公共事業用であれば売却できると。

ただでできると推進している中には、そういうようなことを推進者がうたっているわけですよ。それで、私のところにも、本当にただでできるのかって。いや、ただではできないんじゃないのかと。

財政逼迫の中で、どこの耕地整理事業でも、4 ヘクタールを行政が買えるのかということなんですけれども、本当にできるのでしょうか。

- 議長（向後和夫） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

- 農水産課長（堀江隆夫） 議員ご質問のところは、多分、萬力 期ですかね。そこについては、実は非農用地を 3 町歩ほど設定してございます。これは市が買うということじゃなくて、民間の方に使っていただく。そういう視野で今進めておるところでございます。

- 議長（向後和夫） 滑川公英議員。

- 8 番（滑川公英） 萬力 期地区につきましては、私の所管でございましたが、最初に、大規模農家のための流通センター、次に、花が旭市は大産地なもんで、花の流通センター、その次に、うちのほうの広域農道にありますアグリ・ポケットパークの移転と、計画が二転三転としているわけですね。今はどうなっているのでしょうか。

- 議長（向後和夫） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

- 農水産課長（堀江隆夫） 現在も国との協議の中では、非農用地すべてを認めるということではないと。地域貢献ができる施設と。その地域貢献というのは、地域の方を雇用できる施設ということで国との協議は整っています。そういうことで、地域の方を雇用していただける民間のスーパー、そういうものの誘致を工区のほうでは考えておる。

そのわきに、旭市は花の農家も多いということで、例えばトラックで買いに来るような大きな花の流通、そういうものを民間でやっていただければということで国との協議の中で、そこであれば国は 3 町歩の非農用地を認める。そんなことで、現在も国との協議のそのままの施設利用で進めております。

以上です。

○議長（向後和夫） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） ということですが、萬力 期というのは、今のつば八の裏のほうに3ヘクタールないし4ヘクタールを集めて、そのうちの一部はスーパーに売却すると。そのほかについては、花卉の流通センターということであれば、どのくらいの面積で。それは行政が買い取って、そのような方向にするのでしょうか。

○議長（向後和夫） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 実は、国の方との協議の中で、2町歩を超えとなかなか国でも許可が出ないという部分がちょっとあったもので、2町歩はスーパーに、あと1町歩については花の流通。

たまたま埼玉県に、花園というインターの近くにそういういい事例があると。あそこは旭市の花とよく似ているんじゃないかなというような形で。ただ、駐車場等は共有しながら、何かうまい仕掛けを作れというようなことで、旭市の花を使ったもので進めていこうということで現在進めておるところでございます。

○議長（向後和夫） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） どうもありがとうございました。

じゃあ、Bのほうで、基礎から解体ということなんですけれども、3法人による1万8,400坪くらいですか、18棟を3か年計画で12億円の予算ですね。5割補助です。今までにない最大の事業だと思います。土地改良事業が総事業費15億2,000万円だと聞いております。ハウス事業を指導した担当課、建設工事の遅れをどのように対処するのでしょうか。

先ほどの一般質問の中で、中央病院の残土は6月までということでありましたけれども、4月末から7月中旬までということになれば大幅に遅れるということで、多分、団地事業をやる方も相当迷惑すると思いますので、その辺の対処方法を聞きたいと思います。

○議長（向後和夫） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） おっしゃるように、半分は国民の税金を使う補助事業でございます。そんなことで、これを使うに当たっては、やはり適切なものでなければいけないというようなことで、今回、基礎から解体をさせました。市内の業者の方が請け負ってくれたわけなんですけれども、基礎をやる部分については下請け業者を変えろということで、二度とないようなということで今、指導しているところでございます。

あと、萬力の20年度事業につきましては、現在畑のそのままのところを使うということで進めております。この解体したところについても、3月末で工事が完了するという予定として進めておるところでございます。

あと、21年度の事業につきましては、土地改良事業の畑の造成、そういうのを見ながら、適切に21年度事業を工期内に完成するように進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（向後和夫） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） ハウスの補助事業なんですけれども、このような12億円の設備投資をする事業において、構造計算書とか工程表が不備だというのはどういうことなんでしょうか。詳しい説明もお願いいたします。

○議長（向後和夫） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） ハウスの入札の際に、仕様書の中に構造計算書、こういう列記。この建物が例えば風速、国の施設園芸協会の低コスト耐候性ハウス、そういうものに耐えられるかどうか、そういうようなことで構造計算書等は求めておりますけれども、それは現時点じゃなくて、今、それに耐える施設は造ります。物としましては、最終的なハウスができ上がった時には必ずつけるというようなことで今進んでおるところでございます。

工程表等につきましても、当初からいただいてありますけれども、今回、一部変更しまして、壊したところを建て替えまして、3月末までには完成すると。そういう工程でいただいております。

○議長（向後和夫） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） 4問目ですが、何度も完成時期を延ばされて、キュウリの定植もできずに困り果てた法人組合の方が、解体寸前のハウスを案内してくれました。素人目の私にも、これで国や県の会計監査を本当にパスするのか、甚だ疑問でした。

皆さんお分かりのように、ちょっと写真を撮ってきてあるんです。インクジェットで、インクがなくなっちゃったのでよく見えないところもあるんですけれども、これ、とよです。とよの横に穴があいていますね。とよの横に穴があくなんていうことは絶対あり得ないことです。これは基礎です。基礎は、この鉄筋より外にしかアンカーが入れないような構造になっています。これも八百長です。これは立ち上がってまだビニールを張る前ですが、棟が2センチもあいています。こんなハウスは、個人でやったって何もありません。ですから、こ

れが本当に国や県の会計監査が通るのかということなんです。

- 議長（向後和夫） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

- 農水産課長（堀江隆夫） ご承知のように、この事業は、事業実施主体は法人、農業者でございます。市がやっているわけではございません。会計検査が通るように、今回、解体をさせてやり直しをさせた。そういうことであります。よろしくお願いします。

- 議長（向後和夫） 滑川公英議員。

- 8番（滑川公英） 仕様変更なんですけれども、市行政の中でも、ほかの契約で、この施設園芸補助事業と同じように、契約してから仕様書変更した、そういうのは過去、現在にあったのですか。それでいいということであれば、入札がすべて随意契約になると理屈は同じになると思うんですが。答弁をお願いいたします。

- 議長（向後和夫） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

- 財政課長（平野哲也） 市のほうでやっている入札に関する契約の中で変更あるかというご質問かと思えますけれども、市でやっております公共工事につきましては、財務規則あるいは旭市の契約約款というのがありまして、契約約款の第19条あるいは第20条に、条件の変更による契約の設計の変更、あるいは設計図書の変更というものがうたわれておりますので、それぞれの事由によって、契約後であっても変更は可能と思われれます。

ただ、そのかかる事案、どのくらいあるのかというか、変更全然ないということではなくて、これは執行の部分に入りますので、財政課がやっているわけではございませんで、それぞれ担当課で契約の変更ということは執行の一部でやっている。それぞれの各上級官庁等の運用マニュアル等を参考にしながら、担当課で契約変更するものはするという状況でございます。

- 議長（向後和夫） 滑川公英議員。

- 8番（滑川公英） 落札時の仕様書と差し替えられた仕様書を現在持っています。強度が足りなくても、落札時の仕様書と同等品ということであっていますけれども、例えばさっきの谷とよですね。まだビニールを張る前にゆがんでいるんですよ。アルミからステンレスに変わったと言っていますけれども、強度不足では、ハウスがゆがんでいたんじゃ何にもならないと思うんですが、それでも同等品、仕様書変更ありかということなんです。

これから建てる17棟について、もう絶対そういうことがあってはならない。私は農業者の

一人としてあってはならないと思うから、行政は強く指導していただきたいと思うんです。
農水の答弁を求めます。

- 議長（向後和夫） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

- 農水産課長（堀江隆夫） 議員のご指摘のように、再度言いますけれども、国の補助金、これは国民の税金を使っております。税金を使ってやるということは、モデル性があるハウスを造るということで我々は認識しております。ご指摘のように、二度とないように適切に指導してまいりたい、そういうふうに考えております。

- 議長（向後和夫） 滑川公英議員。

- 8番（滑川公英） ということは、この1件の農家のハウスをモデルにして、これ、何回も植え替えしているわけですよ。そういう補償もどうする。植え替えできなくて、それから工程表もないから、もう請求もできないと。ですから、この辺のこともちゃんと、行政は中立なわけですから、どこの業者か知りませんが、団地の組合員とその中に立って、方向性をちゃんとつけていただきたいと思います。

- 議長（向後和夫） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

- 農水産課長（堀江隆夫） この件につきましては、キュウリを定植するということで聞いております。当該施工してます業者につきましては、キュウリを作っている苗木が大きく使えないということで、その苗木の補償、そういうものはすべて事業者のほうで負担をするということで我々も指導しております。

以上です。

- 議長（向後和夫） 滑川公英議員。

- 8番（滑川公英） どうもありがとうございました。

では、中央病院のメンバーについて。

答えはいただけなかったんですけども、きょうの一般質問におきまして伊藤市長は、公設民営化についてはわきに置いておいて、中央病院にだけ一生懸命やると。ということは、検討委員会の2回目から出ていた公設民営化の意見というのは、新聞に記者会見もし、なおかつ広報にも載せ、そのままやると言っていたことは何だったのでしょうか。

- 議長（向後和夫） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 私は、公設民営化をするということを答えたことは一度もありません。
検討委員会の諮問をいただいて、ワーキングチームを設けて、より一層深く探究していくと
いう答弁をしたはずでございます。

○議長（向後和夫） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） 市長はそのようなことで答えていただきましてありがとうございました。

委員会ですけれども、議長が変わられ、鈴木副市長も変わられるか分かりませんが、日本
全国各地で行われている病院問題検討委員会のメンバーのような市民代表、医師会代表、院
長、患者代表、有識者代表等の公正な立場でのメンバー構成にする考えはあるのでしょうか。

○議長（向後和夫） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 中央病院は、もう何度も申し上げておりますように、一般の赤字病院と
は全く違いまして、今でもしっかりと運営をしてくれておる病院でございまして、それをど
のような形をとったらさらに生かしていただけるか、またより高度な医療の提供をしてもら
えるようになるのか、そういった検討をしていこうということでございますし、同時に、周
りの病院との連携をしっかりと結んで、そしてこの地域の医療をきちんとしていこうとい
うことで検討していただいておりますから、本当に経営を立て直さなければならな
い病院とは全く違いますので、今の形でいきたいと思っております。

○議長（向後和夫） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） どうもありがとうございました。

2のBについての質問は取りやめます。

3の飯岡中移転問題ですけれども、2問目として、海上中学校の移転新築費用と飯岡中学
校では費用が大幅に違いますが、どこがどのようにかけ離れているのでしょうか。

海上中は、本体が12億円で、その他諸々で17億円。今回の説明の中では、飯岡中の移転と
いうのは25億円と聞いております。どこがどのように違うのか、明確な答弁をいただきたい
と思います。

○議長（向後和夫） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

海上中学校は18億3,000万円、用地を入れてそのくらいだと思います。飯岡中につきまし
ては、総トータル、予想として25億円ということで数字を出しておりますけれども、これは

計画でございまして、これが実際に執行する時には、設計もきちんとやったり、あるいは入札が当然あるわけでございますので、そういったことでそんなに大差ない事業になるのかなという考えは持っております。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） どうもありがとうございました。これは大幅に違っていても、内容はそうでもない可能性もあると。

それと、将来の生徒数のシミュレーション等はどのようになっているのでしょうか。ほかの四つの中学校も、将来のシミュレーションも含めて提示していただければ。

○議長（向後和夫） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） お尋ねの飯岡中でございます。平成27年度までは、生徒数に伴うクラスは今と一緒にいきます。したがって、現在あるクラスが入れないと困りますから、現在の生徒数で建設は計画し、そのように造ります。

あと、他の中学でございますけれども、平成30年まで表がありますけれども、平成21年と30年を比較して、増えるのが第二中学校だけでございます。あと4校につきましては、10年間ですべて減少していくと。

（「細かい数字」の声あり）

○庶務課長（浪川敏夫） 細かい数字を申し上げますと、第一中学校が、平成21年が266が平成30年で195です。二中が845が869、ここが増えます。海上中が354が319、飯岡中が326が214、干潟中が194が137、合わせまして1,985が1,734ということで、250ぐらい減るということになります。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） 三川西部の耕地整理が、面工事は課長のお話では平成23年9月ということとありますから、生徒の安全、耐震化するというのなら、今すぐ現在地で改築するという選択はなかったのでしょうか。なぜ飯岡中だけが、ほかの中学と違って3年も4年も耐震のために、新しくするために遅らせなくちゃいけないのでしょうか。本当であれば、お金をかけて早く安全化するというのも一つの方策ではないかと思いますが。

○議長（向後和夫） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

- 庶務課長（浪川敏夫） まさしくご指摘のとおりでございます、できれば全部1回にしたいと思いますけれども、やはり予算といいますか、お金が当然必要になってくるわけでございまして、これはやはり計画的にやらせていただくということで、総合計画の中でも、平成23年度内にすべてやりたいということで予定してございます。したがって、それに沿って事業を展開しているわけでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

- 議長（向後和夫） 滑川公英議員。

- 8番（滑川公英） どうもありがとうございました。

では、給食センターにつきまして。

市長は、旧旭市長の時から給食センターの民営化が持論でした。今回の建設計画には民営化の検討はされたのでしょうか。

- 議長（向後和夫） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

- 学校教育課長（及川 博） 現在、新給食センターの建設に当たりましては、まず用地の選定からということで始まっておるんですけれども、最終的には一部の調理業務の民間委託とか、そういうところも検討してまいりたいというふうに考えております。

- 議長（向後和夫） 滑川公英議員。

- 8番（滑川公英） どのような設備というのは。

今だと多分ドライだと思うんですが、給食センターができる時の給食数と、先ほど中学の人数は分かりましたけれども、小学校を含めた将来の人口、要するに給食のシミュレーションをお示し願いたいと思います。

- 議長（向後和夫） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

- 学校教育課長（及川 博） 現在、第二、第三学校給食センターを合わせまして2,700食ほど調理しております。新センターの調理能力は、それを踏まえ、3,000食と考えておりますが、児童・生徒数の5年後を見ますと、合計で300人ほど減少する推計となっております。また、10年後の児童・生徒数については、さらに300人ほど減ってしまうと。その後は微減ということになりますが、2,100食ほどになる可能性があります。

しかし、新センターの調理能力としましては、現在の2,700食を調理できる設備を確保しなければならないというふうに考えております。

○議長（向後和夫） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） もし民営化するのであれば、民営化するための制約、また今現在、学校給食で民営化している事例がありましたら、ぜひ紹介していただきたいと思います。

○議長（向後和夫） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） 先ほども申し上げましたが、調理業務のほうの調理員の部分の民間委託というものが県下で幅広く導入されておりまして、近隣では香取市、山武市等で導入されています。

以上です。

○議長（向後和夫） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） では、市が主催するまつりですけれども、先ほどの答弁をいただきますと、水産まつり、要するに、産業まつりを除いた商工観光でやられるまつりについては、だいぶ差があると。これは全員協議会でも言ったんですけれども、私どもの関係しているところなんですけれども、少ない金額でも来年から、今年じゃなくて平成22年度から市の補助金をアップしていただかないともうできないと、そういう話が会長はじめ役員の方から多く出ておりましたので、ぜひともその辺のことにつきまして市として検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（向後和夫） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 袋公園桜まつりの開催でございますけれども、袋公園桜まつりにつきましては、以前とはいろいろと状況が変わってきております。そういう意味で、平成21年度からは地元袋美化推進協議会、それから観光協会、市、三者の連携の中で袋公園桜まつり実行委員会を組織しているところでございます。

そういったことを全体で確認しておりますので、市民のまつりは観光資源として必要と考えますので、費用を含め検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（向後和夫） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） 美化委員会のお話と今の課長のお話ではだいぶ接点が出てきたということで、ぜひそれは来年度には確約していただきたいと思います。平成23年、24年のことも、今ここの議会で言っているわけですから、ぜひよろしくお願いいたします。

○議長（向後和夫） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 前向きに検討します。

○議長（向後和夫） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） 保育所ですが、職員、それから先生方の努力によってサービスの拡充・拡大が出ておりまして、市民の皆様は大変喜んでおります。子育て育成、後継者の育成ということで今後とも一番頑張ってもらいたいセクションでございますので、行政の皆さん、よろしくをお願いいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（向後和夫） 滑川公英議員の一般質問を終わります。

以上で、本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（向後和夫） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は9日定刻より開会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時29分

平成 2 1 年旭市議会第 1 回定例会会議録

議 事 日 程 （第 4 号）

平成 2 1 年 3 月 9 日（月曜日）午前 1 0 時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（ 2 4 名）

1 番	伊 藤 保	2 番	島 田 和 雄
3 番	平 野 忠 作	4 番	伊 藤 房 代
5 番	林 七 巳	6 番	向 後 悦 世
7 番	景 山 岩三郎	8 番	滑 川 公 英
9 番	嶋 田 哲 純	1 0 番	柴 田 徹 也
1 1 番	木 内 欽 市	1 2 番	佐久間 茂 樹
1 3 番	日 下 昭 治	1 4 番	平 野 浩
1 5 番	林 俊 介	1 6 番	明 智 忠 直
1 7 番	林 一 雄	1 8 番	高 木 武 雄
1 9 番	嶋 田 茂 樹	2 0 番	向 後 和 夫
2 1 番	高 橋 利 彦	2 2 番	林 正 一 郎
2 4 番	神 子 功	2 6 番	林 一 哉

欠席議員（ 1 名）

2 5 番 伊 藤 鐵

説明のため出席した者

市 長 伊 藤 忠 良 副 市 長 鈴 木 正 美

教 育 長	米 本 弥榮子	病 院 事 業 者	吉 田 象 二
病院事務部長	伊 藤 敬 典	総 務 課 長	高 埜 英 俊
秘書広報課長	加 瀬 寿 一	企 画 課 長	加 瀬 正 彦
財 政 課 長	平 野 哲 也	税 務 課 長	野 口 徳 和
市 民 課 長	木 内 國 利	環 境 課 長	平 野 修 司
保険年金課長	増 田 富 雄	健康管理課長	小長谷 博
社会福祉課長	在 田 豊	高 齢 者 課 長	横 山 秀 喜
商工観光課長	神 原 房 雄	農 水 産 課 長	堀 江 隆 夫
建 設 課 長	米 本 壽 一	都市整備課長	島 田 和 幸
下 水 道 課 長	中 野 博 之	会 計 管 理 者	渡 辺 輝 明
消 防 長	菅 谷 衛 一	水 道 課 長	堀 川 茂 博
庶 務 課 長	浪 川 敏 夫	学校教育課長	及 川 博
生涯教育課長	花 香 寛 源	国体推進室長	高 野 晃 雄
監査委員局長	林 久 男	農業委員会	小 田 雄 治
国 民 宿 舎 人 員 長	野 口 國 男	農 業 委 員 会 長	鈴 木 清 武
支 配 人 院 長	野 口 國 男	病院經理課長	
再 整 備 室 長	鎭 木 友 孝		

事務局職員出席者

事 務 局 長	宮 本 英 一	事 務 局 次 長	石 毛 健 一
---------	---------	-----------	---------

開議 午前 10 時 0 分

○議長（向後和夫） おはようございます。

ただいまの出席議員は24名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

日程第 1 一般質問

○議長（向後和夫） 日程第 1、一般質問。

一般質問を行います。

木 内 欽 市

○議長（向後和夫） 通告順により、木内欽市議員、ご登壇願います。

（ 11 番 木内欽市 登壇 ）

○ 11 番（木内欽市） おはようございます。11番、木内欽市です。

昨年暮れには失業者が3万人を超え、派遣村の炊き出し風景が連日テレビ放送されておりました。ところが、日本の政治家のトップ、総理大臣や大臣は、我が国は欧米と違い、危機的状況ではないとか、日本のトヨタ、日産、ホンダがつぶれそうだという話は聞いたことがないなどと言っておられました。あれからわずか2か月余りで失業者は5倍の15万人を超え、GDPの落ち込みも12.7%の落ち込みで、世界で一番悪い状態になってしまいました。今になって100年に1度の危機的状況であるとか、戦後最大の危機だとか、景気対策が最も重要だなどというようなことを言い始めました。政治家は10年先を見ろと言われているのに、日本のトップの政治家がわずか2か月先も見えないとは何とも情けない気がいたします。

今年も早いもので2か月余り、1年の6分の1が既に経過しましたが、景気は悪化する一方です。今年が悪いのですから、来年の税収は大きく落ち込むでしょう。交付税に頼る本市にとって、来年以降が心配されるところです。

私の近所にも鹿島臨海工業地帯へ勤めている人たちが大勢おります。仕事の残業がなくなった、休んでくれと言われる日が増えた、今月限りで仕事をやめてくれと言われた人などがおります。不景気の波は確実に地方にも押し寄せつつあります。地方にとっても、行政・政治の真価が問われる時です。

私は平成21年第1回定例会において、消防・防災、旭中央病院、滝郷診療所、3項目について質問いたします。いずれも市民にとっては身近な大切な問題ですので、よろしくお願いいたします。

それでは、順次通告に従い、質問を行います。

まず最初に、消防・防災について伺います。

市長は施政方針で、21年度は市全体のバランスある発展を目指すとともに、誰もが安心して安全に暮らせる日本一住みよいまちづくりを進め、100年に1度という大不況に沈むことなく、活力あるまちづくりに取り組んでいくと力強くおっしゃられました。まさにそのとおりだと思います。新生旭丸が沈没しないよう、しっかりとかじ取りをよろしくお願いいたします。

安心・安全をスローガンに上げ、総合計画の目標の一つに掲げている都市は数多くあります。安心にはさまざまな要件がありますが、住民の生命、身体、財産を守るという点に重点を置いて、各区市における1万世帯当たりの建物火災発生件数、人口1万人当たりの交通事故発生件数、同じく人口1万人当たりの刑法犯認知件数の3指標について、3年分のデータから割り出した各都市の安全度をランキングした安全なまちランキングがあります。これによりますと、旭市は全国806の区市で総合603位です。ちなみに隣の銚子市は411位、匝瑳市は583位、香取市は485位です。

この総合603位の内訳ですが、建物火災が724位、交通事故246位、刑法犯482位です。この内訳を見ても分かるように、建物火災を減らせばランキングは大幅に上がります。国は建物火災を減らすために平成16年から火災報知器の設置を義務化しましたが、一般にはあまり普及していないようです。

火災報知器の設置状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

次に、旭中央病院について、2点ほど伺います。

1点目として、これからの病院経営について伺います。社会状況が日々変化する中、これからの病院経営はますます大変になっていくと思われますが、これからどのように進めていくのか伺います。

2 点目として、ボランティアの活動状況について伺います。旭中央病院には大勢のボランティアの方々が活動していらっしゃいます。大変にありがたいことです。この方々の活動状況について伺います。

最後に、滝郷診療所について伺います。

この診療所は国民健康保険法の規定により、旭中央病院の開院より 1 年早い昭和27年国民健康保険直営の診療所として現在の滝郷小のプールの隣、現在学校畑になっている所に設置され、昭和45年 3 月、現在の所に移転しました。開設してから57年、移転してから38年、地域の唯一の医療機関として利用されてきました。利用状況はどのようになっているのか伺います。

次に、施設の改築について伺います。ただいま申し上げましたが、移転して既に38年が経過しております。さきの地域審議会でも建物の構造の改造の要望が出たようですが、構造上簡単にはいかないようです。この施設の耐用年数は39年、あと 1 年です。ここで新たに耐震診断や耐震補強あるいは改造するより建て替えたほうがよいと思いますが、いかがでしょうか。

以上で私の第 1 回目の質問を終わります。なお、詳細については自席で再質問を行います。

○議長（向後和夫） 木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（菅谷衛一） 住宅用火災警報器の現在の旭市の状況についてお答えいたします。

住宅用火災警報器の普及率でございますけれども、昨年市内 4 地区で行われました水産まつり、産業まつり、ふるさとまつり等でアンケート調査を実施いたしました。その結果ですが、市内居住者408名から回答をいただきまして、151名が設置しているという回答でございました。その設置率が37%でございます。そしてまた、この義務化について知っているという方が74%でございます。

なお、この設置率につきましては、昨年、総務省消防庁から発表されました全国平均とほぼ同様でございます。また、市営住宅につきましても、368戸すべての住宅に設置が完了しております。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 私からは病院問題の 2 のボランティアの活動状況についてお答え申し上げます。

現在、病院ではボランティアの方、16名の方に登録をしていただいております。年間を通じては平均して約15名の方に活動していただいております。

主な活動内容であります。玄関での車いす使用者の方への補助、それから案内、それから院内の草木の手入れなどをしていただいているところであります。

以上です。

○議長（向後和夫） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、私のほうから、これからの病院経営ということで今年度の収支見込みについてお答え申し上げます。

平成21年度の予算書の18ページから20ページにかけて、平成20年度旭市病院事業会計予算の損益計算書が記載されています。この損益計算書には今年度の利益目標として2億200万円余りとなっております。当初予算は当期の利益は5,900万円ということでしたが、この2億200万円というのは、昨年10月末の数字を基にして21年度予算書を作成するに当たって今年度の着地見込みをつくったものでありまして、これは10月末の数字でやっておりますので、今現在はこの3月末の利益の目標なんです。1月末の数字でおきますと約4億4,700万円程度この3月末の利益という見込みであります。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、滝郷診療所の利用状況についてお答えいたします。

初めに、滝郷診療所の診療時間について申し上げます。月曜日と金曜日は丸1日で、平成15年から女性医師の磯村先生が担当しております。そういうことから患者さんもこの2日間に集中しておいでになられる傾向にあります。残りの火、水、木曜日につきましては旭中央病院から医師を派遣していただき、それぞれ半日診療をお願いしているところでございます。

平成20年度におきます1か月当たりの利用状況でございますが、おおむね650名程度の診療件数となっております。

続きまして、滝郷診療所が改築時期に来ているのではないかとご質問にお答えいたします。

滝郷診療所の建築時期でございますが、昭和46年3月25日に完成ということで、38年が経過しておるところでございます。また、その構造は鉄筋コンクリート造りの2階建てで、その後は部分的な改修を行っているところであります。

そこで、議員がおっしゃられます今後の見通しについてでございますが、それについては

現在の旭市総合計画において、滝郷診療所の施設・体制については検討するということになっており、これから決めていくということでございます。特に平成24年度からは後期5か年計画が始まります。その中では現在の主治医であります磯村先生がこの先いつごろまで受け持っていただけることを検討しないといけません、医師不足と言われる状況の中で先々の主治医の確保も勘案して検討しなければならないと思っております。その上で結論づけてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） それでは、消防の火災報知器の件ですか、意外と設置が進んでいないと。これ義務化はされているんですが、やはり罰則のない努力義務ですから、法的義務でないんで、これは進んでいない原因になろうかと思えますけれども、やはりこの効果というのは相当あると思うんですね。火災報知器をつけた効果はどのくらい見ておりますでしょう。

○議長（向後和夫） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（菅谷衛一） それでは、設置したことによる効果でございますけれども、国や県から幾らかの奏功事例が示されておりまして、事例を申し上げますと、寝たばこでふとんが燃えて火災警報器が作動してぼやで消し止められたケース、あるいは台所のなべをかけたまま外出して、隣の人が警報器の音に気づいて119番し、火災に至らなかったケース、多数の奏功事例がございます。

設置することでどのくらいの効果が得られるか、これはアメリカの例でございますけれども、1974年に義務化されまして、35年前ということで一概にこれが当てはまるものでありませんが、義務化から普及率80%まで約13年、90%に至るまでには25年を要しています。この設置率の上昇に伴いまして住宅火災による死者数も減少して、設置率80%で4分の3、90%では2分の1にまで減少しております。このようなことから、設置率が上がることで十分な効果が得られるものと考えております。

以上です。

○議長（向後和夫） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） そうしますと、やはり相当な効果があると。これで消火器なんていうのは、これも備えつけが進められておりましたが、義務化はされておられません。ですから、今回消防で義務化されたのは、この火災報知器が初めてのケースであります。ですから、い

かにそういう防止力があるかということです。この今のアメリカの事例を見ても、90%で2分の1に減るということでございますので、これはぜひ安心・安全なまちづくりを進める旭市にとっても、もっと力を注ぐべきだと、こう思います。

先ほども申し上げましたが、安全のランキングね。私は昨年も火災が減っていたんで、この数値を見てびっくりしたんですが、昨年は減りました。しかし、建物火災は逆に増えているんです。減ったのは林野火災が減ったんです。これはやはり今、野焼きとかやらなくなったので、その効果だと思うんですが、建物火災は増えています。ですから、このランキングが全国806の中の724位なんです。下から数えるほうがずっと早い。ですから、この建物火災を減らせば、旭市の安全度ランキングは現在603位が、恐らく銚子市を抜いて300位ぐらいに、じき入ると思うんですよ。ですから、その点でぜひこれは普及させるべきだと、そう考えておるわけであります。

そして、これを見ますと、実際今もうだいぶ料金が安くなって、もう3,000円前後で買えるんですけども、階段に一つやって、各寝室に1個ずつやると、やっぱり4個か5個いるんですね。そうすると、先ほど申し上げましたが、幾ら義務化とはいっても罰則規定のない努力義務ですので、これやってもやらなくてもいいわけなんですよ。ですから、新築の場合はこれやらせられますが、ですからそういった点でこの普及を図るために何かお考えはありませんかでしょうか。

○議長（向後和夫） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（菅谷衛一） このただいまの安全なまちランキング、この724位というのは、ちょっと私ども確認しておりませんけれども、この普及についてはいろいろ苦慮しているところでございますけれども、現在行っている活動ですが、秋の火災予防運動あるいは3月に発行しております消防だより、これいずれも新聞折り込みでございますけれども、そのほか各地区で実施される産業まつり等のイベント、あるいは事業所における避難訓練などで早期設置の呼びかけを行っております。

また、7日で終わったんですけども、3月1日から7日まで1週間、春の火災予防運動がございまして、この期間中におきまして、防災無線や消防車両、広報車等によって広報を行っております。いずれにしましても、今後とも各イベント等積極的に参加しまして、全世帯の早期設置を目指して普及活動を展開してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（向後和夫） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） 署のほうの対応はもうよく存じ上げております。これは、あと市長が執行のほうにお伺いしたいんですが、この方式はもう先ほど言いましたように非常に値段も安くなっております。大量に買えばもっと安く買えるんじゃないかなと思いますし、一たんつけば、つけるのはビス2本で簡単に取りつけられるんですね。電源は電池ですから、電池は10年間交換しなくていいんです。ですから、1度つけばもう10年間は大丈夫だと。ただ、さっきも言ったように強制的に、要するに罰金がないですから、罰則規定ないですから、ですからその図る意味にも補助金というか、何かそういったようなことをして普及を図ってはと思うのですが、お考えをいただきたいと思います。火災を1件減らせば、もう全世帯に1個ぐらいずつ補助金500円1,000円出しても、それはもうペイできちゃうわけで、そういった意味でも、ぜひ安全・安心なまちづくりのためにも、そういったお考えはないでしょうか。ちょっとお願いいたします。

○議長（向後和夫） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 木内議員さんには、もう消防団長として本当にご活躍をいただいております。心から感謝をしておるところでございますけれども、今の質問の件、もうよく分かりました。補助金を出せるか出せないかまで含めて、木内団長あるいは消防長、消防委員会の皆さん方としっかり前向きに検討をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（向後和夫） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） どうも、ぜひそのようによろしくご検討願いたいと思います。

それでは、次に旭中央病院について伺います。やはり今期は皆さん大変ご努力なさって利益が相当出ている。4億4,700万円ですか、非常に増えて、当然いろいろな要因があると思いますが、努力なされた点をお願いします。

○議長（向後和夫） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 20年度予算より決算見込みが多かった理由なんですけれども、まず一つは、予算作成時点で収入は控えめに支出は多めにというような形で、まず予算計上は、これはしてあります。ただ一方、当院ではこの20年度からDPCを導入しております、その影響で収入アップが図られたというのが一つあります。また、さらに経費削減プロジェ

クトにより、在庫管理や購入の見直し等によりまして、薬品費、診療材料費の削減効果が高くなっております。薬品費の対料金収入比率なんですけれども、予算では24%に対して、この11月までの実績で対料金収入比率が23.3%ということで、予算比マイナスの0.7%減、それから診療材料費においても、収入比率が11.1%の予算に対して、これが10.8%になっておりまして、予算比でマイナスの0.3%減ということで、こういった影響により収益がアップ図られたものと思います。

以上です。

○議長（向後和夫） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） 経費の削減ということで、その経費の一つに、これは小さいことなんですけれども、患者さんの食べる食費、この経費がやはり見ますと相当下がっております。これは下がるのはいいんですが、質を落とされては困るわけであって、そういうことはないのかどうかお聞きいたします。

○議長（向後和夫） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 病院の食事なんですけれども、これは入院患者用ですね。まず給食材料費の19年度の実績なんですけれども、これが578円というものに対して20年度の実績、これが現在562円ということで、これは経営努力によって材料費の削減ということになっております。平成20年度に入院患者に対して退院する際に満足度調査というものをしております。食事はいかがですかという設問に対して、最もよい評価が6%、よい評価が31%、普通の評価が55%ということで、普通以上を合わせますと92%がよいというふうな形になっております。悪い評価である8%を大きく上回っておりまして、おおむね良好だったんじゃないのかなと思います。

ただ、病院の食事なんですけど、患者治療の一環として行っているものでありまして、中には減塩食等の一般とはちょっと味つけが違うものがあります。また、病室という特殊な所で食事をしていただくために、普通と異なった味覚を感じてしまうんじゃないのかなというふうに思います。今後も入院患者様に病院食をおいしくいただいていたいために、その盛りつけとか、そういったものに気を使いながら努力をしていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） 患者さんから食事がまずいと言われるのは、そういった減塩という影

響もあるかなということで理解をいたしました。

それとあと、定住自立圏が千葉県では館山市と旭市だけ候補地として選ばれました。これは大変、市はもちろん病院にとっても、これにもし該当になれば、恐らく候補地に選ばれたんですから、もう要件は満たしているんで、あとはいろいろな調整だと思うんですが、これに選ばれますと、交付税措置が相当優遇されます。当然病院にとっても、さまざまなメリットがあろうかと思います。そのメリット、もし病院あるいは企画課長のほうで分かれば、この定住自立圏に対して病院に対してどのようなメリットがあるのか、ちょっとお聞かせいたきたいと思います。

○議長（向後和夫） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、定住自立圏ということでございましたので、私のほうからお答えさせていただきます。

2月26日の新聞に、確かに全国で243の市がこの要件に当てはまるということで発表されております。医療関係なども、ここの中で中心市として周りと連携するというようなそういうまちづくりの方針を策定した段階で、多少お金がいただけると、そのようなものでございます。

具体的にメリットということでお話でございましたので申し上げますと、これはもう一つ条件として、うちのほうはなぜ該当になったのか、これの前提をお話いたします。平成11年以降、合併した市町村にあっては、その合併した市一つで定住自立圏が形成できると、そのような特例が認められました。去年の段階ではこれがちょっと不明でございまして、昼夜間人口比というのが一つの基準がありましたので、それで見ますと該当にならないと、そのような形で考えておったんですけれども、改めて去年の12月26日に要綱が示されまして、その中で合併市ということで、そうすると対象になるのかなとご相談申し上げたところ、対象になりますねということで回答をいただいたと、そういう状況であります。それが前提でございます。

ですので、旭市は合併1市ということで、平成12年の国勢調査を基にして旧旭市と周辺の町の昼夜間人口比を勘案して対象になるということでございます。これは具体的には旧市を中心地域として、周辺の市町村を周辺地域として定住自立圏方針というのを立てます。それを立てた段階で、国のほうでは特別交付税措置、これは額を言ってしまうと4,000万円程度想定すると。周辺の町村にも多少のお金を出せますよというような、そのようなことで

ございます。

ただ、あくまでも要件が合致しますよということでありますので、これについてはこれからそういった方針を立てて、それでこれは議会のほうにも承認をいただかなければ、これ出せません。ということで、そういうまちづくりが進められるのかどうか、中央病院を中心としてそういうことができるのかどうか、そういうことを検討して今後ちょっとやっていくものなのかなと、そのようには考えております。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） それでは、次にボランティアの活動状況について伺います。

現在16名の方々ということですが、このボランティアというのはどのような形で採用というか、応募というか、この窓口はどのようになっているのか。それと、やる時には当然誰でもというわけにはいかないでしょうから、ある程度面接あるいはそういうようなものがあるのかどうかお伺いをいたします。

○議長（向後和夫） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 病院の窓口でどのような採用基準かというご質問でございますが、これは病院の中の看護部が窓口になりまして、それで要望があった時に、それぞれお話を聞きながらお願いをしているというのが実態であります。

○議長（向後和夫） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） それで、活動内容は車いすで案内あるいは院内の草木の手入れ、この程度だというお答えでございますが、これを一歩進んで、もう少し進めている病院もあります。具体例を挙げますと、患者さんの病室まで行って話し相手になったりだとか、あるいはそのほかにも、ある程度車いすを押して検査室への移動だとか、そういうのもやっている所もあるようでございます。それには当然面接もあって、ちゃんとしっかりした人を採用、手伝っていただく。

そして、この効果が金額にすると物すごい金額だそうなんです。考えても単純に時間当たり750円ぐらいに計算しても、1日人数にもよりますが、何十万クラス、その病院だと四・五千万円ぐらいの経費削減になっているという報告でございますので、ぜひ旭中央病院も、これから再整備で新しい本館ができるんですから、そして手伝う方はどんな方々が手伝うかということ、病院で助けてもらった方とか、恩返しの意味でやるんだという方、あるいは自分

の家族がよくしてもらったから恩返しでやる、そういう方々ばかりだそうでございます。そして、中央病院の場合はどうか分かりませんが、100%ボランティア、交通費も食事も一切もらわないと、全くのボランティアということでございますが、中央病院の場合はその食費あるいは交通費ぐらいは出しておられるのか、それから今後そういうお考えがあるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（向後和夫） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） お答えいたします。

ボランティアにつきましては、ご指摘のようにうちは全国的にもまだ遅れているほうであります。先進的なところはもうけたが違う。例えば全自病の今、会長病院であります赤穂市民病院180人、諏訪中央なんてなりますと500人だとか1,000人だとか登録のボランティアの方がいらっしゃって、かなり今おっしゃるとおりの病室まで出かけて患者さんの直接お相手をしていただくというふうなこともしております。そのようなことで、この部分につきましては、うちはまだ大変遅れておりますので、何とかこの方面につきましても充実させていきたいというふうに思っております。どうしたらいいかということは、いろいろまた各方面のご意見をいただきながら進めていきたいと思っております。

それから、今当院におきましては、ボランティアをやっていただける方には年1回、健康診断を無料でやっていただくと、そのようにしております。そのほかにつきましては日当のようなものはお出ししておりません。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 1日当たりの交通費として500円だけ支出しておるだけでございます。

以上です。

○議長（向後和夫） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） 分かりました。ボランティアの効果のもう一つは、その職員の心構えも、ぐっと変わったという事例が報告されております。ボランティアの方々が一生懸命やっているの、職員がなお一層、一生懸命やるようになったと、そういう隠れたいい効果もあるようですので、ぜひそちらのほうもボランティアではちょっと遅れていますので、ぜひご検討していただければ病院経営にも大いにいいのかなと、こう思いますので、よろしくお願い

いいいたします。

それでは、次に滝郷診療所について伺います。ただいま利用状況を伺いました。月約650名というと、例えば3日半しか今やっていないんですよね。1日どのぐらいなのか。

あとちょっと推移を見たいんです。過去、患者が増えているのかどうか、分かりましたらその分かる範囲で結構ですので、今までの過去1年で結構です。1日当たりとかデータ持っていましたらお示してください。

○議長（向後和夫） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、お答えいたします。

20年度だけでもよろしいでしょうか。

（「いや、その前ももし分かれば。分からなければいいです」の声あり）

○保険年金課長（増田富雄） じゃ18年度からでよろしいですか。

（「トータルはあれでしょう、もっと前から」の声あり）

○保険年金課長（増田富雄） ありますけれども……

（「私は推移を見たいんです」の声あり）

○保険年金課長（増田富雄） 分かりました。

それでは、患者数から申し上げます。11年度6,130人、1日平均25.3人です。12年度7,193人、29.5人。13年度6,382人、26.3人。14年度8,731人、35.8人。15年度7,119人、29.3人。16年度8,187人、34人。17年度8,133人、34.3人。18年度8,876人、37.3人。19年度8,115人、33.4人。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） そうしますと、やはり年々患者数増えているんです。そして、年度によってちょっと減るのは、これは多分、先生が代わった時に減ると思うんですよ。ですから、今の先生の前に青葉クリニック開業された小林先生、あの方がいる時やっぱり増えて、こちらへ開業したら患者さんが一緒にみんなついてきちゃうんですね。それで減っちゃうんですが、すぐこうやって回復するんです。今現在もこれだけの患者数がいるんで、当然利益も出ていようかと思えます。利益はどのぐらい出ているのか。そして、先日聞きましたけれども、基金が幾らぐらいあるのか。それちょっと併せて教えてください。

○議長（向後和夫） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

- 保険年金課長（増田富雄） それでは、滝郷診療所の収支の状況について申し上げます。

まず合併後でございますけれども、17年度でございますが、2,075万7,000円の決算の剰余金が出ました。その2分の1を基金のほうに積み立ていたしますので、1,042万4,000円を基金に積み立てたものでございます。

18年度でございますが、1,931万8,000円の決算剰余金が出ました。そのうち970万円を基金に積み立ていたしました。

19年度でございますが、1,680万8,000円の決算剰余金、そのうち900万円を基金に積み立てたものでございます。

20年度につきましては、まだ終了してございませんので、その剰余金がどのくらいになるかまだ分かりません。

基金の残高でございますけれども、20年度末に予定でございますけれども、4,020万円ほど見込んでおるものでございます。

- 議長（向後和夫） 木内欽市議員。

- 11番（木内欽市） ありがとうございます。

ですから、次の質問に移るわけなんですね。患者数も増えていて利益も立派に出している唯一の施設なんじゃないでしょうかね。それで、基金も既に4,020万円もあると。ですから、次、建て替えのほうの質問ですから、そうしますと先ほどの答えでは磯村先生の都合とかという話で検討していくということですが、検討ということは、さっきの話を聞いていると、磯村先生がもしも来られなくなると、そうすると建物も既に耐用年数あと1年で切れる、39年。廃止も含めて検討ということもあり得るというわけですね。

- 議長（向後和夫） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

- 保険年金課長（増田富雄） その辺の検討でございますけれども、今、総合計画の中で前期のほう、これが23年度まで続くんですけども、24年度から後期の基本計画が始まるわけなんですけれども、その後期の計画の策定が来年22年度、23年度の2か年で検討していったら、24年度以降の後期のほうを策定していくということでございます。その中で先ほど申し上げましたように主治医であります磯村先生、どのくらいやっていただけるか、あるいは今、中央病院のほうもそうなんですけれども、医師不足の中でこれから医師がどのように確保できるかということ、その辺を総合的に検討して滝郷診療所のあり方について策定していくとい

うことでございます。そういうことでございますので、ご理解のほうよろしく願いいたします。

○議長（向後和夫） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） だいたいのお考えは分かりましたよ。それまで週5日が3日半になったと。これでお医者さんが来なければというようなニュアンスが、それではじゃ何で中央病院はよその市町まで医師を派遣しながらやっているのに、この直営の診療所、この地域で唯一の医療機関なんです。東庄町にあった先生もなくなっちゃうし、西側はもう萬歳の穴沢医院さんしかありませんし、東側はお医者さんないんですよ。それで、中央病院は患者が集中していて、少しぐらいのやつはよそで診てくれと言っているのに全く矛盾しているんですよ。患者は年々増えている。しかも、利益も出ている。剰余金もある。市のお金一銭も使わなくなっちゃって直せるんですよ。

私もきょうも見てきましたけれども、もう床はぐらぐらいつちゃっているし、点滴だって、あれは本来点滴やる部屋じゃないと思うんです。倉庫かなんかだった所を使っていると思うんですよ。点滴のいすあれですよ。このぐらい60センチ、私なんか寝たら落っこっちゃいますよ。それがただ2個置いてあるだけで、そこで点滴やっているんです。多い時は廊下でやっているんですよ、患者が。よく我慢していると思いますよ。それで暗いから直してくれ。それは建物の構造上、無理だと。であれば、もうくどいようですが、定住自立圏の構想でもガイドラインにも出ていますでしょう。大きな病院を核として、あとは診療所を充実させなさいとうたっているわけですよ、今の進めている中にも。全くそれと逆行しているふうに私はとれるんです。先生が行くかどうかといったって、あんな古い建物の所、行ってくれと言ったら先生嫌がりますよ。

ちょっと例を挙げると別ですが、すぐ近くに滝郷駐在所があります。やはり日陰の日の当たらない所に駐在所があったんです。当時はお米が貴重ですから田んぼを埋め立てて、そういう所は造らなかったんですね。ですから、今の診療所もそうだと、保育園もそうだと思うんです。ところが、今はもうあの前の畑、田んぼは全部もう昔は苗代場で一等地で誰も提供してくれる人いなかったんですが、今は全部、耕作放棄地になって7反か8反あるんです、そのままそっくり。

滝郷駐在所の場合には要望が出て、当時町は土地代高かったです。300万円ですよ、出したのは。300万円で用地だけ、駐在所の用地だけ確保したら、あとはすぐもう駐在所を建ててくれたと。もう来ている駐在さんは非常に喜んでいますよ。地域のためによくやってくれ

ています。おかげで評判もいいです。毎年、異動時期になると、地区の方々から異動しないでくれって嘆願書出るくらいなんです。全く地域に溶け込んで、よくやってくれております。

ですから、診療所も今もう土地なんかあの辺100万円か200万円で買えちゃうんですよ。ですから、そのあいている田んぼを買って、そこへ建てるのが何ですぐスムーズな答えもらえないのかなと、ちょっと不思議なんですけど、どなたでも結構です。お答えがあればいただきます。課長だけでなく、病院関係どなたでも結構ですが、私の意見にお答えいただければください。

○議長（向後和夫） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） これ以上、課長にお願いをするのはかわいそうでしょうから、私のほうから答えたいと思います。

今の木内議員のお話、もう十分よく分かりました。一番やはり問題になるのは、医師が確保できるかどうかという問題だろうと思います。その問題になってきますと、もう中央病院のほうと相談をする以外にないだろうと思いますので、中央病院と相談をさせていただきながら、前向きの形で進めるように努力をしたいと思います。

○議長（向後和夫） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） 市長からそういうお答えいただいちゃうと、これ以上言いづらくなっちゃいますが、本当にくだいようですが、切実な問題なんです。あるものがなくなっちゃうと、もうできないんですね。ですから、今まであったものをなくされるということは、非常に抵抗ある。それはもう銚子市の市立病院見てもよくお分かりだと思います。これはもう地区の願いなんです。ですから、お願いをしたいと。

そして、今、医師の派遣の問題ありましたが、病院を定年なされた先生でも十分結構なんです。そして前にいたオヨカワ先生は家族でその2階に住んでいらっしゃって、4人家族か5人家族で住んでいらっしゃって、そこから学校へ通って、そうやって見ていただきました。ですから、恐らく建物を建ててもらえれば来てくれるという先生は必ずいるはずですよ。今これから医療をなかなか開業するといったって厳しいでしょうから、自分で医療器具をそろえて開業する先生というのは、まして病院関係の方ならお分かりだと思いますが、だんだんお医者さん、医療は、医院・病院は厳しくなっていくわけですから、そういった中でやはり建物を確保すればお医者さんは必ず来てくれますので、ぜひよろしく願いをいたします。

以上で私の質問終わります。

○議長（向後和夫） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

伊 藤 房 代

○議長（向後和夫） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（４番 伊藤房代 登壇）

○４番（伊藤房代） 平成21年第１回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

今回、私は５点の質問をさせていただきます。

まず１点目、高齢者困りごと支援事業について、２点目、地球温暖化に対するエコについて、３点目、民生委員の役割について、４点目、出産育児一時金について、５点目、子育て応援特別手当について質問いたします。

まず１点目、高齢者困りごと支援事業について。

高齢者が安心して生活できるよう応援することはできないか質問いたします。例えば70歳以上の方で独居または高齢者のみの世帯で旭市に住んでいる方を対象に、内容として、電球・電池の交換、軽い家具の移動、カーテンの交換、荷物の上げ下ろし、重いごみの運び出し、郵便物の梱包など日々のちょっとした困りごとをお手伝いするサービスで、利用可能な内容として、専門的技術を必要としない、30分以内でできる、継続性のないもの、介護でなく気軽に頼めるようなもの、無料で頼める、お手伝いをしてくださるサポーターも募集してアルバイト的な雇用もできるのではないのでしょうか質問いたします。

２点目、地球温暖化現象に対するエコをどのように補助を考えているか質問いたします。

旭市は理想的な自給自足のまちではないのでしょうか。風力発電に対しては海上、飯岡地域に建てられています。しかし、旭市全体から見れば足りないのではないのでしょうか。21年度予算、１月19日に提出になっています住宅用太陽光発電への補助金創設201億円となっています。額的には１家庭当たり21万円から25万円補助となっております。旭市としまして、どのくらいの家庭に実施するか、その計画を質問いたします。

３点目、民生委員の役割について質問いたします。

先日、15歳の娘が母を殺してクローゼットに２週間から３週間放置され、分らず腐敗した状態で見つかったという事件がありました。その事件は、１階と２階で夫婦・家族が家庭内別居で複雑な家族形態でした。ご近所の方は内情は分からないようで、声をかけても知ら

ん顔であいさつしない、ごみ出しの時も知らん顔で、すぐに帰ってしまって何をしているかわからない状態だと言っていました。もっと早く家族別居のこと、母と娘、夫と父親の何がどうなっているのかを分かってあげて相談に乗ってれば、娘が母親を殺すことまでにいかなかったのではないかと考えます。

近所の人が声をかけても何も話さないし、個人情報に立ち入ることはできないのではないのでしょうか。しかし、民生委員の役割は、社会福祉課長が話してくださった民生委員の職務は社会的な弱者、独居老人の方、高齢者世帯の方、それから生活保護を必要とする方、また児童虐待や配偶者暴力、そういうような被害をこうむる方などへ支援及び援助を行うということで、住民福祉の増進という部分が民生委員の本来の責務とありました。その中で住民福祉の増進という面で、近所の住人では個人情報の部分まで立ち入って近づくことはできないのではないのでしょうか。民生委員の方は、その役割でその家庭の訪問もできると思います。悩みも一緒に相談に乗ることもできるし、自分で抱え込まず、必要に応じて関係機関へ連絡し、活動を小まめに徹底できるのではないのでしょうか。もう少し丁寧な活動範囲を増やしながら、研修の中に役割の徹底はできないのでしょうか、質問いたします。

また、年間の報酬も予算を組んでいると思います。細かく活動を促すことはできないのでしょうか、質問いたします。

4点目、出産育児一時金について質問いたします。

出産に直接要する費用や出産前後の健診用等の出産に要すべき費用の経済的負担の軽減を図るために支給するものとあります。給付金額は35万円、平成21年1月より産科補償制度加入分娩機関で出産した場合、3万円加算となりますが、国としては一律1月より38万円、10月からは42万円となっています。また、医療機関への直接支払いについても、今回の国庫補助の支給対象を、医療機関等に直接支払う保険者に徹底とあります。立て替えて支払うより、直接に医療機関に支払うことを徹底することはできないのか質問いたします。

5点目、子育て応援特別手当について質問いたします。質問並びに提案いたします。

平成20年度第二次補正予算に計上されました総額651億円、給付費616億円、事務費35億円、全額国庫負担とありますように、平成20年度において小学校就学前3年間に属する平成14年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれ、平成20年3月末において3歳から5歳の子であって、第2子以降である児童170万人程度、第2子以降の判定については、高校卒業18歳までの子を基礎とする。外国人については、外国人登録原票に登録されている者であって、正規在留者に限る。短期滞在の在留資格を除く。支給額は、支給対象児童につき3万

6,000円、1回払い、支給先は支給対象となる子の属する世帯の世帯主、支給基準日である平成21年2月1日時点の住民基本台帳、外国人登録原票の情報を活用。支給手続き、各世帯主からの申請に基づき支給。所得制限、所得制限を設けるか否かは各市町村がそれぞれの実情に応じて判断となっています。所得制限を設ける場合の下限は定額給付金と同様とし、所得制限の判定は世帯主の個人所得により判定する。世帯所得の合算はしないとあります。旭市としては、所得制限はどのように考えているのか質問いたします。

申請期限は各市町村における申請受け付け開始日から6か月以内となっています。旭市の広報に徹底して掲載をするように提案いたします。

以上で質問を終わります。

○議長（向後和夫） 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは、私のほうから1番目の高齢者の困りごと支援事業についてご回答申し上げます。

確かに伊藤議員おっしゃるとおり、ひとり暮らしの高齢者、または高齢者だけの世帯では、ちょっとしたことで困ることが多くなると思います。ご指摘のような公的なサービスではなく、インフォーマルなサービスは一部の都市部の社会福祉協議会で実施しているところがあるようです。利用料金は中野区の社協のように無料のところや豊島区社協では1回当たり300円、千代田区社協では1回200円といったところです。

このように都市部の一部、近所付き合いの希薄なところでは、「隣の人は何する人ぞ」的なところがあり、ある意味で必要なサービスになってきているのかもしれませんが、旭市では、公的なサービスはシルバー人材センターなどの利用だけで十分だとはもちろん考えておりませんが、ご指摘のようなサービスについては、近所の方々や民生委員さんなどの地域の力で解決できるよう社協や地区社協などを通してお願いし、またこのためにはコミュニティの育成などを推進したいと考えております。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは2番目、地球温暖化現象に対するエコについて、住宅用太陽光発電設置者への補助の関係でございます。これについては、国、経済産業省が「低炭素社会づくり行動計画」の中で今後の太陽光発電の導入量を2020年、平成32年に現在の10倍、2030年、平成42年には40倍とし、その呼び水として今回の補正予算で住宅用太陽光発電の導

入補助に201億円を計上しております。

国の補助制度については、住宅用太陽発電システムを導入した場合、最大出力1キロワット当たり7万円、限度額として70万円となっております。

また、県内の状況ですけれども、9市が独自の補助をしております。9市については千葉市、市川市、柏市、市原市、我孫子市、木更津市、浦安市、袖ヶ浦市、印西市がやっております。補助金額については各市により異なりますが、平均すると1キロワット当たり約3万円、限度額は3キロ程度で12万円が多い状況です。

本市においては現在、市独自の補助制度はありません。国の補助制度、今、受け付けを始めている段階ですけれども、これを利用していただきたいと考えております。今後については近隣等の動向を見ながら、市としても対応を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（向後和夫） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、3番目の民生委員の役割と、それから5番目の子育て応援特別手当につきましてご答弁申し上げます。

民生委員の役割につきましては、住民の生活状態を必要に応じ把握し、援助を必要とする人の生活に関する相談に応じ、必要な助言や援助、福祉サービスを適切に利用するための情報の提供、福祉事務所や関係行政機関の業務に関する等の活動を行っていただいております。

しかしながら、民生委員さんが地域の個人情報すべてを把握するということは極めて困難でございます。地域福祉の増進に当たりましては、市や民生委員さんだけで図れるものではございませんので、地域の住民の皆さまのご協力があってなされるものと考えております。今後は地域住民にも民生委員活動をよりご理解をいただき、そしてまた地域住民の方々の民生委員さんへの協力をいただきながら、活動の充実が図れるようお願いしてまいりたいと考えております。

民生委員活動はあくまでもボランティア活動でございまして、その活動が円滑に図れるよう、報酬ではなく、活動補助金ということで交付をさせていただいているところでございます。

続きまして、子育て応援特別手当の所得制限を設けるのか、そしてまたPRをどう実施するのかという部分についてお答えを申し上げます。

事業の内容につきましては、議員から詳しくご説明あったとおりでございます。この手当のそのものは、生活対策の一環としまして、多子世帯の幼児教育期の子育て負担の軽減を目的としております。したがって、所得制限は設けずに支給をさせていただきます。

PRの関係でございますけれども、確かに同じ年ごろのお子さんを養育されている家庭でも、対象となる家庭と対象外となってしまう、そういう家庭があるなど制度そのものが分かりづらい、そういう理解していただきづらい部分もございますので、議員のほうからご提案のありましたように、申請漏れが生じないように市の広報によって周知の徹底を図っていきたいと考えております。

そしてまた、保育所、幼稚園に制度のリーフレット等を配布をしまして、十分に漏れのないように周知していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（向後和夫） 保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、4番目の出産育児一時金について、本人が立て替えて支払うよりも市で直接、分娩医療機関へ支払うように徹底できないかということに対しましてお答えいたします。

議員がおっしゃられましたとおり、国では現在、今年10月から4万円を引き上げることに際して、分娩医療機関へ直接支払うことを条件に、そのうちの2万円を国庫補助金で補てんできるように検討しているところでございます。そのような中で旭市では既に出産育児一時金の受取代理制度を取り入れており、すべての方というわけではございませんが、直接医療機関へ支払っているところでございます。そこで、広報及び関係機関へのさらなる周知により、その増加に心がけてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 一般質問は途中ですが、11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 7分

再開 午前11時20分

○議長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、伊藤房代議員の一般質問を行います。

伊藤房代議員。

○4番（伊藤房代） それでは、1点目のところの高齢者困りごと支援事業についてでございますけれども、今後ぜひ中野区のように無料でできるように検討していただければと思いま

すので、次の質問に移らせていただきます。

2点目の地球温暖化現象に対するエコについて、太陽光発電への補助についての質問でございますけれども、経済産業省では太陽光発電の利用を促進するため、1月13日から導入補助金制度を再開、一般家庭などで出る太陽光による余剰電力を10年間、電力会社が通常の2倍の価格で買い取る新制度も導入する。こうした動きを追い風にして、太陽光発電関連業界では太陽光パネルの設置を希望する世帯は確実に増加するとの見方が広がっています。

そこで、ぜひ旭市としまして、クリーンなエネルギーとして地球温暖化現象に対するエコ対策として市を挙げて考えてはと思いますが、いかがでしょうか。

- 議長（向後和夫） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

- 環境課長（平野修司） 先ほどちょっと間違いがありまして、訂正したいと思います。県内のやられている状況9市のうち私、木更津と申し上げましたが、木更津市はやっていなくて、君津市の誤りでした。申し訳ございませんでした。9市自体は変わりません。

次に、太陽光発電の補助関係でございますけれども、確かに言われるとおり、今、国のほうでは平成7年から第1回目の補助制度をやっているとして、17年にこの制度をなくしております。今回、再度省エネ的なといいますか、環境に配慮した施設に対して補助制度ということでき上がったものです。旭市においても当然これについてはやっていきたいと思っているんですけれども、状況等を見ながら、うちのほうでどこまでできるかという形のものを考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 議長（向後和夫） 伊藤房代議員。
- 4番（伊藤房代） 今の現在の計画はどのような計画で今おりますでしょうか。お伺いいたします。
- 議長（向後和夫） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

- 環境課長（平野修司） 先ほど私のほうからお話ししましたように、現在9市でやっている。旭市は現在やっていないので、近隣等を見ながら考えていきたいという形ですので、今の現在のあれとしては近隣の状況を見てというふうに考えております。
- 議長（向後和夫） 伊藤房代議員。
- 4番（伊藤房代） ぜひ補助金創設を考えて今後、頑張って市としてもやっていただければ

というふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、4点目のところの出産育児一時金についての再質問をさせていただきます。

現在、直接医療機関に支払うことのできない方に対して、例えば現在滞納があったりすると、その分を差し引いた額で支給される場合もあると聞いておりますけれども、今後はどのように市としては考えていくのか質問いたします。

○議長（向後和夫） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、お答えいたします。

滞納世帯に対しまして、どのようにやっていくのかということでございますけれども、納税の公平性という観点から申し上げますと、その辺についてはやはり難しいのかなというふうに考えておるところでございます。現状といたしまして、国保税に未納がある方への現金給付、出産育児一時金あるいは葬祭費等も含めますけれども、その方につきまして窓口で支払うという形で、その時に滞納額に対しまして全額もしくはその一部について充当していただくように窓口で指導しているところでございます。また、この辺につきまして近隣の市町においても同様のような措置をとっているところでございます。

いずれにしましても、結論につきまして今後の国の動向、あるいは県下市町村の検討状況を考慮いたしまして、決定していきたいと考えておるでございます。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 伊藤房代議員。

○4番（伊藤房代） 出産に要すべき費用の経済的負担の軽減を図るためにも、ぜひすべての人が直接に医療機関に支払うことを徹底することはできないか再度質問いたします。

○議長（向後和夫） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 今申し上げましたとおり、やはり滞納のある方につきましては、その都度、窓口で折衝していきたいというふうに考えておりますので、その辺どうぞご理解をお願いいたします。

○議長（向後和夫） 伊藤房代議員。

○4番（伊藤房代） ぜひ窓口で相談に乗っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、5点目の子育て応援特別手当につきましてでございますけれども、知らない人も多

くまだまだいると思いますので、広報あさひに徹底して掲載し、また保育所、幼稚園などの関係機関とも連携し、支給対象児童について事前に子育て家庭への周知、徹底をし、一人も漏れることなく期間内に支給されるようお願いをして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（向後和夫） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

日 下 昭 治

○議長（向後和夫） 続いて、日下昭治議員、ご登壇願います。

（ 13番 日下昭治 登壇 ）

○13番（日下昭治） 議席番号13番、日下昭治です。平成21年第1回定例会において一般質問を行います。

昨今、世界的な大不況の中で自動車産業をはじめとした外需産業等によって経済が支えられている我が国にとっては、なおさら厳しい状況となって株価にあらわれ、また失業者が増え、その影響が市民生活までに迫ってきております。

しかしながら、市政は新病棟建設や合併特例債事業など有利な財源であるとし、合併バブルのごとく事業を進めています。今後も続くものと考えられます。経済不況と人口減少により税収や交付税も減ることが推測できる、あまりにも悪い条件が次々と重なり、これから本当に旭市は健全な財政を維持できるか疑問視する声もあります。

国政でも将来の日本のあり方等について話題となっているようですが、私も昨年の9月定例会において、豪華客船タイタニック号の沈没事故に例え申し上げましたが、旭市にとっても、地域にとりまして、中央病院は重要な施設であると認識していますので、なおさら病院や市の行く末が心配になります。

このようなことから、市政に対する疑問や話題の中から幾つか取り上げ質問します。質問は大きく分け3点、細目では10項目になります。市長をはじめ執行部の皆様には漏れのないよう簡潔な答弁を期待します。

では、通告に沿って順次行います。

初めに、入札及び工事の執行等についてであります。我が旭市では19年10月よりダイレクト入札を採用し、今日に至っていますが、ダイレクト入札についても長所が多い反面、短所もあるのでと考えられますが、指名競争入札と比べれば透明性のある入札制度であり、ほとんどの自治体で取り組まれていることと思います。

ただ、最近の入札公告等の状況を見てみると、中止あるいは不調になり、改めて再度公告されていることが多く感じられる。指名競争入札の場合は、受注を希望しないときでも指名された業者は参加しなければならなかったと思いますが、ダイレクト入札ではそのような制限も受ける必要がありませんから、工事によっては受注希望する業者も少なくて、入札を延期しなければならないこともあると思われるが、私個人として感じられることは、指名競争入札と比較すると受注業者の範囲が広がったように感じられます。特定の業者のみの受注でないとするば、いい傾向にあると思います。

そこで、まず第1点目、ダイレクト入札取り組み後、約1年半になりますので、応札参加業者数、落札業者数の傾向、落札率についての状況の報告を求めます。

2点目、設計図書に基づき入札公告され、入札が執行されることとなると思います。落札業者が決定されたら契約を交わされると思いますが、時には設計変更しなければならない場合も発生すると思います。その際はどのような手続きをされるのか伺いたい。

3点目、設計変更はどのようなときに行われ、どの程度まで認められているのか。

4点目、工事を施工する際はどのような届け出がなされ、また検査はどのように行われるかを伺います。

2点目の環境シンフォニック問題について伺います。

この件については17年度、合併後の初の定例会でも取り上げていましたが、旧干潟町において16年12月27日付で申請された一般廃棄物処理業の許可を翌17年1月14日付で許可された後、その後、干潟町として県よりの指導を受けた結果、瑕疵ある許可であったことが判明し、業者に対し、許可の取り消し処分を行ったと伺っていました。その後は業者からの不服申し立てもなかったと聞いていましたので、すべて解決したものと思っていたら、先月7日付の千葉日報の記事の中で、旭市が業者から工事費など約8,600万円の損害賠償を求められ、提訴されていたという記事が掲載されていた。しかも、記事の中で既に第1回の口頭弁論が終わっていたと書かれていました。

第1日目、高橋議員の質問の答弁で、シンフォニック以外にも市ではございませんが、病院関係で係争中もしくは告訴されている件があるような報告があったわけですが、裁判等行われる場合は相手があり、受けなければならないわけであり、弁護士の依頼も必要となります。費用等の支出も想定されることもあると思います。議会に対し報告義務はないかもしれませんが、新聞を見て知ったということではなく、議会には状況を報告してもいいのではと私は感じました。その点も踏まえ、3点について伺います。

第1点目、提訴されるに至った詳しい経緯について。

2点目、一般質問初日の高橋議員の質問に対しては、係争中であり弁護士より口どめされているから今後の対応については申し上げられないと言われていましたが、もう少し報告する責務もあるのではと私は感じたが、その辺について市長はどう考えてられるか伺います。

3点目、瑕疵の責任は、許可した当時の干潟町、いわゆる引き継いだ市になります。瑕疵がある以上、敗訴は避けられないものと思います。そうなりますと賠償責任が発生しますし、市としても弁護士費用や損害賠償費を支払う義務が発生します。その際の負担をどう処理されるのか、市長の見解を伺いたいと思います。

大きな項目、中央病院の経営形態について伺います。

まずその前に、自治体病院でありながら、開院以来56年になりますか、赤字経営をすることなく現在のような偉大な病院を造り上げてきました初代室橋院長、また現院長の吉田院長はじめとする病院職員の努力の成果であろうと深く頭の下がる思いです。また、投資額の大きい病院再整備事業を施工されても、単年度収支では一時的には赤字に転じても、将来に向けては黒字経営が維持することが期待できると何度も説明されております。そのような状況下にあっても、昨年5月より総合病院国保旭中央病院の経営形態等に関する検討委員会が設置され、スタートしました。私も検討委員の一人として参加し、都合5回の検討委員会を経て、10月6日、市長に検討結果を報告しました。

その内容については、1として、地方公営企業法全部適用、2、地方独立行政法人制度、3、公設民営方式、指定管理者制度ですね。4、民間移譲の4点について提示され、検討したわけですが、1と4は検討外であり、2の地方独立行政法人制度と3の公設民営方式について検討されたわけですが、検討委員会としての報告については基本的な方向性、望ましい姿を出せばいいことであり、結論は市長が下すものであるということだったと記憶しています。答申を受けられた市長は、検討委員会でよく検討されており、公設民営方式、これにまさるものはないであろうと結論出された結果、10月20日、議会への説明をし、終了したら記者発表を行い、できるだけ早く病院職員の説明会を行うことが必要であろうとしていたと記憶しています。

私は検討委員会の一人だったからとして、市民有志グループが過日新聞折り込みをした「旭中央病院が危ない」というチラシに対して、決して釈明をしているわけではありません。ただ、市長が昨今言われていることをお聞きしますと、10月当時とはだいぶ変わってきているのではと感じられますので、その点も含め3点について伺います。

1 点目、昨年12月議会の市長政務報告の中で、中央病院の経営形態について触れられています。旭中央病院は旭市にとって、なくてはならない財産であり、とりわけ経営形態については慎重に、かつ時間をかけ、調査研究することが必要で、また議会及び市民からも意見を聞かなければならないことであると報告している。また、12月議会では多くの議員より経営形態について質問されましたが、答弁された内容が質問議員間で違っているのではと感じられる。また、本定例会の答弁では、経営形態についてはわきへ置いておくという発言をされている。それらの点について、はっきりすべきと感じられるが、市長の見解を伺います。

2 点目、検討委員会の今後のあり方についてですが、当初、私としては、ある程度の方向性が出ましたら検討委員の役目は終わるものと思っていました。市長に答申後も2回開催されています。その内容等については、市のホームページに掲載されているように、答申前に検討しなければならなかったような議論が持ち上がってきているが、その点について市長はどう理解されているか。それと、中央病院の将来構想をどのように描かれたのか伺います。

3 点目、最後の質問になりますが、病院再整備計画で示された事業性については、一時的な単年度収支での赤字は出るが、平成37年までは黒字経営を維持することはできると言われてきている。将来、永久的とはいかないまでも再整備事業の終了後10年間くらいは公設公営、要するに今のまま維持することができないのか、市長及び事業管理者である吉田院長のご見解を伺います。

以上で1回目の質問終わりますが、再質問は自席にて行います。よろしくお願いします。

○議長（向後和夫） 日下昭治議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 日下議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず環境シンフォニックの問題でございますけれども、この問題に関しましては5日の日に高橋議員の質問に総務課長が答えさせていただきました。そのとおりでございます。現在係争中の案件であり、今後の裁判のためにも責任についての言及は差し控えさせていただきたいと思います。

次に、中央病院の経営形態等の質問でございます。私の答えがぶれているんじゃないのかというお話でございましたけれども、私は答弁がぶれているという思いは全く持っておりません。あの当時のことを思い出していただければ分かりますけれども、検討委員会から報告をいただいて、そしてワーキングチームをつくって、より深く掘り下げていくというお話を

させていただきまして、それについてこうする、ああするという問題はまだ答弁をさせていただいた覚えはありません。

それから、この旭市が発展していくためには、旭中央病院を生かしたまちづくりというのが、これはもう私の政策でもありまして、持論でございます。それに沿って検討委員会をお願いをして検討をさせていただいたわけでありまして、経営形態のみの検討をお願いしたわけでは決してございません。検討委員会から出していただいた提案は基本的な方向性の一つであり、尊重すべきものであることには変わりなく、そのため少し継続して調査研究をお願いをしていくということでございますので、そのような方向でこれからも進んでいきたい、そのように考えております。

それと、この間も申し上げましたけれども、中央病院の経営形態等の問題でございますけれども、一番大事なのは中央病院の中が1枚にきちんとまとまって、そして対応していただくというのが一番の基本であります。同時に大勢の皆さん方の命を預かっている病院でございますし、この東総地域と言いますよりも、医療圏にあっては中央病院がなければ医療状況というものが本当にもう困ってしまうというのは、もう皆さん方もお分かりのとおりでして、そのために中央病院にしっかりしていただかなければならない。同時に、より一層グレードアップをして中央病院の持っている高度医療技術というものをしっかりと患者のために使っていただく、そのために精いっぱいの後援をしていく、応援をしていくというのが私の考えでありますから、そういった方向で今後も進んでいきたい。こういった中でありますから、取りあえず再整備に全力、この間も答えさせていただきましたけれども、経営形態等の問題はこの際、考えの外に置きたい、そのように考えております。

○議長（向後和夫） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 病院のこと、今、市長のご答弁ありましたように経営形態に関しましては、しばらくわきに置いて再整備事業に専念したい、このように考えております。

それから、前のときのこのまま不可能なのかということですが、前の、うちの病院は変わらず、今のままでとにかくやっていきたいというふうに思っております。ただ、病院が変わらなくても社会がどんどん動いておりますので、いずれ社会に合わせなくちゃいけないだろうというふうなことは言えると思います。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） それでは、1番の入札及び工事の施工等についてのご答弁でござい

ます。

まず第1点目、ダイレクト入札採用後の入札参加数及び落札率の状況等でございます。建設工事に係ります郵送・事後審査方式制限付一般競争入札、いわゆるダイレクト入札の参加数でございます。それと落札率でございます。先ほど議員申し上げられましたように平成19年10月から導入いたしておりますので、まず最初、平成19年10月から平成20年3月までの19年度の後半の6か月間、これが入札参加数が件数ですけれども、56件、それから入札参加の会社数ですね、356社、平均で6.4社の参加となります。落札率は平均で79.23%でございます。また、本年度、20年4月から現在まで、21年2月までの11か月間でございますけれども、入札の案件につきまして84件、414社の参加で平均で4.9社の参加となります。落札率は79.32%でございます。

次、2番目の設計変更の手続き、それから3番目の関連しますけれども、設計変更はどのような場合ということですね。それから、4番目の工事の施工はどのように、これは入札事務というのは私ども財政課でやっておりますけれども、執行の部分になりますと、この間も申し上げましたように担当課の所管になります。具体の事案は担当課のほうの所管になりますので、よろしくお願い申し上げます。

ただ、一般論として私のほうから申し上げます。設計変更の手続きでございますけれども、これにつきましては契約約款の中に規定されておまして、これに基づいて受注者からの請求によるもの、あるいはこちらの発注者からの要求に基づいてやるもの2種類ございます。

3番目の設計変更はどのような場合に行うか、どの程度まで認められているかということでございますけれども、これも関連するわけですが、設計変更は先ほど申し上げましたように契約約款の中の19条、20条に規定されておまして、例えば設計図書と工事現場の状態が異なる場合、あるいは設計図書の表示が不明確な場合、設計図書に示された施工条件等が現地と一致しない場合、あるいは工事の施工条件等について予期しないような状況が発生した場合等々あります。このような場合には設計変更が行われる。設計図書を訂正または変更する、あるいは工期または請負代金の変更もあるということになります。

また、設計変更はどの程度まで認められるかということでございますけれども、これはさっき言いましたように個々の事案によってまた違ってまいります。いろいろなところがあるわけでございますけれども、これは国・県等の機関の運用基準等を参考に各課で対応していると聞いております。

それから、4番目の工事の施工はどのような届け出や検査を行うかということでござい

すけれども、これも所管の担当課になるわけですから、一般論として申し上げますと、例えば工事着手届、技術者選任通知届、施工計画書、工程表、材料承認願、工事完成通知書等々ございます。工事の完成後は検査を実施して、検査調書といったようなのが出てきてまいります。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 私のほうからダイレクト入札の状況についてお答え申し上げます。

病院におきまして、平成20年1月からダイレクト入札を実施しております。これまでの入札件数でございますが、11件、参加業者数は延べで42社、落札率の平均は約80.4%であります。

以上です。

○議長（向後和夫） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは2番目、環境シンフォニックの問題の至った経緯の関係でございます。先ほど議員言われたように平成16年12月27日、これは行政処分取り消し訴訟の経緯と現在の損害賠償、2種類ありまして、1番目は行政処分の関係が16年12月27日に事業者から当時の干潟町長あてに申請が出されておりました、17年1月14日に許可をしております。この処分関係に納得できない、その後は地元住民の反対等があり、干潟町の許可行為が県の許可であったことが判明し、当時の干潟町は17年6月29日で当該許可の取消処分を行っております。それが新市に引き継いでいるものでございます。

行政処分の訴訟関係については、18年2月13日に業者のほうで許可の取り消しを不服として行政訴訟を提起し、同年5月30日、第1回口頭弁論、8月4日、第2回口頭弁論、9月7日、第3回の口頭弁論を経て、同年18年10月25日に相手方訴訟取り下げにより、この部分については終了しております。

次に、損害賠償請求訴訟の経緯でございますけれども、平成19年4月14日に催促及び通知により旭市に損害賠償の請求、同年4月17日に上記請求に対し応じない旨の回答、2回目が20年6月26日に再度通知がありまして、7月1日に本市において応じない旨の回答、3回目が20年12月20日、先ほど議員が言われました8,600万円余の支払いを求め訴訟を提起、12月11日に市に訴状が到着しております。これは千葉地方裁判所八日市場支部からでございます。今年2月6日に第1回口頭弁論という形でございます。今後の対応については、先ほど市長

が述べたとおりでございます。

以上でございます。

すみません、損害賠償の訴訟提起の経緯の関係で日にちを間違えたみたいで、19年4月、第1回目の損害請求の関係で4月4日です。それと、市に訴状が到着したのが20年12月8日です。

以上でございます。

○議長（向後和夫） ただいま答弁漏れがあったようでございますので、答弁を求めます。

環境課長。敗訴後の最終責任について。

○環境課長（平野修司） それについては……。

（発言する人あり）

○議長（向後和夫） 日下昭治議員。

○13番（日下昭治） じゃ、順次再質問させていただきたいと思います。

1点目の入札関係の21年より電子入札を取り入れるべく予算化されたわけでございますけれども、それら周知徹底するには大変な労力あるいはまた説明等大変だと思いたいますが、本年度当初からそれらがスタートできるのか、あるいは年度途中になるのか、その辺お願いしたいと思います。

○議長（向後和夫） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 電子入札、この間ちょっと議案質疑が何かでも触れましたけれども、電子入札につきましては年度当初はまだ若干無理がございまして、21年度前半が準備で後半になりましたら試行を繰り返しながら始めたいなど。その際には全体的な業者さんへの説明会ですとか周知期間、こういったものが必要になってまいりますので、なるべく早くやりたいと思いますけれども、多分後半になるのではないかとということで考えております。

○議長（向後和夫） 日下昭治議員。

○13番（日下昭治） じゃ、2点目の設計変更の手続きについて行いたいと思います。

まず入札執行するには今、恐らく都市整備課の建築班において設計をされ、設計図書に基づいて公告され、入札に付されると思います。

なお、契約については財政課契約班によって落札業者との工事着手までに契約が結ばれることになると思うが、それでいいですか、課長。

（発言する人あり）

○ 13番（日下昭治） その間に例えば設計図書、仕様書が変更されることがあるのか。この点については旭市建設工事等入札及び建設制度検討委員会委員長であります副市長にお答えいただきたいと思います。

○議長（向後和夫） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（鈴木正美） 先ほど財政課長のほうが答弁いたしました。規定上できるという形になっております。

○議長（向後和夫） 日下昭治議員。

○ 13番（日下昭治） じゃ、詳しく説明すべく写真、設計の変更理由……

○議長（向後和夫） 日下昭治議員、ちょっとマイクから外れちゃって声が入ってこないの。

○ 13番（日下昭治） 設計の写真、提示させていただきますけれども、まず昨年4月公告されました干潟小学校におかれる耐震性貯水槽設置工事4件のうちの1件、干潟小学校設置工事ですね。契約先業者、旭市二の2263番地、有限会社グリーンマジックとの契約時において、設計図書にある鋼材組立工、玉田工業(株)製鋼材製品から日本ゼニスパイプ(株)のコンクリート製品に変更されている。これは当然、所管課により執行課内の決裁を受けて執行するわけですが、これら契約については所管する消防署、財政課等でその辺はされるのかと思いますけれども、当然そういったものを変更があるとするならば、それなりに変更理由がある。想定外のものであれば変更理由という形になろうかと思いますが、それら設計時で23日に入札を執行されたものが31日から工事に入るものについて、設計変更されているということはどういうことなんですか。理由を説明してください。

○議長（向後和夫） 日下昭治議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（菅谷衛一） 干潟小学校の件ですけれども、耐震性貯水槽の工事でございますけれども、これは設計書には鋼製あるいはそういった材質は記載してございまして、材質などは同等品ということになっておりますので、提出された書類を検討しまして同等品と認められる場合には、これを設計品変更とはとらえておりませんので、承認してございます。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（向後和夫） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） 先ほど申し上げました私どもが入札事務をやっておりまして、それ

以降、契約書を交わした以降は担当課のほうで変更……

（「契約書があるの」の声あり）

- 財政課長（平野哲也） いや、契約書はですから入札終わったので、私どものほうで契約はいたしております。その後の

（「契約までに変更する」の声あり）

- 財政課長（平野哲也） 契約書までに変更……。入札終わったらすぐ契約しますので、ただその具体的に先ほど申し上げましたように、変更については私どものほうでは一切扱っておりませんので、よろしくお願いします。

（「契約書までに変更される理由なんです」の声あり）

- 議長（向後和夫） 一般質問は途中ですが、昼食のため１時まで休憩いたします。

休憩 午前１１時５８分

再開 午後 零時５９分

- 議長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、日下昭治議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

- 消防長（菅谷衛一） それでは、先ほどの干潟小学校に設置されました耐震性貯水槽の工事についてでありますけれども、契約後、設計の変更があったのではないかとというご質問でございますけれども、これ公告が５月１２日に行われました。入札が５月２３日、契約が５月３０日に行われまして、３１日に施工計画書等提出されまして、その中で材料承認届というのがあるんですけれども、参考として記載してあるメーカーのものと変更するといった、そういった内容の書類が提出されまして、これは先ほども言いましたように材料材質などは同等品であればいいということで、変更には値しないということで、こういった書類を受理したことについては誤解を生じたのではないかなと思っております。

以上でございます。

- 議長（向後和夫） 日下昭治議員。

- １３番（日下昭治） これで最後の質問になるんですか、これね。じゃ、ただいま午前中の説明の中で私の質問と答弁のほうで違いがあったという、求めているところと答えていると

ころが違ったということだと思います。ということで、この項目最後になります。

私ども、はっきり言って素人なんです。例えばここに耐震性貯水槽設置工事、鋼材組立工、設計図書があるんですよ、こういう形の中で。それで変更理由ね。読みますからね、変更理由。

施工幅について。当該現場は干潟小学校敷地内で陸上グラウンドの直線走路に接しており、防火水槽設置予定場所と走路の間には水道管が通っているため、施工幅は約7メートル程度あると考えます。鋼製とコンクリート2次製品の防火水槽(3型)を比較した場合、コンクリート2次製品を使用したほうが施工幅が少なく済み、仮設の板囲い等グラウンド側へ張り出さなくて済む施工が可能です。

2番目として、取水口について。防火水槽設置後、通常は道路側より水張り、取水すると思われませんが、鋼製の場合はコンクリート2次製品に比べると取水口までの距離が遠くなります。鋼製が1,669ミリ、コンクリート2次製品1,040ミリ。

そういう中で今、設計変更は百歩譲ってもいいとして、例えばここに鋼製の狭いものがあるんですね、玉田社製に。それで、まずその前に当初材料ですね、防火水槽40立方メートル3型鋼製、玉田工業(株)、変更材料、防火水槽40立方メートル級3型、コンクリート2次製品、日本ゼニスパイプ(株)。変更理由に会社名まで入ってくるんですね。それを見た場合には、変更理由に値しないではないのかということで、私は取り上げさせていただいたわけですよ。ここに変更理由に各メーカーまで入ってくるんですよ。行政でそういうメーカーを指定した入札方法やるんですか、お答え願いたいと思います。

○議長(向後和夫) 日下昭治議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長(菅谷衛一) 一応この材料につきましては、設計書の中に参考としてメーカー名記載してございますけれども、あくまでもこれは参考でございまして、材質を指定したものでございませので、その点よろしくお願いします。

(「メーカーが入ってきているから、それについてそういうことがありますか」の声あり)

○議長(向後和夫) 消防長。

○消防長(菅谷衛一) メーカーは一応指定はしてございませので、承認願で一応承認するものでございまして、この玉田工業というのは設計書の中に参考として記載してあるだけでございませ。

以上です。

- 議長（向後和夫） 日下昭治議員の一般質問を終わります。

（「違います」の声あり）

- 議長（向後和夫） 間違い。

日下昭治議員。

- 13番（日下昭治） これからだと思っていたのに。まだ終わっていませんからね。

それについては、設計変更については私はよくわかりませんが、そのような形でやられたということでしたので、それはそれとしていきますけれども、理解せざるを得ないと思うわけでございますけれども……

- 議長（向後和夫） ただいまの訂正しますから。

続けて日下議員。

- 13番（日下昭治） ただ、契約変更にはこれでは値しないじゃないのかなと。実は私は次にも契約の関係ありますからね、値しないじゃないかなと。そういう形で契約あれば、例えば契約をし、施工の中で変更されるんだったら、それは分かるわけです。しかし、この事実は応札が23日、契約が30日、31日から着手している。31日にこの変更届がされているわけですね。その間にそういったものがあるかということをお聞きしたわけでございますけれども、例えば一応皆さんはこの公務員第30条、皆さん分かりますよね。これ総務課長、答えて30条。お願いします。

- 議長（向後和夫） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

- 総務課長（高埜英俊） すみません。条文の内容は承知しておりません。

（「私が条文申し上げますので、1回目の継続にしてください」の声あり）

- 議長（向後和夫） 2回目ね。

日下昭治議員。

- 13番（日下昭治） 2回目。じゃ、地方公務員法第30条、これ服務に関する条文ですね。すべての職員は、全体奉仕者として公益の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を上げてこれに専念しなければならないとなっている。これは憲法第15条2項に、すべての公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者でないということをうたっているんですね。こういった事例が一部の者に、もしこれはないと理解しますけれども、一部の方のた

めにこういう変更があるとなれば大変なことになると思うんですよね、これは。例えばこれで不当だとは言いません。言いませんけれども、例えばこれで金銭のやりとりされているわけですから、当然支払いは済んでいるわけですね。

それで当然、本来ならば積算のし直しし、ある程度何社か業者入って応札されているわけですから、積算のし直ししながら、あるいはまた新規入札をやるか、あるいは積算をした中で高くなるか安くなるか私分かりませんが、それだけのちゃんと積算根拠を示してやるべきじゃないかなと思います。例えばこれが今言いましたように不当だとは言いません。しかし、こういった事例をそのままにすると、多分監査委員の指摘事項にも値するんじゃないかと思うんですよね、当然いろいろな面で。その辺は監査委員事務局としてどう思いますか。お答えいただきます。

○議長（向後和夫） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（林 久男） 今、監査委員としてのご意見ということですね。

（「監査委員は例えばここにいらっしゃっても、議員同士ですから答えはもらえませんので、事務局としてどうとらえますか」との声あり）

○監査委員事務局長（林 久男） 事務局としては、そういうことに関しては調査をいたします。

以上です。

○議長（向後和夫） 日下昭治議員。

○13番（日下昭治） じゃ、よろしく。当然このような形でやられているわけですから、よくこれから精査していただければと思います。

ただ、いろいろなこういう事例を市民の中で、どのような形でとらえているか。実はこういう話があったんですよ。旭市は恐ろしいなと。これも頼まれたんじゃないかと、その方は言っていたんですけども、頼まれた結果こんなことになったんじゃないのかなと思いますけれども、そうしますと何か頼まれると何でもありかなと。実は12月にやりましたけれども、前の南庁舎、高橋学園と契約の時点、この3月末でもって切れる。本来なら切れるから、もうお返ししようよという話をしましたら、市長、高橋学園から頼まれて再度契約に至る、その代わり安く契約します、あるいは単年度で短く契約しますと、それはその時答えていますけれども、頼まれて契約をするということを発言したんですよね。

○議長（向後和夫） 日下議員、通告外の質問ですから、質問を変えてください。

○ 13番（日下昭治） だから、そういう形の中で、ちまたでそういうこともありますので、執行はしっかり、先ほど公務員法にのっとって十分執行に当たっていかなければならないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（向後和夫） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） それでは、私からお答えいたします。

確かにご指摘のように契約が切れる6か月前にお断りしませんと自動継続になりますので、その時点でお断りしたことは事実であります。その後、いろいろな検討をいたしました。例えば支所の使い具合、それから一番大きかったのは、やはりつどいの広場の問題でございますけれども、これを移転するとなりますと、かなりの安全設備がかかると、金額的にもかかるということ、それからもちろん安い金額でということもありました。そういうものを総合的に勘案いたしまして、新たな契約として短期間2年間ということでございますけれども、そういうことでお借りしようというふうに決めたわけでございます。

以上です。

○議長（向後和夫） 日下昭治議員。

○ 13番（日下昭治） 答弁まで求める必要なかったんですけれども、答弁してくれましたので、そうしますとここに12月議会であるんですよ、事実。借り手相手である高橋学園に申し入れをいたしました。平成……

○議長（向後和夫） 日下議員、その質問は通告外ですから、質問を変えてください。

○ 13番（日下昭治） 分かりました。じゃ、ここに出ていますからよく後で参照いただきたいと思います。

じゃ次に、もう時間もいろいろありますので、次の環境シンフォニックに入りたいと思います。先ほど環境課長の説明、よく答弁いただきました。ただし、これらについては産業廃棄物は県の許可、自治体で許可できるものではないわけですね。それらの多分盲点を突かれたんじゃないのかなと。先ほども申し上げさせていただきました12月27日、御用納めの前日、それで翌14日に許可を出してしまうというのは、ほとんど内容をあまり精査されず、把握もしない中で許可を出してしまったのじゃないかなという感じをするわけですね、私は。その辺を、現在当たっている執行のほうではどうお考えになられているかお答えいただきたいと思います。

○議長（向後和夫） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

- 環境課長（平野修司） この条文については一般廃棄物の関係、廃掃法の中でちゃんと決められていまして、基本的には日量５トン未満、燃焼物については時間当たり200キログラムという形のものです。当時についてはちょっとよく分かりませんが、その規定については一般廃棄物、これ市町村の許可の関係になりますので、そうはいつでも、うちのほう事例が少ないものですから、県本庁のほうに確認しながら現在はやるようにしております。

以上でございます。

- 議長（向後和夫） 日下昭治議員。
- １３番（日下昭治） たしかそういった経緯はそれでいます。ただし、民事裁判ですので、相当期間と経費も当然かかるわけですね。その辺のものをどうとらえられて市として対応されているか、その辺、分かればお願いしたいと思います。
- 議長（向後和夫） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

- 総務課長（高埜英俊） 確かにご指摘のように金額が大きい裁判でございますから、期間的にも費用的にもかかるものというふうには思っております。ただ、先日も申し上げましたけれども、これは市は民事裁判の一方の当事者でございます。その私ども市の内容を公開の議場であまり議論いたしますと、場合によっては相手方を利することにもなりかねませんので、慎重に取り扱いたいと思っております。しばらくは裁判を見守りたいと思っております。
- 議長（向後和夫） 日下昭治議員。
- １３番（日下昭治） 内容はそれで結構です。ただ最終的に恐らく、これは私が考えるわけですが、多分瑕疵のある許可だったと思いますので、裁判でも多分敗訴になるんじゃないだろうかと、そう思うわけでございますけれども、その際どのような対処を市としてやられるかお願いしたいと思います。
- 議長（向後和夫） 日下昭治議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

- 総務課長（高埜英俊） 裁判の後のこともそうでございますけれども、先日も申し上げましたが、必要に応じて弁護士とはよく相談しながら対応を図ってまいりたいと思っております。今はそれだけにとどめたいと思っております。
- 議長（向後和夫） 日下昭治議員。
- １３番（日下昭治） 例えば敗訴した際に……、もう１回ありますね。終わり。

- 議長（向後和夫） 終わりです。
- 13番（日下昭治） もう1回あるじゃないですか。
- 議長（向後和夫） 別の項目ですよ。
- 13番（日下昭治） 別の項目でありますよね。出してあるんですから敗訴まで……
- 議長（向後和夫） 3番目の敗訴後の最終責任についてですよ。
- 13番（日下昭治） そういったものが予想せざるを得ないということの中で、例えばその辺の費用、賠償費、その辺をどのような形を考えていますかと。
- 議長（向後和夫） 総務課長。
- 総務課長（高埜英俊） 何度も申し上げておりますけれども、裁判の結果というものについては今、言及するのは差し控えたいと思います。

以上です。

- 議長（向後和夫） 日下昭治議員。
- 13番（日下昭治） それまでも費用がかかりますね。例えば結審するまでにも。そういった費用は多分、市で負担するといっても税で負担しなければならないと思うんですね。まさか交付税じゃなく交付金では来ないと思いますので、その辺をしっかりと、どうするかということ私は聞きたいわけでございましたけれども、その辺をあまり言及しないほうがいいということでございますので、それはそれで終わりにしたいと思います。

じゃ最後の質問、中央病院の経営形態等についてでございますけれども、恐らく先ほどの答弁をいただきましたけれども、市長は全然ぶれていないというお話の中で、多分ご本人はそれで間違いないと思います。私もそういう観点になるのかなと思います。しかし、この昨年12月におかれましては政務報告の中で、いろいろ方向も、当時の10月20日時点から思いましたら方向が変わったのかなということが感じましたということを1点。

それで、昨年の答弁の中で、これは高橋議員に答えた答弁だと思います。市長答えたのは、民営化すると決めたわけじゃありませんから、民営化と決めつけられて困るんです。これから深く掘り下げて検討していくということでありますから、そういったことで民営化という質問されても答えようがありません。それは確かに答えた話なんですね、これは事実、会議録に残っているわけですから。

しかし、次の島田和雄議員に答えたのは違うんですね。中央病院の全職員、院長をはじめとした全職員で受けてもらうのが一番いいだろうというお話でありますから、今度はその面でいろいろ検討しなければならないわけでありまして、当然中央病院の受け皿が一枚岩に固

まってくれればと願って、願っているというのは期待で私が短縮に詰めた関係ですけれども、それだけ同じ議会中であっても、市長違うんですね、答えが、とりようが。その辺はどう、はっきりした考えをいただければと思いますけれども。

○議長（向後和夫） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 私は全くそれで違いはないと思います。きちんと検討をして、それで決めていく問題でありますから、それで全くぶれていないと思います。

○議長（向後和夫） 日下昭治議員。

○13番（日下昭治） じゃ、分かりました。

今、市長、民営化はすると言っていないわけだということで、ぶれていないということですが、検討委員会の中で一定の方向を示していただいたが、最終的な判断をするような状況とは言えないと、それは当然今の話になろうと思います。さらに継続をして調査をして判断をしたいということでございますけれども、だとするならば10月20日に記者発表は何のためにやったのか伺いたいと思います。

それと、検討委員会の中で結論は出すべきでない。一定の方向性を出すだけであって、結論は市長が出すものであるということであったということだと思うんですね。それについては副市長、たしかそうでなかったかなと思いますけれども、副市長の答弁もお願いしたいと思います。

○議長（向後和夫） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（鈴木正美） 検討委員会としては報告の中で基本的な方向、これがいいのではないかという基本的な方向を提案させていただきましたが、それについて受け取って市長のほうにどのように判断をするかということで市長のほうに行っているわけです。それで、先ほど市長が12月議会で答弁したのと同じような形で推移はしているわけですが、私どもも市長の意向を踏まえて考えておるところでございます。

○議長（向後和夫） 市長。

○市長（伊藤忠良） 記者会見で発表したのは、これまでお話をしているとおりでして、検討委員会からこういった形で報告をもらったけれども、それについてワーキングチームを編成して、より掘り下げていきますという記者会見をしているわけですから、この方向でいきますなんかという話は全くしていません。

○議長（向後和夫） 日下昭治議員。

○13番（日下昭治） そうしますと、まだ決定をされていないわけですね、確かに。しかし、今議会において議員に、何か議員の責務がありますよということも発言されておったかと思えますね、5日の日に。議会にかかるんだから、議員にもしっかり勉強していただきたいということですが、市長は提案者ですね。議会は提案されないものは審議できないんですよ。提案者がやるかやらないかははっきりすべきと思いますが、どうなんですか。

○議長（向後和夫） 日下昭治議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 確かに役割は、私のほうから提案したものを審議していただくのが議会の役割ということは確かに分かります。ただ、議員の皆さん方の役割として、役目として、市民のプラスになる形、市が発展をする形で努力をしてくれるのが議員の仕事だろうと思います。そういった意味で執行部と一緒に頑張ってどうしたら中央病院がよくなるのか、そして、どうしたら市民のためによりプラスになる中央病院になってもらえるのか、そういったことを一緒に考えていただくのが議員の立場だろうと思います。そういったものを背負って皆さん方、この議会に籍を置かれているんでしょうから、前向きにとらえていただきたい、検討していただきたい、そのようにお願いをしたいと思います。

○議長（向後和夫） 日下昭治議員。

○13番（日下昭治） はい、分かりました。決して私も後ずさりしているわけでもありません。率先して取り組もうとは思っているわけでもございます。であるから、こういう発言も当然出てくるわけでもございますけれどもね。

次、検討委員会の今後のあり方ですね。そちらに入りたいと思います。一応検討委員会で市長へ答申後も現在検討委員会開催されているわけでもございます。ただし、その中で本来検討委員会で市長答申前に検討すべき事例ね、指定管理者制度や地方独立行政法人制度等について先行事例の調査を今やっているわけですね。そういったもので、本来ならばそういったものは答申前にすべきものではないのかなと私は思うわけです。ただ、私もそういう検討委員の中の一人に入っておりますので、あまりそれに触れますと、何か自分が自分で首締めるようなことになってしまいますけれども、しかしその中で公設民営について、わきへ置くということなんですよ。そういう市長答えているわけですね。しかし、その検討委員会で退職金や年金合わせて会計方式、市と指定管理者の会計の持ち方、そういったものを検討しなければならないということは、その辺はどうも私分らないんですけれども、その辺についてお考えを

いただきたいと思います。

○議長（向後和夫） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 経営形態に関しては中央病院の中がぶれてしまったんじゃ、ぶれてしまったって、動揺してしまったんじゃ、今度はそういった問題の検討をしてもらおうというよりも、患者さんに対するサービスの面でさえ問題になってしまうわけですから、そういった形の中で今、経営形態の検討をする必要はないだろう。といいますのは、その総務省へ出す改革プランにしても、検討委員会をつくって、こういった形で検討していますよということで十分間に合うようですから、その問題はそれでもう十分ですから置いておいていただいて、中央病院が発展をしていくのにもっとこういった面へ力を注いでいったら発展をしていけるのか、その面での前向きな姿勢での検討をお願いをしたい。そのために残していきたいということでもありますので、その点十分お含みをいただいて、中央病院を生かして、より一層市民にプラスになるような医療提供ができる、そういったものの面での検討をお願いしたいと思います。

○議長（向後和夫） 日下昭治議員。

○13番（日下昭治） 今、確かにそういったもの大事だということでございますけれども、たしかいろいろな今、中央病院検討委員会の結果というか報告後、いろいろな市民が動きがあるわけですね。過日もすごいあれが出ましたね。中央病院は危ないという、旭中央病院は危ないという。たまげますよね、はっきり言うと。その中で実は私の名前も入っているんですね。

そうしましたときに、私やったかもしれません。そういうことの中で直接市民の感情というか、思っている感覚的なものをぶつけてくる方もあるんですね。そうしますと、今後いろいろな中で当然市長も選挙によって選任をされているわけです。我々も少ないながらも幾分かそういったものを担って選任をされた中で、この場があるわけですね。そうしますと、やはり検討委員として、あまりにもそういったものが検討委員会、検討委員会となりますと、重責過ぎるんじゃないかなという感じがするわけですよ。私が能力低いせいか分かりませんが、そういう形の中で今、検討委員会のあり方等も若干出てきたわけでございますけれども、その際やはり第三者的、いろいろな立場の方々を入れる。例えば議会の議決も必要です。議会へ提案された議決も必要です。そうしますと、入っている人が議決に加わるということになりますから、その辺も今後どう考えるか、市長お答えいただければと思います。

れども。

- 議長（向後和夫） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

- 市長（伊藤忠良） 私の提案しているその政策もそうですけれども、ちょうど今、午前中の木内議員の質問の中で定住自立圏構想というような話も出てまいりました。そういったものが出てきている要因、旭市がいわゆる中心市としての要件を充たしているというようなことで推薦をいただいております市の一つになっているんですけれども、そういった要因は何かと考えるときに、これはもう中央病院がある、そのことによることだということは、もう日下議員も十分お分かりをいただけるだろうと思います。

そういった市がより発展をしていける要因というものを、中央病院があるおかげによって、この旭市は備えておるわけでありますから、そういったものをしっかり生かしていく上で検討委員会の皆さん方にどうしたらそれが生かせるんだか検討してもらいたいという願いをしているわけですから、選挙民に対して何ら後ろめたいことがあるわけでもありませんし、私自身もそういった意味では選挙民の皆さん方がこういった市が発展をする、しかもより将来といいますより今の高齢社会を迎えて医療の大切さ、地域医療の面でこの中央病院が果たしている役割の大きさというものを考える上でも、私はもうこういった中央病院を生かして、より前向きな取り組みをしようということで、それを市民の皆さん方が逆に見るということであれば、いつでも市長の職は辞して結構ですし、そういった面では何ら恥じることはありませんので、正々堂々とこれからも中央病院を生かして、前へ進めるようなそういった方向性をきちっと打ち出していきたい、そのように考えています。

- 議長（向後和夫） 日下昭治議員。

- 13番（日下昭治） これ3の2の最後の質問になりますか。ただいまも若干触れましたけれども、検討委員会の委員構成等いろいろ話しされなければならないような状態になってきているということでございますけれども、その中で現在、松山先生が入って副委員長ということで入っておりますね。その中で松山先生の著書の中で「IHN広域医療ネットワーク」という本が出ています。そういうことがこの地域の地域医療をグレードアップできるんだという形の中で入っておるのかなと思います。

しかし、ある程度、先生の場合には方向性が出ているんですね。そういった方向性。いわゆる我々と違う方向に向いているか分かりません。市民と違う方向に向いているか分かりませんが、そういった方向性を、一定の方向に向いている先生が検討委員会に入ってきて

ているんですね。じゃないかなと思うんですよ。しかも、月額60万円の顧問料を払って、そこへ入ってくると。その辺の根拠としては、ちょっと何か私らに理解できない部分あるわけでございますけれども、その辺、委員構成等について今後考えられるとしたならば、その辺をどうお考えになられているかお聞きしたいと思います。

○議長（向後和夫） 日下昭治議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 松山先生が入ってくれている、樋口先生が入ってくれているという問題は、私は検討委員会にとっては非常に強い力になるんじゃないかと思いました。といいますのは、先生方はそういったいわゆる公立病院のあり方等の検討をきちんとしてくれている立場におありでございますし、同時に厚生労働省あるいは総務省とも、いつでも連絡がとれる、そういった立場にあるわけですから、国の考え、あるいは厚生労働省、総務省の考えをきちんと知っていく上でも非常にプラスになっていただける。そういった意味では、そういった先生方がこの検討委員会に入ってくれることによって、よりその詳しい検討ができる、そのように考えておりますので、先生方に入っていていただくことは決してマイナスにはならない。しかも、きちんとした地域医療のあり方というものの考えをお持ちになってくれるわけですから、より一層力になる。さらには、I H Nの構想を進める上にあっても、アメリカのI H N等のあり方等も十分検討をしていただいておりますから、そういったものを生かせる、非常に強みのある先生に入っていていただく、そのように考えています。

○議長（向後和夫） 日下昭治議員。

○13番（日下昭治） そうしますと、一応最後の質問項目になろうかと思いますが、先ほど冒頭で、このままもう10年くらいは今の経営、いわゆる公設公営を維持することができないかということを市長、病院事業管理者にお聞きしたわけでございますけれども、その辺、先ほどちょっとメモし損なった部分がありますので、もう一度その辺、改めてお答えいただければと思いますけれども。

○議長（向後和夫） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 私は、経営というのは中央病院ほど大きな経営をしたことが全くありませんから、そういった大きな経営のあり方というのはよく分からないんですけれども、それでも私がやっていた経営も中央病院の経営も、結果としては同じものがあるだろうと思いますのは、経営というのはもう常に前を見て先取りをして進めないと、停滞をしていたんでは

マイナスということ、これが経営であろうと、そのように思います。

中央病院のこれまでの55年の歩み、私が側面から拝見をさせていただいても、常に先取りをして病院経営をしてきている。それがしっかりとした今の中央病院の経営になっている。そういったことから考えれば、やはりもう常に経営のあり方というものを見ていく必要があるだろう。先取りの経営をしていかなければならないだろうということから見れば、公設公営のままで10年間もつもたないというよりも、公設公営であっても常に先取りをして物やっていっていただかなければならないだろう、そのように考えます。

○議長（向後和夫） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 先ほども申し上げましたけれども、また繰り返して申し訳ありません。その経営形態についてはわきに置いて、当面は再整備事業に専念してやっていきたいと、このように思っております。

それからもう一つは、うちの病院が今のままでも、周りの例えば自治体病院がもっとうちより非常にいい形の、やりやすい形のものに全部もし変わっちゃったら、それはそれで要するに社会が変われば、また話は違ってくるだろう。常に社会の変遷に、流れに目を配りながらやっていきたいなということでございます。先10年というのはちょっと、もし全く状況が変わらなければ今のまま十分やれるだけのことはあるんだろうと、このように思っております。

○議長（向後和夫） 日下昭治議員。

○13番（日下昭治） 今後10年ということは、再整備事業に関しては37年までは黒字が維持できるよということの中で10年くらいをということを私は発言させていただいたわけでございまして、何も根拠がない10年ではないと思うんですよ。再整備をやる上において、37年までは黒字経営が維持できますよという前提があったから、再整備後10年くらいは今ままでどうでしょうかという私の提案等も含めてお聞きしているわけでございまして、10年を根拠がなくて私発言しているわけでございませぬので、その辺を理解いただきたいと思います。

当然そういうことの中で、今、公立病院で当然公設公営でやってきて、市民がこれだけ反響があったということは、民営化ということが出たからこそ、こういった反響があるわけでございます。でありますので、やはり社会情勢が変わる、当然変わるのは当たり前と思えます。しかし、このまま一生懸命努力してみましようという努力も、努力だと思えますね。公設民営を入れなければならない要素でなくして、このまま一生懸命努力して今のものを維持してみましようということも一つの考えられる要素なんですよ。でありますので、一たんわき

へ置きますということですので、私は一たん検討委員会、解散してもいいんじゃないかなと思うんですけども、その辺どうでしょう。

○議長（向後和夫） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 民営化せずに公設公営できちんと経営が維持できるように、検討委員会のほうで、ぜひいいお考えをかしてもらいたいと思います。

○議長（向後和夫） 日下昭治議員。

○13番（日下昭治） 逆提案みたいになりましたけれども、私も今、充て職なんですね、公営企業常任委員長ということの中で充て職でございますので、勝手に辞するわけにいかないと思うんですね。公営企業の委員長を辞すれば当然変わりますけれども、やはり議員ですので責任ありますので、その辺は今後一つの脳裏に入れながら、いろいろな面で当たってまいりたいなと思っています。いろいろきつい質問、またちぐはぐな質問になったかもしれませんが、今後とも市のためには鋭意努力する予定でございますので、今までの質問についても若干のずれがあったということでご容赦いただければと思います。

以上で質問終わらせていただきたいと思います。

○議長（向後和夫） 日下昭治議員の一般質問を終わります。

伊 藤 保

○議長（向後和夫） 続いて、伊藤保議員、ご登壇願います。

（1番 伊藤 保 登壇）

○1番（伊藤 保） 議席1番、伊藤保です。2009年度第1回定例会に質問の機会を与えていただき、感謝申し上げます。

通告に従いまして、質問をいたします。5項目7点を質問いたしますので、ご答弁をお願いいたします。

この冬インフルエンザが流行し、学級閉鎖や多くの方が風邪を引いておりますが、昨年12月に国はヒブワクチンを認可いたしました。このワクチンは、体力の弱い幼児が細菌性髄膜炎になり、死亡や重度の身体障害者になることを防ぐとお聞きしました。既に諸外国では公費負担による予防接種が行われているようですが、日本ではまだ知られておりません。

1項目めに、ヒブワクチンについて1点目、全国の自治体で予防接種の補助をしているのはどのくらいあるのか伺います。

次に、2項目めに地上デジタル放送について質問をいたします。

デジタル放送に完全に切り替わるまで、あと2年半を切り、テレビなどでは盛んに啓発がされております。しかし、市内の高齢者の家庭などを訪問すると、今のテレビが見られなくなると、どうしても新しいテレビを買わなくてはいけないのかと聞かれます。

そこで1点目に、高齢者・障害者の方の受信説明会にどのように取り組むのかお伺いします。

2点目に、市所有の建物の影響による受信障害対策は行っているのか伺います。

3点目に、全国で地デジ詐欺や関連した悪徳商法が出ておりますが、これらへの周知徹底にどのように取り組むのか伺います。

次に、合併して4年になろうとしております。今回の施政方針の中にも「組織・機構の再編の一環として、一部の課の組織を見直すこととしたところであり」云々とありました。

3項目めに、課の統廃合について1点、経費削減、仕事の効率化などの対策にどのように取り組んでいくのでしょうかお伺いします。

4点目に、定額給付金についてお尋ねいたします。

このことについては、4日の質疑で先輩の神子議員が質問をいたしました。確認のために質問をいたします。

未曾有の不況と言われる今、内需拡大と減税が政策の基本と言われております。この定額給付金はGDP0.2から0.7ポイント押し上げる効果があると言われております。市民からも早くいただきたいとの声があります。どのような対策をとっていくのか伺います。

5項目めに、プレミアム商品券について伺います。

全国の市町村でプレミアム商品券を定額給付金と併せて発行し、地域活性化させようとしております。我が旭市でも既に昨年12月から考えておられていたようにお聞きします。どのように取り組むのかお伺いいたします。

以上、5項目7点の質問を終わります。なお、再質問は自席で行います。

○議長（向後和夫） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） それでは、私のほうからはヒブワクチン予防接種について、全国の自治体で予防接種の補助をしているのはどのくらいあるのかというご質問ですが、その前にヒブについてもう少し説明をさせていただきます。

ヒブというのは、議員が先ほどもおっしゃられましたように、脳や脊髄を覆っている髄膜

に細菌が感染して炎症を起こるのが細菌性髄膜炎ですが、この起炎菌の約50%以上がB型インフルエンザ菌、ヒブということが分かっております。このB型というのは、一般的にいうソ連A型・B型のBではなくて、ヘモフィルス・インフルエンザ菌B型というのが正式な名前なんですけれども、ヒブが原因として報告された細菌性髄膜炎患者の年齢はゼロ歳が53%と最も多く、ゼロ歳から1歳で70%以上を占め、ピークは生後9か月で、予防接種により、できれば生後6か月までに免疫を獲得しておくことが望ましいとされております。

さて、ご質問の全国の自治体でヒブワクチンの予防接種の補助をしているのはどのくらいかということですが、現在一部助成しているのが全国で5自治体でございます。4月より新たに5自治体が助成を開始するようでございます。この予防接種の料金は1回およそ7,000円から8,000円で、助成額は1回当たり3,000円から4,000円が多いようでございます。千葉県内では現在、助成をしている市町村はございません。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、地上デジタル放送についてのうち（１）と（３）につきまして企画課からお答え申し上げます。

ご質問のとおり2011年、あと2年4か月余りで地上アナログ放送は終了いたしまして、地上デジタル放送に完全移行いたします。これを受けまして、総務省ではテレビ受信者の相談対応、それから受信調査、支援などを行うための拠点として、昨年10月1日に全国11か所に総務省テレビ受診者支援センターを設置しています。

この千葉県内の相談窓口として今年2月2日、千葉県テレビ受診者支援センターが開設されています。これが総務省から引き続き地域の相談を受け持つと。現在、住民からの問い合わせについては、ここが一元的に行うような形になっておるんですけれども、このような形でございますので、市としても住民の方々に混乱が生じないように広報等を通じて相談窓口の紹介等をしておるところでございます。

あと今後、受信説明会とか開いてほしいとか、そういう要望があれば、国・県の相談窓口を紹介する等、こちらのほうの県のほうの対応窓口で出かけてきて相談をしていただける、そのようなことも伺っておりますので、そのように対応していきたいと考えております。

それから、地デジ詐欺、悪徳商法への周知徹底対策ということでございますけれども、地デジ詐欺、悪徳商法の対応なんですけれども、現在全国で発生している事例、それは総務省で取りまとめております。それについては県、それから警察等関係団体が情報を発信してお

りまして、県からは各自治体に情報を流してくれております。旭市におきましても、県からの情報を消費者相談の窓口等にまた転送いたしまして、情報の共有化を図っておるところでございます。

今、旭市において地デジの詐欺等が発生したという事例は、今のところまだ聞いておりませんけれども、広報等を活用して住民に注意を促すとともに、関係団体、それからまた警察等とも連携を図り対応してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（向後和夫） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 私から2番目の地上デジタル放送について、市所有の建物の影響による受信障害対策についてまずお答えいたします。

市所有の建物、つまり公共施設でございますけれども、そこにおける受信障害の対策はそれぞれの所管で行うことでございます。ただ、全体的なことにつきまして私のほうからお答えいたします。

過去にアナログ放送では、市所有の建物による受信障害が総合体育館、中央病院、飯岡小学校の体育館周辺で発生いたしまして、対策といたしまして、それぞれ共聴用のアンテナを立てております。最近では、第二中学校の体育館の建設により障害が発生いたしまして、やはり共聴アンテナを立てております。また、中央病院の新本館建設に伴いましては、障害の発生が考えられることから、周辺住民への説明会を開催しております。

地上デジタル放送については銚子中継局、東金中継局が既に関局し、放送しております。今後、下総光中継局、佐原・小見川中継局の開局も予定されております。一般的にデジタル放送のほうがアナログ放送よりも障害に強い、ゴースト等に強いということも聞いておりますので、これらの中継局の開局後の状況を見守りたいというふうに考えております。

次に、3番目の項目、課の統廃合についてお答えいたします。

市では、限られた経費と定員適正化計画を上回る人員削減の中で、住民サービスの低下を招くことのないよう機構の改革を随時進めております。来年度におきましても、先ほど議員からご指摘がありましたように総務課、社会福祉課及び建設課において班の統合を行うとともに、各支所の住民室と福祉室を統合するなど、効率的な行政運営のために組織の再編を行う予定でおります。今後とも行政需要の増減等を見据えながら適正な組織及び人員の配置に努めまして、経費の削減、仕事の効率化を図りまして、行政改革の一環として進めていきたいと考えております。

次に、4番目の定額給付金につきましてお答えいたします。

どのような対策をするのかということでございますが、4日の議案質疑とダブるところがあることをお許しいただきたいと思います。市では、定額給付金及び子育て応援特別手当の適正な給付に全庁で取り組むことといたしまして、定額給付金等給付事業実施本部、これを2月10日に設置いたしました。本部長は副市長、副本部長は私、本部員は関係課長、支所長でございます。

それで、2月23日付では関係課の職員6名を事務局員に任命いたしまして、毎週その協議を進めながら仕事を進めております。この事務局職員は兼務体制でございます。

現在のスケジュールでございますけれども、目下、電算システムの開発に全力を挙げて取り組んでおります。これが終わりますと先のめどが立ちませんものですから、一生懸命やっております。

それから、市民へのPRでございますが、既に3月6日から、これらの定額給付金、それから子育て応援特別手当の関係について準備を進めている旨、市のホームページに掲載いたしまして、PRを始めております。それから、4月1日号の広報あさひにおきまして詳しく掲載いたしまして、ご案内をしたいというふうに考えております。

現在の予定ですと、申請書等の発送が3月末、申請の受け付けが4月初旬からということで、終期は6か月ということですので10月初旬になるのかなということでやっております。

それから、第1回の振り込みでございますけれども、これも金融機関の都合等がありまして、4月下旬ということで予定しております。この時期は、ちょうどプレミアム付きの旭市共通商品券の発売に合わせたいということで進めております。

それから、近隣の状況についてちょっとご説明いたしますが、銚子市、匝瑳市、香取市は5月中の給付の開始を予定しているということでございます。県内36市中、3月に給付するところはございません。4月中が11市、5月中が18市、6月以降が2市、未定が5市ということでございます。

できるだけ早く市民に届きますよう、ただいま全庁で取り組んでおりますので、PRのほうのご協力よろしくをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（向後和夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、5番目のプレミアム付き商品券について、どのような取り組みをするのかということでございます。今回、緊急経済対策及び生活支援として国の二次補正を受けまして、定額給付金の支給時期に合わせてプレミアム付き旭市共通商品券

を発行いたします。

内容としましては、発行規模でございますが、2万セット、金額にして2億2,000万円、うちプレミアム分2,000万円でございます。それに事務費等に1,000万円の計3,000万円を旭市商業振興連合会に補助するもので、本議会の補正予算に計上したところでございます。

発行に当たっては、加盟店の新たな募集を行いまして、なるべく多くの店舗で商品券が利用できるよう努めてまいります。

発行のスケジュールですが、発行に係る啓発及び加盟店募集のチラシの配布、これにつきましては3月6日に新聞折り込みをいたしましたのでご存じかと思います。この後、発売に係るチラシの配布、これを4月上旬に行います。発行額が2億円という大きい額ということもありまして、盗難を避けるために商品券の購入のための予約券を発行いたします。これについては4月中旬に行いたいと思います。それを受けまして、プレミアム付き商品券の引きかえにつきましては、4月下旬という予定をしているところでございます。

なお、緊急経済対策の一環ということでございますので、商品券の有効期限につきましては6か月程度を予定しまして、早期の使用による地域経済の活性化と消費拡大に一定の効果が期待できるものと考えているところでございます。

なお、県下の状況でございますけれども、今のところ14市が同様の計画をしていると聞いております。

以上です。

○議長（向後和夫） 一般質問は途中ですが、2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時14分

○議長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、伊藤保議員の一般質問を行います。

伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） では、再質問を行います。

このヒブワクチンですけれども、ほかのワクチンと同時に接種できるというふうに聞いておりますが、1人の幼児に4回打つことになっております。先ほどもお聞きしましたけれど

も、1回の接種にかなりお金がかかるということで、だいたい1万円ぐらいかかるんじゃないかというふうにインターネットでは出ていたんですけども、これ1人に4万円という若い夫婦というのはかなりきつくなってくると思うんですね。そういった負担が大きいと思うので、国・県が公費をするような動きというのは、これはあるのでしょうかお聞きします。

○議長（向後和夫） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） その国・県の動きについては、まだその辺はないと思います。

○議長（向後和夫） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） 今、行われているこの三種混合ワクチンの公費負担というのは、公費で幾らぐらい負担されているのでしょうか。

○議長（向後和夫） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） 三種混合ワクチンは1人当たり1,176円でございます。

○議長（向後和夫） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） まだこのワクチンが皆さんにあまり知られていないんですね。今後この知られるようになってきた時には、恐らく国・県が公費負担をするような形になると思いますけれども、今の段階で市ではこの助成をするというようなことは考えておりますでしょうか。

○議長（向後和夫） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） 先ほど1回目のご答弁申し上げましたように、全国でまだ5自治体、4月から入れても10自治体ですので、その辺は国・県の補助がないと市単独でやるというのはちょっと今のところ難しいのではないかなと考えております。

○議長（向後和夫） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） 恐らくそういう答えだろうと思っておりましたけれども、それではぜひこのワクチンの助成についても考えていただきたいなと、このように思っております。

次の質問に移らさせていただきます。地上デジタル放送についてですけれども、これ国の事業ですから、総務省からの取り組み政策のマニュアルというのは市のほうには来ていないのでしょうか。一番大変な苦勞をするのは現場ですので、現場で取り組まなくてはいけないことが多々あると思うんです。こういったことを現場ではしなくちゃいけないのかというこ

とを考えているかどうか、それをお伺いします。

- 議長（向後和夫） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

- 企画課長（加瀬正彦） 現場での取り組み、確かに国のほうでは市町村の役割ということで、ここに対しては周知というのを大きな項目で上げています。実は先ほど千葉県テレビ受信者支援センターというものができたということでお話しいたしましたけれども、先週の金曜日3月6日の日ですね、この担当者がこちらのほうに見えまして、ちょっと協議をさせていただいております。21年度に集中的に取り組むべき事項ということで、ここでは大々的にPR活動、説明会を行っていきますというような説明を受けたところでございます。例えば町内会とか老人クラブの会合とかがあって、この日に説明をしてもらいたいという意向があれば、日程さえ合えばできるだけ職員を派遣して説明をしていきますと、そのようなことを聞いております。

- 議長（向後和夫） 伊藤保議員。

- 1番（伊藤 保） 確かに総務省からの通達ですけれども、地方公共団体等との連携ということでありまして、この自治会や民生委員等の地域に密着した方々の協力を得ながら、すべての国民に受信形態に応じた正確な情報を届くよう取り組むというふうになっておりますので、我々歩いていると、よく聞かれるんですね。アンテナの助成とかチューナーの補助とかないのかとは、そういうような話が多々あります。ですので、この辺のところも、やはりしっかりと周知徹底をお願いしたいな、このように思います。

次の質問に移らせていただきます。市の建物で受信障害というのはアナログであったということですが、このデジタル放送に関して、この調査というものはきちっとしていただけたんでしょうか。それを伺います。

- 議長（向後和夫） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

- 総務課長（高埜英俊） 調査をしたのかということでございますけれども、先ほど申し上げました第二中学校の体育館の関係、それから中央病院の新本館の建設の関係、これは調査した結果で、こういう対応をとって共聴アンテナの対応をとったというふうに思います。

それから、その前にずっと昔からやっていることについては、ちょっと私の所管でないの
で分かりませんが、今の時点で調査はしていないんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（向後和夫） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） 飯岡のほうの山のわきとか、そういった所ではアナログの受信障害というのは結構あります。そういった所の調査もきちっとしていただいて、全体的に映るような体制というものを取り組んでいただきたいと、このように思います。今の市営の建物ということに関して質問をいたしましたけれども、市営住宅というのは個々に……、質問内容がちょっと変わってしまいますけれども、市営住宅なんかの場合には共同アンテナというものは立てられないのでしょうか。それをちょっとお伺いします。

○議長（向後和夫） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 突然のご質問なんですけれども、今そういったものをまだ考えてはおりません。

○議長（向後和夫） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） いずれにしても個々でこの住宅に住んでいる方々も、やはり生活に非常に厳しい方々もおりますので、アンテナとかそういったものもどうかと思いますもので、それでちょっとお尋ねしてみました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。この地デジの詐欺、それから悪徳商法の周知徹底ということでありますけれども、旭市ではないということでございますけれども、やはりこのPRはしっかりとやっていただきたいと思います。今まして定額給付金が配られます。このやはり詐欺もありますので、しっかりと併せてPRをお願いしたいと思いますが、この点いかがでしょうか。

○議長（向後和夫） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 地デジの関係の詐欺、それから定額給付金の関係でもそういう心配が当然ございます。その辺は、私どもといたしましては警察署ともよく連携をとりましてPR、それから警戒態勢をとりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（向後和夫） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） では、次の質問に移らせていただきます。

3項目めですけれども、この課の統廃合です。市民からいろいろな話が上がっておりまし

て、上水道と下水道これ公営企業と普通の課なんですけれども、こういった同じような職域というもので見ているんですね、市民は。そうすると、これを統合してもいいんじゃないかというお話もあるんです、実は。かなりあります。

香取市の場合ですけれども、部があります。部長制をしいておりますね。その辺のところ、これは行政アクションプランの中でも議論をしていただきたいなと、このように思いますけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（向後和夫） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） ご質問が二つあったというふうに思いますけれども、まず課の統合の関係でございますけれども、水道とそれから下水道を統合したらいかがかというご提案がございました。今まで私ども組織のいろいろな改善、再編等をしながら人員の急激な減少に対応してきたというのが実態でございます、じゃこれから先を向いてどうしようかということについて、まだそこまでは考えが至っておりませんでした。今ご提案いただいたようなことも含めまして、これから、先日も議論がありましたけれども、どのぐらいの規模でこれから行政組織やっていくんだというご質問がありましたけれども、そういうふうなものも含めまして行政改革の一環として、その中できちんと検討して答えを出していけたらいいなというふうに思っております。

それから、もう一つの部制の関係でございますけれども、この部制につきましては、合併時にも議論がありました。結論として、合併前の1市3町でやっていた課制で進もうということになったわけでございます。部制に関しましては、メリット、それからデメリットの双方があるというふうに思っております。これも将来の本市の規模、それから組織の関係、職員数、いろいろ要因がありますので、その辺を十分勘案しながら、どうしたら行政効率が上がられるか、効果が得られるかということを検討しながら考えていきたいというふうに思っています。当面は今のままでというふうに思っております。

以上です。

○議長（向後和夫） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） 今後、社会福祉関係のほうはかなり複雑になってきて、要請するところも多々あると思うんですね。そうすると、やはり統廃合というのは行政サービスとして考えなくてはいけない部分も来ているのではないかなと、このように思いますので、ぜひ議論をしていただいて、経費の削減等の仕事の効率化とか図っていただきたい、このように思いま

す。

次に、４点目の定額給付金についてですけれども、国会で野党の皆さんがばらまきばらまきと批判しておりました。マスコミも同様に批判しておりましたけれども、私たちと同じ地方議員で野党所属の議員は、ほとんど地方では賛成しているんですね。そういう実態があります。海外でも小切手で渡しているところとかあります。私もこの旭市の市内を歩いてきました。そうしたら、早くもらいたいというのがおおかたなんですね。マスコミのばらまきだという部分とかとは全く違った方向で市民の皆さんは答えが返ってくるという、そういうことでした。どうか、この執行部の皆さんは大変かもしれませんが、ぜひできるだけ早く対処をお願いしたいなと、このように思っております。

そこで、はがきを出すんですけれども、これは書留にするんでしょうか、それとも書留にしないで普通の郵便にするんでしょうか、それをちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（向後和夫） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） はがきということでおっしゃられましたけれども、ちょっと分からないんですけれども、申請書のほうは封筒に入れて、きちんと説明書を入れて送付する予定であります。

（発言する人あり）

○総務課長（高埜英俊） その辺は今まだ検討中でございます。

○議長（向後和夫） 伊藤保議員。

○１番（伊藤 保） この給付金については、現金でテレビでやっていましたけれども、基本的には銀行振り込みという形になっております。何らかの身分証明書とか、いろいろあると思いますので、ぜひ事故が起きないようにしっかり対処をお願いしたいと思います。

それでは、この質問はこのぐらいにして、プレミアム商品券のほうに移らせていただきます。ただいまお答えしていただきましたけれども、このプレミアム商品券、期限６か月と言われましたけれども、もう少し６か月というよりも、むしろもうちょっと長くしていただければありがたいなというふうに、買うほうにとってはありがたいなというふうに思うんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（向後和夫） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 一つには経済対策という部分がございます。それと、これは国

の二次補正の部分でございまして、年度内に終了しなければならないという部分もあるのかなというふうにも思いますし、先ほど申し上げましたけれども、県内14市、そのうちの設けないという部分については勝浦市だけです。ほとんどがこれを見ますと4か月から6か月という部分でございまして、緊急対策という部分の中においては6か月間で使っていただきたい。

もう一つは、これは独自に市でもプレミアム商品券の発行を毎年実施しております。これ2億円出ますと、この後に1億3,000万円という部分が恐らく12月に予定されるのかなということもありまして、6か月というふうに考えているところでございます。

○議長（向後和夫） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） 今までプレミアム商品券、市でもって単独でやっておりました。今までたまったやつも同時に、これ一緒に使えるというふうに理解してよろしいでしょうか。それをちょっとお聞きします。

○議長（向後和夫） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） ご質問のとおり使えます。換金率につきましては89.718ですので、90%は換金ができていると。残り10%の部分については使えるというふうに考えています。

○議長（向後和夫） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） 地域活性のために、いち早く旭市でやるというふうに考えていたそうで、あとの全国の市町村でいち早くといっても、旭市が一番早かったような気がするんですね、まだはっきり予定立てていなかった時に。ですから、これぜひ成功させていただきたいと、このように思いますので、よろしくお願いします。

以上で質問終わります。

○議長（向後和夫） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

向 後 悦 世

○議長（向後和夫） 続いて、向後悦世議員、ご登壇願います。

（6番 向後悦世 登壇）

○6番（向後悦世） 6番、向後です。通告に従い、3月の予算議会において一般質問させていただきます。質問は大きく分けて5点です。先輩議員が質問した内容と重複する部分があ

りますが、ご容赦願います。

昨年のアメリカのサブプライムローン問題に端を発した世界的恐慌とも言うべき世界不況は日本の製造業を直撃し、自動車の販売不振、株価の暴落、騰落件数の大幅増加、また雇用不安も連日の報道のとおりであります。幸い旭市においては大企業に依存する経済構造ではないため、影響も若干穏やかなものとなっていると感じますが、徐々にその影響はあらわれてくるものと感じています。その一方で、国の経済対策が今国会に計上されており、市町村としては予算成立を見ながら対策を立てていくことが重要であると思います。

旭市は合併後、間もなく丸4年を経過します。この間、新市の建設計画を基本にした旭市の総合計画に基づいて、まちづくりが着々と進展しているように見えますが、実際のところどうなのか伺いたいと思います。

まず1点目ですが、市長の政治姿勢についてお伺いいたします。

伊藤市長も1期目の任期が5か月弱となりました。この議会には4回目の予算、平成21年度予算も上程されております。この3年7か月を振り返り、市政運営の基本的な考え方と地域的なバランスのとれた事業執行ができていくのかについて、それぞれご自身がどのような評価をされているかお伺いしたいと思います。

次に、大きな2点目、広域のごみ処理施設についてお伺いします。

(1) これまでの経緯について改めて確認いたします。広域のごみ処理施設は、たしか平成11年ころから広域で協議がされ、進められてきたものと思います。一度、旭市の遊正地区に決定してから地権者に下話をしていたものが、正式に遊正地区が断念したのはいつなのか、この経緯についてお伺いします。

次に、(2) 用地選定調査についてお伺いいたします。2月1日号の広報に、広域ごみ処理施設の用地選定調査が載っています。この6か所に絞り込んだ経緯をお伺いいたします。

次に、(3) として、調査を実施した後のスケジュールと整備の期限がある場合、その期限についても教えていただきたい。

次に、大きな3点目、公園の整備についてお伺いいたします。

まず(1) 市全体の整備状況として、市全体の公園面積と1人当たりの面積、充足率について伺います。

(2) として、今後の整備予定について伺います。袋公園は継続して整備が続けられているが、将来的にどこまで広げるのか、さらに用地を購入するという計画もあるように聞いているが、実際のところはどうなのか教えていただきたい。

次に、大きな4点目、学校の整備について伺いいたします。

最初に、(1)市全体の学校施設の状況について。耐震化率はどうなっているか。国の目標と照らして進んでいるのか、整備水準についてお聞かせ願います。

(2)として、飯岡中学校の改築について伺います。かなり老朽化が進んでおり、早期事業化が望まれるが、移転整備なのか、現状場所利用としての建て替えなのか、改めて伺います。政務報告では移転整備をにおわせていますが、実際のところお答えいただきたい。また、完了の目標年次と併せて伺いいたします。

最後に、旭中央病院について伺います。

最初に(1)新病棟の建設について伺います。建設に関連する入札が2月27日実施され、その結果、新病棟建設の事業費が固まったと思うが、改めて最新の全体事業費を確認いたします。当初予定額との入札による差額、補助金と起債の予定額も当初と比較してお示しいただきたい。

次に、(2)現状と今後の経営について伺います。2月21日に開催された地域医療シンポジウムで、市からは経営形態を変える動きはしないという市長の言葉を聞いて、病院の職員も安心していると思うが、再度、市長の口からお聞きしたいと思います。併せて今年度の決算見込みと21年度の決算予測について伺いします。また、未処分利益額と留保財源額について想定している額をお示しいただきたい。

以上で1回目の質問は終わりますが、答弁は分かりやすく簡潔にお願いします。

再質問は自席で行います。

○議長(向後和夫) 向後悦世議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

(市長 伊藤忠良 登壇)

○市長(伊藤忠良) 向後議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

私のほうから、まず1点目、市長の政治姿勢ということで市政運営の基本的な考え方についてお答えをしたいと思います。

私が市政を運営をさせていただくについて、一番念頭に置いて市政運営に当たっておりますのは、公平な市政ということであります。そういった中で新市の建設計画にのっとり、今有利な財源を使って市政運営をしておるわけでありましてけれども、そういった中で一番最初に手がけておりますのが安全なまちづくりと、それからもう一つは住みよい住環境づくりであります。

その安全なまちづくりでは、学校の耐震補強、あるいは耐震補強では済まない所は改築をする。それから、住みよい住環境づくりでは、旭市は排水が悪いということで排水対策を全力で取り組まさせていただいております。それから、防災無線等も一つの周波数に統合する、あるいは津波、地震等が起きた時に地震、津波の対策等のマップ等も編成をして、市民に災害が起きた時の対応をしっかりと呼びかけさせていただいております。そういった重要なところから手がけさせていただいておりますものですから、その辺をしっかりとご覧になっていただきたいと思います。

それから、中央病院の問題はもう何度もお答えをさせていただいたとおりでございます、現状におきましては再整備に全力で取り組みをさせていただいて、経営の問題は今後も棚上げをさせていただいて、再整備１本でいきたい、そのように考えております。

○議長（向後和夫） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、２番目の広域ごみ処理施設の関係３点お答えしたいと思います。

１点目がこれまでの経緯ということでございます。広域ごみ処理計画については国のガイドライン、これが平成９年に策定され、県のごみ処理広域化計画が平成１１年にのっとり東総地区広域市町村圏事務組合が事務局となり、東総地域ごみ処理広域化推進協議会を設立し、候補地を圏域内から選び、新川西側遊正地区となりましたが、平成１９年度、１９年８月だと思いましたが、候補地の見直しをしまして、新たな施設建設候補地を構成３市との間で協議を進めているところです。

平成２０年度に新たな広域ごみ処理施設の建設用地を選定するに当たり、大きく四つの点の中から選びました。

１点目が敷地面積がおおむね４ヘクタールを確保できる場所、２点目が大型車両が通行可能な道路から近いこと、３点目が学校等多くの人が利用している土地及びその近くを避けること、それから４点目が住居地及びその近くは避けること、これらの４点を要件に当てはめ、合致する用地を構成３市から提出し、その中から周辺世帯数や水道水源等を考慮し、組合議会議員に諮った上で６地区を調査対象箇所と選定し、建設が可能かどうかの調査を現在やっているところです。

次に、２点目の用地選定調査、施設建設候補地の関係ですけれども、この場所というか、この候補地を選ぶに当たって、調査内容については千葉県の方策による「廃棄物処理施設の立地等に関する基準」というのがありまして、それにのっとり選ぶことになります。内容的

には、自然環境及び災害防止等のため保全を要するとされる場所を明示した地域図の作成、運搬効率や周辺環境等を考慮した建設適地図の作成、及びこれらを踏まえた上での地理条件とか環境条件、社会条件、排水規制、水道水源、立地基準等候補予定地の施設用地としての適正を比較検討した一覧表を作成することになっています。

なお、既存処分場の掘り起こしによる再生事業や中間処理施設を複数持った場合と、集約化した場合の比較検討なども併せて行うことになっております。

次に、３点目の今後の見通し関係でございますけれども、選定調査業務により報告書が一応３月25日までということになっておりますので、それからその提出を受け、構成市の首長会での方針を決定し、その後、組合議会に対しても報告すると聞いております。

今後、東総地区広域市町村圏事務組合では地域住民、地権者等を対象に意見交換会や先進地視察等を行い、安全・安心な施設であることをご理解いただきながら事業を進めてまいりたいというふうに聞いております。

以上でございます。

（「整備の期限」の声あり）

- 環境課長（平野修司） 整備の期限については、まだ直接設けてありませんけれども、基本的にはご存じのように環境アセスメントが最低３年、それから工事がやはり３年から４年という形で、場所が決まってから最低でも７年ぐらいはかかると聞いております。

以上でございます。

- 議長（向後和夫） 都市整備課長。

- 都市整備課長（島田和幸） それでは、公園の整備についてでございますけれども、全体面積でございますけれども、都市整備課所管の面積と、あと児童遊園とか農村公園がございます。別々に申し上げたいと思います。

まず市立公園ですね、21か所で54.4ヘクタール、児童遊園が43か所で3.8ヘクタール、農村公園が９か所で2.3ヘクタールでございます。

それから、１人当たりの面積なんですけれども、約7.6平米でございます。それから、充足率ということなんですけれども、これ数字で表しますと約76%でございます。

それから、二つ目の袋公園の今後の予定でございますが、どこまで広げるかというご質問ですが、これは計画面積11.7ヘクタールを整備してまいります。あと残りが約0.9ヘクタールございます。22年度で終了する予定でございます。将来はどのように広げていくかということでございますけれども、これについてはまだ未定でございます。

以上です。

(「スポーツ公園と都市公園の面積」の声あり)

- 議長(向後和夫) 都市整備課長。答弁漏れないように。
- 都市整備課長(島田和幸) 都市公園は、じゃ内訳申し上げさせていただきます。都市公園が43.47ヘクタールですね、これ計画面積になっちゃうんですが、よろしいですか。残りがその市立公園化して今の数字になります。

(「みなと公園は」の声あり)

- 都市整備課長(島田和幸) みなと公園は県のほうですね。ちょっと私のほうで数字を把握してございません。
- 議長(向後和夫) 庶務課長。
- 庶務課長(浪川敏夫) それでは、学校整備について、まず第1点目の市全体の学校施設の状況についてお答え申し上げます。

市全体での学校施設の状況でございますけれども、まず耐震補強工事につきましては、中央小学校校舎、干潟小学校校舎、共和小学校校舎及び屋内運動場、豊畑小学校校舎及び屋内運動場、鶴巻小学校校舎、滝郷小学校校舎、三川小学校校舎、飯岡小学校校舎、第一中学校校舎、干潟中学校校舎を実施いたしました。改築工事につきましては、海上中学校、第二中学校の校舎及び屋内運動場を実施いたしました。この結果、改築工事を実施する4校を残して16校の耐震化が図られました。なお、耐震化率は88.1%となっております。

今後につきましては、中央小学校北校舎と矢指小学校校舎の改築工事を平成21年度、22年度で、飯岡中学校の改築工事を22年、23年、24年度で、第一中学校の屋内運動場の改築工事を平成23年度で実施する計画でございます。引き続き安全・安心な教育環境の充実を図ってまいります。

続きまして、飯岡中学校の改築について申し上げます。飯岡中学校の改築につきましては、総合計画で平成23年度までに改築することになっております。海上中学校と同じく現在地から移転をして改築する考えでございます。平成21年度は耐震診断と実施設計業務を予定しております。平成22年度から平成24年度までの3か年の事業で全面改築をする予定でございます。建築場所は、いいおかふれあいスポーツ公園の一部と飯岡西部地区土地改良事業の非農用地として計画されている土地の一部を利用したいと考えております。

以上でございます。

- 議長(向後和夫) 病院再整備室長。

- 病院再整備室長（鍋木友孝） 私どものほうからは、再整備事業の当初との今の予定との違いということでございますけれども、当初との金額というのを、私手元で９月補正の金額を持っておりますので、そこと比較させていただきます。

全体事業でありますけれども、９月補正の時点では、これは平成24年度までの終了したまでの累計ですね。そこで申し上げますと338億9,449万6,000円でありましたが、現在であります、326億8,581万5,000円であります。このうち新本館の額でありますけれども、９月補正の時点では204億8,500万円でありました。これが現在の予定では193億8,500万円であります。

財源のほうでありますけれども、まず補助金であります。９月の段階ではゼロ円だったものですが、現在では31億3,387万4,000円です。起債の方ですが、当初から209億円であったものが現在は199億円であります。一般財源につきましては、129億9,449万6,000円だったものが現在は96億5,194万1,000円あります。

以上であります。

- 議長（向後和夫） 病院経理課長。
- 病院経理課長（鈴木清武） それでは、私のほうから補てん財源と今年度の決算見込みということで、この二つの点でお答えします。

まず20年度の決算見込みの資本的収支の不足額なんです、こちらが34億655万2,000円になっております。それに対して補てん可能金額としましては、全部で112億3,753万1,016円ございます。

内訳なんですけれども、損益勘定留保資金過年度分としまして、こちらが2億6,022万6,349円、当年度分としまして、こちらが25億4,316万5,000円、それから消費税の資本的収支調整額としまして、当年度分としまして584万9,000円、それから建設改良積立金、こちらが61億4,358万4,195円、それから減債積立金、これが7億8,605万649円、繰越未処分利益剰余金、こちらが12億9,585万9,823円。当年度純利益金、これが2億279万6,000円と。こちらは先ほども申し上げましたが、10月末時点での利益金になっておりまして、今現在は1月末現在で4億4,700万円程度の利益を見込んでおります。こういう形で補てん財源のほうを持っております。ですから、こちらの補てん財源を差し引いた残りの補てん財源としましては、3月末を終了した時点で全部で78億3,097万9,016円持っているというふうな形になります。

以上です。

（「21年度末の決算予測を」の声あり）

○議長（向後和夫） 悦世議員、それ別に質問。

（「１問目の答弁漏れ」の声あり）

○議長（向後和夫） 病院経理課長、答弁漏れのないように。

○病院経理課長（鈴木清武） すみません。決算予想で経常利益ですけれども、２億620万円の予定になっております。当年度ので純利益が２億279万6,000円です。

○議長（向後和夫） 向後悦世議員。

○６番（向後悦世） じゃ、再質問させていただきます。

まず大きな１点目の市長の政治姿勢について、（１）のところで再質問いたします。

有利な財源を活用して、常々言っていますが、一般会計だけを見ても起債残高は徐々に増えている状況だが、将来にツケを回してはいないか、市長の答弁を求めます。

○議長（向後和夫） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 議案質疑の中あるいは一般質問等でも財政課長のほうから答弁がございました。交付税措置のある財源をしっかりと使って取り組んでおりますし、例えば平成19年の起債を見ていただいても分かりますように30億8,900万円、その中で67.6%は交付税措置がある金、しかも中には地域振興基金の５億8,900万円もある。そういった状況でありますし、21年度の今度の予算を見ていただいた77%というのは、財政措置のある起債を利用しておるわけであります。しかも、もう既にいわゆる耐震補強等で取り組んだ工事等の支払いも合併特例債の支払いも既に始まっております。そういった補強で取り組んだものに対しては10年、それから改築はもう15年で支払いをするということで、全く将来にはツケを残さないという形で取り組んでおります。

○議長（向後和夫） 向後悦世議員。

○６番（向後悦世） しかし、建設したものは維持管理費や建て替えの費用が出てきます。今がよければというような感じがしますが、費用予測や需要の予測をしていくことも重要ではないでしょうか。市長の答弁を求めます。

○議長（向後和夫） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 学校の耐震補強等をした工事が無駄工事ということであれば、考え直さなければなりませんけれども、私は将来を担ってくれる子どもたちの学校施設というものをしっかりと整備をしてある、それも単純にいい校舎を建てるというだけでありませんで、耐

震補強をするということでもありますから、これはもう必要不可欠な問題だろう、そのように考えています。

○議長（向後和夫） 向後悦世議員。

○6番（向後悦世） 私は学校の施設だけを限って言っているわけではありません。学校の施設は、やっぱりああいう教育の場ですから、安心して生徒が勉強できるように自分自身も考えていますし、やっぱり行政というのは幅広くいろいろな建設にも携わっているわけで、市長さんがよく言う「有利なお金は使える時に、できる限りインフラの整備をやろうよ」と私にも話していましたが、あとはきちっとしていればいいじゃないかというような話もしましたが、私は「きちっとって、市長どの程度のきちっとだや」って、こう聞いたことも過去にありましたが、やっぱり行政は計画性を持って取り組むのが重要ではないかと思いますので、そこら辺のところをどう考えているか答弁をお願いします。

○議長（向後和夫） 向後悦世議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 今のいろいろな事業を展開をしているものをきちっと見ていただければ分かりますけれども、総合計画にきちっと基づいて事業は進めております。ですから、計画をしないで事業を進めるようなことはしておりません。

○議長（向後和夫） 向後悦世議員。

○6番（向後悦世） じゃ、続いて市長の政治姿勢のところの（2）の地域バランスについて再質問いたします。

均衡ある発展を唱えていますが、学校施設一つとっても合併時に建設せざるを得なかった海上中以外は、地域的な偏った整備がされてはいないか、市長にお尋ねいたします。

○議長（向後和夫） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 私は、学校の問題等について必要なところからきちっと整備をしておりまして、そんな意味で偏った整備はしておりません。

○議長（向後和夫） 向後悦世議員。

○6番（向後悦世） でも、実際に改築やなんか学校一つ見ても、やっぱり旭二中、中央、矢指と何か偏っているような気がしますし、公園施設見ても、パークゴルフ場、袋公園、文化の杜と、なんかちょっと偏っているんじゃないかなというような気もします。また、排水問題一つ見ましても、やっぱり椎名団地、また川向西野など大きな事業は偏っているように感

じますが、そここのところの答弁をお願いします。

○議長（向後和夫） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 排水問題一つとっても、やれるところからきちっと手がけております。飯岡地区にとっても丸康材木さんの所の排水整備なんかもきちっと手がけておりますし、ただ海上の問題に関しては非常に事業が大きいですから、何か有利な財源を見つけなければなかなかできないということがありまして、これはもう飯岡西部のほ場整備と併せてやろうということで、今検討をさせていただいております。そういった意味でその椎名団地にしましても、また川向、西野団地にいたしましても、もう旧旭市の時からきちっと排水に困って計画をしてきた場所でございます。

○議長（向後和夫） 向後悦世議員。

○6番（向後悦世） 有利な財源を使って一般財源は少なく済んでいるというような言い方を、市長している節がありますが、後から整備する時には、この有利な財源がないということになっちゃうんじゃないか。また、先送りでは納得できないような部分も何か感じるような点が自分あります。また、事務方が事業計画を立てる時は、やっぱり市長の指示がなければ取り組みをしないと思うので、どうしても恣意的なものを感じてしまいます。先に財政的な面を質問させてもらったのは、将来的にも大丈夫ということであれば地域バランスをしっかりとって事業実施を確実にされるよう要望いたします。

○議長（向後和夫） 市長。

○市長（伊藤忠良） 先ほどの答弁で少し漏らしましたがけれども、干潟の排水の問題なんかも今年度でかなりもうめどがつきます。干潟の中学校の所の排水なんかも少しいろいろ間でやる問題が多かったんですが、これは県のほうにお願いしてやっている事業ですけれども、きちっと対策をとっておりますし、その現場へ足を運んで状態の悪い所からきちっと手がけておりますから、地域的に偏ってものをやる、そういった考えは全く持っていないので、その辺は見守っていただきたいと思います。

今急いでやらなければならない一つの要因というのは、もう議員さん方説明をしなくてもお分かりだろうと思いますけれども、合併特例債が使える期限が10年という問題があります。ですから、手がけられるところから手がけませんかできない、こういう問題が一つあるのと同時に、耐震補強の問題は平成18年9月の議会の前に耐震補強が終わりまして、それに基づいて耐震補強をしたなら、金はあるからすぐ工事にかかれという、かかってもいいよという

連絡をいただいて、18年、19年度で耐震補強で済むところは全部終わらせたという形ですから、その辺で多少のバランスはあっても、きちんとできるだけ早目に必要なものは対応する、そういった姿勢で今おります。

○議長（向後和夫） 向後悦世議員。

○6番（向後悦世） じゃ大きな2番目の広域ごみ処理施設についてお尋ねします。また（1）のこれまでの経緯について再質問です。

遊正地区については地権者の内諾ももらって、市長もここで行くと言っていました、市長の考えに一貫性がないように思います。本当にここは絶対ないのか改めて伺います。

○議長（向後和夫） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 遊正は正直言ってあきらめました。といいますのは、説明に入る前にあいった反対が出まして、私自身はもう今のごみ処理の施設は全く被害も出ない、しかも温水でも利用できて歩くプールでも造れたら、こういった高齢化の社会の中には非常にいいんではないのかな、そのように考えて、ここでいいだろうという思いを持っていたわけでありましてけれども、説明をしないうちから地区民の反対が出るというようなことではとても進められないだろうと思って、あそこはもう断念をいたしました。

○議長（向後和夫） 向後悦世議員。

○6番（向後悦世） 仮に広域のごみ処理施設の整備ができなかった場合は、どのように考えているのか。今の施設の建て替えで整備が可能か。その場合、補助金はどうなるのかお伺いいたします。

○議長（向後和夫） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（平野修司） 広域がだめというあれで今やっていないので、ぜひとも広域の中で施設を造りたいという形で考えております。ですから、あと先ほど言いましたように個々の関係も、今それをやった場合にコスト的にどういうものになるかというのも今頼んでおります。その中から出た中で東広の組合なり首長さんの中で決定されるというふうに聞いております。

○議長（向後和夫） 向後悦世議員。

○6番（向後悦世） それでは、（2）の用地選定調査に移らせていただきまして再質問いたします。

1 度目のためになった経緯と非常に似ている気がして心配していますが、いつのまにか候補地が決まって基本調査ですか、それに入るという周辺住民に対して調査に配るとの事前説明はどうなっているのかお尋ねします。

○議長（向後和夫） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（平野修司） 地域住民に対しての形はまだされておりません。今回の調査した中で候補地が出た、候補地といいますか、ある程度順位が出た中で地域の方々に説明会を開くというふうに聞いております。

○議長（向後和夫） 向後悦世議員。

○6 番（向後悦世） もっとオープンな議論をしていかないと、いつまでたってもできないのではないかと。この調査結果に基づいて候補地の選定すると広報には書いてあるが、誰がどの段階で、どのように会議で決定していくのか、もしくは首長同士で話し合って決めるのか、明快な解答をお願いいたします。

○議長（向後和夫） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 要は調査をといたしても基本調査でありますけれども、それをしないうちに住民説明ということもできませんし、同時に各市から上がってきたその候補地、全部の調査をお金を幾らかけてもいいというなら全部の調査をしてやれますけれども、そういったことではなしに、適正な場所を絞らせていただいて、そしてその周辺の住民の皆さん方としっかり話し合いをしながら進めていく、そういったその考えであります。ですから、調査を優先してやらせていただいて、調査結果は東総広域市町村圏事務組合という議会がございますから、そこでしっかりもみたいと思っています。

○議長（向後和夫） 向後悦世議員。

○6 番（向後悦世） じゃ、（3）の今後の見通しについて再質問いたします。

それでは仮に候補地が決定した場合、新たに組合組織を作るのか、運営の主体はどのように考えていますかお尋ねします。

○議長（向後和夫） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（平野修司） 運営についてはまだ基本的には決まっていなくても、組合が、今、事務局が東総広域の組合ですので、基本的にはそちらが中心になってやるというふ

うに思います。

○議長（向後和夫） 向後悦世議員。

○6番（向後悦世） じゃ、補助金と予定はどうなっているのか。1度整備を断念して補助金を断っていると思いますが、すぐ付けてくれるか、また熱源を利用した施設の計画もあったと思いますが、そういった施設も計画に含まれるのかお尋ねします。

○議長（向後和夫） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（平野修司） 確かに前にというか、国と県、あと組合、それと当該市で協議会を設けまして内諾は得ておりました。内諾を得ておりましたけれども、基本的には遊正地区のお話があったようになくなりましたので、今はそれについての補助金のあれはなくなりました。しかしながら、今回また再度見直しという形になりまして、協議会等を設けて国と県、あと構成市町村、事務組合、また協議という形になりました。交付金については、おおむね補助額の3分の1と聞いております。それについては変わりはないと思っています。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 一般質問は途中ですが、3時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時29分

○議長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、向後悦世議員の一般質問を行います。

向後悦世議員。

○6番（向後悦世） では、大きな3点目の公園整備について、（1）のところの市全体の整備状況について再質問させていただきます。

それでは、主要な公園、袋公園、スポーツの森公園、上永井公園の利用状況について伺います。

また、年間の入り込みとか平日・土日とかの区別をしての利用状況はどうなっているのかお伺いします。

○議長（向後和夫） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

- 都市整備課長（島田和幸） 申し訳ないですが、スポーツの森公園しか私のほうで所管でないんで、数字でほか分かりません。

スポーツの森公園も、ちょっと私のほうでは……。そうですね、少しお待ちいただけますか。

申し訳ございません。手元にちょっと所管が、入場の関係はちょっと把握していないんですが。

- 議長（向後和夫） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（花香寛源） スポーツの森公園の状況ということで所管課のほうは自分の方でありますので、お答えいたします。

スポーツの森公園の中には要するに体育館、それから野球場、庭球場があります。それで平成19年度の実績でございますけれども、野球場については1万6,410人が利用されております。庭球場については1万7,524人、総合体育館については10万5,103人でございます。公園という、いわゆる芝生の広場の利用人数については、うちのほうではちょっと把握できません。

以上でございます。

- 議長（向後和夫） 商工観光課長。
- 商工観光課長（神原房雄） 上永井公園についてお答え申し上げます。

利用状況につきましては、19年でございますが、27万7,900人でございます。上永井公園につきましては、展望館、遊具広場、駐車場という部分の用途でございまして、形態については市直営で、展望館については県から市が指定管理者となっております。

以上です。

- 議長（向後和夫） 向後悦世議員。
- 6番（向後悦世） 1日のイベントのために公園を整備するということはないと思いますが、利用されなければ税金の無駄遣いになりますので、改めてお伺いします。
- 議長（向後和夫） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

（発言する人あり）

- 議長（向後和夫） 悦世議員、質問内容がちょっと分からない、意味が分からない。
- 6番（向後悦世） じゃ、これ1回にカウントされないということで。やっぱりさまざまな公園あります。また実際に使用している飯岡のスポーツ公園なんかでも、使用しているのに

もつぶすような部分もありますし、また今後造る計画もある。一方ではつぶす、一方では建設するとか、そういうようないろいろな公園の建設の仕方があるところに今、話が進んでいきますので、その部分で今、触れました。

○議長（向後和夫） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） それでは、公園の面でお答えをさせていただきたいと思います。

その前に少し答弁の誤りがありましたものですから、訂正をさせていただきたいと思います。先ほど学校の問題で平成18年9月に耐震補強が終わったというような答弁をしたようでございます。耐震診断が終わって補強に入ったということでございますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

まず公園でありますけれども、私は公園というのは向後悦世議員からも少しご指摘ございましたけれども、使ってもらえなければ何もならないというのがまず前提であります。スポーツの森公園を見ていただいても、それから上永井公園を見ていただいても、非常に利用度が多い。ああいった形での公園整備ができれば、お金をかけても、それだけの効果があるわけでありますけれども、お金をかけても使ってもらえない公園では全く困る。同時に、小さな公園を造っても全然利用がないということでは意味がありませんものですから、人の集まるような公園を造りたい、そのように考えています。

それから、使っている公園をつぶすというお話ですけれども、恐らく飯岡中学校の予定地のお話だろうと思いますけれども、あそこについては公園に学校を建設をさせていただいたら、その公園はまたきちっと造りますものですから、あの道を見ていただければ分かるように、そこへ学校の現位置へ建てますと、子どもたちが非常に迷惑をする。それがないように別の位置のほうがいいんじゃないかというのが、その地元の皆さん方の考えでもあるし、我々の考えでもあるわけであります。ですから、それを学校用地に使ったら、そのまま公園をなくしてしまうということとは全く違いますから、その辺はきちんと整備をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（向後和夫） 向後悦世議員。

○6番（向後悦世） 市長ね、やっぱり本当に自分の考えているように利用されなければ何か税金の無駄遣いだというような理解で自分も一緒でございます。ありがとうございます。

また、今の課長さん方の説明を聞いていまして、何か公園のとらえ方が行政の目線になっているような気がします。充足率の考え方にしても、何か除外するような公園が出てきて

しまします。設置の仕方によっても、何か管理者がみんな違いますし、利用する立場から役所は一つであるのに、公園に類するものは一元的に管理することが重要と思いますが、どうでしょうか。

○議長（向後和夫） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 確かに今、公園の管理いろいろ各課にまたがっております。十分その辺を考えまして、これからよく勉強してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（向後和夫） 向後悦世議員。

○6番（向後悦世） じゃ、（２）の今後の整備予定に移ります。

文化の杜公園の全体事業費と将来的な利用予測、事業費用の対効果をどのように考えているか。だいたい用地買収が進んでしまっているんで、今の段階でやめるのは難しいだろうが、袋公園と文化の杜公園の両方の整備を続けるのはいかがなものかと思います。実はこの辺りも地域バランスのとれた政策とは言いがたいとは思いますが、市長の考え方を聞きたいと思います。

○議長（向後和夫） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 文化の杜公園も、これ旧旭市の時から、私がまだ市長に就任をしない時からの公園の計画であります。ちょうど消防のポンプ操法に使ったりなんかする市民広場なんか、その文化の杜公園の一環として整備をしたものでございまして、ちょうど私が旧旭市の市長に就任をさせていただいて、それを引き継いだころには、あまり市のほうの財政もそんなに有利な資源、資金というものがなかったものですから、しばらくは放置をさせていただいておりました。

地権者の皆さんからは、網をかけるだけかけて何もやらないって、ふざけた話はないだろうというようなお叱りもいただいてきたんですけども、これまで延び延びにしていまいりました。ちょうどまちづくり交付金事業の該当になったり、そういった有利な資金が使えるということで、それじゃこれまで迷惑かけてきたけれども、整備をしようじゃないかということになったわけでありまして。

同時に、あそこを少し方向転換をしたいと思っておりますのは、私はできれば災害対策型の公園にしたいという考えを持っております。なぜそういった形にするのかといいましたら、

先ほど来いろいろなお話が出てまいりましたけれども、中央病院を生かしたいいろいろなことがやれるだろう。中央病院はご案内のように災害の拠点病院であります。災害の拠点病院というのは、もう災害が起きたらそういった意味でどんどんその周りへも応援の先生方を出したりなんかをしなければならない病院。であれば、あそこを災害対応型の公園にすることによって、東京都のどこかと、東京都って絞らなくてもいいですけども、都市部と交流を持たせてもらいたい。交流を持たせてもらって、災害が起きたら我々のところで援助させてもらいますよ。そのかわり、できればこの旭市には食材何でもありますから、それを学校給食でも何でもご利用いただけませんか、そういった提携をしたいと思っています。内々少しお話をさせていただいたら、もう向こうからは東京都の自民党さんを通じて、どこと結びたいんだというようなお話もあるくらいでして、そのくらい中央病院の魅力というのは大きいんだな、そのように思っています。

そういった形で単純に、いわゆる公園で当然あれだけの場所ですから、平素中学生のサッカー場にに使わせてもらってもいいですし、何でも芝生にして使うということもできるわけですし、そういった形で単に公園としての利用だけじゃなしに、市の産業の活性化にもつなげることができるような、そんな生かし方をしたい、そのように考えています。

○議長（向後和夫） 向後悦世議員。

○6番（向後悦世） 何かそういう市長のすばらしい考えも一理あるなと自分も思いますが、ただ地域バランスを見ると、袋公園、文化の杜公園見ましても、どうも何か偏っているんじゃないかなというような感じがして、もう気がして当然かなというふうな部分が自分自身ありまして、何かそういうことから見ると、いいおかスポーツ公園の周辺道路や駐車場の整備なんか見ると、何か全然できているような感じはない所もあるんですよ。西側のほうとか、南側のほうとかね。

だから、やっぱり並行して袋公園整備するなら、ある程度そういうまだ整備が十分でないような所も手がけてほしいなとか、やっぱり排水問題一つ見ても、旭のほうに偏っているんじゃないか、それこそ三川西部地区の海上の排水問題にしても、やっぱりああいう所がもっともっと早々にできるような体制づくりがあらわれてくれば、ああ、なるほど地域バランスとれているなと自分も感じますので、そこら辺のところを考慮に入れて、市長にも取り組んでいただきたいと思います。

○議長（向後和夫） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 十分今後、議員からご指摘があったような点も配慮してまいりたいと思います。ただ、先ほども言いましたように排水の問題にしても、丸康材木店さんの所なんかも今やっている最中ですし、同時にちょうど観光の拠点である飯岡荘なんかも、ああいった形できちんとリニューアルをさせていただいて、より飯岡の観光の拠点として活用ができるように整備をしたわけでありまして、これからもそういった面にも十分配慮しながら取り組んでいきたい、そのように思います。

○議長（向後和夫） 向後悦世議員。

○6番（向後悦世） じゃ、大きな4番目の学校整備について、（1）の市全体の学校施設の状況について再質問いたします。

現在残っているのは幾つもないと思うが、この学校整備の順番は誰が、どのように決定したのか、またその理由をお伺いいたします。

○議長（向後和夫） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

庶務課で学校整備はやっておりますけれども、それは総合計画にある前期の基本計画を今やっているわけございまして、その間ですべての小・中学校耐震化しましょうということで、それに基づいて着々と計画を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 向後悦世議員。

○6番（向後悦世） 残っている施設も早期に実施するよう要望いたします。答弁いりません。

（2）のほうの飯岡中学校の改築についてに移らせていただきます。政務報告で三川地区の土地改良の非農用地を利用するということですが、整備年度と照らし合わせて実際に可能なのか、その場合、用地取得費用はどのようになるのか、遅れる可能性はないかお尋ねいたします。

○議長（向後和夫） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

いわゆる飯岡西部地区の土地改良事業の非農用地を利用するということでございますけれども、我々はその推進委員会並びに農水産の担当課と協議をし、平成24年4月に一時利用ができるように22年の採択に向けて事業を進めているというお話をちょうだいして、その計画

に従っていければ22、23年で校舎あるいは屋内運動場を建築し、その後24年に屋外運動場ですね、グラウンド整備等をできれば、順調に3年間で事業を終えることができるのかなという考えを持っております。したがって、それに基づいて本年度といいますか、21年度調査設計費をお願いしているところでございます。

以上でございます。

(「用地取得の費用については」の声あり)

○議長(向後和夫) 庶務課長。

○庶務課長(浪川敏夫) 申し訳ありません。用地費用につきましては、その時点で適正な価格を見込んでおります。したがって、鑑定等をしまして、千葉県と土地改良区と市で相談を申し上げ、適正な価格で取得をしたい、そのように考えております。

以上でございます。

○議長(向後和夫) 向後悦世議員。

○6番(向後悦世) スポーツ公園をつぶして学校を建てるというのは、非常に乱暴なきわまりないことだと思います。この公園は、少年から老人まで、すべてが健康増進、福祉向上と、併せて医療費の削減を目的に、福祉センターと一体で造られたからであります。今、市で新たな公園整備が何か所か進めていながら、一方ではつぶす。これでは事業費の無駄遣いであり、政策的にも大変な矛盾があります。市長の言う安全・安心のまちづくりからはほど遠いものになり、市民の不安は増大し、まさに市長の政治姿勢が問われるところであります。市長の明快な答弁を求めます。

それから、一つ要望します。飯岡中学校は市内で一番最後まで残された学校整備であり、一日も早く造っていただきたい。土地改良事業の進捗に左右されるため、この事業を横目で見ているのは、いつ完成するか分からない。そこで、地権者の同意が得られるならば、必要面積を全部取得すれば地権者の負担軽減にもなりますし、どうか適切な場所の選定と早期完成を要望いたします。

○議長(向後和夫) 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長(伊藤忠良) この件については先ほど答弁をさせていただきました。同時に、もう一つこの間、議案質疑の中でお答えをさせていただいたと思うんですけども、飯岡西部のほ場整備、これも非常に重要な問題であろう、そのように考えます。同時に、海上の排水の問題を処理をしていくには飯岡西部のほ場整備と併せることができれば、非常に有利な形で

の排水整備ができるわけでありますから、それを活用をしてあげたいというのは率直な思いであります。

先ほども言いましたように、その今の公園の所を利用するのは少し乱暴ではないかというお話もあるんですけれども、子どもたちがその工事にとらわれなくて安心して学べるという面もあるわけですから、なかなか両方うまくはいきませんけれども、その辺もご配慮をお願いをしたい。地元の皆さん方からも、あそこへ建ててもらって、後でその公園を学校の跡地に使ってもらったら、それでいいじゃないかというようなお話もいただいておりますので、その辺も配慮しながら進めておる問題でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（向後和夫） 向後悦世議員。

○6番（向後悦世） でも、やっぱり自分は福祉センターで見えていまして、またスポーツ公園は福祉センターと一体として、また健康増進とまた医療費削減を目的として福祉センターと一体としてできたように聞いていますので、何か今までの答弁等を聞いていますと、やっぱりそういう部分が何か簡単に、じゃ一方で造っているのに、ふれあいスポーツ公園を単純につぶせばというような部分聞きますと、そうしたら本来の福祉センターの目的も何か機能が低下しちゃうんじゃないかなみたいな部分を感じまして、やっぱり本来の福祉センターがあそこに来て、またちょっと朝晩散歩する人やなんかかなり多いんですよ。やっぱりそういういい場所で、あそこ飯岡のまちとしても中心ですので、やっぱりそれをいとも簡単に片や建設する、片やつぶすでは、自分らにどうもちょっと理解できないもので、そこを再度市長に掘り下げてよく検討していただきたいと思ひまして、ひとつよろしくお願ひします。

○議長（向後和夫） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） そのために私どものほうも学校をお願いをして、飯岡中学校で検討委員会をつくってもらって、ご意見を伺いながら進めておるわけでありまして、またその皆さんのご意見も再度聞いてみたい、そう思ひます。

○議長（向後和夫） 向後悦世議員。

○6番（向後悦世） じゃ、最後に5番目の旭中央病院について、（1）新病棟建設について再質問いたします。

2月17日の全員協議会で補正予算の説明に関連し、留保財源を約17億円確保するような説明があったと思うが、この根拠をお示しいただきたいと思ひます。

- 議長（向後和夫） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

- 病院事務部長（伊藤敬典） お答えをいたします。

補正予算の減額についてであります。まず新本館建設の工事発注は終わりました。しかし、これから2年以上の工事になりますし、しかも大規模な病院建設ということでもあります。これはやはりある程度の設計変更というのは当然予測をしておかなければいけないものであります。そのために今回の減額補正については、予算編成上の措置として工事契約額のおおむね1割程度を留保させていただくということでもあります。

これは想定していなかった設計変更に対して、全体の工程に影響を与えないように柔軟に対応するための措置であって、これを残したからといって、無駄に使ってしまうというものでは全くないわけであります。当然残したからといって、具体的な今後の予算執行に当たっては設計変更の必要性、その範囲、そういったものを厳しく査定をした上で予算の効率的な執行に努めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

- 議長（向後和夫） 向後悦世議員。

- 6番（向後悦世） 病院建設は必要な事業と考えていますが、明朗に行うことが必要じゃないかと思えますし、何かあった時ではなく、必要なものは堂々と予算措置して説明していくのが当然であると思えます。

- 議長（向後和夫） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

- 病院事務部長（伊藤敬典） 当然これは必要なものは必要ですから、どんな状態であっても、病院は必要なものとして議会に対して予算をお願いをしていきます。ただ、全体の工事費の1割程度が多いか少ないか、その判断でありますね。これは当然、予算編成をする上での予算編成権の範囲の中の話でありますから、例えば個人住宅であったって、1割程度のものを今後発生する予測できない事態のためにとっておくことは決して不相当の判断ではないと、私は思っております。

- 議長（向後和夫） 向後悦世議員。

- 6番（向後悦世） そこで、新病棟ができ上がった時のことなんですが、医師の移動時間が短縮ができて効率性が上がると聞いていますが、そのシミュレーションなどは行っているのでしょうかお尋ねします。

- 議長（向後和夫） 向後悦世議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

- 病院事務部長（伊藤敬典） 議員ご指摘のとおり、なぜ再整備をするかということにも、もちろんかわってくるわけでありますけれども、これは医師やそこに働く職員の効率性、そういうものを十分に反映させた設計にしているわけでございます。

以上です。

- 議長（向後和夫） 向後悦世議員。

- ６番（向後悦世） では、（２）の現状と今後の経営に移らせていただきまして再質問いたします。

最近のニュースで医師の研修制度が変更されるというのがありましたが、影響はあるのか、また対外的にアピールできるような特色のある診療科を設置することはできないかご質問いたします。

それと、１０対１から７対１の看護基準を満たすよう看護師の増員を進めているが、不足する人数はどの程度で、その見込みはあるのかお尋ねします。

- 議長（向後和夫） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

- 病院事業管理者（吉田象二） 研修医制度が来年からまた大幅に変わります。これにつきましては、実はあしたあさってですか、あさって県のほうで千葉県的主要研修病院が千葉大、うち、亀田、成田日赤、松戸、君津等ですかね、呼ばれておりまして、パブリックコメントを出さなくちゃいけないということで、これについてまだ正式に決定しておりませんので、我々そういう厚生省の考えに対する我々の意見を聴取される予定であります。そこで、やがて決まると思います。

ただ、現在のところ分かっている範囲では、県ごとに研修医の募集人員が変わると。ある一定の指数を掛けて施設に分配するわけですが、千葉県は今より８０数名増えると。うちの病院につきましては、今の計算上は２人ほどプラスしていいということになる予定であります。ただ、これも正式ではありませんので、やがてははっきりすると思います。したがって、現時点ではほとんどそのような今までと変わるようなことはないだろう、あるいは非常に不利になるようなこともないだろうと、このように思っております。

それから、その特色ある診療科をつくって、医師ないしはそういう患者さんも含めて集めたらどうか。これもまさにおっしゃるとおりでありまして、鋭意その努力をしております。

この4月には、昨年脳外科のドクターがフランスに留学しておりまして、脳血管内治療というのを勉強してきまして、4月から脳血管内治療科という新しい診療科ですかね、そういうものをつくっていききたいなと、このように思っております。

さらに、今いろいろ細かなところは新しい医療機械が入ったり、いろいろしますけれども、随時そのように新しいものはどんどん取り入れていこうと、このように思っております。

次が7対1のことでありますが、前回の一般質問の時にもご質問がありましたが、昨年4月と今年の来月ですか、4月、年度内にかなりの数が異動しますので、4月、4月の時点で比較するわけでありまして。昨年に比べて42名の増員が図られます。

そこで、あとどのくらい必要かと申しますと、安定的にはやはりあと60人まだ欲しいなと。と申しますのは、このごろ予想外に育児休業、産休、前は産休だけで済んでいたんですが、このごろ育児休業を取る方がたくさん、長期ですね、1年だとか2年だとか非常に多いものでありまして、そういう人たちの分も含めると、どうしても少し余分に必要があるんじゃないかというふうなことでございます。

ということで、今まで昨年まではなかなか看護師さん大変だったんですが、今年はプラスがかなり来まして、この調子で前も申し上げました離職率も少なくして、さらにいらっしゃる方をどんどん宣伝をして勤めていただく、このような努力をしているところです。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 向後悦世議員。

○6番（向後悦世） 病院は今後の経営については、やっぱり国や県と一緒に経営できるような枠組みを作る可能性はないかと自分は感じますし、市の財政的な面を考えると、そういうことを検討する必要もあろうかとも思います。近隣の公立病院との連携協議を進めているようですが、また匝瑳市の病院よりは東庄の病院のほうが先ではないか、またそういう可能性がないかお尋ねしたいと思います。

○議長（向後和夫） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） その連携につきましては連携協議会でお話を進めていかなくちやいけないということでありまして、その中での話になると思います。

それから、国・県もおっしゃるとおり、いろいろ今の自治体病院の黒字の病院というのは15%程度しかありませんので、この今までいいのかどうかという話にもなりますが、先ほど来ずっと申し上げているとおり、一緒にやるといっても、経営形態に関してはひとまずわき

に置いておいてということでもありますので、前の議会の時、向後議員がそうおっしゃったんですが、再整備に専念しろというようなお話がありましたので、ひとまずそちらで今のままでやっていこうと、このような考えでございます。

○議長（向後和夫） 向後悦世議員。

○6番（向後悦世） どうもありがとうございました。

以上で私の一般質問終わります。

○議長（向後和夫） 向後悦世議員の一般質問を終わります。

神 子 功

○議長（向後和夫） 続いて、神子功議員、ご登壇願います。

（24番 神子 功 登壇）

○24番（神子 功） 24番、神子功です。お疲れのところとは存じますが、よろしくお願いしたいと存じます。

平成21年旭市議会第1回定例会において一般質問をいたします。私は今回、行政改革の推進について、都市計画・都市マスタープランについて、旭駅前線・駅前広場について、旭中央病院について、そして育英資金についての大きく5項目について質問をさせていただきます。

初めに、行政改革の推進についてであります。

本市は平成17年7月1日、1市3町の合併後、行政改革の指針となる旭市行政改革アクションプランを作成し、その計画に基づいて平成17年度から行政改革を推進されております。平成21年度は、その最終年度を迎えることになります。そこで、行政改革の具体的な項目3点に絞りまして、市長にお伺いをいたします。

（1）職員給与の適正化について。

職員の給与については国・県などにおける給与制度改革と社会経済を考慮しながら適正を図るとし、また限られた人員で効率的な行政運営に取り組むために、勤務実績が的確に給与に反映できるような仕組みを構築するとし、職員の意欲が出る工夫をしながら給料の適正化に努めるというふうにしております。職員給与の適正化について、平成18年12月に一般質問をさせていただいておりますが、その後どのように取り組まれてこられたのかお伺いをいたします。

（2）職員の人材育成について。

計画では人材育成基本方針を策定し、人材育成を進めることになっております。職員の人材育成についてどのように考え、対応されてこられたか、これも平成18年12月定例会で質問をしておりますので、併せてお伺いをいたします。

(3) 施設の有効利用について。

合併したことにより、現有施設を有効に利用することは大切なことであります。施設が無駄なく市民にとって有効に利用されるため、具体的にどのように取り組まれてきたかお伺いをいたします。

次に、大きな2点目、都市計画・都市マスタープランについてお伺いをいたします。

昨年の広報あさひ7月1日号に、「みんなで考える「将来のまちのすがた」都市計画マスタープランの策定に向けて」と題して2ページにわたり掲載をされました。都市計画マスタープランについては、平成20年度、21年度の2か年で策定することとなっております。そこで、5点について市長にお伺いをいたします。

(1) 旭市の将来の都市づくり・まちづくりについて、どのように考えているか。

(2) 都市計画マスタープランの策定に向けて、どのような検討が行われておりますでしょうか。

(3) 現在、都市計画区域は旭地区のみとなっておりますが、飯岡地区、海上地区、そして干潟地区への都市計画区域の拡大についてどのように考えているか。

(4) 旭中央病院が再整備工事に入りましたが、旭中央病院周辺の土地利用についてどのように考えているのか。

(5) 都市計画区域である旭地区においては、都市計画道路や公園が未整備の状態にあり、整備するには現実無理と思われるところについてどのように考えているか、市長にお伺いをいたします。

大きな3点目、旭駅前線・駅前広場についてお伺いをいたします。

今回、旭駅前線の工事については平成21年度完成の予定であり、駅東側の整備を行う状況ということも踏まえて市長にお伺いをいたします。

(1) 旭駅前線事業について、予定どおり年度内に完成するのでしょうか。

(2) 駅前通りの活性化について、どのように考えているかどうか。これも平成18年12月に質問をさせていただいている内容でございます。

(3) 駅前東側についてはどのような利用を考えているかお伺いをいたします。

大きな4点目、旭中央病院について2点お伺いをいたします。

(1) 旭中央病院の経営形態等に関する検討委員会について、今定例会の一般質問で同僚議員から質問がありました。この際、市長の私的諮問委員会であるこの検討委員会について、今後の位置づけについての考え方についてお伺いをいたします。

(2) 医療機関としての管理運営についてであります。この件については平成21年度病院事業会計予算の中で、派遣職員を臨時職員に移行することや業務委託についての予算が組まれていること、また平成21年から再整備事業が開始されたことを踏まえ、医療機関として管理運営についてどのように考えておられるか病院事業管理者にお伺いをいたします。

最後に、育英資金についてお伺いいたします。

旭市では毎年、育英資金育英生を募集しておりますが、今年はどのように考えているか、教育長よりご答弁いただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。よろしくお願いします。

○議長（向後和夫） 神子功議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 神子議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、行政改革の推進について3点ほどご質問がございました。これらにつきましては、今、的確に進めておる最中でございますから、その進行度合いにつきましては担当課のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

2点目の都市計画・都市マスタープランについても、今マスタープランの策定中でございます。策定委員会を立てて策定に当たっておるところでございますから、その進捗状況を担当課のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

駅前線の駅前広場の整備でございますけれども、これも現在の進捗状況、担当課のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

それと、4点目の旭中央病院の検討委員会の位置づけでございますけれども、これまでもお答えをさせていただいたとおり、これまでどおり、より中央病院を生かして、さまざまな取り組みをさせていただいたり、あるいは中央病院に、より一層グレードアップをしていただいて、患者さんに対して高度医療の提供をしっかりと行えるように、この委員会を残して、そして国・県の意見もちょうだいをして進めてまいりたい、そのように考えております。

それから、育英資金、これはもう子どもたちの育成に非常に重要な資金でございますから、今後とも、より一層これを充実をさせられるように教育長とも相談をしながら進めてまいり

たい、かように考えております。

私のほうからは以上です。

○議長（向後和夫） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 医療機関としての管理運営についてということですが、この病院が特殊ということ踏まえた医療機関としてとおっしゃっているのか、ちょっと私のピント外れかもしれませんが、いずれにしても病院全体として、とにかく病院というのは労働集約産業であって、非常に人手のいる職場であります。したがって、非常に優秀な人材を確保するということが大変重要でございます。しかしながら、全体的な経営として考えますと、やはりいろいろな問題が出てまいります。しかし、これまで黒字基調で健全な経営をしてまいりました。これをより確かなものにするために、今回委託あるいは派遣あるいは臨時職員、こういうものを整理しまして、将来的にさらに合理化して、合理化という言葉はよくありませんが、さらに整理をしていきたいと、このように考えております。詳細につきましては、事務方のほうからご説明を申し上げます。

○議長（向後和夫） 教育長。

○教育長（米本弥栄子） それでは、育英資金制度についてお答えいたします。

現在、旭市では育英資金給付制度ということで、将来旭市の発展及び社会に貢献する有為な人材を育成するという目的で行っております。この合併前、海上、飯岡地区におきましては貸付制度で行っておりまして、そちらの貸し付けのほうがこの平成20年度で全部完了いたしまして、これからは海上、飯岡で貸し付けした人につきましては返還のみとなります。そういうようなことがございますので、この給付と貸し付け、これを統一するかどうか、またいろいろな条件につきましても、より幅広く、そして当初の目的に合うような制度に検討をしたいと思っておりますのでございます。

平成21年度につきましては検討させていただきますので、現在のところ21年度につきましては本年度と同様に募集をしたいと思っております。

以上です。

○議長（向後和夫） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 私からは行政改革の推進について3点お答えいたします。

まず職員の給与の適正化についてでございますけれども、行ったことをご報告いたします。

まず最初に、給与構造改革でございます。平成18年度に人事院勧告に基づきまして、給与構造改革を行いました。内容は、国・県に準じまして給与水準を平均4.8%引き下げました。

それから、職務・職責に応じた給与を推進する観点から、１・２級及び４・５級を統合し、給料表を９級制から７級制にいたしました。次に、きめ細かい勤務実績の昇給への反映を行うために号給を４分割いたしました。最後に、調整手当に代えまして地域手当が新設されましたので、そして旭市は国の地域手当の支給地域に当たらないことから、従前の調整手当を廃止いたしました。

２点目は、特殊勤務手当の見直しでございます。平成19年度に消防従事職員の特殊勤務手当の見直しを行いました。

３番目に、時間外勤務手当の縮減でございます。時間外勤務の取り扱いに関する規定というものを制定いたしまして、時間外勤務の命令を原則として１日３時間以内、１か月30時間以内として時間外勤務の抑制並びに職員の健康維持を考えました。

続いて、職員の人材の育成についてお答えいたします。

職員の人材育成は、これはとても将来にわたっても大事なことでございまして、平成18年度に職員研修基本方針というものを定めまして、さまざまな研修を実施しております。

まず最初に職場内研修、ＯＪＴと申しますけれども、これは通常業務をしながら職場の上司が部下に対して必要な指導を行うということでございまして、職場における専門的知識・技術を持つ上司が、身近なところで部下に対して反復継続して指導・助言ができるというもので、大変効果的なものでございます。

これに関しましては、折に触れまして、課長会議におきましても窓口対応等について管理職に対して部下の指導を促しております。

それから、これは本市の特色的なことであろうと思いますけれども、若手職員による自主研究グループ「まちづくり研究会」を行っておりまして、だいたい30歳前後の職員でございますけれども、若手職員が自ら課題を見つけて勉強するように促しております。

そして、これも本市の特色でございますけれども、私どものほうで視察研修旅費を100万円持っておりまして、例えばまちづくり研究会でどこか先進地を視察したいという場合には計画書を出していただきまして、認められれば例えば九州でも北海道でも行っていただいております。

次に、県への職員の派遣でございますが、先進的な行政手法を学ばせるため、そして資質の向上をするために千葉県に毎年４人程度職員を派遣いたしまして、研修していただいております。

このほか市民への窓口対応につきましては、毎年接遇研修を実施、親切で分かりやすい窓

口対応について職員の意識改革を行っております。

そのほか、他の団体と一緒にございますけれども、東総地区広域市町村圏事務組合、千葉県自治研修センター、市町村アカデミー等にも積極的に派遣いたしまして、各育成段階での研修や専門研修を行っております。

行政改革関係 3 番目、施設の有効利用について申し上げます。

行政改革の中でアクションプランを実施する中で取り組んできたことでございます。合併後、庁舎の狭隘化の解消と支所の有効活用を図るため、組織の再配置を行いました。平成18年度当初には教育委員会を海上支所へ、農水産課と農業委員会を干潟支所へ、商工観光課を青年の家へ移動しました。そして、平成20年の当初には建設課を飯岡支所へ、環境課を第二庁舎へ移動いたしました。そして、本庁内のあいたスペースには市民相談コーナーを設置しております。そのほか、施設の有効活用としては、平成18年度に飯岡支所に市民ギャラリーを設置しております。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） それでは、都市計画の件でございますけれども、まず1番の旭市の将来の都市計画づくり・まちづくりの考え方でございますけれども、これは総合計画に即したまちづくりを行ってまいります。日本一住みやすいまちづくりを考えまして、都市施策を行ってまいります。

それから、2番目の都市計画マスタープランの策定に向けての検討でございます。主なものについて申し上げます。一つは、都市計画区域の見直しですね。それから、二つ目が地域地区の検討でございます。これは用途地域等の検討でございます。それから、都市施設ですね、都市計画道路とか公園等の検討。それから、4番目としまして、用途地域で用途の無指定地域で、いわゆる白地地域ですね、これらの対応への検討でございます。

それから、3番目の旧3町への都市計画地域の拡大についてでございますけれども、これにつきましては区域の一体性を考えまして、市内全域の拡大の方向性を考えております。

それから、4番目の旭中央病院周辺の土地利用についてでございますが、いろいろな土地利用が考えられますので、これらについて十分考えていきたいと思っております。例えば用途地域をどうしたらよいかなどでございます。

それから、5番目の未整備の都市計画道路・公園についてでございますけれども、これは見直しについては十分柔軟に対応できるよう考えていきたいと思っております。

それから、3番目の旭駅前線、それから駅前広場についてでございますけれども、まず最初の事業完成予定ですけれども、これは現在のところは22年3月を考えております。非常に厳しいところでございますが、一応は22年3月を考えております。

それから、駅前通りの活性化についてでございますが、これはまずは公共の役割といたしまして、インフラ整備、環境面、それから景観面の整備を行いまして、活性化につなげていきたいと思っております。

それから、3番の駅東側への利用方法についてでございますが、これは駅への送迎車両の待機場所ですね、それから駅東側に市道ございます。そちらへの通り抜けを図りまして、駅への利便性を図っていききたいため、通路を整備いたします。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 一般質問は途中ですが、4時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 4時27分

再開 午後 4時39分

○議長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、神子功議員の一般質問を行います。

神子功議員。

○24番（神子 功） それでは、再質問させていただきます。

まず行政改革の推進、（1）職員給与の適正化取り組みの内容につきまして再質問をいたします。

ただいま総務課長のほうから、るるご説明がありました。大変ご努力されているなというように判断をいたします。

そこで、職員の給与の適正化については目に見えた取り組みということで給与の引き下げでありますとか、職責についての等級の問題、そういった実績を示しているわけですが、職員の勤務評価といいますか、これについては18年12月にも議論させていただきましたが、課長職については市川とか千葉でやっているということも、いつか申し上げました。これは国ができればやらないというふうなことから、やはり給与についてはパイは決まっておりますので、民間の場合にはそれをどう位置づけするかということで、成績がいい方につい

ては標準よりも少し上げると。努力されても、ちょっと努力足りないなという方については平均真ん中よりもちょっと下げるということで、同じパイの中でそういった工夫をして士気を高めたり、そういった工夫をされております。そういった意味で、これは（２）とも関係するわけでございますけれども、そういったことについては検討をされたんでしょうか。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 職員給与の適正化に絡みまして、職員の人事評価ですか、その関係について検討状況をお答えいたします。

ご指摘のように国においては国家公務員法の改正によりまして、平成21年7月までに人事評価制度の構築が義務づけられておりまして、現在試行を行っているという状況でございます。それから、県は平成15年度から段階的に試行を始めまして、平成18年度から人事評価を実施し、給与への反映は20年度から課長級以上を対象に勤勉手当で行っているというふうに聞いております。

じゃ、うちのほうはどうかと申しますと、これまで国・県、それからご指摘がありましたように全国で15%が行っているということでございますので、それら先進市町村の状況を調査、研究をしまいいりました。これらを参考に21年度には制度の導入の基本方針を策定できたらいいなということで、現在その準備作業をしているところでございます。

以上です。

○議長（向後和夫） 神子功議員。

○24番（神子 功） 今21年度に向けてというお話がありました。ぜひこのことについては一生懸命やるという前提のもとに、同じパイですけれども、経費の削減等も含めて、やる気を起こさせる、起こしてもらおうという、そういった観点からぜひ進めていただきたいということで、（２）に移ります。

職員の人材育成につきまして、これるる説明ございました。オン・ザ・ジョブ・トレーニング、これもOJTと言われておりますけれども、上司から部下への指導、反復指導をします。これは基本的なうちの基本でございますので、こういったことがしっかりされていれば、住民サービスについても大変よくできるんだというふうに思うわけでございますが、一部に市民の方、窓口あるいは違ったところで職員の方と接触しても、あいさつがない方というのがいるというふうに伺っております。せっかく行政として計画を立てて、行政アクションプランの中で何とかしようという、そういった思いがありながら、それが徹底したくてもでき

ないという部分について、これはやっぱり問題があるなというふうに思います。したがって、そういったマニュアル見て、これをやればできるんだよと言っても、それになかなか始まらない人、こういったことについてはどのように指導されているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 確かにご指摘のようなことはあろうかと思います。私どものほうへ電話が入りまして、そういうようなご指摘を受けながらお叱りを受けることもあります。本来ですと、私ども市の職員ですから市民がいらっしゃった時にはきちんとご案内する、その前に、市ですから商店とは違いますから「いらっしゃいませ」とは難しいとは思いますが、あいさつくらいはできるようにしていかないと、これやはり職員としての基本的な部分を疑われてしまいますので、そういうところは特にこれからも力を入れていきたいと思えますけれども、今、先ほど申し上げましたように職場内での研修、上司から部下への指導、それから課長会議におきましても、前にマナーブックというのを作ってございますので、そういうところで皆さんと話をしたりとか、そういうものを少しずつでも推し進めながら、職員がきちんとできるように、これからも努力してまいりたいと思っております。

○議長（向後和夫） 神子功議員。

○24番（神子 功） そのとおりだと思います。やはり市民サービス、市長が幾らご努力されても、そこにいる方々が周知できないと結果的に1人の方が市民のサービスができないということであれば、全体に同じことをやっているんだというふうにとられてしまいます。したがって、やっぱり明るく笑顔でという、そういったことをモットーにしながら「おはようございます」とか「ご苦労さまです」という市民の方から言われない前に言えるような、そういった体質を構築していくということが、やはり基本的な職員の人材の本当の手前、入り口の部分だというふうに思います。

そういった中から機会教育を徹底する。例えば間違った場合には、その時に叱ってあげる、指導してあげる。これは民間でもそうなんですけれども、やっぱり課長職になられた方々が指導しないと大変なんです。特に総務課長が一番憎まれ役でいてほしい。そうでないと、本当に周知徹底できません。大変な立場でございすけれども、そういったことによって士気が上がっていくというふうに思いますけれども、総務課長いかがですか。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

- 総務課長（高埜英俊） 確かにおっしゃるとおりだと思います。全課長がここにおられますので、よく今回認識を新たにしてもらおうと思っていますけれども、特に今、市民がおいでになった時のあいさつがありますけれども、その前に私ぜひやってほしいなと思うのは、職場内での職員同士のあいさつもやっぱり同じだろうと思いますので、そういう中で気がついたら注意をしながら、これからも鋭意やっていきたいと思っています。

以上です。

- 議長（向後和夫） 神子功議員。
- 24番（神子 功） ぜひ模範になるように、それぞれ課長さん方が模範になるようにぜひお願いして、明るくさわやかな、それこそ市役所へ行ったら笑顔で迎えられたと言われるように、ひとつ支所も含めて、それぞれのサービスのところも含めてご努力をいただきたいというふうに思います。

（１）番、（２）番申し上げましたが、要は５か年で終わる事業ですよ、取りあえずアクションプランは。その次は、さらに反省を踏まえてやっていく必要があると。

ここで一つ、これ全体的に関係することですから申し上げておきます。既にご案内でしょうけれども、行政アクションプランを進めていくためには、PDCAってここに書いてあるんですね。要するにプラン、ドゥー、実行ですね、それから検討、チェック、それからアクション、これは見直しをする。PDCA回っています。

一つ足りない部分があるんです。なぜかという、それは真ん中に調整ということを入れてほしいと思います。要は計画立てました。それを実行しなければ計画はそのままです。計画の変更もあってもいいと思うんですね。したがって、計画の中にまた調整をしていく。そして今度実行したら、これでいいのかなとまた調整に入る。そういったことを課長会議なり、あるいは課長が言われましたように、職場の中であいさつと同時にそういったことも繰り返し、最終的には庁議で市長中心として、問題はなるべく早目に出ささせていただいて、それを解決していくことというのが、やはりアクションプランも含め行政を推進していくためには一番大事なことじゃないかというふうに思いますので、PDCAの真ん中に調整をしていただいて、計画、調整、実行、調整、チェック、調整、アクション、調整、これを入れていただければ、もっともっと今よりもよくなるんじゃないかなというふうに思いますので、この際ですから、ご案内と思いますけれども、よろしく願いしたいと思います。

もちろん報告、連絡、相談にも当然中に調整が入ってきてもよろしいと思います。言って

みる、聞いてみる、やってみる、これをやりながら調整を図っていくこともいいと思います。ぜひよろしくお願いしたいと思います。答弁はいりません。

(3) です。施設の有効利用、課長のほうから具体的な部分、確かに前進しております。議会でも出ておりますけれども、南分館の高橋学校の問題ですけれども、今 P D C A、調整と言いました。やはり費用対効果というふうに考えた時に数値で表してほしいんですね。

例えば私が考えているのは、海上支所のわきの保健センター、あれは今空き状態ですよ。あそこにやったらどうなのか。現在、費用がかかっていますから、1年間でどれだけかかった、人がどれだけ来たと。海上の支所については、北側に海上コミュニティの野球場と子どもたちが遊ぶ広場があります。そこに子どもたちが保健センターにいて、表にもできるという、これを考えたらいいんじゃないかなと思いますけれども、じゃ年間にどれだけ違ったことが生まれるのかどうかというのは数値で表せるように、ぜひしてほしいんですね。それだから、やっぱりどうしても取りあえずはここに設置をさせてもらいます。安くやってもらいます。これならば理解できます。

そういったことで、先ほど向後議員のほうから一般質問ありましたけれども、この庁舎を含めての施設、それからスポーツと文化の施設も含めて検討してほしいんですよ。これは課長会議あるいは庁議でもいいでしょうし、とにかく今、現有施設をまちづくりとして有効に使うためにはどうしたらいいのかどうかということで担当課だけに任せるのではなくて、横のつながりをもって、所管がありますけれども、横のつながりでそれが回転していく、そういったことを今度は行政アクションプランの2回目の中に生かしてほしい。そういうふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長(向後和夫) 神子功議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(高埜英俊) 今とても貴重な、大変に貴重なご提言をいただいたというふうに受け止めます。施設の有効利用でございますけれども、確かに南分館につきましては、つどいの広場の関係では、ほかの部署も担当課を中心に、もちろん私も入ってでございますけれども、いろいろ検討した結果がございます。

それともう1点、なかなか市民が使うものじゃございませんので、表には出ておりませんが、1階の会議室の状況でございますけれども、今、税金の申告に使っておりまして、あそこがなくなると今度来年どうしようかという問題も出てくるわけでございまして、そのほか年間たしか250回、ですから1日に1回以上会議室も使用しているというふうな状況も

ありまして、先ほどもございましたけれども、総合的にいろいろな面から判断をいたしまして、取りあえず2年間安い金額でお借りして、その間に何か別の方法も考えられれば考えようということでございますので、よろしくをお願いしたいと思います。

○議長（向後和夫） 神子功議員。

○24番（神子 功） 具体的に申し上げますと、先ほど向後議員が質問の中に飯岡のスポーツ公園というのがあります。ここは私が耳にしているのは、例えばサッカーやっただ場合に夜間照明があそこにつきますから、その時に住民の方々が仕事の関係で眠れないという苦情があるというふうにも聞いているんですね。サッカーの場所については今どこができるかなということ一つ考えても、じゃどこでしょうかって、誰がこれ検討したらいいのでしょうか。一番初めは生涯学習課だと思いますね。その次には都市整備課もそういったグラウンド持っていますので、そういったことの横のつながりとかということで、旭市の今市長が盛んに言われておりますけれども、交流の郷として他県から市民の方をいっぱい呼ぼうとしております。スポーツやってくださいというようなことの中で、旭市民として何を特色としてスポーツをやったらいいのかどうかということは、スポーツ団体にも協力していただきながら、今の現有施設をどうしたらいいかとか、もちろん海上キャンプ場のことについてもしかりです。そういった意味で全体的にぜひ検討していただく機会をこの際ですからつくっていただきたい、要望をしておきたいと思います。

次に、大きな2番目に移ります。都市計画・都市マスタープランの関係です。

（1）旭市の将来の都市づくり・まちづくりについては、これは市長から言われるまでもなく「ひとが輝き 海とみどりがつくる健康都市“旭”」、これは市長の思いですから、これはお伺いしなくてもいいと思います。

（2）の都市計画マスタープランの策定に向けての検討ということですから、これは基本的なことでありますので、これもいいと思います。

（3）です。平成20年から21年までの策定ということですから、どこまで今検討しているかということは必要なんですけれども、その中で（3）にありますように、いわゆる旧3町と言われる飯岡、それから海上、干潟地区のこの都市計画区域の拡大ということについては市長どのようにお考えですか。

会議時間の延長

- 議長（向後和夫） 今、答弁の前におはかりいたします。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（向後和夫） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

- 議長（向後和夫） 神子功議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

- 市長（伊藤忠良） この件につきましては、3町まで含めて今検討してもらっています。ですから、3町にもそれぞれいろいろな特徴があるわけですから、それをしっかり生かせるような計画を立てていただきたい、そう思っています。

- 議長（向後和夫） 神子功議員。

- 24番（神子 功） そういたしますと、今、市長のお考えをいただきましたし、庁内では庁内会議というものがあり、検討部会ということもありますし、それから一般公募した策定委員会という幾つかの段階があります。そうしますと、検討するわけですが、それぞれの会議において、拡大についてはいいだろうという前提のもとに検討をしていると判断してよろしいでしょうか。

- 議長（向後和夫） 神子功議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

- 都市整備課長（島田和幸） 庁内では検討部会、それから庁内会議、それから一般公募含めました大学の先生とか、それが策定委員会ございます。その中では市内全域を指定したほうがよいとの意見がございますので、その方向性で現在考えてございます。

以上でございます。

- 議長（向後和夫） 神子功議員。

- 24番（神子 功） 今申し上げました3地区については、まだ都市計画区域となっておりません。しかし、旭市として合併をする前に、あるいは合併後の問題として、ちょっと二つ

ほど申し上げたいと思います。

一つは、飯岡地区に今現在取り組みをしております下宿ふれあい公園の事例であります。伺うところによりますと、ここは都市計画区域でないために、土地収用法にかけて時間をかけて、しかも労力をかけながら、ある程度経費を使いながら都市公園になるものにしたという経過を伺っておりますけれども、それが一つと、それからもう一つは、これも今議会で出ておりますけれども、係争中の環境シンフォニック、これは合併前でしたけれども、道路の問題で、何でああいう所に産業廃棄物の業者が造ることができるんだらうかというそういった議論があったというふうに思っております。

今、二つ申し上げましたが、これが仮に旭地区でありますように都市計画区域であれば、これはメリットになるのかデメリットになるのかどうか、参考までにお伺いしたいと思います。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） じゃ例を挙げて、例えばでございますけれども、例えば下宿公園ですね、旧飯岡町は都市計画していないので、これは税の控除、5,000万円控除を受けるには、土地収用法を適用しなければなりません。そのためにかなりの期間有します。旧旭地区であれば、都市計画区域内であれば、これが収用法と同格でありますので、これを適用しなくても、すぐに5,000万円控除の適用となります。ですから、土地の公園とか整備する場合にはスムーズに的確にできるわけですね。

それから、土地の先買いも公有地拡大法、いわゆる公拡法、これを使いまして、じゃ先に買ってほしいよというお客さんなどは先買いもできます。

それから、環境シンフォニックは、これはやはり旧干潟町、都市計画していないので、これは何でもありですね。ただ、道路がなくても何でも施設できます。でも、都市計画区域していれば道路条件とかいろいろ出てきますので、この道路の時点で防ぐことができるんですね。施設排除することができます。設置できません。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 神子功議員。

○24番（神子 功） これからその拡大に向けて検討されると思いますので、今、課長のほうから私の事例を判断していただきました。都市計画区域という指定があれば、それが容易にできる、お金もかからないと。また税の控除も受けられると、そういったこともあります。

ので、ぜひそれも含められた検討をお願いをしたいと思います。

次に、（４）に入ります。旭中央病院周辺の土地の利用についてお伺いをいたします。

ここは議論されておりますけれども、アクセス道路が今現在計画して実施をされております。それから、いよいよ再整備事業ということで、これも整備がされております。そして、ここは下水道ということで本会議でも議論がありましたけれども、用途地域の外にあるために一応かかっていますけれども、下水道が引けるか引けないかというような場所にもなっておりますので、この辺のところの土地の利用については、どのように市長お考えになるかどうかお伺いをしたいと思います。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 大変申し訳ないんですけれども、正直言ってその中央病院の周辺、これから土地利用するに当たって下水道が利用できるかできないかまで、ちょっと私も考えていなかったものですから、その辺、担当課で考えがあったら答えさせたいと思います。

○議長（向後和夫） 下水道課長。

○下水道課長（中野博之） 今現在、再整備を進めておる下水道区域につきましては、今現在都市計画が策定しておる都市マスタープラン等を受けまして、22年度をめどに全体計画及び都市計画等の変更を行おうと考えております。その整合の中で整理ができるのではないかとこのように考えております。

なお、下水道事業につきましては下水道法の事業認可におきまして、この中央病院の汚水を受け入れるように計画は策定されておるということでございます。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 神子功議員。

○24番（神子 功） ただいまのアクセス道路の問題、そしてまた中央病院の周辺の下水の問題、そこには農地が現在あります。市長も言われておりましたが、さらにアクセス道路を北のほうに行きますと、126号線にぶつかって、ビックバンが進出するんじゃないかということとか、あるいは126号線沿いにヤマダ電機が出るとかというそういった話も議会で出ております。そういった意味で両方考えた場合に用途地域ということに今なっていないと思うんですが、そういったことを含めると、農地の関係と、それから都市計画というこの二つの計画が必要になってくるのではないかなと。言ってみれば都市整備課と農業委員会なり、あるいは農水産課なりの、あるいは土地改良区のそういった問題が発生してくる。要は横のつ

ながりを持たなければいけない状況にあるんじゃないかなというふうに思いますので、その辺は市長どのようにお考えですか。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 今ご指摘をいただきましたその点について十分検討させていただきます。

これからの旭市の都市計画の中であって、農業委員会の意見も十分聞くし、それからまちの発展のこれからの予想というものなんか也十分勘案しながらやりたいと思います。

○議長（向後和夫） 神子功議員。

○24番（神子 功） あと1点お伺いします。

議会でも出ておりましたが、萬歳 期工事が今進められております。お話によりますと、ショッピングセンター云々とかというふうに聞いておりますが、あそこはまだ網はかかっていないわけですね。そうすると、やはりこれからか、あるいは本来であればというふうに話ができるかも分かりませんが、やっぱり横のつながりをもって都市整備、都市整備は土地を何とか有効活用しよう、農地の場合には守っていこうということですから、この辺のコンセンサスをとらないと、これから海上、干潟、飯岡地区の拡大ということを考えて場合にも、そういったことが必ず起こってくるということですから、ぜひ横のつながりを持っていただきたいと思いますが、再度市長よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（向後和夫） 神子功議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 萬歳 期の非農用地については、これはもう農家の皆さん方もその整備の中で有効な資金活用等も考えてプランを立てた問題だろうと思いますので、そこまでいろいろ検討してしまうわけにはいかないだろうと思いますけれども、これからのまちづくりについてはきちんと検討していきたい、そのように思います。

○議長（向後和夫） 神子功議員。

○24番（神子 功） ぜひ横のつながりを持てるような対応をよろしくお願ひいたします。

それでは、最後の（5）未整備の都市計画道路についてお伺いをいたします。

これまで何度か出ておりますけれども、文化の杜公園、それからスポーツの森公園、さらには道路問題等々、昭和36年から37年、こういったもうずっと私たちが小学校のころに指定したそういう道路なり、あるいは状態がありますし、整備されている、今申し上げましたように文化の杜公園、スポーツの森公園でも、どうしても用地買収ができないなということも

あろうかと思います。そういった意味で、やはり計画を立てたら、それをずっと押し通すというのも確かに一つの考えですけれども、昭和36年とか、あるいはどうしても用地買収ができない、ご協力いただけないということについては、やはり進路を変える、方向転換をして検討してみるということも必要ですし、もう少し柔軟に対応してほしいというふうに思う一人なんですが、その辺、市長どういうふうにお考えですか。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 今の段階で文化の杜とスポーツ公園とお話ございましたけれども、この辺についてはそんなに大きな問題はないんじゃないのかな、そう思っています。特に文化の杜に関しましては、少し何も手がけないでおいたという経緯もございまして、地権者の皆さんからは網だけかぶせて何もやらないのはひどいじゃないかというような話もあったものですから、比較的順調に進んでいる、そう思います。

ただ、そういった面で、どうしてもご理解がいただけないということであれば、これは柔軟に考える必要があるだろう、そう思います。

○議長（向後和夫） 神子功議員。

○24番（神子 功） 今のスポーツの森公園の所については、民家がそこにかかっているということもありますし、これもやはりかなり前からの計画ですから、そういった意味では柔軟に対応したらいいんじゃないかなという考えを持っています。

それから、今ちょっと調べさせてもらいましたが、都市計画道路の関係では4路線がまだ未着手のままだと。これが昭和36年のものが2本、これは台と山と書いて台山瀬道線というのが昭和36年11月、これが延長が970メートル、幅員が12メートルの予定です。それから、同じく36年11月で大正瀬道線というのが1,170メートルですね、これもやっぱり幅員が12メートル。37年3月に2路線ありまして、干潟駅前線というのと神西川西線、これがそれぞれ500から590ぐらいの延長で、この4路線がまだ未着手なままだという。こういったことについては、やっぱり柔軟性を持って対応していくということが必要なのかなと。

さらに都市計画公園につきましては、まだ未開設の公園というのが袋橋公園、ちょっと私どこにあるか分かりませんが、袋橋公園、それから網戸公園、東公園、太田公園、それから豊畑公園、0.23ヘクタールぐらいの面積を所有していると。これはまだ未開設の公園というふうに調べさせてもらいました。

こういったことについては、もうかなり古いですから現況をよく見ていただいて、やはり

今せっかく見直しの時期ですから、柔軟にひとつ対応ができるようにしていただきたいと思います
ますが、市長いかがでしょうか。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 私どももうっかりしておりまして、その辺、検討をすることがこれまで
できずにおりましたことを、まずおわびを申し上げたいと思います。早速、現状を見させて
いただいて、検討に入らせていただきたいと思います。

○議長（向後和夫） 神子功議員。

○24番（神子 功） ぜひよろしくお願いをいたします。

それでは、3番目の旭駅前線・駅前広場について再質問いたします。

完成予定が22年3月、この完成できるということでしたけれども、これできない場合のこ
とを考えて、今現在、用地取得についてはどのぐらいになっているのかどうか、できない場
合どのようにするのかどうか、この辺をお伺いいたします。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 大変厳しい状況でございます。まず用地取得の件でございます。
これは約88%取得してございます。本来ならば今年あと6軒ほどございまして、こちらの6
軒の方がご協力いただければ完成ということなんですが、非常に厳しいものがござい
ます。県のほうも国とよく協議しまして、年度を延ばすかどうか検討してみたいということは聞い
ております。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 神子功議員。

○24番（神子 功） 相手があることですから難しいということで、ずっとここまで来まし
た。しかし、予定は22年3月です。そこで、（2）（3）一緒に質問させてもらいます。時
間がだいぶ迫ってまいりました。駅前通りの活用法と駅東側の活用法、これも含めて質問さ
せてもらいます。完成できないということについては、これはやむを得ないということもあ
りますが、何とかしてほしいというのが私の気持ちです。

そこで、駅前通りの活性化については完成しなくても、これは今、千葉県が今年、国体の
リハーサル時期が10月になります。そこで、東側の利用方法も含めて市長にぜひお願いした
いんですが、JRのトイレ、ここを何とか整備してほしい。もうJRなんか当てにしなくて

もいいじゃないですか。市民の顔として駅前を市長の決断で、より笑顔で迎えられるようにトイレの設置を求めます。それを求めたら、今度は駐輪場がなくなります。市の駐輪場をぜひ業者の方とタイアップして、それも一緒に整備できるようにお願いできませんか、市長。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 正直トイレをもう少しきれいにしてくれないかという率直な意見は、市民の方大勢から言われます。駅のほうとも、いろいろ折衝もさせてもらっているんですけども、正直、神子議員がおっしゃるとおり、駅をあまり当てにしてということはできなくなっているというのが率直なところでございます。そうになりましたら、あとは思い切って、じゃ市のほうで予算を盛って、駅と相談をしながら検討しようということで、これから前向きに検討してみたい、そう思っています。あのトイレで国体でお客さんを迎えるのは少し恥ずかしいというのは率直な思いでありますから、少しその辺の検討もさせてもらいたいと思います。

○議長（向後和夫） 神子功議員。

○24番（神子 功） 大変力強いご答弁ありがとうございます。市民はそれを願っていると思います。不用額でそれはぜひ対応できるように、本当に3月終わってしまいますから、4月から新年度、ですから何とか、繰越明許もだいぶ今回多いわけですから、そういった意味で市民の納得はいただけたと思いますので、今のお気持ちを忘れないで、ぜひトイレを造って、駐輪場も対応できるというふうにお願いを強くしておきます。よろしくお願いします。

それでは、4番目に移ります。中央病院の件については、これはもう検討委員会の位置づけについては私から申し上げちゃいますけれども、市長も最初に言っておりましたが、これは市長の私的な機関です。ですから、これは本来であれば経営形態というのは中央病院の管理者が中心となって改善提案をしたらどうだとかという、環境づくりをどうするかとかいうことで英知を結集して、市長こういうふうに決まったんだけど、何とかできませんかねというのが私は筋だと思います。したがって、今こちらに少し置くということですけども、私的機関でいつまでこれがあるんでしょうかというのが私疑問なんです。ですから、これは委員も含めて、どういった委員がいいのかどうかも含めて、取りあえずはもう休止状態がいいと思うんで、その辺は市長いかがですか。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） これは、これまでの議員さんにもお答えをさせていただいたとおり、経営形態だけの検討委員会ではございませんから、中央病院はどのような形で生かさせていただいてまちづくりをするかということをお願いをしてございますから、これからもより中央病院を生かせるように、さらに中央病院がグレードアップができるような形で前向きのご意見をちょうだいをしていきたい。せっかくワーキングチームをつくったわけですから、そのワーキングチームを上手に使っていただいて、いろいろな前向きの提案をしていただけたら、そう思っております。

同時に、先ほども申し上げましたけれども、松山先生、樋口先生という、いつでも国と話し合える先生方もお願いをしてあるわけでありますから、そういった先生方のお力もかりながら、よりこの地域の医療体制がきちんと充実ができる、そして中央病院に関連をした形で大勢の皆さん方がこの旭市へ来ていただける、それが旭市の活性化につながる、そういった形というものを、ぜひこの検討委員会の皆さん方の力をかしてもらいながら図っていきたいと思いますので、もうしばらくこの皆さん方のお力をかりていきたい、そう思います。

○議長（向後和夫） 神子功議員。

○24番（神子 功） 分かりました。それでは、市長ぜひお願いします。透明性が持てる中央病院、そして安心して働ける、職員の皆さんと患者が安心して医療を受けられる体制、これに向けて検討委員会を再構築していただくということも含めて検討をお願いしておきます。

次に、（2）医療機関としての管理運営。事業管理者のほうから全体として労働集約産業、人手がかかるんだと、優秀な人材を確保することが本当に望ましい、そういうようなことで黒字をより確かなものにしたいということで、将来的にはより合理化といいますか、人を何とかいい方を入れたいという、そういった思いだと思います。確かにそう思います。

しかし、ここで反省をしていただきたいと思います。21年度の予算に派遣職員から臨時職員に移行する、こういうようなことがありました。3年前を考えてください。泣き泣き去った人がいて、その去った人が中央病院に働いて、その方をまた入れるんですか。言ったはずですよ。そういったやっぱり人の気持ちを分からないで安易に対応するというのが、いかにまずかったかということを反省してください。

したがって、これから再整備を行って、そして人も増やさなくちゃいけないでしょう。いいですか。今1,610人おりますけれども、定数では1,748、七・一看護からしますと、看護師さんもっと増えますよ。そうすると人件費がかさむんです。そして、臨時で採用された方はどうなりますか。1年で終わりですよ、法でいうと。しかし、就業規則では、臨時の就業規

定では、2年、3年、4年、5年、6年ということで有給休暇を取れるというふうになっているんじゃないですか、これはどういうことなんですかということを言いたいんです。多くは時間がないから言いませんけれども、そういったことも含めて再整備をしているんだから、もう二度と同じような過ちはしないでください。職員の方が本当にかわいそうですよ。それでどうですか。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 表面上の結果だけ見れば神子議員ご指摘のとおり、臨時職員を派遣に切り替えて、また臨時職員という、これ何だという話には恐らくなと思いますね。

ただ、当時は臨時職員の方が法の定める期間を超えていらっしゃったんですね。これはやっぱり法に反する問題でありましたので、その解決策として、一つは人材派遣に切り替えたという経緯がございます。ただ、そうはいつでも、やはりまた3年たつと人材派遣では対応できない業務がありまして、それは病院が直接しなければいけない業務であります、それについてはまた臨時職員として採用し直すということになったわけであります。

問題は議員ご指摘のとおり、また改めて採用し直した臨時職員の方を今後どうするかと。それは実は大きな問題でありまして、これはまた一方では7対1介護との関係があるわけがありますけれども、その残った業務については、これは1年を超えては臨時職員としてはまた雇用できないわけがありますから、この1年のうちにきちとした形をつくっていかねばいけないと、それが大きな病院にとっての課題となっております。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 神子功議員。

○24番（神子 功） そういったことは3年前から分かっていたでしょう。ですから、私も申し上げました。ほかの議員も言いましたよ。そういったことは、なぜ中央病院やるんだということを本当に肝に銘じて反省していただいて、これはさっき私言いましたけれども、安心して働ける職場、そして安心して患者さんが医療を受けられる、そういったことを検討委員会なり内部で検討してほしいというのが私の持論なんです。ですから、同じようなことをやらないように、本当にこれを大きく指摘をしておきます。

次に、5番目の育英資金に移ります。これについては教育長のほうから話がありました。20年度で貸し付けが終了する。あとは返還のみになりますと。給付と貸し付けについては、条件を含めて制度を検討したい。この検討したいということを考えた時に、合併は17年7月

1日、平成20年度に貸し付けが終わるということも分かっていましたよね。なぜ検討できなかったんですか。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） 今、神子議員ご指摘のとおりです。これは先ほど教育長からありましたように、今年度まで以前の町のほうで貸し付けという、その貸し付けが認められて、貸付制度が残っているということで、おっしゃるとおり今年度で終わることは分かっていたわけでございますけれども、給付という制度については、貸し付けとの両方のメリット・デメリットがありますが、それらについて、やはり今般たまたまこのような経済状況になったこともあります。返還しなくても済む給付制度のほうの有効性ということで、様子を見ていたというような状況でございます。ただ、今、神子議員からおっしゃられたように、やはり現在の状況等を考えてみますと、あるいはこの基金等もございますので、有効活用、それからさらに多くの方々にこの制度を利用させていただくとか、そういうことをかんがみて今後検討していかなければならないと、今年度そのように方針を定めたところでございます。以上です。

○議長（向後和夫） 神子功議員。

○24番（神子 功） 給付基金が現在、基金積み立てされているのは、積み立ても含めて基金の合計が8,612万7,000円余り。そして貸し付けが今回終わりますけれども、そのトータルは6,737万8,000円余り。したがって、1億5,350万円の基金があるんですね。これを今から検討するのはいいですよ。しかし、分かっているものはもっと前にできませんか。それが新市になった良さじゃないですか。そういったことをぜひお願いしたいんですよ。今、社会情勢が本当にこれだけ混沌としています。困っている家庭もあるでしょう。優秀な人材もいるでしょう。旭市からやっぱり受けてよかったと言われるためには、もう当然これ検討しておかなければいけないことではなかったんでしょうか。もう一度伺います。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） 神子議員のご指摘のとおりだと思います。ということで、今の基金の状況もございます。そのとおりでございますので、至急検討して少しでも早く導入、貸し付け等含めて、この制度について見直し、改善を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（向後和夫） 神子功議員。

○24番（神子 功） 今ちょっと声を荒立てましたが、要は前向きにやりましょうということです。本当にみんな相手が市民ですよ。要するに給付金も今回高卒8名、大卒8名を募集しますよね。それだけしか募集できないんですよ。はっきり決まっていれば貸し付けでもいいじゃないですか。少し利子とはいかないけれども、なるべく寄附された方の思いを込めて、少しでもそこに積んでいくようなことで、なるべく多くの人々がそれを使えるように、そういったことを考えるのがやっぱり学校教育課長の立場じゃないですか。ぜひそれを笑顔で取り組んでいただけるようお願い申し上げまして、一般質問を終わります。

○議長（向後和夫） 神子功議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして一般質問は全部終了いたしました。

○議長（向後和夫） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は23日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 5時28分

平成 2 1 年旭市議会第 1 回定例会会議録

議 事 日 程 （第 5 号）

平成 2 1 年 3 月 2 3 日（月曜日）午前 1 0 時開議

- 第 1 常任委員長報告
- 第 2 質疑、討論、採決
- 第 3 常任委員長陳情報告
- 第 4 質疑、討論、採決
- 第 5 事務報告
- 第 6 閉 会

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 日程第 3 常任委員長陳情報告
- 日程第 4 質疑、討論、採決
- 追加日程第 1 発議案上程
- 追加日程第 2 提案理由の説明
- 追加日程第 3 質疑、討論、採決
- 追加日程第 4 議案上程
- 追加日程第 5 提案理由の説明
- 追加日程第 6 議案の補足説明
- 追加日程第 7 質疑、討論、採決
- 日程第 5 事務報告
- 日程第 6 閉 会

出席議員（ 2 4 名）

1 番 伊 藤 保
3 番 平 野 忠 作

2 番 島 田 和 雄
4 番 伊 藤 房 代

5 番 林 七 巳
 7 番 景 山 岩三郎
 9 番 嶋 田 哲 純
 1 1 番 木 内 欽 市
 1 3 番 日 下 昭 治
 1 5 番 林 俊 介
 1 7 番 林 一 雄
 1 9 番 嶋 田 茂 樹
 2 1 番 高 橋 利 彦
 2 4 番 神 子 功

6 番 向 後 悦 世
 8 番 滑 川 公 英
 1 0 番 柴 田 徹 也
 1 2 番 佐久間 茂 樹
 1 4 番 平 野 浩
 1 6 番 明 智 忠 直
 1 8 番 高 木 武 雄
 2 0 番 向 後 和 夫
 2 2 番 林 正一郎
 2 6 番 林 一 哉

欠席議員（１名）

2 5 番 伊 藤 鐵

説明のため出席した者

市 長 伊 藤 忠 良
 教 育 長 米 本 弥榮子
 総 務 課 長 高 埜 英 俊
 企 画 課 長 加 瀬 正 彦
 税 務 課 長 野 口 徳 和
 環 境 課 長 平 野 修 司
 健康管理課長 小長谷 博
 高 齢 者 福 祉 課 長 横 山 秀 喜
 農 水 産 課 長 堀 江 隆 夫
 都市整備課長 島 田 和 幸
 会 計 管 理 者 渡 辺 輝 明
 水 道 課 長 堀 川 茂 博
 学校教育課長 及 川 博
 国体推進室長 高 野 晃 雄

副 市 長 鈴 木 正 美
 病院事務部長 伊 藤 敬 典
 秘書広報課長 加 瀬 寿 一
 財 政 課 長 平 野 哲 也
 市 民 課 長 木 内 國 利
 保険年金課長 増 田 富 雄
 社会福祉課長 在 田 豊
 商工観光課長 神 原 房 雄
 建 設 課 長 米 本 壽 一
 下 水 道 課 長 中 野 博 之
 消 防 長 菅 谷 衛 一
 庶 務 課 長 浪 川 敏 夫
 生涯学習課長 花 香 寛 源
 監 査 委 員 長 林 久 男

農業委員会
事務局 長
病院 経 理 課 長

小 田 雄 治
鈴 木 清 武

国民宿舎
支 配 人
病 再 整 備 室 長

野 口 國 男
鎚 木 友 孝

事務局職員出席者

事 務 局 長 宮 本 英 一

事 務 局 次 長 石 毛 健 一

開会 午前 10時 1分

○議長（向後和夫） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

ただいまの出席議員は24名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 常任委員長報告

○議長（向後和夫） 日程第1、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案第28号を除く議案第1号から議案第32号までの31議案についての審査経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、公営企業常任委員長の報告を求めます。

委員長、日下昭治議員、ご登壇願います。

（公営企業常任委員長 日下昭治 登壇）

○公営企業常任委員長（日下昭治） 公営企業常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議において、当委員会に付託されました議案第8号、平成21年度旭市水道事業会計予算の議決について、議案第9号、平成21年度旭市病院事業会計予算の議決について、議案第10号、平成21年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決について、議案第16号、平成20年度旭市水道事業会計補正予算の議決について、議案第17号、平成20年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、議案第18号、平成20年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について、議案第26号、旭市国民宿舎事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての7議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月11日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催しました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第 8 号の主な質疑について申し上げます。

水道お客様センター業務委託について、業務委託料の積算根拠と委託に伴い職員を 4 人減らしたが、その分よりも委託料が高くなっているのはなぜかとの質疑では、積算根拠については、直接支払いや、昨年の10月から始めたコンビニ収納の状況、また、臨時やパートを含めた人件費や運搬費等を積算したものである。委託料については、21年度だけを見ると高くなってしまうが、5年間の継続で年額の委託料は同額となり、委託したほうが400万円弱節減できることになるとの答弁がありました。

次に、議案第 9 号の主な質疑について申し上げます。

新年度から業務が臨時職員と委託と派遣に分かれるということであるが、派遣のときと、今回、業務形態を変えることでどのくらいの差が生じるかとの質疑では、臨時職員については55人程度で1億3,000万円を見込み、委託については、調理の配膳業務で7人で9,600万円、また、派遣については、63人で1億8,000万円を見込んでおり、うち20人は新規業務として、医師の事務補助としてかかる経費を6,000万円見込んでいる。21年度は4億600万円で、当初の3億2,000万円からすれば少し上がっているが、このうち6,000万円は新規分となるとの答弁がありました。

次に、議案第10号の主な質疑について申し上げます。

休憩で1日当たり13人という予定は少ないのではないか。また、グランドオープンしてからの宿泊の状況はどうかとの質疑では、休憩については、バイキングやレストランでのランチ利用を除いて、団体で単価的に1,500円以上の利用を前提にしている。団体での会食が非常に少なくなっていることと、全国的な外食産業の落ち込みなどから、当面は年間5,000人を予定した。また、宿泊状況については、12月は1,000人、1月は1,133人、2月は856人で、3月については1,384人の予約が入っているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、審査の結果、別紙報告書のとおり、7議案とも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成21年3月23日、公営企業常任委員長、日下昭治。

○議長（向後和夫） 公営企業常任委員長の報告は終わりました。

続いて、建設経済常任委員長の報告を求めます。

委員長、嶋田哲純議員、ご登壇願います。

(建設経済常任委員長 嶋田哲純 登壇)

○建設経済常任委員長(嶋田哲純) 建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成21年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第6号、平成21年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、議案第7号、平成21年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、議案第11号、平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第15号、平成20年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について、議案第24号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号、市道路線の認定、廃止及び変更についての7議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月12日、午前10時より議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑2点について申し上げます。

1点目として、農林水産業費の遊休農地解消対策事業補助金について、遊休農地を解消するのは難しいと思うが、どのようにしていくのか。また、減反政策に協力していない方も受けられるのかとの質疑では、遊休農地の解消は国の政策の中でも重要な課題となっていてところで、補助金としては、10アール当たり2万5,000円で、200アールを見込んでいる。

当市の遊休農地は530町歩ほどあり、その活用に関するアンケートから、貸したい農家、あるいは借りたい農家という調査結果があるので、それらを活用しながら農地を借りる方に対して支援していくことを考えている。

また、生産調整等の要件については、遊休農地のフル活用ということから、国の指導もあり、減反要件は入れていないとの答弁がありました。

次に、2点目として、あさひ健康パーク維持管理費について、年間の通常的な管理費はどのくらいか。また、休憩施設の工事とあるが、どんなものを設置するのかとの質疑では、管理費については約1,400万円で、うち人件費が約850万円である。そのほかでは、芝の管理等に945万円がかかる。

収入については、入場者数を2万人とし、981万2,500円を見込んでいる。

稼働してから本年2月現在までの状況は、利用者数が1万8,388人で、収入は947万6,650円である。

また、休憩施設については、管理棟に休憩や食事する場所がないという要望等から、練習広場に、幅約5.4メートル、長さ14メートルで、面積約80平方メートルのウッドづくりの建物を考えているとの答弁がありました。

次に、議案第11号の主な質疑について申し上げます。

農業費の経営構造対策事業について、繰越明許費した理由は何かとの質疑では、経営構造対策事業は国庫補助事業で、平成19年から21年度までの継続事業であり、平成20年度分については、萬力 期地区のビニールハウス建築工事が進められていたが、入札等の執行が遅れたことにより、期日を変更するもので、繰越額は8,406万6,000円であるが、この額の以内ということで、なるべく3月末までにより多くの工事ができるようにしたいと考えているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、審査の結果、別紙報告書のとおり、7議案とも全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成21年3月23日、建設経済常任委員長、嶋田哲純。

○議長（向後和夫） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長、柴田徹也議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 柴田徹也 登壇）

○文教福祉常任委員長（柴田徹也） 文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成21年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、平成21年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、議案第3号、平成21年度旭市老人保健特別会計予算の議決について、議案第4号、平成21年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、議案第5号、平成21年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、議案第11号、平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第12号、平成20年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第13号、平成20年度旭市後期高齢者医療特別会計補正予算の議決について、議案第14号、平成20年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第20号、旭市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について、議案第21号、旭市海上キャンプ場の設置及び管理に

関する条例の制定について、議案第25号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号、指定管理者の指定について、議案第30号、指定管理者の指定について、議案第31号、指定管理者の指定についての15議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月16日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より教育長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

議案第1号の主な質疑3点について申し上げます。

1点目として、旭市総合計画を基本に平成21年度の予算組みがなされていると思うが、基本計画の特に保育サービスの充実の中の乳幼児情操教育推進事業は、本予算に反映されているのかとの質疑では、市の基本的な方策というものは、この総合計画を基に事業化していくわけであるが、一時保育や病後児の保育、また、延長保育等を主体に進めており、その結果、情操教育に対するソフトの部分については対応できていない。

今後、保育所の現場と十分知恵を出し合って、よい事業が組めるよう努力していきたいとの答弁がありました。

次に、2点目として、衛生費の妊婦健康診査について、健診が14回となったわけであるが、3年後、交付税がなくなっても引き続き行われるのかとの質疑では、この事業は平成22年度一応終了する形になっている。国は、平成23年度以降については、市町村における妊婦健康診査事業の実施状況を踏まえて検討することとなっているが、交付税等は引き続きものと考えているとの答弁がありました。

最後に、3点目として、教育費の飯岡中学校改築事業について、その移転場所にふれあいスポーツ公園の一部と認可が得られるか分からない土地改良での非農用地を活用するということであるが、どんな見解をもって進めようとしているのかとの質疑では、移転については、地元の飯岡中学校建設委員会より飯岡支所の西側に移転を希望する要望書が提出されている。

現在の場所での改築については、校舎と運動場が道路で分断されていることや、必要な用地を確保するなど困難であると判断している。

一方で、三川、飯岡西部の土地改良事業の中で非農用地を利用させてもらうことは一つの方法と考えており、その非農用地が利用できれば、ふれあいスポーツ公園の3万3,000平方メートルある用地のうち1万5,000平方メートルほどを合わせて学校用地に利用したいと考えているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第1号については賛成多数で、そのほかの議案については全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成21年3月23日、文教福祉常任委員長、柴田徹也。

○議長（向後和夫） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員長の報告を求めます。

委員長、佐久間茂樹議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 佐久間茂樹 登壇）

○総務常任委員長（佐久間茂樹） 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成21年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第11号、平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第19号、旭市庁舎整備基金条例の制定について、議案第22号、旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての6議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月17日午前10時より議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑について申し上げます。

公債費について、通常、元金が増えれば利息も増えると考えますが、前年度と比較して利子が減っているのはどういう状況か。また、今後も少なめに推移するのかとの質疑では、公債費の利子が減った理由については、国のお金よりも民間資金の割り当てが多いということで、元金均等という部分や、繰上償還をしていること、また、当初予算よりも起債の額が減ったことなどの要素が合わさり、昨年よりも利子が減っている状況である。

今後については、繰上償還は平成19年度からの3年間に限定された特別な制度であることと、防災行政無線のような落札率が48%ということで借入れが減るなどの特別な理由があったわけであるが、通常ベースでは、金利が非常に安く推移しているので、当面、安定すれ

ばこのまま推移するのではないかとと思われるとの答弁がありました。

次に、議案第11号の主な質疑について申し上げます。

公有財産購入費について、市が雇用促進住宅を購入するということであるが、これに至った経緯は何か。また、収支の見通しはどうかとの質疑では、雇用促進住宅の払い下げの経緯については、国のほうで平成13年に特殊法人等の合理化計画というものが打ち出され、平成23年度までに全部廃止する方向が決まっており、これを受けて雇用促進住宅の勤労者福祉施設等の譲渡に関する実施要綱が作られ、平成17年あたりから各市町村等に購入の意向が打診された。

平成20年の2月に、全国の雇用促進住宅の半数程度を1年前倒しして平成22年度に廃止したいということから、その意向が伝えられ、また、現在住んでいる方からも居住の確保を求める要望等があり、内部で検討していたところ、国の生活対策臨時交付金が使えることになったことから、今回の3月補正で予算化して、払い下げの意向を伝える状況である。

取得の額については、2棟で4,000万円を計上しているが、実際はこれより低い額で考えている。

収支については、家賃収入として2,000万円程度あり、維持管理費についても、住んでいる方から共益費ということで250万円から300万円程度入ってくる。

また、平成17年に大規模改修を行っており、細々した修繕は出てくると思うが、現状では足りると考えている。

今後、将来の改修等に備えた部分もあるので、1年間の猶予がある中で十分検討していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第19号の質疑について申し上げます。

庁舎整備基金条例について、新庁舎建設計画の際には市民の代表による策定委員会等を立ち上げて意見を聞くことになっているが、委員会はできたのかとの質疑では、内部で検討している中で行政改革という大きな命題があり、また、経費節減という中で庁舎改築の委員会をつくって議論する時期ではないだろうということから委員会等は作っていないが、新しく建てるにしても、改修するにしても、基金を積み始めておかないと資金が間に合わないことから、財政に影響のない範囲ということで、とりあえず3億円を積み、積み立ての道を開くということと考えているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、審査の結果、別紙報告書のとおり、6議案とも全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決まし

た。

以上のとおり報告いたします。

平成21年3月23日、総務常任委員長、佐久間茂樹。

- 議長（向後和夫） 総務常任委員長の報告は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 10時28分

再開 午前 10時28分

- 副議長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いをいたします。

地方自治法第117条の規定により、議案第28号に関係いたします林一哉議員、向後和夫議員、嶋田茂樹議員、高木武雄議員、明智忠直議員、佐久間茂樹議員の退席を求めます。

しばらく休憩いたします。

そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 10時29分

再開 午前 10時30分

- 副議長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き常任委員長報告を行います。

文教福祉常任委員会に付託いたしました議案第28号の審査経過と結果について、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長、柴田徹也議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 柴田徹也 登壇）

- 文教福祉常任委員長（柴田徹也） 文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る３月４日の本会議において、本委員会に付託されました議案第28号、指定管理者の指定についての１議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

審査については、３月16日に他の付託議案とともに審査を行いました。特に質疑はなく、別紙報告書のとおり、議案第28号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成21年３月23日、文教福祉常任委員長、柴田徹也。

○副議長（林 一雄） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

以上で、付託議案に対する各常任委員長の報告は終わりました。

ここで林一哉議員、向後和夫議員、嶋田茂樹議員、高木武雄議員、明智忠直議員、佐久間茂樹議員の入場を求めます。

しばらく休憩いたします。

そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 １０時３２分

再開 午前 １０時３２分

○議長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第２ 質疑、討論、採決

○議長（向後和夫） 日程第２、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第28号を除く議案第１号から議案第32号までの31議案について、各常任委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

これより議案第28号除く議案第１号から議案第32号までの31議案について、一括して討論

に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

向後悦世議員、ご登壇願います。

（ 6 番 向後悦世 登壇 ）

- 6 番（向後悦世） 議案第 1 号、平成21年度旭市一般会計予算の中で、飯岡中学校改築事業の実施設計予算についてだけ反対討論を行います。他の予算は理解しているものであります。

市長は、中学校建設について、ふれあいスポーツ公園を中心に建設すると、公園をつぶすことを施政方針で述べています。合併後 3 年 9 か月が経過しておりますが、用地選定に真摯な努力が見当たらない。学校を一日でも早く建設してほしいと私も願っておりますが、市長は本当に建設する気があるのか、非常に疑問に感じます。

最後の学校建設であり、用地選定の時間は十二分にあったはずなのに今まで手をこまねいて、急に公園をつぶす話になった。行政は、計画を立て、計画に基づいて執行されるべきあると思います。どの計画にもない、しかも、決定の経緯や議会の議論もないまま執行される。これは議会軽視であり、市民を欺くものであります。まさに、市長の暴挙であると言わざるを得ない。心ある市民の不満や不信感は募るばかりであると思います。

一例を挙げますと、飯岡地区にはソフト球場が 3 面ありましたが、一昨年、4 万平米のスポーツ公園が閉鎖になり、2 面がなくなりました。今度、ふれあい公園がつぶされれば、ソフト球場はゼロになります。市長の言う市民の一体性の確保は口先だけという証明になります。

また一方で、西部地区整備事業の非農用地を当てると言いますが、計画等が具体化すれば事業の同意がとりづらくなり、事業採択のめどすら立たなくなることも十分考えられ、結果として二兎を追う者は一兎も得ずということになってしまいます。これこそ予算の無駄遣いであると思います。

機能万全の中学校を一日も早く建設するためには、一番先に用地費を予算計上し、土地取得が急務であると思います。

したがって、設計費だけのやりますやりますのパフォーマンスでは、現計画年度に竣工することは極めて厳しい状況であると思います。

そこで、調査・設計費だけの学校建設予算に反対し、討論を終わります。

- 議長（向後和夫） 続いて、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

（ 7 番 景山岩三郎 登壇 ）

○ 7 番（景山岩三郎） おはようございます。平成21年度旭市一般会計予算案賛成討論を行います。

私は、議案第 1 号、平成21年度旭市一般会計予算の議決に対し、賛成の立場から討論を唱えます。

平成21年度は、平成19年度からスタートした総合計画・前期計画の中間期に当たり、合併で位置づけた主要施策の実行に向け、着実なまちづくりへの対応が求められる年度と認識しております。

また、地方分権下では、地方自治体が求められている地域経営の観点からは、機構改革を通じてスピーディーかつ地域に根ざした行政運営を推進するため、一層の行財政改革を進め、地域協働のまちづくりの足場を固める大切な年度であるとも認識しております。

提案されました平成21年度当初予算の主要事業を見ますと、まちづくりの基本方針における、安心して魅力のあるまちづくりとして、現在、4局4周波数ある防災行政無線を統合することで、市内一斉放送に対応する防災行政無線統合整備事業。高齢者等の交通手段を確保し、市民の積極的な社会参加を図るコミュニティバス等の運行事業。市の動脈となり、市内の均衡ある発展を目指す旭中央病院アクセス道整備事業。銚子連絡道との接続も視野に入れ、工業団地など周辺地域の発展を図る谷丁場遊正線の街路整備事業。

快適でうるおいのあるまちづくりとして、生活排水による水質汚濁の防止を図る合併処理浄化槽設置促進事業。きれいな旭をつくる会の活動に助成し、環境美化を推進する環境美化推進事業。地域コミュニティはもとより、地域防災も考慮した公園の整備。

健やかでやすらぎのあるまちづくりとして、子どもを安心して産み育てられるように環境を整備する乳幼児健康診査事業や乳幼児医療費助成事業、こんにちは赤ちゃん事業などの少子化対策。耐震基準を満たしていない保育所も耐震改修する保育所施設改修事業。障害者の社会参加を促進する地域生活支援事業や自立支援給付事業。

心豊かな人と文化をはぐくむまちづくりとして、安心・安全なまちづくりを目指して、耐震基準を満たしていない小・中学校の改築をする小・中学校改築事業。きめ細かい指導の充実や学習を目指す小・中学校教諭補助員配置事業。老朽化した第二・第三給食センターを統合する学校給食センター統合改築事業。

活力と躍動感に満ちたまちづくりとして、潜在的な文化・観光資源の研究や開発を行う地域資源価値創造事業。経済情勢の悪化に早期対応するため、経済対策として融資枠を広げる中小企業金融対策事業。基幹産業である農水産業を支援する各種の農水産関連事業。

共につくる夢のあるまちづくりとして、安心・安全、豊か、交流を一体としてまちづくりをする医療福祉・食・交流の郷づくり事業。合併特例債を活用して積み立てた地域振興基金を活用し、協働のまちづくりを支援する市民まちづくり支援事業。

将来の展望を見据えた優先度の高い事業、そして、めり張りをつけた、精査された事業が総合計画に沿って盛り込まれております。

次に、歳入面から見れば、市税収入、交付税の動向、適切な資金の調達に留意され、必要な事業を実行するための歳入確保の道筋が整えられたものと受け止めております。

以上のとおり、今回の予算案は、厳しい経済情勢の中で平成21年度の地方財政計画に沿って歳出全般にわたる削減を行った一方で、扶助費などの義務的経費の増加に対応し、また、急速に進展する少子高齢社会への的確な対応、そして、安全で安心して暮らせるまちづくりの実現。特に、教育は国家100年の大計と言います。これからの日本を背負う、また、旭の将来を担う子どもたちのために、安全で快適な教育環境づくりのために実施する小・中学校の改築は、地域防災上の指定避難場所となることから、場所の選定にも配慮され、一日も早い完成が待たれるものであります。

さらに、財政運営に当たっては、合併による国の財政支援の終期も見据え、行財政運営の効率化・スリム化を一層推進し、総合計画や行政改革アクションプランに掲げた施策を計画的かつ着実に実施しながら、新市の均衡ある発展を図っていく予算編成となっていることは高く評価するものであります。

これからも市の均衡ある発展と健全な財政運営、市民福祉の向上に努められることを要望し、賛成討論といたします。

○議長（向後和夫） 以上で、通告による討論は終わりました。

討論を終わります。

これより議案第28号を除く議案第1号から議案第32号までの31議案について採決いたします。

議案第1号、平成21年度旭市一般会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後和夫） 賛成多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、平成21年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、平成21年度旭市老人保健特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、平成21年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、平成21年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、平成21年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、平成21年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、平成21年度旭市水道事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長(向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、平成21年度旭市病院事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長(向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、平成21年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長(向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、平成20年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長(向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、平成20年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長(向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、平成20年度旭市後期高齢者医療特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長(向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、平成20年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長(向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、平成20年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長(向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、平成20年度旭市水道事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長(向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、平成20年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長(向後和夫) 賛成多数。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、平成20年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長(向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、旭市庁舎整備基金条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長(向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、旭市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号、旭市海上キャンプ場の設置及び管理に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号、旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号、旭市国民宿舎事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第29号、指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号、指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号、指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第32号、市道路線の認定、廃止及び変更について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。

そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 10時58分

再開 午前 10時58分

○副議長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

地方自治法第117条の規定により、議案第28号に関係いたします林一哉議員、向後和夫議員、嶋田茂樹議員、高木武雄議員、明智忠直議員、佐久間茂樹議員の退席を求めます。

しばらく休憩いたします。

そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 10時59分

再開 午前 10時59分

○副議長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き質疑、討論、採決を行います。

これより議案第28号について、常任委員長の報告に対し質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（林 一雄） 質疑なしと認めます。

これより議案第28号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○副議長（林 一雄） 討論なしと認めます。

これより議案第28号について採決いたします。

議案第28号、指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（林 一雄） 全員賛成。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

ここで林一哉議員、向後和夫議員、嶋田茂樹議員、高木武雄議員、明智忠直議員、佐久間茂樹議員の入場を求めます。

しばらく休憩いたします。

そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 11時01分

再開 午前 11時01分

- 議長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 常任委員長陳情報告

- 議長（向後和夫） 日程第3、常任委員長陳情報告。

これより建設経済常任委員会に付託いたしました陳情第1号の1件についての審査経過と結果について、建設経済常任委員長の報告を求めます。

委員長、嶋田哲純議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 嶋田哲純 登壇）

- 建設経済常任委員長（嶋田哲純） 建設経済常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議において付託されました陳情第1号、ミニマムアクセス米の輸入停止を求める陳情について、審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、3月12日、付託議案の審査終了後、担当課より本陳情の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、特に意見はなく、別紙報告書のとおり、全員賛成で採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成21年3月23日、建設経済常任委員長、嶋田哲純。

- 議長（向後和夫） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託陳情に対する常任委員長の報告は終わりました。

日程第4 質疑、討論、採決

- 議長（向後和夫） 日程第4、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

陳情第1号について、常任委員長の報告に対し質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

- 議長（向後和夫） 討論なしと認めます。

これより陳情第1号について採決いたします。

陳情第1号、ミニマムアクセス米の輸入停止を求める陳情について、建設経済常任委員長の報告のとおり採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、陳情第1号は採択と決しました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前 11時05分

再開 午前 11時19分

- 議長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号、ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書の提出について、発議第2号、旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての2発議案であります。

また、本日、市長より追加議案の送付があり、これを受理いたしました。

追加のありました議案は、議案第33号、旭市副市長の選任につき同意を求めることについ

での1議案であります。

配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(向後和夫) 配布漏れないものと認めます。

ただいま追加議案に伴う日程の追加について、議会運営委員会を開催していただきました。

その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、嶋田茂樹議員、ご登壇願います。

(議会運営委員長 嶋田茂樹 登壇)

○議会運営委員長(嶋田茂樹) ただいま議会運営委員会を開きまして、追加議案の提出に伴う日程追加について協議をいたしましたので、その内容について私のほうよりご報告申し上げます。

追加議案は、発議第1号、ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書の提出について、発議第2号、旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての2発議案と、本日、市長より提案のありました議案第33号の1議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配布してあります平成21年旭市議会第1回定例会議事日程(その2)、2枚目になりますが、本日、3月23日月曜日のとおり、この後、追加日程第1、発議第1号及び発議第2号の2発議案を上程。追加日程第2、提案理由の説明。追加日程第3、質疑、討論、採決。追加日程第4、議案第33号を上程。追加日程第5、提案理由の説明。追加日程第6、議案の補足説明については総務課長を予定しております。追加日程第7、質疑、討論、採決。

以上で、追加日程の協議についての報告を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長(向後和夫) 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第1号及び発議第2号の2発議案並びに議案第33号の1議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(向後和夫) ご異議なしと認めます。

よって、本議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1 発議案上程

- 議長（向後和夫） 追加日程第1、発議案上程。

発議第1号、発議第2号の2発議案を上程いたします。

発議第1号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書の提出について

発議第2号 旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

追加日程第2 提案理由の説明

- 議長（向後和夫） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第1号について、建設経済常任委員長、嶋田哲純議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 嶋田哲純 登壇）

- 建設経済常任委員長（嶋田哲純） それでは、発議第1号、ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書について、提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書の案文を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書（案）

この間、トウモロコシ、大豆、小麦、米などの国際相場が急騰し、輸入穀物を原料とする食品や飼料価格等が値上がりして国民生活に重大な影響をもたらしています。

米や穀物の価格高騰は、全世界に深刻な影響を及ぼし、昨年6月には緊急の「食糧サミット」が開催され、昨年7月の「洞爺湖G8」でも、環境問題とあわせて食糧問題の解決が重要なテーマになりました。

食糧価格の高騰の原因は、複合的で構造的であるだけに価格高騰の長期化は避けられず、今後、影響はさらに深まることが懸念されています。

こうしたなかで、国民に需要のないミニマムアクセス米が、年間77万トンも輸入されていますが、昨年の4月には価格高騰の影響で初めて不落札になるという事態になっています。

これ以上、日本が不必要なミニマムアクセス米の輸入を継続することは、国際的な価格高騰に加担し、途上国の食糧を直接奪うことにならざるをえません。国内では「生産過剰」が米価下落の原因であるとして、生産調整が拡大・強化されていることからしてもミニマムア

クセス米の輸入は許されるものではありません。

政府は、輸入があたかもWTO農業協定上の「義務」であるかのようになっていますが、本来、輸入義務はなく「輸入の機会の提供」にすぎません（99年11月の政府答弁）。

国際的に米や穀物の需要がひっ迫し、先般、決裂したWTO交渉は、今後数年間交渉が宙に浮くことや、ラウンドそのものの崩壊すら取り沙汰されています。

以上の趣旨から、従来の枠組みにとらわれることなく、内外の食糧の危機的事態への対応策として、まずはミニマムアクセス米の輸入を停止するよう、強く要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長あてでございます。

以上、議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（向後和夫） 発議第2号について、議会運営委員長、嶋田茂樹議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 嶋田茂樹 登壇）

○議会運営委員長（嶋田茂樹） それでは、発議第2号、旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、本会議の議事の記録方法を、速記法による速記から、録音機による録音に改めるものであります。

以上、議員各位のご賛同をお願い申し上げます、提案理由とさせていただきます。

○議長（向後和夫） 以上で、発議第1号、発議第2号の提案理由の説明は終わりました。

追加日程第3 質疑、討論、採決

○議長（向後和夫） 追加日程第3、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第1号、発議第2号の2発議案について、一括して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

これより発議第1号、発議第2号の2発議案について、一括して討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(向後和夫) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

発議第1号、ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長(向後和夫) 全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

発議第2号、旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長(向後和夫) 全員賛成。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

追加日程第4 議案上程

- 議長(向後和夫) 追加日程第4、議案上程。

議案第33号の1議案を上程いたします。

議案第33号 旭市副市長の選任につき同意を求めることについて

追加日程第5 提案理由の説明

- 議長(向後和夫) 追加日程第5、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

(市長 伊藤忠良 登壇)

- 市長(伊藤忠良) 本日、議案1件を追加提案し、ご審議を願うことといたしました。

追加議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第33号は、旭市副市長の選任につき同意を求めることについてでありまして、現副市長鈴木正美氏の退任に伴い、後任の副市長を選任するにあたり、議会の同意を求めるものがあります。

私は、増田雅男氏が適任であると考え、ここに提案するものであります。

詳しくは、事務担当者から説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、ご審議のうえ、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（向後和夫） 提案理由の説明は終わりました。

追加日程第6 議案の補足説明

○議長（向後和夫） 追加日程第6、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長 高埜英俊 登壇）

○総務課長（高埜英俊） 議案第33号、旭市副市長の選任につき同意を求めることについて、補足説明をいたします。

鈴木副市長の退任により後任を選任するに当たり、地方自治法の規定により議会の同意を求めるものです。

副市長に選任したい方は、旭市二の5875番地17にお住まいの増田雅男氏で、昭和21年11月1日生まれの方です。

氏は、昭和43年4月1日に旭市職員として奉職、以来39年にわたり市職員として勤務されております。

この間、市長公室長、合併協議会事務局長、参事兼総務課長を歴任され、市政全般に豊富な知識と経験を有しており、副市長として適任の方でございます。

なお、地方自治法に規定される兼職兼業の禁止並びに欠格事項については、いずれも該当しないことを申し添えます。

以上です。

○議長（向後和夫） 総務課長の補足説明は終わりました。

追加日程第7 質疑、討論、採決

- 議長（向後和夫） 追加日程第7、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

議案第33号について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

議案第33号は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

議案第33号、旭市副市長の選任につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第33号は同意することに決しました。

ここで増田雅男氏よりごあいさつの申し出がございますので、これを許可いたします。

増田雅男氏、ご登壇願います。

（増田雅男 登壇）

- （増田雅男） 増田雅男でございます。向後議長から発言の許可をいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま私の副市長選任につきましてご同意をいただき、誠にありがとうございました。ここに厚く御礼を申し上げます。

ご同意いただいたことによりまして副市長という大きな職責、責任の重さを痛感しているところでございます。私は、見たとおりの浅学非才であります。選任いただきました後は、伊藤市長のもと、市の発展、市民の幸せのため、誠心誠意努力する所存であります。議員の皆様方におかれましては、鈴木副市長同様にご指導、ご鞭撻を心からお願い申し上げます。

簡単ではございますが、御礼のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

- 議長（向後和夫） ありがとうございました。

続いて、鈴木副市長よりごあいさつの申し出がありますので、これを許可いたします。

鈴木副市長、ご登壇願います。

（副市長 鈴木正美 登壇）

- 副市長（鈴木正美） ただいま議長のほうから発言許可をいただきましたので、御礼のごあいさつを申し上げます。

平成19年4月から、従来の助役から名称が地方自治法の改正によりまして副市長ということで変わったわけですが、2年間、皆様方には大変お世話になりました。ありがとうございます。

議員の皆様、そして、伊藤市長をはじめ職員の皆様、それから、いろいろな行事で一緒になりました市民の皆様方には大変お世話になりました。ありがとうございます。心から感謝いたします。

旭市に参りまして本当に温かく迎えていただいたというのが、私の実感でございます。

着任した2年前にちょうど旭市の総合計画がスタートしたわけですが、伊藤市長の掲げる3郷構想が、今、着々と進んでおります。合併の効果を生かして、学校の耐震化などをはじめ、さまざまな施策への取り組みが進む中で、当旭市は、近隣市に比べ、非常に活気のある市になったなというふうに感じております。

私としては、この間、職務に力を尽くしたつもりではございますが、何分微力でありまして、皆様方に期待された半分もこたえられなかったのではないかという思いがございます。

旭市は、言うまでもございませんが、温暖な気候・風土で自然環境に恵まれ、基幹病院の旭中央病院をはじめとする医療、福祉、保健、さらに、県下市町村で断然トップの農業、2位の水産業、そして、商圈29万を有する商業と、産業面でもバランスのとれた地域でございます。また、教育、文化、スポーツ、伝統芸能などの面でも活発な活動が行われている地域でございます。この2年間にこうしたことを実感いたしました。

100年に一度と言われている世界的な経済不況の影響が言われている中でございますが、こうした地域が持っている高いポテンシャルを最大限に生かしまして、旭市が日本一住みよいまちに向けてさらに発展すること切に願うものであります。

終わりに、議員の皆様、伊藤市長並びに職員の皆様方のすべてのご健勝とご活躍を祈念いたしまして、大変整いませんが、御礼のあいさつといたします。

本当にありがとうございました。（拍手）

- 議長（向後和夫） ありがとうございました。

日程第 5 事務報告

- 議長（向後和夫） 日程第 5、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長 高埜英俊 登壇）

- 総務課長（高埜英俊） 篤志寄附を受納しましたので、報告いたします。

1 つ、金10万5,000円を片田博正様から12月29日受納いたしました。

1 つ、金20万円を木内隆雄様から 1 月26日受納いたしました。

以上です。

- 議長（向後和夫） 事務報告は終わりました。
-

日程第 6 閉 会

- 議長（向後和夫） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成21年旭市議会第 1 回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでした。

閉会 午前 11 時 40 分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

旭市議会 議 長 向 後 和 夫

副 議 長 林 一 雄

議 員 向 後 悦 世

議 員 景 山 岩三郎